デジタル原則を踏まえた
アナログ規制 (通知・通達等) の
見直し方針

2023年5月30日 デジタル臨時行政調査会

						のの囲料・畑連寺の別		. ,,,,,,,				令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し割かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
1	告示	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規	昭和55年12月13日通商産業 省/科学技術庁告示第3号	内閣府	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
2	告示	別 協同組合による金融事業に関する法律第六条第 一項において準用する銀行法第十四条の二の規 定に基づき、使用協同組合及び使用協同組合達 合会がその保有する資産等に限らし自己資本の 充実の状況が適当であるかどうかを判断するた めの基準	平成18年3月27日金融庁告示	金融庁	第131条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
3	告示	全融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定 に基づき、最終指定親会社及びその子法、等の 保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及 びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当 であるかどうかを判断するための基準	平成22年12月27日金融庁告 示第130号	金融庁	第133条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
4	告示	銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀 行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保 有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するための 基準	年成18年3月27日亜銀厂台示 第20号	金融庁	第134条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
5	告示	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	平成18年3月27日金融庁告示 第19号	金融庁	第156条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
6	告示	個用金庫法第八十九条第一項において準用する 銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫 及び信用金庫連合会がその保有する資産等に いらし自己資本の充実の状況が適当であるかどう かを判断するための基準		金融庁	第155条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
7	告示	消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基 づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する 事業に類する事業として行われる資産の譲渡等		こども家庭庁	前文	施設の立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
8	告示	独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則 第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣 及び厚生労働大臣が定める基準等	平成29年3月31日文部科学省 /厚生厚生労働省告示第4号 昭和44年3月31日消防庁告示	こども家庭庁	3	施設の実地調査 予備調査の内容について	目視規制	1-①	1-①	否		
9	告示	消防に関する都市等級要網	第2号	総務省	第2-2(2)	の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
10	告示	電気通信主任技術者規則第三条第二項の規定に 基づく総務大臣が別に告示する場合	平成22年2月26日総務省告示 第49号	総務省	1-4	電気通信設備の巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
11	告示	電気通信主任技術者規則第三条第二項の規定に 基づく総務大臣が別に告示する場合	平成22年2月26日総務省告示 第49号	総務省	3-3	電気通信設備の巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
12	告示	リサイクル研究開発促進交付金交付規則	平成9年10月9日科学技術庁 告示第10号	文部科学省	第13条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
13	告示	学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第2-2(4)ウ	目視による外観調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
14	告示	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可 に関する審査基準	告示第41号	文部科学省	第6-3	学校法人の経営実態の確 認等のための実地調査	目視規制	2	2	否		
15	告示	教員資格認定試験規程第三条第一項の規定に基 づく文部科学大臣が定める資格	告示第69号	文部科学省	39(4)	施設の立入調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
16	告示	原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規 則	告示第162号	文部科学省	第11条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
17	告示	高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交 付規則	平成20年7月31日文部科学省 告示第134号	文部科学省	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
18	告示	高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づ く新たに高等専門学校等を設置する場合の教員 組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備	平成15年3月31日文部科学省 告示第48号	文部科学省	3	高等専門学校等の設置の 認可に係る実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
19	告示	大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学 校設置会社に関する審査基準	平成19年3月30日文部科学省 告示第42号	文部科学省	第5-3	学校設置会社の経営実態 等の実地調査	目視規制	2	2	否		
20	告示	大学院設置基準第四十五条の規定に基づく新た に大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等 の施設及び設備の段階的な整備	告示第50号	文部科学省	3	大学院等の設置又は課程 の変更の認可に係る実地 調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
21	告示	大学等における職業実践力育成プログラムの認 定に関する規程	告示第124号	文部科学省	第4条	大学等における課程の実 施状況の実地調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
22	告示	大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則	平成3年2月28日科学技術庁 告示第2号	文部科学省	第13条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
23	告示	短期大学設置基準第五十二条の規定に基づく新 たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校 舎等の施設及び設備の段階的な整備	告示第52号	文部科学省	3	短期大学等における年次 計画の履行状況の実地調 査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
24	告示	放射線利用·原子力基盤技術試験研究推進交付 金交付規則	平成5年10月28日科学技術庁 告示第11号	文部科学省	第13条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
25	告示	介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基 づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用 適正化事業 介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基	台示第31号	厚生労働省	1	介護給付等に要する費用 の適正化を図るための訪 問調査 介護給付等に要する費用	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
26	告示	づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用 適正化事業 介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基	牛成20年2月20日厚生労働省 告示第31号	厚生労働省	2	の適正化を図るための訪 問調査 居宅介護住宅改修費又は	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
27	告示	ブく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用 適正化事業		厚生労働省	3	介護予防住宅改修費の支 給の申請に係る住宅の現 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
28	告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	半成2/年3月23日厚至厚至労 働省告示第94号	厚生労働省	37¤	看護職員による定期的な 巡視	目視規制	1-①	1-①	否		本規定については保険医療に係る省令等の見直し
29	告示	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療 養並びに施設基準	平成20年3月27日厚生厚生労 働省告示第129号	厚生労働省	第2-20(2)⑪	公益社団法人日本放射線 腫瘍学会の訪問調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省や寺の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報院改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため
30	告示	放射性物質等の運搬に関する基準	平成17年11月24日厚生労働 省告示第491号	厚生労働省	第24条	放射性物質等の運搬にお ける駐車時の見張人の配	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
31	告示	持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程に ついての検査方法	令和2年3月17日農林水産省 告示第513号	農林水産省	4b)	置 生産行程の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
32	告示	集成材の日本農林規格	平成19年9月25日農林水産省 告示第1152号	農林水産省	(全体)	品質の構成の目視区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代
33	告示	熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ペーコ ン類の生産行程についての検査方法	平成8年1月22日農林水産省 告示第67号	農林水産省	1	生産施設及び生産行程の 実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		替の可否の検討に時間を要するため
34	告示	熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ペーコ ン類の生産行程についての検査方法	平成8年1月22日農林水産省 告示第67号	農林水産省	2(2)	熟成室の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
35	告示	熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法	平成8年1月22日農林水産省 告示第67号	農林水産省	2(3)	生産行程の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
36	告示	食用植物油脂の日本農林規格	昭和44年3月31日農林省告示 第523号	農林水産省	第21条 表1	食用植物油脂の目視調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
37	告示	人工光型縮物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格		農林水産省	5.1.6注記	培養液又は栽培する葉菜 類が接触する設備・機械 器具等の目視による異物 検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
38	告示	人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格	令和元年9月5日農林水産省 告示第798号	農林水産省	5.2.2	快算 目視による生理障害等の 外観検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
39	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.6	目視による着色粒の選別	目視規制	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	製の引合の検討に時間を要するため 目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
			•	•		•			•			

										Ī	1	令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見産し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
40	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.8	目視による砕粒の選別	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
41	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.9	目視による粉状質粒の選 別	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
42	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.10b)	目視による亀裂の入った 粒の選別	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
43	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.5c)	目視による異種穀粒及び 異物の選別	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
44	告示	精米の日本農林規格	令和3年12月7日農林水産省 告示第2073号	農林水産省	5.7b)	目視による被害粒の選別	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
45	告示	製材の日本農林規格	平成19年8月29日農林水産省 告示第1083号	農林水産省	第3部1	構造用製材の節、丸身等 材の欠点の目視による測 定	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
46	告示	単板積層材の日本農林規格	平成20年5月13日農林水産省 告示第701号	農林水産省	附属書C C.1c)	登録認証機関等による実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
47	告示	直交集成板の日本農林規格	平成25年12月20日農林水產 省告示第3079号	農林水産省	(全体)	品質の目視区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
48	告示	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援 計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三 号及び第二項第七号の規定に基づく漁業分野に 特有の事情に鑑みて定める基準	平成31年3月15日農林水産省	農林水産省	3	協議会及びその構成員に よる現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
49	告示	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援 計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三 号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に 特有の事情に鑑みて定める基準		農林水産省	4	協議会による現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
50	告示	日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八 条第二項の主務大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等	平成18年2月7日農林水産省 告示第125号	農林水産省	3.2.1	認証の申請に係る工場又 は事業所の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
51	告示	日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八 条第二項の主務大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等	平成18年2月7日農林水産省 告示第125号	農林水産省	3.3 g)	認証の申請に係る工場又 は事業所の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
52	告示	日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八 条第二項の主務大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等	平成18年2月7日農林水産省 告示第125号	農林水産省	3.4 e) 5)	認証の申請に係る工場又 は事業所の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
53	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材の日本農林規格	昭和49年7月8日農林省告示 第600号	農林水産省	3.1	枠組壁工法構造用製材の 目視による品質の区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
54	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材の日本農林規格	昭和49年7月8日農林省告示 第600号	農林水産省	3.2	枠組壁工法構造用製材の 目視による品質の区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
55	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材の日本農林規格	昭和49年7月8日農林省告示 第600号	農林水産省	3.4	枠組壁工法構造用たて継 ぎ材の目視による品質の 区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
56	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材の日本農林規格	昭和49年7月8日農林省告示 第600号	農林水産省	3.5	枠組壁工法構造用たて継 ぎ材の目視による品質の 区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
57	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材の日本農林規格	昭和49年7月8日農林省告示 第600号	農林水産省	3.6	枠組壁工法構造用たて継 ぎ材の目視による品質の 区分	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	目視検査に代替可能な機械等の有無が確認できて おらず、当該機器の探索及びデジタル技術への代 替の可否の検討に時間を要するため
58	告示	クロルデン等に係る特定計量証明事業の認定基 準	平成14年3月27日経済産業省 告示第145号	経済産業省	3 表3 30	現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該内容の改定については、令和6年2月に開催 予定の計量行政調整委員会(自治体等参加)での 了承を経る必要があるため
59	告示	ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定 基準	平成14年2月18日経済産業省 告示第77号	経済産業省	3 表3 3미	現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該内容の改定については、令和6年2月に開催 予定の計量行政調整委員会(自治体等参加)での 了承を経る必要があるため
60	告示	バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基 準等の細目を定める告示	平成9年3月17日通商産業省 告示第127号	経済産業省	第1条第1項第2号4	目視等によるパルク貯蔵 の外観検査	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	令和5年度中に実施予定の「液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 36条第1項第1号」等の技術的検証の結果を参照 しつつ、本告示の見直しについて検討する必要が あるため
61	告示	バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示	平成9年3月17日通商産業省 告示第127号	経済産業省	第1条第2項第2号4	目視等による附属機器等 の外観検査	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	令和5年度中に実施予定の「液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 36条第1項第1項)等の技術的核旋の結果を参照 しつつ、本告示の見直しについて検討する必要が あるため
62	告示	火業類の容器包装の基準を定める告示	平成10年3月26日通商産業省 告示第149号	経済産業省	第2条第3号	容器包装の目視等による確認	目視規制	1-②	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する火薬類取締法令の見直 しが令和6年度6月までに実施することとされて おり、本告示の見直しも当該法令と一体で検討す る必要があるため
63	告示	核燃料サイクル交付金交付規則	平成19年3月31日経済産業省 告示第109号	経済産業省	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
64	告示	計量法施行規則第五十一条第四項及び第五十四 条第三項の規定に基づき経済産業大臣が別に定 める基準等について	平成2/年4月1日経済産業省 告示第63号	経済産業省	別表第1-1	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該内容の改定については、令和6年2月に開催 予定の計量行政調整委員会(自治体等参加)での 了承を経る必要があるため
65	告示	計量法施行規則第五十一条第四項及び第五十四 条第三項の規定に基づき経済産業大臣が別に定 める基準等について		経済産業省	別表第2-1	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該内容の改定については、令和6年2月に開催 予定の計量行政調整委員会(自治体等参加)での 了承を経る必要があるため
66	告示	原子力発電施設等の周辺地域における大規模院 発地区への企業立地促進事業費補助金交付要網	告示第309号	経済産業省	第12条第1項	補助金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
67	告示	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交 付金交付規則	省告示第222号	経済産業省	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
68	告示	原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則	平成19年3月31日経済産業省 告示第107号	経済産業省	第13条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
69	告示	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器	平成19年3月31日経済産業省 告示第108号 平成28年6月30日経済産業省	経済産業省	第13条第1項	交付金の交付に係る現地 調査 目視による容器の膨らみ	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
70	告示	の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める 告示 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器	告示第184号		第45条第1号 表D-4	の確認	目視規制	1-①	1-1	否		
71	告示	の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める 告示	告示第184号	経済産業省	第53条	観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
72	告示	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号 の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及U 号特定技能外国人支援計画の基等を定める 省令の規定に基づく素形材・産業機械・電気電 子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定		経済産業省	第3条第2号	経済産業省又は協議・連 絡会による現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
73	告示	める基準 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方 法等に関する技術基準の細目を定める告示	告示第291号	経済産業省	第10条	目視による貯蔵の沈下状 況の検査	目視規制	3	3	否		
74	告示	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方 法等に関する技術基準の細目を定める告示	告示第291号	経済産業省	第1条の7第2号	巡視等の保安活動	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
75	告示	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	昭和53年9月28日通商産業省 告示第434号	経済産業省	第15条第1項	交付金の交付に係る現地 調査 なけ全の交付に係る現地	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
76	告示	石油貯蔵施設立地対策等交付金事務等交付金交 付規則 特定市町村が計量法第十九条の定期検査及び同	昭和53年9月28日通商産業省 告示第435号	経済産業省	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
77	告示	特定市町内が計量点は第十九条の定用検査及びF 法第百四十八条の立入検査等の事務を行う場合 に必要となる計量器並びに器具、機械又は装置 及び施設について		経済産業省	本則	立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該内容の改定については、令和6年2月に開催 予定の計量行政調整委員会(自治体等参加)での 了承を経る必要があるため

												令和5年1月1日現在
										見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
										ともアクラル原内地合成が解除でき ていることを確認済	完了しているものを含む。	
78	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の	平成17年3月30日経済産業省	経済産業省	第10条第2項第3号□	目視等による高圧ガス設	目視規制	3	3	否		
		認定に係る事業所の体制の基準を定める告示	告示第86号	0.07/生本目	37103(371-3(370-))	備の検査	H (A-00-H)	Ů				
79	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の 認定に係る事業所の体制の基準を定める告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第10条第2項第4号미(1)	目視等による高圧ガス設 備の検査	目視規制	3	3	否		
			平成27年4月1日経済産業省			頭の快重 交付金の交付に係る現地						
80	告示	福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則	告示第59号	経済産業省	第11条第1項	調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
81	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検 査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第3条第1号 表D	目視による容器の膨らみ の確認	目視規制	1-①	1-①	否		
82	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第5条第2号(目視による非水槽式の容 器の確認	目視規制	1-①	1-(1)	否		
83	告示	査の方法等を定める告示 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	平成9年3月25日通商産業省	経済産業省	第5条第3号	目視による加圧試験	目視規制	1-(1)	1-①	否		
		査の方法等を定める告示 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	告示第150号 平成9年3月25日通商産業省			目視による容器等の漏え						
84	告示	査の方法等を定める告示	告示第150号	経済産業省	第19条第2号	い試験	目視規制	2	2	否		
85	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検 査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第21条第2項第2号	目視による容器等の漏え い試験	目視規制	2	2	否		
86	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	平成9年3月25日通商産業省	経済産業省	第24条第2号	目視等による一般附属品	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
87	告示	査の方法等を定める告示 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	告示第150号 平成9年3月25日通商産業省	経済産業省	第25条第1項第2号	の外観検査 目視による一般附属品の	目視規制	1-①	1-①	否		
		査の方法等を定める告示 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	告示第150号 平成9年3月25日通商産業省			気密試験 目視によるバルブの固定						
88	告示	査の方法等を定める告示	告示第150号	経済産業省	第26条第1項第2号	状態の点検	目視規制	1-①	1-①	否		
89	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検 査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第27条	目視等による附属品の外 観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
90	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検 査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第28条第1項	目視による附属品等の漏 えい試験	目視規制	2	2	否		
91	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	平成9年3月25日通商産業省	経済産業省	第28条第2項第1号	目視による附属品等の漏	目視規制	2	2	否		
92	告示	査の方法等を定める告示 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検	告示第150号 平成9年3月25日通商産業省			えい試験 目視等による附属品の外					令和5年中	
		査の方法等を定める告示	告示第150号 平成29年2月3日国土交通省	経済産業省	第28条の3	観検査	目視規制	1-②	2	要		
93	告示	既存住宅状況調査方法基準	平成29年2月3日国工交通自 告示第82号	国土交通省	第5~10条(は)	目視等による調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
0.1	#-	建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告に おける検査及び定期点検における点検の項目、	平成20年3月10日国土交通省	91+0	Did the Africa	manage in the contract of the	na.		_	700	America	本告示は、工程表において見直し完了時期を令和 6年度4月~6月としている建築基準法第12条第
94	告示	事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果		国土交通省	別表第1~4	目視等による検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	3項に基づくものであり、同法と一体で見直しを
\forall		表を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										検討する必要があるため
95	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2第1第14号5(は)5	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	3,1440.0									
	_	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産	平成12年5月31日建設省告示		別表第2第1第15号2(は)2							
96		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	^	目視等による測定	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
-		的基準を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
97	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2第1第15号6(は)6	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号									
		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産	平成12年6月21日建設公告子									
98		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2第1第17号8(は)8	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
		的基準を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
99	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2 第1第18号	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号		10(i±)10							
		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料が適合すべき口木奈	平成12年6月21日建設公告子									
100	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産 業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2 第1第18号9(は)9/1	目視による構成材の確認	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
		的基準を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
101	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2 第1第20号4(は)4=	目視による飛散防止層の	目視規制	1-(2)	3	要	令和5年中	
		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号			くぼみの確認						
		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材	W-810/C CO1 C 7810/6/6			目視による飛散防止層か						
102	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産 業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2第1第20号4(は)48	mh air	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
		的基準を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材				雑誌						
103	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2第1第21号4(は)4	日禅による測定	目視規制	1-(1)	3	要	令和5年中	
		業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号	MILAGE	MISCHIE MIZMEZ JA(MA)A	DONE OF STATE	LI DESCRI				1740 0 4 1	
		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
104	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産 業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2第1第22号6(は)6	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
-		的基準を定める件 建築物の基礎 主要構造部等に使用する建築材										
105		料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2第1第2号5(は)5イ.		目視規制	1-(2)	3	要	令和5年中	
103	HW	業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号	出土人地刊	Λ	の測定	口元死的	1-(6)	3	*	17412 3 4444	
H		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材	m-hadra									
106	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産 業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2第1第3号4(は)4	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
\vdash		的基準を定める件 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
107	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産		国土交通省	別表第2第1第4号4(は)4	目視による測定	目視規制	1-(1)	3	要	令和5年中	
107	ian.	業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術 的基準を定める件	第1446号	出工义理會	///:大畑と ポエポキ号4(は)4	□沈にゅの別之	口代利利	1-(1)	,	女	77年10年中	
		建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材										
108	告示	料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産 業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術		国土交通省	別表第2 第1第6号5(は)5	目視による測定	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
\vdash		的基準を定める件			(DIX) (\$1 14 APA 1	神位色の乳頭が一・・						
109	告示	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るた めの基本的な方針	平成18年1月25日国土交通省 告示第184号	国土交通省	(別添)第1 建築物の耐震診 断の指針	建築物の耐震診断におけ る実地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
110	告示	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るた めの基本的な方針	平成18年1月25日国土交通省 告示第184号	国土交通省	(別添)第1 建築物の耐震診 断の指針1	建築物の耐震診断におけ る実地調査	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
111	告示	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るた	平成18年1月25日国土交通省	国土交通省	(別添)第1 建築物の耐震診	建築物の耐震診断におけ	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
		めの基本的な方針 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るた	告示第184号 平成18年1月25日国土交通省		断の指針2 (別添)第1 建築物の耐震診	る実地調査 建築物の耐震診断におけ		_				
112	告示	めの基本的な方針	告示第184号	国土交通省	断の指針3	る実地調査	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	ナルニは、丁卯まによいコロネリカマけが、 ^ ^
112	e-=	建築物の定期調査報告における調査及び定期点	平成20年3月10日国土交通省	F1	(DI ±)	口报签/ 1. 7 四十	D 10 10			w	America	本告示は、工程表において見直し完了時期を令和 6年度4月~6月としている建築基準法第12条第
113	告示	検における点検の項目、方法及び結果の判定基 準並びに調査結果表を定める件	告示第282号	国土交通省	(別表)	目視等による調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	1項に基づくものであり、同法と一体で見直しを 検討する必要があるため
114	告示	航海当直基準	平成8年12月24日運輸省告示	国土交通省	II 1(1)1(1)	甲板部における見張り	目視規制	1-②	1-(2)	否		10xx 1 5 00 00 10 00 10 00
			第704号 平成8年12月24日運輸省告示									
115	告示	航海当直基準	第704号	国土交通省	II 1(1)2(4)	甲板部における見張り	目視規制	1-2	1-2	否		
116	告示	航海当直基準	平成8年12月24日運輸省告示 第704号	国土交通省	II 1(2)1	甲板部における見張り	目視規制	1-②	1-2	否		
117	告示	航海当直基準	平成8年12月24日運輸省告示 第704号	国土交通省	III 3(2)1	甲板部における船内の巡	目視規制	2	2	否		
118	告示	航海当直基準	平成8年12月24日運輸省告示	国土交通省	III 4(2)2	視 機関部における船内の巡	目視規制	2	2	否		
	.4.91		第704号			視	- 0.000	_		ы		

						1					1	令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見書し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 先了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
119	告示	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定 期点検における点検の項目、事項、方法及び結 果の判定基準を定める件	平成20年11月17日国土交通 省告示第1351号	国土交通省	別表第1~4	目視等による点検	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	本告示は、官公庁施設の建設等に関する法律に基 づくものであり、工程表において同法第12条第1 項等の見直し完了時期を令和6年度4月~6月と しているところ、同法と一体で見直しを検討する 必要があるため
120	告示	国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検に おける点検の項目、方法及び結果の判定基準を 定める件	平成20年11月17日国土交通 省告示第1350号	国土交通省	別表	目視等による点検	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	本告示は、官公庁施設の建設等に関する法律に基 づくものであり、工程表において同法第12条第1 項等の見直し完了時期を令和6年度4月~6月と しているところ、同法と一体で見直しを検討する 必要があるため
121	告示	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準	平成17年5月27日国土交通省 告示第551号	国土交通省	別表第10	目視による柱又ははりに おける変形の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	本告示は、官公庁施設の建設等に関する法律に基づくものであり、工程表において同法第12条第1
122	告示	索道施設に関する技術上の基準の細目を定める 告示	昭和62年3月20日運輸省告示 第170号	国土交通省	別表第2 備考2	目視等による外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
123	告示	自動車の点検及び整備に関する手引	平成19年3月14日国土交通省 告示第317号	国土交通省	「点検の実施方法」各欄	目視による点検	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
124	告示	住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事 項及びその確認の方法を定める等の件		国土交通省	第1表2-1(1	評価員の目視による住宅 の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(住宅の品質確保 の促進等に関する法律総行規則第15条第1号ハ (3)) の見直し検討が令和6年6月までに実施する こととされており、本告示の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
125	告示	住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事 項及びその確認の方法を定める等の件	平成14年8月20日国土交通省 告示第731号	国土交通省	第1表2-1(4)	評価員の目視による住宅 の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(住宅の品質確保 の促進等に関する法律総行規則第15条第1号へ (3)) の見直し検討が令和6年6月までに実施する こととされており、本告示の見面しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
126	告示	住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事 項及びその確認の方法を定める等の件	平成14年8月20日国土交通省 告示第731号	国土交通省	第1表2-12(1)~(4)	評価員の目視による住宅 の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	こととされており、本告示の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
127	告示	住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事 項及びその確認の方法を定める等の件	平成14年8月20日国土交通省 告示第731号	国土交通省	第1表2-12(5)	評価員の目視による住宅 の確認	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	こととされており、本告示の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
128	告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定め る告示	令和3年12月15日国土交通省 告示第1522号	国土交通省	第2	目視等による火災に対す る安全性の調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	類似する建築基準法の中間・完了検査や定期報告 制度では令和5年度に実証実験等、令和6年度に 見蔵し検討するとされており、その動向も踏まえ たものとする必要があるため
129	告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定め る告示	令和3年12月15日国土交通省 告示第1522号	国土交通省	第3-1	目視等による周辺に危害 を生ずるおそれの調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	類似する建築基準法の中間・完了検査や定期報告 制度では令和5年度に実証実験等、令和6年度に 見直し検討するとされており、その動向も踏まえ たものとする必要があるため
130	告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定め る告示	令和3年12月15日国土交通省 告示第1522号	国土交通省	第3-2	目視等によるマンション の調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	類似する建築基準法の中間・完了検査や定期報告 制度では令和5年度に実証実験等、令和6年度に 見高し検討するとされており、その動向も踏まえ たものとする必要があるため
131	告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定め る告示	令和3年12月15日国土交通省 告示第1522号	国土交通省	第4	目視等による配管設備の 調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	類似する建築基準法の中間・完了検査や定期報告 制度では令和5年度に実証実験等、令和6年度に 見直し検討するとされており、その動向も踏まえ たものとする必要があるため
132	告示	除却の必要性に係る認定に関する基準等を定め る告示	令和3年12月15日国土交通省 告示第1522号	国土交通省	第5	目視等による経路の調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	類似する建築基準法の中間・完了検査や定期報告 制度では令和5年度に実証実験等。令和6年度に 見高し検討するとされており、その動向も踏まえ たものとする必要があるため 本告示は、工程表において見直し完了時期を令和
133	告示	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点 検における点検の項目、事項、方法及び結果の 判定基準並びに検査結果表を定める件 申請者が工場等において行う試験に立ち会い、	平成20年3月10日国土交通省 告示第283号	国土交通省	別表第1~6	目視等による検査	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	6年度4月~6月としている建築基準法第12条第 3項に基づくものであり、同法と一体で見直しを 検討する必要があるため
134	告示	又は工場等における指定建築材料の製造、検査 若しくは品質管理を実地に確認する必要がある 場合及びその費用を定める件		国土交通省	(全体)	品質管理の実地確認	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
135	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	昭和54年9月27日運輸省告示 第549号	国土交通省	別表第8の3備考12- 1.5.15(5)(d)	目視による過酸化水素水 溶液の積載タンクの点検	目視規制	1-①	1-①	否		
136	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	昭和54年9月27日運輸省告示 第549号	国土交通省	第16条の8の3第6項第2号	航行中の特例タンク自動 車等の巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、船舶安全法体系の条項の見直し が令和6年度6月までに実施することとされてお り、これらの条項とともに一括して見直す方針で あるため
137	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条	昭和54年9月27日運輸省告示第549号	国土交通省	第16条の8の3第6項第5号	航行中の特例タンク自動 車等の巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、船舶安全法体系の条項の見直し が令和6年度6月までに実施することとされてお り、これらの条項とともに一括して見直す方針で あるため
138	告示	船加城員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条 の七の国土交通大臣が告示で定める基準 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条	中成15年5月22日国工交通省 告示第651号 平成28年9月20日国土交通省	国土交通省	第2条第5号	運航時の見張り	目視規制	3	3	否		
139	告示	第二項第四号の告示で定める船舶	告示第1077号 令和2年8月4日国土交通省告	国土交通省	2	運航時の見張り 大規模な土砂災害発生後	目視規制	3	3	否		
140	告示	土砂災害防止対策基本指針	示第785号 平成14年7月15日国土交通省	国土交通省	5-5	の現地調査等 運転者席の運転者による	目視規制	2	2	否		
141	告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 野価方法基準	告示第619号 平成13年8月14日国土交通省 告示第1347号	国土交通省	第39条第3項第3号(ほか) (全体)	前方の視認 目視等による建築物の確認	目視規制	1-①	2	否要	令和6年6月まで	施することとされており、本告示の見直しも当該
143	告示	防火設備の定期検査報告における検査及び定期 点検における点検の項目、事項、方法及び結果 の判定基準並びに検査結果表を定める件	平成28年5月2日国土交通省 告示第723号	国土交通省	別表第1~4(は)	目視等	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	法令と一体で検討する必要があるため 本告示は、工程表において見直し完了時期を令和 6年度4月~6月としている建築基準法第12条第 3項に基づくものであり、同法と一体で見直しを 検討する必要があるため
144	告示	遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期 点検における点検の項目、事項、方法及び結果 の判定基準並びに検査結果表を定める件	平成20年3月10日国土交通省 告示第284号	国土交通省	別表(は)	目視等による検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	本告示は、工程表において見直し完了時期を令和 6年度4月~6月としている建築基準法第12条第 3項に基づくものであり、同法と一体で見直しを 検討する必要があるため
145	告示	汚染土壌処理薬に関する省令第四条第一号ルの 規定に基づく環境大臣が定める汚水が地下に浸 透することを防止するための措置	平成22年3月29日環境省告示 第24号	環境省	2	特定有害物質を含む固体 又は液体が地下に浸透し ていないことについての 目視等による確認	目視規制	1-②	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(土壌汚染対策法 施行規則別表第8(第40条関係)第6号二(3))の見 直しが令和6年度6月までに実施することとされ ており、本告示の見直しも当該法令と一体で検討 する必要があるため
146	告示	海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を 定める件	平成18年12月21日環境省告 示第153号	環境省	第4.1(1)	目視等による廃棄海域に 係る状況の確認	目視規制	2	2	否		
147	告示	海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を	平成18年12月21日環境省告 示第153号	環境省	第4.1(2)2)	目視等による海底の変 化、底生生物や付着生物	目視規制	2	2	否		
148	告示	定める件 海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を 定める件	示第153号 平成18年12月21日環境省告 示第153号	環境省	第4.1(3)2)	の存在状況等の確認 目視等による海底の変 化、底生生物や付着生物 の存在状況等の確認	目視規制	2	2	否		
149	告示	環境影響評価法の規定による国土交通大臣が定 めるべき港湾環境影響評価に係る指針に関する 基本的事項	平成24年4月2日環境省告示 第64号	環境省	第1の1(4)	選定項目に係る環境要素 の状況並びに自然条件及 び社会条件に関する現地 調査・踏査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
			·									

					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	のの	(IXA)AVA	. 3634				令和5年1月1日現在
							規制等の	現在	見直後	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規型	現住 Phase	光順校 Phase	立見無し「台」かり、例はFinanco・ 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	※「令和5年申」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
150	告示	環境影響評価法の規定による国土交通大臣が定 めるべき港湾環境影響評価に係る指針に関する 基本的事項	平成24年4月2日環境省告示 第64号	環境省	第1の5(1)エ	選定項目に係る環境要素 の状況並びに自然条件及 び社会条件に関する現地 調査・踏査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
151	告示	環境影響評価法の規定による主務大臣が定める べき指針等に関する基本的事項	平成24年4月2日環境省告示 第63号	環境省	第1の1(5)	選定項目に係る環境要素 の状況並びに自然条件及 び社会条件に関する現地 調査・踏査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
152	告示	環境影響評価法の規定による主務大臣が定める べき指針等に関する基本的事項	平成24年4月2日環境省告示 第63号	環境省	第4の1(4)	選定項目に係る環境要素 の状況並びに自然条件及 び社会条件に関する現地 調査・踏査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
153	告示	環境影響評価法の規定による主務大臣が定める べき指針等に関する基本的事項	第63号	環境省	第4の5(1)	選定項目に係る環境要素 の状況並びに自然条件及 び社会条件に関する現地 調査・踏査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
154	告示	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法	平成7年9月13日環境庁告示 第63号	環境省	別表第3-2	ヒトの嗅覚を用いた臭気 の測定	目視規制	1-①	1-(1)	否		
155	告示	浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規 定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法 その他必要な事項	平成19年8月29日環境省告示 第64号	環境省	第2条第1項	浄化槽の内部の目視等に よる外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
156	告示	浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規 定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法 その他必要な事項	平成19年8月29日環境省告示 第64号	環境省	第3条第1項	浄化槽の内部の目視等に よる外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
157	告示	設計図書その他の書面による調査及び特定建築 材料の有無の目視による調査を適切に行うため に必要な知識を有する者として環境大臣が定め る者	令和2年10月7日環境省告示	環境省	本則	特定建築材料の有無の目 視による調査	目視規制	1-①	1-①	否		
158	告示	第五種共同漁業権に係る特例を定める件	平成18年1月25日環境省告示 第28号	環境省	第2条第3号=	特定外来生物の持出し防 止等のための巡視等の監 視体制の整備	目視規制	1-②	3	要	令和6年3月まで	工程表において、外来生物法第10条第2項等の見 直しが令和6年3月までに実施することとされて いるところであり、本項についてもこれらと一体 的に対応することが合理的であるため
159	告示	展示動物の飼養及び保管に関する基準	平成16年4月30日環境省告示 第33号	環境省	第4の1(3)イ	施設内の巡視等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
160	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 に関し必要な事項を定める件 株実工製化学表現での海底下廃棄の計画の申請	第83号	環境省	第3.1(2)1)②	観測等による現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
161	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 に関し必要な事項を定める件	第83号	環境省	第3.1(4)2)	観測等による現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
162	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 に関し必要な事項を定める件	平成19年9月19日環境省告示 第83号	環境省	第3.2(1)2)	観測等による現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
163	告示	特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設 備の要件	平成25年2月28日環境省告示 第15号	環境省	5	特定廃棄物の最終処分場 に係る技術上の基準	目視規制	1-2	3	要	令和6年6月まで	一般疾病物の最終処分場及び産業疾病物の最終処 分場に係る技術上の基準を定める省合第1条の2 第1項第3号小及び第2条第1項第2号ロ(5)の 規定に率じたものであり、工程表において当該条 項の見感し元予時期を令和6年度4月~6月とし ているところ、本告示の見順しも当該条項と一体 で検討する必要があるため
164	告示	南極環境影響評価実施要領	平成9年10月8日環境庁告示 第57号	環境省	第3(2)3)②	南極地域活動に係る環境 の現状把握のための現地 調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、同様の技術的検証を要する送規 (南穏地域の環境の保護に関する法律施行規則別 表第1(第5条及び第15条関係))の見直しか令和 6年度6月までに実施することとされており、本 告示の見直しも当該法規と一体で検討する必要が あるため
165	告示	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な 事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	平成17年9月22日環境省告示 第96号 平成17年9月22日環境省告示	環境省	第4.2(1)3)②/b	自然的条件の現況に関す る現地調査 調査項目の現況に関する	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
166	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号 平成17年9月22日環境省告示	環境省	第4.2(1)3)②9c	現地調査 自然的条件の現況に関す	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
167	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な 事項を定める件	第96号 平成17年9月22日環境省告示 第96号	環境省環境省	第4.2(2)3)②/b 第4.2(2)3)②/c	る現地調査 調査項目の現況に関する 現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
169	告示	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な 事項を定める件	平成17年9月22日環境省告示 第96号	環境省	第4.2(3)3)②/b	自然的条件の現況に関す る現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
170	告示	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	平成17年9月22日環境省告示	環境省	第4.2(3)3)②9c	調査項目の現況に関する	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
171	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な		環境省	第4.2(4)3)②/b	現地調査 自然的条件の現況に関す	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
172	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な		環境省	第4.2(4)3)②9c	る現地調査 調査項目の現況に関する	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号 平成17年9月22日環境省告示	環境省	第5.1(1)2)②ケ	現地調査 海水の濁り等の状況の目	目視規制	2	2	否	TH 0 44	
173		事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号 平成17年9月22日環境省告示			視等による確認 海水の濁り等の状況の目						
174	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号	環境省	第5.1(2)2)②ウ	視等による確認 海水の濁り等の状況の目	目視規制	2	2	否		
175	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号	環境省	第5.1(3)2)②ウ	視等による確認 海水の濁り等の状況の目	目視規制	2	2	否		
176	告示	事項を定める件	第96号 昭和49年11月29日科学技術	環境省 原子力規制委	第5.1(4)2)②ウ	視等による確認 交付金の交付に係る現地	目視規制	2	2	否		会計関係のマニュアルについては年度単位で一括
177	告示	放射線監視等交付金交付規則 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項	庁告示第6号 平成20年9月25日財務省/経	員会 金融庁	第12条第1項	調査	目視規制	1-②	2	要	令和6年3月まで	に見直しを実施しており、作業スケジュールの都 合上年内の完了が難しいため
178	告示	の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫が その経営の鍵全性を判断するための基準 労働金庫法第九十四条第一項において準用する 銀行法第十四条の二の規定に基づま、労働金庫 及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照	済産業省/金融庁告示第2号	財務省 経済産業省 金融庁 厚生労働省	第138条第4項第3号ト 第131条第4項第3号ト	担保の実地調査 担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
		らし自己資本の充実の状況が適当であるかどう かを判断するための基準 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断する		金融庁								
180	告示	ための基準 農業協同組合等がその経営の健全性を判断する	/金融庁告示第3号 平成18年3月28日農林水産省	農林水産省金融庁	第131条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
181	告示	ための基準 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するた	/金融庁告示第2号 平成18年3月28日農林水産省	農林水産省 金融庁	第131条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
182	告示	めの基準	/金融庁告示第4号	農林水産省 総務省	第133条第4項第3号ト	担保の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
183	告示	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための 措置に関する指針	平成13年3月9日閣議決定 昭和56年10月9日通商産業省	財務省 国土交通省 文部科学省	第2の6(1)ハ	工事現場への立入点検 交付金の交付に係る現地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
184	告示	交付金事務等交付金交付規則	/科学技術庁告示第4号	経済産業省	第11条第1項	調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
185	告示	広報・調査等交付金交付規則	昭和49年11月29日通商産業 省/科学技術庁告示第3号	文部科学省 経済産業省	第12条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
186	告示	電源立地地域対策交付金交付規則	平成28年4月1日文部科学省/ 経済産業省告示第2号	文部科学省 経済産業省	第23条第1項	交付金の交付に係る現地 調査	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
187	通知・通達	降積雪期における防災態勢の強化等について	令和2年11月20日中防消第12 号	内閣府	1(3)	雪崩防止施設等の巡視・ 点検	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
188	通知・通達	降積雪期における防災態勢の強化等について	令和2年11月20日中防消第12 号	内閣府	5(1)	雪崩危険箇所等の警戒巡 視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
189	通知・通達	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化につ いて	令和4年5月20日中防消第18 号	内閣府	12)	災害発生のおそれがある 危険箇所の巡視・点検	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
190	通知・通達	融雪出水期における防災態勢の強化について	令和3年3月2日中防消第1号	内閣府	3	危険箇所等の巡視・点検	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
191	通知・通達	「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可 基準」の改訂について(通達)	令和2年9月17日警察庁丙交 企発第76号ほか	警察庁	3(1)9(4)	特別装置自動車の公道実 証実験に係る実験車両へ の乗車等による確認	目視規制	1-①	1-①	否		

												令和5年1月1日現在
							規制等の	79 de	見直後	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	光照版 Phase		※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
										ていることを確認済	完了しているものを含む。	
192	通知·通達	「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可	令和2年9月17日警察庁丙交	警察庁	3(2)	自動運転の実用化に向け た実証に係る実験車両へ	目視規制	1-①	1-(1)	否		
192	进和"进压	基準」の改訂について(通達)	企発第76号ほか	言祭厅	3(2)	た天社に依る天映単向へ の乗車等による確認	日恍規制	1-(1)	1-(1)	8		
193	通知·通達	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する		警察庁	7(1)	許可製造者等の事業所の	目視規制	1-①	1-①	否		
		法律等の施行について 標的射撃を行う場所において都道府県公安委員	発第72号			立入検査 発射された矢による危害						
194	通知・通達	会が危害防止上有効であると認める措置の認定	令和4年3月3日警察庁丁保発 第41号	警察庁	1	を防止するための措置の	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
		について(通達)				認定に係る現場実査						工程表において、関連する法令(届出対象病原体
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	平成19年5月31日警察庁丁生			届出対象病原体等の運搬			_			等の運搬の届出等に関する規則第3条第4号)の
195	通知・通道	関する法律等の一部を改正する法律等の運用上 の留意事項について (通達)	環発第117号,丁備発第114号	警察庁	4(4)	途中での積卸し又は一時 保管に係る見張人の配置	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	見直しが令和6年度6月までに実施することとさ れており、本通達の見直しも当該法令と一体で検
						有価証券の発行者その他						討する必要があるため
196		開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(2)	参考人等の立入検査 有価証券の発行者その他	目視規制	1-①	1-①	否		
197	通知·通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(2)	参考人等の立入検査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
198	通知・通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(2)①	有価証券の発行者その他 参考人等の立入検査	目視規制	1-①	1-①	否		
199	通知・通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(2)②	有価証券の発行者その他 参考人等の立入検査	目視規制	1-①	1-①	否		
200	通知・通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(2)(4)	有価証券の発行者その他 参考人等の立入検査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
201	通知・通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(4)(2)	有価証券の発行者その他	目視規制	1-(1)	1-①	否		
						参考人等の立入検査 有価証券の発行者その他						
202	通知·通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -1-2(4)③	参考人等の立入検査 有価証券の発行者その他	目視規制	1-①	1-①	否		
203	通知・通達	開示検査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	II -2(3)	参考人等の立入検査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
204	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	14- II	財産的基礎の審査に係る 実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
205	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	14- II	資金移動業の審査に係る 実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
206		事務ガイドライン (資金移動業者関係) 事務ガイドライン (資金移動業者関係)	平成10年1月1日 平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-(1) 1-(1)	否否		
208	通知・通達	事務ガイドライン(資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
209 210		事務ガイドライン (資金移動業者関係) 事務ガイドライン (資金移動業者関係)	平成10年1月1日 平成10年1月1日	金融庁 金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-① 1-①	否		
211		事務ガイドライン (資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 財産的基礎の審査に係る	目視規制	1-①	1-①	否		
212	通知·通達	事務ガイドライン(資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	VII-2-1(2)(4)	実地調査等	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
213	通知・通達	事務ガイドライン(資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	VII-2-1(2)(5)	資金移動業の審査に係る 実地調査等	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
214	通知・通達	事務ガイドライン(資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	VIII-2-1(4)	資金移動業の登録後の実 地検証等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
215	通知・通達	事務ガイドライン (資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	VII-2-2(5)③	資金移動業の認可後の実 地検証等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
216	通知・通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
217	通知・通達	係) 事務ガイドライン (前払式支払手段発行者関										
-		係) 事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
218	通知・通達	係)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
219	通知・通達	事務ガイドライン (前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
220	通知・通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
221	通知·通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関 (5)	平成10年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
222	120 1216	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関	T-0.071.010	A #4.00	III 0 1/40/0	前払式支払手段発行者の	D184841	1.0			A 10 F 15 +	
222	通知・通達	係)	平成10年1月1日	金融庁	III-2-1(4)®	審査に係る実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
223	通知・通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	III-2-1(6)	前払式支払手段発行者の 登録後の実地検証等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
224	通知・通達	証券モニタリングに関する基本指針	平成17年7月14日	金融庁	I -2	金融商品取引業者等の臨 店検査	目視規制	1-①	1-①	否		
225	通知・通達	証券モニタリングに関する基本指針	平成17年7月14日	金融庁	III-2(2)②	金融商品取引業者等の臨	目視規制	1-(1)	1-①	否		
226		取引調査に関する基本指針	平成25年8月30日	金融庁	1-1	店検査 事件関係人や参考人の立	目視規制	1-①	1-(1)	否		
-						入検査等			_			
227	通知·通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
228	通知・通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
229	通知・通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
230	通知・通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
231	通知・通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
232		金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針		金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
-	277 222					並服機関の実地調査 登録申請者の営業所等の					4.2	
233	通知·通達	金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	令和3年11月1日	金融庁	VIII-3-1-2(2)	現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
234		金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針		金融庁	VIII-3-1-2(2)	登録申請者の営業所等の実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
235 236	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針 主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月28日 平成17年10月28日	金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-① 1-①	否		
237 238	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針 主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月28日 平成17年10月28日	金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-(1) 1-(1)	否	-	
239	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月28日	金融庁	(別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
241	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針 信託会社等に関する総合的な監督指針	平成17年10月28日 平成18年1月1日	金融庁 金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-① 1-①	1-① 1-①	否		
242		信託会社等に関する総合的な監督指針 信託会社等に関する総合的な監督指針	平成18年1月1日 平成18年1月1日	金融庁 金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-① 1-①	1-(1)	否否		
244 245	通知・通達	信託会社等に関する総合的な監督指針 信託会社等に関する総合的な監督指針	平成18年1月1日 平成18年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制	1-① 1-①	1-(1) 1-(1)	否否		
246	通知・通達	信託会社等に関する総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
247 248	通知・通達	貸金業者向けの総合的な監督指針 貸金業者向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日 平成19年12月1日	金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-① 1-①	1-(1) 1-(1)	否		
249 250	通知・通達	賃金業者向けの総合的な監督指針 賃金業者向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日 平成19年12月1日	金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-①	否		
251	通知·通達	貸金業者向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 登録申請者の営業所等の	目視規制	1-①	1-①	否		
252		貸金業者向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日	金融庁	III-1(2)	現地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
253 254	通知・通達	貸金業者向けの総合的な監督指針 貸金業者向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日 平成19年12月1日	金融庁 金融庁	-1-1(2) -3-1	金融機関の立入検査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-(1)	1-(1)	否要	令和5年中	
255 256		貸金業者向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成19年12月1日 平成18年1月1日	金融庁 金融庁	III-3-1 (別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-② 1-①	2 1-①	要否	令和5年中	
257 258	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	(別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-(1)	否		
259	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日 平成18年1月1日	金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
260 261		中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日 平成18年1月1日	金融庁 金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙2) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-1	1-① 1-①	否		
				/						. –		

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル限別適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
262 263		中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日 平成17年1月1日	金融庁	(別紙2) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-(Ī) 1-(Ī)	否否		
264	通知·通達	保険会社向けの総合的な監督指針	平成17年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
265 266		保険会社向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針	平成17年1月1日 平成17年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5) (別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-① 1-①	1-① 1-①	否		
267 268	通知・通達	保険会社向けの総合的な監督指針 保険会社向けの総合的な監督指針	平成17年1月1日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査	目視規制 目視規制	1-①	1-① 1-①	否否		
269	通知·通達	適格消費者団体の認定、監督等に関するガイド	平成17年1月1日 平成19年2月16日	金融庁	(別紙1) 2(5)	金融機関の実地調査 認定に係る実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		ライン 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガ										
270	通知・通達	イドライン 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライ	平成27年11月11日 平成29年3月31日雇児発第	消費者庁	2	認定に係る実地調査等 対象児童の所在等に係る	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
271	通知・通達	ン) について	331-47号	こども家庭庁	第2章第6節3	目視確認	目視規制	1-(1)	1-①	否		
272	通知・通達	指定障害児通所支援事業者等の指導監査につい で	平成26年3月28日障発第 328004号	こども家庭庁	別添2 4(1)	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-(1)	1-①	否		
273	通知・通達	指定障害児通所支援事業者等の指導監査につい て	平成26年3月28日障発第 328004号	こども家庭庁	別添2 4(1)	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	否		
274	通知・通達	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 について	平成30年7月20日子発第720-	こども家庭庁	2	子どもの安全確認のため の目視及び立入調査	目視規制	1-①	1-①	否		
275	通知・通達	児童相談所運営指針について	平成2年3月5日児発第133号	こども家庭庁	第3章第3節5	子どもの安全確認のため	目視規制	1-②	1-(2)	否		
276	通知·通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471	こども家庭庁	別紙 5(1)	の目視 児童福祉施設の実地検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
277	通知・通達	児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における	号 昭和62年5月20日児発第450									
211	短和"短迷	施設機能強化推進費について 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的	号	こども家庭庁	第5 別表	児童福祉施設の夜間巡視	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
278	通知・通達	な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型	平成27年12月7日府子本第 373号	こども家庭庁	2	実地調査等による施設の 適正な運営等の確認	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
		認定こども園に対する指導監査について 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方				災害共済給付に係る給付						
279	通知・通達	独立11以広へロキヘホーノ銀典センター未依力 法書	平成15年10月1日規則第1号	こども家庭庁	第6章第1節	金の支払の請求における 実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
280	通知・通達	独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方	平成15年10月1日規則第1号	こども家庭庁	第6音第3年	災害共済給付に係る給付 金の支払の請求における	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
2.00	ADAS	法書	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ニニカが胚げ		実地調査等	いってってかり	1-0	-	*	14-10 J 4-44	
281	通知・通達	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の 緊急把握の実施について	平成30年7月20日子家発第 720-3号	こども家庭庁	1	子どもの安全確認・安全 確保を図るための子ども	目視規制	1-②	1-(2)	否		
267	188.60 177.4	業域把握の実施について 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の	平成30年7月20日子家発第		n(n)	への目視等 目視等による児童の安全	m/n m · ·			_		
282	通知・通達	緊急把握の実施について 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の	720-3号 平成30年7月20日子家発第		2(2)	確認	目視規制	1-②	1-(2)	否		
283	通知・通達	れめた神が木文が有、木札園だ、个札子だ寺が 緊急把握の実施について	720-3号	こども家庭庁	別添12	目視による児童の確認	目視規制	1-①	1-(1)	否		
284	通知・通達	テロ災害対策の再確認及び徹底について	平成27年2月3日消防運第5号	総務省	1(2)	大規模集客施設、生活関 連等施設等の立入検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
_		日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本	平成19年10月1日総郵検第21			田本郵政株式会社等に対				_		
285	通知・通達	指針 プラントにおけるドローンの安全な運用方法に	号 平成31年3月29日消防危/消	総務省	IV-2(3)	する立入検査 危険物の保安のための巡	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
286	通知・通達	関するガイドライン等の送付について	〒成31年3月29日月1971년/月 防特第51号	総務省	2	視等	目視規制	2	2	否		
287	通知・通達	プラント保安分野における A I 信頼性評価ガイ ドライン等の送付について	令和2年11月17日消防危/消 防特第273号	総務省	3.3.2-1)c	目視点検の必要性に係る 機械学習利用システムに	目視規制	3	3	否		
						よる判定 目視点検の必要性に係る						
288	通知・通達	プラント保安分野における A I 信頼性評価ガイ ドライン等の送付について	令和2年11月17日消防危/消 防特第273号	総務省	3.3.2-1)d	機械学習利用システムに	目視規制	3	3	否		
		プラント保安分野における A I 信頼性評価ガイ	令和2年11月17日消防危/消			よる判定 目視点検の必要性に係る						
289	通知・通達	ドライン等の送付について	防特第273号	総務省	3.3.2-2)	機械学習利用システムに よる判定	目視規制	3	3	否		
290	通知・通達	屋外貯蔵タンクの側版からの漏えい事故等防止 対策について	平成14年5月15日消防危第67 号	総務省	1	屋内貯蔵タンク側板外面 の目視点検	目視規制	2	2	否		
291	通知·通達	屋外貯蔵タンクの側版からの漏えい事故等防止 対策について	平成14年5月15日消防危第67	総務省	2	特定屋外貯蔵タンク側板 内面の目視点検	目視規制	2	2	否		
		対果に プいて 屋外貯蔵タンクの側版からの漏えい事故等防止	平成14年5月15日消防危第67			ドロの日代無快 浮き屋根式の屋外貯蔵タ						
292	通知・通達	対策について	号	総務省	2	ンク側板内面の目視点検	目視規制	2	2	否		
293	通知・通達	危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそ れのある場所に関する運用について	平成31年4月24日消防危第84	総務省	4	危険物の保安のための巡 視等	目視規制	2	2	否		
294	通知・通達	危険物施設の風水害対策ガイドラインについて	令和2年3月27日消防災/消防 余第55号	総務省	1(3)	浸水した施設における目 視点検	目視規制	2	3	要	令和5年中	
295		危険物施設の立入検査等に関するマニュアルの		総務省	5(2)	製造所等の目視点検	目視規制	2	2	否		
		改定について	号			林野火災の発生するおそ						
296	通知・通達	行楽期における林野火災対策の強化について	平成12年4月20日消防災第38 号	総務省	2	れのある地域における消 防機関等防災関係機関に	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		国税資料の閲覧等の法定化に伴う償却資産の適	平成18年8月7日総税固第79			よる巡視等						
297	通知・通達	正な課税の確保について	号	総務省	1(2)	固定資産の状況に係る実 地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
298	通知・通達	国税資料の閲覧等の法定化に伴う償却資産の適 正な課税の確保について	平成18年8月7日総税固第79 号	総務省	1(3)	固定資産の状況に係る実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
299	通知・通達	市町村における風水害対策の強化について	平成27年5月22日消防災第73 号	総務省	1(1)	危険箇所の警戒巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
300	通知·通達	市町村における風水害対策の強化について	平成27年5月22日消防災第73	総務省	2(4)	危険箇所の警戒巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		消防防災へリコプターの安全確保の再徹底及び	The shape of the same of the s			障害物の多い地域におけ						
301	通知・通達	「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強 化に関する検討会報告書 (平成三○年三月)」		総務省	4(4)	る救助活動における見張	目視規制	1-②	1-(2)	否		
	124	等提言の取組の早期実施について	平成15年12月25日総郵信第	4		り 信書便事業者に対する立				_	4.7	
302		信書便事業検査事務規程 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備に	39号 平成3年5月29日消防危第48	総務省	第3条,第4条	入検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
303	通知・通達	製造所等の定期点検に関する指導指針の整備に ついて	号	総務省	5(5)	製造所等の目視点検	目視規制	2	2	否		
304	通知・通達	地震防災強化計画の見直しについて	平成15年11月4日消防災第 208号	総務省	地震防災強化計画(市町村 分)第4章第14-1	道路の緊急点検及び巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
305	通知・通達	地震防災強化計画の見直しについて	平成15年11月4日消防災第 208号	総務省	地震防災強化計画(都道府 県分)第4章第14-1	道路の緊急点検及び巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
306	通知·通達	地震防災強化計画の見直しについて	平成15年11月4日消防災第	総務省	地震防災強化計画(都道府 県分)第4章第14-1	道路の緊急点検及び巡視	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
307	通知・通達	地震防災強化計画の見直しについて	平成15年11月4日消防災第	総務省	地震防災強化計画(都道府	施設の緊急点検及び巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
308	通知·通達	地方税法(徴収関係)の取扱いについて	208号 平成元年10月1日自治税企第	総務省	県分)第4章第14-1 第12-1	住所、居所、事務所及び	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
		地方状法(剱収関係)の収扱いについて 電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規	41号 昭和60年4月1日郵電技第10			事業所の実地調査等 事業用電気通信設備の巡						
309	通知・通達	程の届出に関する事務処理について 電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規	号	総務省	第3章第12条	視等 事業用電気通信設備の巡	目視規制	1-(1)	3	要	令和5年中	
310	通知・通達	程の届出に関する事務処理について	号	総務省	第3章第12条1	視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
311	通知・通達	電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規 程の届出に関する事務処理について	号	総務省	第3章第13条	事業用電気通信設備の巡 視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
312	通知・通達	電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規 程の届出に関する事務処理について	昭和60年4月1日郵電技第10 号	総務省	第3章第15条	事業用電気通信設備の巡 視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
313	通知·通達	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る	平成23年2月25日消防危第45	総務省	第1-5	タンク本体における有害 な変形の判断に係る目視	目視規制	2	2	否		
		運用について	号 (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F)	-020 H		による確認	- 0.000	-	-	ы		
314	通知・通達	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る 運用について	号	総務省	第1-5(7)	保安のための巡視等	目視規制	2	3	要	令和5年中	
315	通知・通達	特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状 況の運用について	平成16年3月31日消防危第42 号	総務省	(11)	保安のための巡視等	目視規制	2	3	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル限別適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
316	通知・通達	風水害対策の強化について	平成25年5月14日消防災第 208号	総務省	1(1)	危険箇所の警戒巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
317	通知・通達	文化財建造物等における防火対策の徹底につい で	平成21年3月23日消防予第 122号	総務省	1	文化財建造物等における 巡視等	目視規制	2	2	否		
318	通知·通達	防災・減災対策等の推進に係る留意事項につい て	平成24年2月1日消防災/消防 国/消防運/消防応第23号	総務省	3(3)	道路等における雪崩防止 施設等の巡視等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
319	通知・通達	無線従事者関係事務処理規程	平成26年2月3日総基電第23号	総務省	第39条	認定した養成課程に係る 実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	無線従事者規則に関する見直し完了時期が令和6 年度4月~6月になっており、内容的に類似・関 連の事務手続規程に関する見直しを一体で検討す る必要があるため
320	通知・通達	有線電気通信設備の改造等に関する措置命令に ついて	昭和48年4月3日郵電監第294 号	総務省	前文	架空電線の設置に係る実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
321	通知・通達	日本語教育機関の告示基準解釈指針の策定について	平成28年8月5日法務省管在 第4707号	法務省	添付物 第1条第45号	日本語教育機関への実地 調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	同時期までに、日本語教育の適正かつ確実な実施 を図るための日本語教育機関の認定等に関する法 律案による制度の見直しが行われる予定のため
322	通知・通達	更生保護施設整備に対する適正な指導監督につ いて	平成28年3月31日保更第35号	法務省	第5-1	施設整備事業を実施した 法人の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第55条第1期)の規定による手載の選用の見直し が令和6年3月までに実施することとされてお り、本規定の見面しも当該見面しと一体で検討す る必要があるため
323	通知·通達	受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する 訓令	平成18年5月23日矯成訓第 3338号	法務省	12条	安全管理者による作業場 等の巡視	目視規制	1-①	1-①	否		
324	通知・通達	受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する 訓令	平成18年5月23日矯成訓第 3338号	法務省	15条	衛生管理者による作業場 等の巡視	目視規制	1-①	1-①	否		
325	通知・通達	職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保 に関する訓令	平成27年5月27日矯少訓第20	法務省	6条	安全管理者による教室等 の巡視	目視規制	1-①	1-①	否		
326	通知·通達	職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保	平成27年5月27日矯少訓第20	法務省	8条	衛生管理者による教室等	目視規制	1-①	1-①	否		
		に関する訓令 入国時に身元保証人のあるウクライナ避難民に	令和4年5月30日入管庁第756	31 Me de		の巡視 入国時に身元保証人のあ				_		
327	通知·通達	対する訪問調査の実施について(通知)	육	法務省	本文	るウクライナ避難民に対 する訪問調査	目視規制	1-①	1-①	否		
328	通知·通達	不動産登記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第3章第2節第16条	不動産の実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登記規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
329	通知・通達	不動産登記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第3章第2節第16条2	不動産の実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登記規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
330	通知・通達	不動産登記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第4条2	建物の所在変更の有無に 係る実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登記規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
331	通知・通達	不動産登記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第64条	不動産の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産金配規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
332	通知・通達	不動産登記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第4章第2節第1款第60条	不動産の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登配規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
333	通知・通達	不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いに ついて	平成17年2月25日民二第457 号	法務省	第1-11(2)ウ	地図訂正等申出に係る実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登記規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
334	通知・通達	不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いに ついて	9	法務省	第1-12(3)	土地所在図訂正訂正等申 出に係る実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(不動産登記規則 第93条)の見直しが令和6年6月までに実施する こととされており、本準則の見直しも当該法令と 一体で検討する必要があるため
335	通知・通達	「資産税事務提要の制定について」(事務運営 担針)	平成21年6月26日課資5-48ほ か11課共同	財務省	第12章第3節ほか	農地等の利用状況等につ いての現地確認	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
336	通知・通達	「第二次納税義務関係事務提要の制定について」(事務運営指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第3章75	第二次納税義務追及時に おける会社財産に係る実 地調査等 第二次納税義務追及時に	目視規制	1-②	1-(2)	否		
337	通知・通達	「第二次納税義務関係事務提要の制定について」 (事務運需指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第6章91	おける納税者の配偶者その他の親族の生計に係る実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
338	通知・通達	「第二次納税義務関係事務提要の制定について」 (事務運営指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第7章93	第二次納税義務追及時に おける事業の同一性又は 類似性に係る実地調査 第二次納税義務追及時に	目視規制	1-①	1-①	否		
339	通知・通達	「第二次納税義務関係事務提要の制定について」 (事務運需指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第4章第3節	おける財産の異動により 取得した財産に係る実地 調査等	目視規制	1-①	1-①	否		
340	通知・通達	「第二次納税義務関係事務提要の制定について」(事務運営指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第4章第3節	第二次納税義務追及時に おける上記(339)の財 産に基因して取得した財 産に係る実地調査等	目視規制	1-2	1-②	否		
341	通知·通達	「第二次納役義務関係事務提要の制定について」(事務運営指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第7章96	第二次納税義務追及時に おける事実上の婚姻関係 の有無に係る実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
342	通知·通達	「第二次納役義務関係事務提要の制定について」(事務運営指針)	平成29年3月3日微管/微微第 4-2号	財務省	第2編第7章96	第二次納税義務追及時に おける納税者との生計の 同一性に係る実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
343	通知・通達		平成3年9月30日蔵理第3603 号	財務省	2(2)	入札条件の履行状況を把 握するための調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
344	通知・通達	監視区域に所在する財務省所管一般会計所属国 有地及び財務省及び国土交通省所管財政投融資 特別会計特定国有財産整備勘定所属国有地の一 般競争入札の取扱いについて		財務省	3(1)	履行状況の確認に係る実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
345	通知·通達	監視区域に所在する財務省所管一般会計所属国 有地及び財務省及び国土交通省所管財政投融資 特別会計特定国有財産整備勘定所属国有地の一 般競争入札の取扱いについて		財務省	3(1)	履行扶況の確認に係る実 地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
346	通知·通達	関税法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第100号	財務省	第1章12の2-2	輸入者等に対する調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
347	通知·通達	関税法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第100号	財務省	第1章2の4-1(3)	住所及び居所の実地調査 等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
348	通知·通達	旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要 領	平成16年11月1日財理第 3936号	財務省	8(4)	境界確定に伴う調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
349	通知・通達	公徽、緑地として無償貸付中の普通財産の取扱 いについて		財務省	1	公園、緑地として無賃貸 付中の普通財産の利用状 況についての現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
350	通知・通達	行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの 基準について	昭和33年1月7日蔵管第1号	財務省	第4節第2-3(7)	被害状況の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
351	通知・通達		昭和41年9月9日蔵国有第 2271号	財務省	別紙 5条1号	宿舎の巡視	目視規制	1-①	1-①	否		

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見産し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
352	通知・通達	国家公務員宿舎法施行令第2条の規定に基づく 常時勤務に服することを要しない国家公務員等 の指定に係る協議の取扱いについて	平成13年3月16日財理第785 号	財務省	I -2(2)	協議の審査における実地 調査	目視規制	1-①	2	麥	令和5年中	
353	通知・通達	国庫に帰属する不動産等の取扱いについて	令和2年12月14日財理第 3992号	財務省	第3-2	国庫帰属する不動産の状 況を確認するための調査	目視規制	1-①	2	寒	令和5年中	
354	通知・通達	国有財産台帳等取扱要領について	平成13年5月24日財理第 1859号	財務省	第6-2(5)	立木竹の実地調査	目視規制	1-①	2	槲	令和5年中	
355	1840 - 1816	国有財産特別措置法第2条第2項の規定により	昭和48年7月27日蔵理第	財務省	第3-1	貸付契約の更新にあたっ	目視規制	1 (1)	2	傩	Amerah	
333	通知・通達	普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについ で	3549号	PO 05 TH	M-2-1	て、利用状況を確認する ための調査	日が死的	1-①	2	*	令和5年中	
356	通知・通達	国有地の利用等に関する企画提案を審査した上 で行う一般競争入札の取扱いについて	平成20年6月26日財理第 2730号	財務省	第17-2	買受人に対する実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
357	通知・通達	災害を直接の原因とする普通財産の貸付料の減 免措置の取扱いについて	平成23年6月8日財理第2608 号	財務省	第4	貸付料未納者と接触する もの	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
358	通知・通達	市街化区域に所在する貸付中の農地の利用状況 の確認について	平成23年6月8日財理第2609 号	財務省	1(2)	利用状況を確認するため の調査	目視規制	1-①	2	委	令和5年中	
359	通知・通達	取得時効事務取扱要領	平成13年3月30日財理第 1268号	財務省	第3-3(2)	取得時効に伴う調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
360	通知・通達	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定	平成11年6月25日課資/課鑑/	財務省	第31条20	担保物件が不動産の場合	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
361	通知・通達	について (法令解釈通達) 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	課酒/官会第3-4号 昭和60年4月1日	財務省	第15条	の実地調査 許可の適合基準について	目視規制	1-①	1-①	否		
362		製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	昭和60年4月1日	財務省	第50条	の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
-						出張販売に係る実地調査 許可の適合基準について						
363		製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	昭和60年4月1日	財務省	第24条第2項	の実地調査 営業所の移転に係る実地	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
364	通知・通達	製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	昭和60年4月1日	財務省	第36条	調査	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
365	通知・通達	製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	昭和60年4月1日	財務省	第43条	営業所の仮移転に係る実 地調査	目視規制	1-1	1-(1)	否		
366	通知・通達	製造歩留事務提要の制定について	昭和45年6月1日蔵関第1282 号	財務省	18(2)	歩留りを適用する外貨作 業に係る実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
367	通知・通達	製造歩留事務提要の制定について	昭和45年6月1日蔵関第1282号	財務省	第1部18	歩留りを適用する外貨作 業に係る実地調査	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
368	通知・通達	製造歩留事務提要の制定について	昭和45年6月1日蔵関第1282 号	財務省	第1部3	製造工場の実際、製造実 鎮等の把握に係る実地調 査等	目視規制	1-①	1-①	否		
369	通知・通達	製造歩留事務提要の制定について	昭和45年6月1日蔵関第1282	財務省	第1部8	製造工場の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
370		製造歩留事務提要の制定について	号 昭和45年6月1日蔵関第1282	財務省	第1部8	製造工場の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
	274 226	表理が開手が延安が助えたという	무	N3 20 HI	MINO	入札に付する貸付中財産	DIMMI	1-0	1-0	0		
371	通知・通達	貸付中の財産の売却促進について	平成21年2月19日財理第584 号	財務省	第2(5)1	の状況を確認するための 調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
372	通知・通達	庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いにつ いて	平成19年1月11日財理第1号	財務省	第2-3	庁舎等使用調整計画の変 更事由を把握するための	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
		(別添)庁舎等使用調整計画の策定等について				調査						
373	通知・通達	特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取 扱要領について	昭和44年5月23日蔵理第 2157号	財務省	9(3)	取得前の国有財産の状況 を把握するための調査 不法占拠されている財産	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
374	通知・通達	不法占拠財産取扱要領	平成13年3月30日財理第 1266号	財務省	第3-1②(ハ)	の状況を確認するための 現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
375	通知・通達	普通財産にかかる用途指定の処理要領について	昭和41年2月22日蔵国有第 339号	財務省	第7-1	指定した用途に供されて いるかの調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
376	通知・通達	普通財産の管理処分に係る契約からの暴力団排 除について	平成24年5月22日財理第 2445号	財務省	3(1)	暴力団排除の措置として の調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
377	通知・通達	普通財産実際調査事務の処理について	昭和33年4月25日蔵管第 1222号	財務省	第10	普通財産の状況を確認す るための現地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
378	通知・通達	普通財産貸付事務処理要領	平成13年3月30日財理第 1308号	財務省	第2節第1	契約に定める義務の履行 状況の確認に係る実地調 香無	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
379	通知・通達	物納等不動産に関する事務取扱要領について	平成18年6月29日財理第 2640号	財務省	第3-1	宅地及び同地の建物につ いての現地調査による目 根確認	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
380	通知・通達	物納等不動産に関する事務取扱要領について	平成18年6月29日財理第	財務省	第3-1(1)□	物納財産の引受に係る調	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
381		物納等有価証券に関する事務取扱要領について	2640号 平成22年6月25日財理第		第9-3	査 有価証券現物等の実地調	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
382		無料宿舎の取扱いについて	2532号 昭和46年4月1日蔵理第1321	財務省	1 -2(2)	査等 令第9条の規定に基づく	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
JOL	274 226	無不用目の外域がについて	무	N3 20 HI	1-2(2)	審査に係る実地調査	DIMMI	1-0		*	1742 3 4-4	国土交通省が令和5年度に実施する建築基準法第
383	通知・通達	学校施設における天井等落下防止対策の一層の 推進について	平成25年8月7日文科施第201 号	文部科学省	1(1)	屋内運動場等の天井につ いての目視等による実地 診断	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	12条による検査の見直しの中で、天井や非構造部 材の目機検査をドローンで実施できるか技術検証 し、結果を取りまとめ令和6年6月までに通知等 するところ、文部科学省もそれに合わせて通知の 発出を行うため
384	通知・通達	研究費の不正な使用への対応について	平成18年9月4日文科科第420 号	文部科学省	(別添1) 3(2)	研究機関の実地調査等	目視規制	2	2	否		
385	通知・通達	私立大学等経常費補助金交付要綱	昭和52年11月30日文部大臣 裁定	文部科学省	第10条	補助金に係る事業の実施 状況等についての実地調	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
386	通知 . 淬冲	私立大学等経常費補助金交付要網	昭和52年11月30日文部大臣	文部科学省	0) 关 第11 年 A	査等 補助事業の実施状況等に	D 98 49 4-1	1.0	2	W.	Amer-	
-		私立大学等経常費補助金交付要綱 大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策につ	裁定		別添 第11条4	ついての実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
387	通知・通達	いて (最終報告) 文化財保存施設 (収蔵庫) 及び文化財 (美術工	令和元年5月31日 平成17年11月28日庁財第		4-3 別紙(平成4年6月3日4保伝	試験室内の巡視 防犯対策のための適時巡	目視規制	1-①	1-①	否		
388	通知・通達	芸品) の公開時の防犯対策の強化について	272号	文部科学省	第21号)7	視	目視規制	2	2	否		
389	通知・通達	文化財保存施設(収蔵庫)及び文化財(美術工 芸品)の公開時の防犯対策の強化について	平成17年11月28日庁財第 272号	文部科学省	別紙(平成4年6月3日4保伝 第21号)7	来館者の居残りを確認す るための巡視	目視規制	2	2	否		
390	通知・通達	文化財保存施設(収蔵庫)及び文化財(美術工 芸品)の公開時の防犯対策の強化について	平成17年11月28日庁財第 272号	文部科学省	別紙(平成7年7月20日7保 美第57号) (参考)文化財防犯要項(昭 和44年通知内容) I -3	文化財の収納建造物の巡 視	目視規制	2	2	否		
391	通知・通達	「生活保護法による住宅扶助の認定について」 (通知)	平成27年4月14日社授保発第 414002号	厚生労働省	1(3)	居住者の建物内における 床面積の実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 速する本規定の見直しも同じスケジュールで検討 するため
392	通知·通達	がん診療連携拠点病院等の整備について	令和4年8月1日健発0801第 16号	厚生労働省	(全体)	実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
393	通知・通達	がん対策推進基本計画の変更について	平成30年3月9日健発第309-5 号	厚生労働省	第1-2(2)	拠点病院等における質の 格差を解消するための医 療機関間での実地調査等	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
394	通知・通達	がん対策推進基本計画の変更について	平成30年3月9日健発第309-5 号	厚生労働省	第2-3(1)	拠点病院等以外の病院に おける緩和ケアの実態や 患者のニーズを把握する ための実地調査等	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
395	通知・通達	がん対策推進基本計画の変更について	平成30年3月9日健発第309-5 号	厚生労働省	第2-3(1)	緩和ケア病様の質を向上 させるための実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともザジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見楽し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
396	通知・通達	がん対策推進基本計画の変更について	平成30年3月9日健発第309-5 号	厚生労働省	別添 第2-3	緩和ケアの質の向上策の 立案に係る実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
397	通知・通達	マダニの防除を標榜する殺虫剤の取扱いに係る 質疑応答集 (Q&A) について	平成25年6月26日事務連絡	厚生労働省	別紙 2.2.2.2	目視による水系の生息の 有無の調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
398	通知・通達	安全衛生優良企業公表制度の運営について	平成27年3月20日基発第	厚生労働省	3(2)	認定基準を満たすもので あるか否かの確認に係る	目視規制	2	2	否		
030	an ae		320002号	 子工刀助目	3(2)	実地調査等	D100000	-	-	0		
399	通知・通達	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修 に関する省令の施行について	0612004号	厚生労働省	第2-17	臨床研修の実施に係る実 地調査等	目視規制	1-①	1-①	否		
400	通知・通達	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修 に関する省令の施行について	平成15年6月12日医政発第 0612004号	厚生労働省	第2-17	臨床研修病院の指定に係 る実地調査	目視規制	1-(1)	1-①	否		
401	通知・通達	医薬品の承認申請に際し留意すべき事項につい で	平成17年3月31日業食審査発 第331009号	厚生労働省	5(3)	薬事法第14条第5項後段 に基づく基準適合性の実 地調査	目視規制	2	2	否		
402	通知・通達	栄養士法及び栄養士法施行規則の運用に関する 件	昭和23年2月6日公保発第63号	厚生労働省	第2-2	規則第七条及び第九条に規定する申請書の実地調	目視規制	1-①	2	籔	令和5年中	
403	通知・通達	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等 に関する指針について	平成27年9月18日基発第 918003号	厚生労働省	7(4)	調査等の実施に当たり活 用する職場巡視の実施結	目視規制	1-①	2	籔	令和5年中	
404	通知・通達	介護給付適正化の計画策定に関する指針につい て	令和2年9月3日老介発0903第 1号	厚生労働省	(別紙)第2(2)①	要介護認定の変更認定又 は更新認定に係る認定調 査の内容についての訪問 等による点検	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
405	通知・通達	介護給付適正化の計画策定に関する指針につい て	· 令和2年9月3日老介発0903第 1号	厚生労働省	(別紙) 第2(2)①	居宅介護サービス計画、 介護予防サービス計画の 記載内容についての訪問 調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
406	通知・通達	介護給付適正化の計画策定に関する指針につい て	令和2年9月3日老介発0903第 1号	厚生労働省	(別紙) 第2(2)③	住宅改修の施工状況等に ついての訪問等による点 検	目視規制	2	2	否		
407	通知・通達	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等 の指導監督について	8号	厚生労働省	別添1 第4-1	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	否		
408	通知・通達	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等 の指導監督について	8号	厚生労働省	別添1 第4-1	指定基準違反等を確認するための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	否		
409	通知・通達	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等 の指導監督について	8号	厚生労働省	別添1 第4-1	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	杏		
410	通知・通達	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等 の指導監督について	8号	厚生労働省	別添1 第4-1	法第76条に基づく実地検 査	目視規制	1-①	1-①	否		
411	通知・通達	介護老人保健施設における防火、防災対策につ いて	昭和63年11月11日老健第24号	厚生労働省	別紙 第6-3	介護老人保健施設におけ る夜間巡視	目視規制	1-①	1-①	否		
412	通知・通達	改正水道法等の施行について	令和元年9月30日薬生水発第 930-1号	厚生労働省	第8-1	水道施設の運転状況の巡 視	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
413	通知・通達	改正業事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書記載事項に関する指針について	平成17年2月10日業食審査発 第210001号	厚生労働省	別添1 1.2	GMP調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	上位法令である業機法第14条第7項の見直し完了 時期を令和6年度4月~6月としており、本規定 も一体で見直す必要があるため
414	通知・通達	経皮的冠動脈形成術用カテーテル承認基準の制 定について	平成17年4月1日業食発第 401038号	厚生労働省	別紙1 4.1.3	目視等による検査	目視規制	1-②	1-(2)	否		
415	通知・通達	健康診査管理指導等事業実施のための指針について	平成20年3月31日健総発第 331012号	厚生労働省	別添 第3-3(2)ウ	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
416	通知・通達	健康診査管理指導等事業実施のための指針について	平成20年3月31日健総発第 331012号	厚生労働省	別添 第3-4(2)オ	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
417	通知・通達	健康診査管理指導等事業実施のための指針について	平成20年3月31日健総発第 331012号	厚生労働省	別添 第3-5(2)	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
418	通知・通達	健康診査管理指導等事業実施のための指針につ	平成20年3月31日健総発第 331012号	厚生労働省	別添 第3-6(2)オ	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
419	通知·通達	健康診査管理指導等事業実施のための指針につ	平成20年3月31日健総発第	厚生労働省	別添 第3-7(2)オ	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
420	通知・通達	いて 健康診査管理指導等事業実施のための指針につ	331012号 平成20年3月31日健総発第	厚生労働省	別添 第3-8(2)オ	検診実施機関の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
421	通知・通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	331012号 平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	别添 第2-4(1)	管の損傷、さび及び水潤 れについての目視等によ る点検	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施 行規則第3条の18第1項第2号等の「見直し完了 時期」は今和6年6月までとしており、これらの 上位規定と一体的に取り組む必要があるため
422	通知・通達	雇用保険法施行規則第 121 条に規定する広域 団体認定訓練助成金の支給に関する事務の実施	令和3年4月13日開発0413第	厚生労働省	第6-2	申請書等の記載事項を確	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
423	通知・通達	基準 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について	1号 昭和38年8月12日環発第335		別紙(1)2	認するための実地調査等 公衆浴場入浴料金の実地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
424	通知・通達	厚生労働省が実施する医薬品GLP実地調査に	号 平成17年8月5日薬食審査発	厚生労働省	1	調査等 GLP適用試験施設の実地	目視規制	1-①	1-①	否		
425	通知・通達	係る実施要領について 厚生労働省が実施する医薬品G L P実地調査に	第805003号 平成17年8月5日茶食審査発	厚生労働省	42	調査 GLP適用試験施設の実地	目視規制	1-①	1-①	否		
426	通知·通達	係る実施要領について 厚生労働省が実施する医療機器のGLP実地調	第805003号 平成17年7月15日菜食機発第	厚生労働省	本文冒頭	調査 医療機器GLP適用試験施	目視規制	1-①	1-①	否		
427		査に係る実施要領について 国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険				設の実地調査 申告のない世帯及び保険					America	
421		組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指 導監督の実施について 国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険	0123第2号	厚生労働省	第1-3(1)	料(税)の軽減対象世帯等 についての実地調査等 国民健康保険医療給仕事	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
428	通知・通達	組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について 国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険	中从31年1月23日採出完 0123第2号	厚生労働省	第1-5(3)	国民健康保険医療給付専 門指導員による実地指導 国民健康保険事業の実施	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
429	通知・通達	組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督 について(基本通知)	年成31年1月23日保光0123 第2号	厚生労働省	1	状況についての実地の指 導監督	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
430	通知・通達	国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険 組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督 について(基本通知)		厚生労働省	2(1)	市町村保険者等の事業運 営状況の実地確認	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
431	通知・通達	作業環境測定特例許可について	平成2年7月17日基発第461号	厚生労働省	6(1)	許可申請が行われた場合 の審査における実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
432	通知・通達	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査につ いて	平成26年1月23日障発第 123002号	厚生労働省	別添2 4(1)	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	杏	-	
433	通知・通達	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査につ いて	平成26年1月23日障発第 123002号	厚生労働省	別添2 4(1)	指定基準違反等を確認す るための実地検査等	目視規制	1-①	1-①	杏		
434	通知・通達	事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定 及び職業能力開発短期大学校の設置承認につい て		厚生労働省	別添 第4-1(4)	承認申請の事項を確認す るための実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
435	通知・通達	事業場における労働者の心の健康づくりのため の指針の策定について	平成12年8月9日基発第522号 -2	厚生労働省	別添1 4(3)	職場内のストレス要因を 把握するための職場巡視 等	目視規制	1-①	1-①	否		
436	通知・通達	持分の定めのない医療法人への移行に関する計 画の認定制度について	平成29年9月29日医政支発第 929001号	厚生労働省	第3-1	認定の可否を判断するた めの実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
437	通知・通達	持分の定めのない医療法人への移行に関する計		厚生労働省	第3-2	変更認定の可否を判断す るための実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
438	通知・通達	画の認定制度について 持分の定めのない医療法人への移行に関する計 画の認定制度について	平成29年9月29日医政支発第	厚生労働省	第3-4	認定医療法人の改善のた	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
439		画の認定制度について 社会医療法人の認定について	929001号 平成20年3月31日医政発第 331008号		第3-4	めの実地調査 社会医療法人の事業及び 運営並びに救急医療等確 保事業の実施状況の実地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
440	通知·通達	社会医療法人の認定について	平成20年3月31日医政発第	厚生労働省	第3-6	採事業の実施状況の実地 検査等 実施計画の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
<u> </u>			331008号		l	l						

												令和5年1月1日現在
										見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
							***************************************			ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	完了しているものを含む。	
441	通知・通達	社会医療法人の認定について	平成20年3月31日医政発第 331008号	厚生労働省	第3-6	救急医療等確保事業に係 る業務並びに当該業務の 実施に必要な施設及び設 備の整備の実施状況の実 地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
442	通知・通達	受動喫煙防止対策助成金の手引きについて	平成29年4月1日基安労発	厚生労働省	第10 Q & A(答WI-2)	喫煙専用室等の運用状況	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施に	0907第1号 平成29年5月30日健発0530			の実地調査 対象者の身体の状況等の						
443	通知・通達	ついて	第12号	厚生労働省	第2-1(4)②	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
444	通知・通達	診療報酬明細書等の点検調査について	平成18年8月31日庁保険発第 0831001号	厚生労働省	別紙 第2-3(1)	レセプトの点検における 実地調査	目視規制	2	2	否		
445	通知・通達	生活保護法による医療扶助運営要領について	昭和36年9月30日社発第727 号	厚生労働省	第6-2(3)	被保護者の診療内容及び 診療報酬請求の適否その 他医療扶助の実施に係る	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第54条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討
446	通知・通達	生活保護法による介護扶助の運営要領について	平成12年3月31日社援第825号	厚生労働省	第8-2(3)	実地調査 被保護者に係る介護サー ビスの内容及び介護の報 酬の請求の適否に係る実	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	するため 工程表において生活保護法第54条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討
447	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第12-1(1)	地調査 保護の開始又は変更の申 請等に係る実地調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	するため 工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 速する本規定の見直しも同じスケジュールで検討
448	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第12-1(2)7	要保護者の生活状況等の 把握のための家庭訪問	目視規制	1-①	1-(1)	否		するため
449	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第12-1(2)4(7)	入院患者の病状等を確認	目視規制	1-①	1-(1)	否		
	274 22			.,,		するための面接	- 500,000	- 0				
450	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第12-1(2)-(-(-(-)	施設入所者又は保護施設 通所事業利用者の訪問	目視規制	1-①	1-①	否		
451	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第5-2(2)7	扶養能力の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時期を令和6年度4月~6月としており、同法と関連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討するため
452	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第5-2(2)7	扶養能力の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討 するため
453	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領について	昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第7	最低生活費の認定に係る 実地調査	目視規制	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討 するため
454	通知・通達	生活保護法による保護の実施要領の取扱いにつ いて	昭和38年4月1日社保第34号	厚生労働省	第10 問16-2(1)	扶助費の再支給の申請に 係る実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 連する本規定の見直しも同じスケジュールで検討 するため
455	通知・通達	生活保護法施行事務監査の実施について	平成12年10月25日社援第 2393号	厚生労働省	別紙	住宅改修効果を確認する ための住宅改修前後の状 況の実地比較	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第28条の見直し完了時 期を令和6年度4月~6月としており、同法と関 速する本規定の見直しも同じスケジュールで検討 するため
456	通知・通達	生活保護法施行事務監査の実施について	平成12年10月25日社援第 2393号	厚生労働省	別紙 5(2)	第二種無料低額宿泊所等 に起居する被保護者の訪 問調査	目視規制	1-①	1-①	否		
457	通知・通達	生活保護法施行事務監査の実施について	平成12年10月25日社援第 2393号	厚生労働省	別紙6	第二種無料低額宿泊所等 に起居する被保護者の訪	目視規制	1-①	1-①	否		
458	通知・通達	船員保険における傷病手当金給付適正化対策の 推進について	昭和42年6月5日庁保発第12号	厚生労働省	第1-4(1)	問調査 職務に服することが不能 であることの判断に係る 実地調査等	目視規制	1-(1)	1-①	否		
459	通知・通達	船員保険における傷病手当金給付適正化対策の 推進について	昭和42年6月5日庁保発第12 号	厚生労働省	第2-1(1)	不正受給の疑いを生じた ものについての実地調査 等	目視規制	1-①	1-①	否		
460	通知・通達	船員保険における傷病手当金給付適正化対策の 推進について	昭和42年6月5日庁保発第12 号	厚生労働省	第2-1(2)	不正受給の傾向にある事 例に該当するもの等につ いての実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
461		船員保険における傷病手当全給付適正化対策の 推進について	昭和42年6月5日庁保発第12 号	厚生労働省	第2-3(1)	管轄区域外において実地 調査の必要を認める場合 における調査の依頼	目視規制	1-①	1-①	否		
462	通知・通達	船員保険傷病手当金給付の適正化について	昭和56年6月26日庁文発第 1865号	厚生労働省	第3	職務不能の司否並びに職 務上外及び通勤災害の認 定につき疑義の生じた場 合の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
463	通知・通達	第九次粉じん障害防止総合対策の推進について	平成30年2月9日基発第209-3	厚生労働省	第4-1(7)	労働安全衛生法第88条に 基づく計画の届出に係る	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
464	通知・通達	墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラ	平成30年6月22日基発第622-	厚生労働省	別添1第6-1	実地調査等 ランドヤードの目視	目視規制	1-①	1-(1)	否		
		インの策定について 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による	2号 平成16年3月25日薬食発第			チェック 医療機関等に対する実地						
465	通知・通達	薬事法の一部改正等について	325013号	厚生労働省	第3-4	調査	目視規制	2	2	否		
466	通知・通達	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による 薬事法の一部改正等について	平成16年3月25日薬食発第 325013号	厚生労働省	第4-4	医療機関等に対する実地 調査	目視規制	2	2	否		
467	通知・通達	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による 薬事法の一部改正等について	平成16年3月25日茶食発第 325013号	厚生労働省	第6-5	医療機関等に対する実地 調査	目視規制	2	2	否		
468	通知・通達	無事法の一部収止等について 素事法及び指血及び供血あつせん業取締法の一 部を改正する法律の施行に伴う医素品、医療機 器等の製造管理及び品質管理(GMP/QM S)に係る省令及び告示の制定及び改廃について	平成17年3月30日業食監麻発 第330001号	厚生労働省	第1章第4-2(5)	実地による改善状況の確認	目視規制	1-(1)	1-①	否		
469	通知・通達	素事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一 部を改正する法律の施行に伴う医素品、医療機 器等の製造管理及び品質管理(GMP/QM S)に係る省令及び告示の制定及び改廃について	平成17年3月30日業食監察発 第330001号	厚生労働省	第2章第3-5	実地による改善状況の確認	目視規制	1-①	1-①	否		
470		案事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製造管理及び品質管理(GMP/QM S)に係る省令及び告示の制定及び改廃について	平成17年3月30日業食監麻発 第330001号	厚生労働省	第4章第5-5	実地による改善状況の確 認	目視規制	1-①	1-①	否		
471	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いにつ いて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	1	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
472	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いにつ いて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	2-2)	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
473	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いにつ いて	0327第1号	厚生労働省	2-5)	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査 臨床研修省令第17条第2	目視規制	1-①	1-①	否		
474	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて	0327第1号	厚生労働省	7-1)	職床研修省市第17未第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査 臨床研修省令第17条第2	目視規制	1-(1)	1-①	否		
475	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	7-2)	項に規定する都道府県知 事が行う実地調査	目視規制	1-1	1-①	否		

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 妥見直し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともザジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
476	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いにつ いて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	別添 5	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
477	通知・通違	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	別添 1	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知 事が行う実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
478	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて	令和2年3月27日医政医発 0327第1号	厚生労働省	別添 7	臨床研修省令第17条第2 項に規定する都道府県知	目視規制	1-①	1-①	否		
479	通知・通達	臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いにつ	令和2年3月27日医政医発	厚生労働省	本文冒頭	事が行う実地調査 臨床研修病院の実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
		いて	0327第1号			事業主に係る欠格事由及						
480	通知・通達	労働者派遣事業関係業務取扱要領	令和5年4月1日	厚生労働省	第3-1(9)	び許可基準の各事項についての実地調査等	目視規制	1-②	1-2	杏		
481	通知・通達	労働者派遣事業関係業務取扱要領	令和5年4月1日	厚生労働省	第3-2(2)	事業主に係る許可有効期 間更新要件の各事項につ いての実地調査等	目視規制	1-②	1-2	否		
482	通知・通達	労働者派遣事業関係業務取扱要領	令和5年4月1日	厚生労働省	第3-3(3)	許可条件に違反していな いことについての実地調 査等	目視規制	1-②	1-2	否		
483	通知・通達	「農地法第四三条及び第四四条の運用につい で」の制定について	平成30年11月20日経営第 1796号	農林水産省	第4-2	目視による農作物栽培高 度化施設の立入調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
484	通知・通達	国有林野管理規程	昭和36年3月28日農林省訓令 第25号	農林水産省	第32条	貸付又は使用の契約が終 了したときの跡地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
485	通知・通達	国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木 採取権の設定等について	令和2年8月3日2林国経第38 号	農林水産省	第10-3(8)	樹木採取権者の業務又は 経理の状況に関する実地 調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
486	通知・通達	ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の 取扱いについて	平成13年11月1日生畜第 4104号	農林水産省	別添2 (1)	食用に適さない組織の混 入のないことの目視確認	目視規制	1-①	1-①	否		
487	通知・通達	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律関係事務に係る技術的財 言について	平成12年3月31日畜A第728 号	農林水産省	第7-2	製造販売業の許可及び許 可更新等に伴う立入検査	目視規制	1-①	1-①	否		
488	通知・通達	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律関係事務に係る技術的財 言について	平成12年3月31日畜A第728 号	農林水産省	第7-3	製造業及び医療機器の修 理業の許可及び許可更新 等に伴う立入検査	目視規制	1-①	1-①	否		
489	通知・通達	家畜共済事務取扱要領	平成30年10月2日経営第 1400号	農林水産省	第3章第1節第2款	目視等による牛の胎児等 の存在及び生育程度の確	目視規制	1-①	2	胀	令和5年中	
490	通知・通達	漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者 に対する沿岸漁業経営安定資金の融通事務の即	昭和55年7月15日水漁第 3315号	農林水産省	第2(3)	即 申請書記載内容を確認す るための実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
491	通知・通達	扱いについて 協同組合検査実施要項	平成9年10月1日	農林水産省	第4-2(5)	検査対象組合等の債権・ 債務についての実地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
492	通知・通達	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油	平成17年3月11日消安第 9574号	農林水産省	別添3-15	等 原料・製品の品質につい ての実地検査等	目視規制	1-①	1-①	否		
493	通知・通達	脂の農林水産大臣の確認手続について 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油	平成17年3月11日消安第 9574号	農林水産省	別添8-11	せき柱等の混入がないことの目視確認	目視規制	1-①	1-①	否		
494	通知・通達	脂の農林水産大臣の確認手続について 持続的養殖生産確保法の運用について	平成11年6月2日水推第1133	農林水産省	5(1)	漁場における魚病及び病	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
495		樹木採取権制度ガイドラインについて	令和2年4月1日元林国経第		はじめに(2)エ	害の発生状況の目視調査 樹木採取権者の業務又は 経理の状況に関する実地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		水産業競争力強化緊急施設整備事業のメニュー	177号 令和4年3月29日水港第2993	展刊小庄目		調査等 施設等の管理運営状況の	D100,0000	1-0			11/10/3 4-7	
496	通知・通達	の運用について 水産業強化支援事業 漁港機能高度化目標に係	号 令和4年3月29日水港第2487	農林水産省	第11-2	実地調査等 施設等の管理運営状況の	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
497	通知・通達	るメニューの運用について 水産業強化支援事業 (資源増養殖目標及び経営	号	農林水産省	第12-2	実地調査等 施設等の管理運営状況の	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
498	通知・通達	構造改善目標)の運用について 水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用につ	号 平成13年3月30日水港第	農林水産省	第10-2	実地調査等 漁場施設等の適正かつ効	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
499	通知・通達	いて	4541号	農林水産省	第5-2	率的な運営のための実地 検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
500	通知·通達	地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書 及び伐採造林計画簿作成様式について	平成11年1月29日11林野経第 4号	農林水産省	第1-2	対象国有林野における山 火事防止のための巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
501	通知・通達	土地改良区等検査実施要項	平成23年9月1日	農林水産省	第6-2(6)	検査対象土地改良区等及 び連合会の債権・債務に ついての実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
502	通知・通達	農果共済組合連合会等検査実施要項	平成23年9月1日	農林水産省	第4-2(6)	農業共済団体等の行う共 済又は保険に係る加入、 引受、審査、支払等の業 務についての実地調査等	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
503	通知・通達	農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基 準の制定について	平成12年9月1日構改B第846 号	農林水産省	別添2 第13条	交換の対象となるべき農 用地等の実地調査等	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
504	通知・通達	農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基 準の制定について	マ成12年9月1日構改B第846 号	農林水産省	別添2 第8条	買い入れようとする農用 地等の実地調査等	目視規制	1-2	2	要	令和5年中	
505	通知・通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定 について	平成12年4月1日構改C第261 号	農林水産省	第19-5(1)	市町村長から申請書の送付があったときの実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
506	通知・通達	處作物共済損害評価要網	平成30年5月8日30経営第 380号農林水産省経営局長通 知	農林水産省	第3節第1-1(3)	- 筆全損被害又は一筆半 損被害に係る損害通知の あった耕地の目視確認	目視規制	1-①	2	寒	令和5年中	
507	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	第15-2(1)	用途指定を行った売払地 の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
508	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	第4-1(5)	申請書の提出があったと きの実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
509	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	第4-2(3)	協議書の提出があったと きの実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
510	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	第4-6(1)	違反転用者等に対して指 導を行うための実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
511	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	別紙1 第16-3	延納の特約を行った場合 の担保物件、資産状況等 の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
512	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	別紙2 第4-4	譲与した道路等の管理の 状況等に関する実地調査 等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
513	通知・通達	農地法関係事務処理要領の制定について	平成21年12月11日経営/農振 第4608号	農林水産省	別紙2 第7-6	延納の特約を行った場合 の担保物件、資産状況等 の実地調査	目視規制	1-①	2	W	令和5年中	
514	通知・通達	農林水産省協同組合等検査基本要綱	平成23年9月1日23校查第1号 農林水産省大臣官房校查部 長通知	農林水産省	第1	事務所、倉庫、事業所等 の実地検査	目視規制	2	2	否		
515	通知・通達	農林水産省協同組合等検査基本要綱	平成23年9月1日23検査第1号 農林水産省大臣官房検査部 長通知	農林水産省	第6-3(10)	事務所、倉庫、事業所等 の実地検査	目視規制	2	2	俖		
516	通知・通達	農林水産省協同組合等検査規程	平成23年8月31日訓令第20号	農林水産省	第7条	業務運営等の実地検査	目視規制	2	2	否		
		L	<u> </u>		1	ı				·		

												令和5年1月1日現在
										見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
										ていることを確認済	完了しているものを含む。	
517	通知・通達	農林水産省防災業務計画	昭和38年9月6日総第915号	農林水産省	第6編第1章第3節3(1)	森林保全巡視	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
518	通知・通達	液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用につ	平成30年3月30日保局第323-	経済産業省	52-1	移動を開始するとき及び 移動を終了したときにお	目視規制	3	3	杏		
	277 222	いて	9号	(株が生み目	52.1	ける異常の有無の目視等 による点検	1 55000	Ů	3	1		
519	通知・通達	液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用につ いて	平成30年3月30日保局第323- 9号	経済産業省	14-2-2.2	貯蔵の目視による外観検 査等	目視規制	1-①	1-①	否		
520		鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査	平成24年3月15日資第2号	経済産業省	第1-1(2)②	採掘出願又は採掘申請に	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	実地調査の代替手段となる技術については調査に 時間を要し、併せて同時に整備すべき基準の検討
		基準等について	7	1,22,714 88		ついての実地調査等 採掘転願についての鉱業			_		111111111111111111111111111111111111111	時間も含まれるため 実地調査の代替手段となる技術については調査に
521	通知・通達	鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査 基準等について	平成24年3月15日資第2号	経済産業省	第1-1(2)②	価値の有無を認定する場	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	時間を要し、併せて同時に整備すべき基準の検討
		使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解				合の実地調査 ダム基礎掘削後の基礎地						時間も含まれるため
522	通知・通達	釈	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	I 1A-1(1)a(a)	盤の状態についての目視 による現地確認等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
523	通知・通達	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解 釈	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	I 1B(1)(a)	電気工作物の設置状況に ついての目視確認	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
524	通知・通達	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解 釈	平成28年6月17日商局第1号	经済産業省	I 2B(1)(a)	電気工作物の設置状況に ついての目視確認	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
525	通知・通達	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	I 4(11)(a)	所内巡視等の方法による 負荷試験	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
526	通知・通達	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	I 7(9)(a)	所内巡視等の方法による	目視規制	1-(2)	2	要	令和5年中	
		駅 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解				負荷試験 電気工作物の設置状況に						
527	通知・通達	釈	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	I 8(1)(a)	ついての目視等による確 認	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
528	通知・通達	使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解	平成28年6月17日商局第1号	経済産業省	II 4(1)(a)	電気工作物の設置状況に ついての目視等による確	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
		\$F	令和3年3月1日20210208保			認 月次点検における日常巡						
529	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	局第2号	経済産業省	4(7)②	視等	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
530	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日20210208保 局第2号	経済産業省	5(5)②	月次点検における日常巡 視等	目視規制	1-(2)	3	要	令和5年中	
531	通知・通達	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る 実本其准等	平成12年7月1日資第16号	経済産業省	第1 (9)(42)	電気事業の用に供する電 気工作物に関する実地調	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
\vdash		審査基準等				査等 電気事業の用に供する電						
532	通知・通達	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る 審査基準等	平成12年7月1日資第16号	経済産業省	第1 (41)	気工作物に関する実地調査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
						五寸						法令上、一般用電気工作物の定期調査は令和6年
533	通知・通達	電気事業法施行規則第96条から第102条ま での解釈運用にあたっての考え方(内規)	平成20年10月1日原院第2号	経済産業省	1	屋外における目視点検等	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	6月までに見直しを完了するものとして工程表を 公表済のところ、本条項は当該法令の内規であ
534	340 . 334	包括許可取扱要領	平成17年2月25日貿局/輸出	経済産業省	11 2	m 16.00 *	D 484841	1.0		-		り、見直し時期も同様となるため
554	週和 1 週班	ご括計可収扱要額「樹大阪有線放送社」等からの有線音楽放送施	注意事項第1号	松浒座栗有	112	実地調査	目視規制	1-①	1-①	否		
535	通知・通達	設に係る道路の不法占用の是正についての「確 認書」の提出に対する対応について	昭和60年9月2日道政発第63 号	国土交通省	2(5)	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
		10ET OFFICE A 2VIOL 20.C										令和6年3月に奄美群島振興開発特別措置法が法
536	通知・通達	奄美群島振興交付金交付要網	平成26年5月14日国国地第64 号	国土交通省	第26条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	期限を迎え、現在法改正に向けた作業を行ってい るところ、法改正に合わせて本要綱も改正する必
												要があるため 令和6年3月に小笠原諸島振興開発特別措置法が
537	通知・通達	小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要網	昭和45年12月21日自治振第 24号	国土交通省	第14	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	法期限を迎え、現在法改正に向けた作業を行って いるところ、法改正に合わせて本要綱も改正する
												必要があるため
538	通知・通達	都市安全確保促進事業費補助金交付要網	平成24年6月14日国都まち第 21号	国土交通省	第26条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
539	通知・通波	離島活性化交付金交付要綱	平成25年5月20日国国難第	国土交通省	第16条	補助事業の遂行及び支出	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	同要網は、各年度の予算成立後、年度末に改正手 続きを行っており、自治体への周知や運用体制の
555	an as	那些点压比人的重人的安哥	23-2号	MIXE	ph 10 pc	状況の実地検査	D TOURNEY	1-0	2	*	7/10 4 3 /3 % C	確保等も含め、同タイミングで円滑に制度移行さ せる必要があるため
540	通知・通違	家屋等の工作物の不法占用の取扱いについて	昭和50年3月27日道政発第27	国土交通省	3(2)	家屋等に不法占用されや すい高架道路下、橋梁	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
	277 222	5-12-7 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10 - 11-10	号 			下、法敷等の巡視			_			
541	通知・通達	河川敷地の占用許可について	平成11年8月5日河政発第68 号	国土交通省	13(3)	河川巡視	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
542	通知・通達	官民連携都市再生推進事業費補助金交付要網	令和2年4月1日国都官第13号	国土交通省	第24条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
543	通知・通達	技術研究開発費補助金 (スマートシティ実装化 支援事業) 交付要綱	令和3年12月20日 国都市第 87号	国土交通省	第25条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
544	通知・通達	景観改善推進事業費補助金交付要綱	令和3年4月1日国都景歷第 148号	国土交通省	第21条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
545	通知・通達	景觀法運用指針	平成16年12月17日国都計第	国土交通省	V1(6)	実地調査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
546	通知・通達	建築監視員制度について	111号 昭和45年12月14日住指発第	国土交通省	1(1)	建築現場の巡視	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
			551号 昭和45年12月14日住指発第			管内の建築活動等の実情						
547	通知・通達	建築監視員制度について	昭和45年12月14日往揖完第 551号	国土交通省	4(1)	に応じた年間の総合的な 巡視計画の作成	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
						基準適合義務の対象とな						工程表において、関連する法令(確認審査等に関 する指針 第3-3第2号)の見直しが令和6年度
548		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法 律等の施行について (技術的助言)	平成29年3月15日国住指第 4190号	国土交通省	2(3)(2)-1)	る建築物の工事に係る完 了検査の目視等による実	目視規制	1-(2)	2	要	令和6年6月まで	9 5 月までに実施することとされており、本規定の 見直しも当該法令と一体で検討する必要があるた
Ш						施						元回しも国政広节と一体で快討する必要があるた め
549	通知・通達	公営住宅家賃対策補助金交付要領	平成8年8月30日住備発第87	国土交通省	第13	公営住宅等の家賃に係る 補助金の交付申請等につ	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
	1840 1714	A. Add. Eds. print toler was 2000 Japan See Seast Conducts	平成8年10月14日住総発第	91+	Arcce a	いての実地検査	m/o.u		_	THE STATE OF THE S	A	
550		公営住宅管理標準条例(案)について	153号 昭和50年4月10日住建発第29	国土交通省	第66条3	県(市)営住宅の立入検査 事業主体の予算執行につ	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
551	通知・通達	公営住宅整備事業等指導監督要領	号	国土交通省	第3-1	いての実地検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
552	通知・通達	公営住宅整備事業等指導監督要領	昭和50年4月10日住建発第29 号	国土交通省	第3-1	事業主体の工事実施状況 についての実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
553		公営住宅整備事業等補助要領	平成8年8月30日住備発第83 号	国土交通省	第26	事業主体に対する実地検 査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
554	通知・通達	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要 網	平成12年3月24日住備発第34 号	国土交通省	第22	事業主体に対する実地検 査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
555	通知・通達	公営住宅等家賃対策補助金交付要綱について	昭和55年12月20日住建発/住 整発第132号	国土交通省	第13	補助金の交付申請等につ いての実地検査等	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
556	通知・通達	公共工事の代価の中間前払金及び既済部分払等	令和2年3月11日国地契第57	FI ***	2	日視による既済部分検査	0.000			~		
dec	但以・過運	の手続きの簡素化・迅速化の促進について	号,国官技第386号,国営設第 178号	国土交通省	-	後の変状の確認	目視規制	2	2	否		
557	通知・通達	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要網	令和3年12月20日国国地第51 号	国土交通省	第16条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
558	通知・通達	国際博覧会事業費補助金 (2027年国際園芸博覧会事業) 交付要綱	令和4年3月31日国都級環第 93号	国土交通省	第28条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
559	通知・通波	国土調査事業事務取扱要領	昭和47年4月1日経企土第28	国土交通省	第2章第2節第9	誤り等がある旨の申出が	目視規制	2	2	否		
555	426		号			あったときの実地調査等	- 0.00P)	-	-	ы		
560	通知・通達	市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要網	昭和49年6月5日都再発第77号	国土交通省	第7-1	実地検査等による着工前 及び完了後の状況の確認	目視規制	1-(1)	2	要	令和5年中	
ш			-]				

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見意し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル限制造合性が確保でま ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年申」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
561	通知・通達	指定管理者制度による下水道の管理について	平成16年3月30日国都下企第 71号	国土交通省	3(3)	指定管理者に対する実地 調査等の指示	目視規制	1-①	1-①	否		
562	通知・通達	指定自動車整備事業における「ニューサービス (情報提供によるユーザー選択型指定整備)」 の導入の促進について	平成8年11月8日自整第203号	国土交通省	1	自動車検査員による目視 等の点検	目視規制	3	3	否		
563	通知・通達	指定整備記録簿の記載要領について	平成7年3月27日自整第67号	国土交通省	4	自動車検査員による目視	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
564	通知・通達	指定整備記録簿の記載要領について	平成7年3月27日自整第67号	国土交通省	5	等の点検 自動車検査員による目視	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
565	通知・通達	自家用看板等による道路の不法占用の取扱いに	昭和57年11月9日道政発第72	国土交通省		等の点検						
		ついて 自動車検査設備の共同使用における指定整備業	무		4	敷地管理のための巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
566	通知・通達	務の取扱いについて	平成9年2月20日自整第23号	国土交通省	1 7	視認等による装置の検査	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
567	通知・通達	自動車検査設備の共同使用における指定整備業 務の取扱いについて	平成9年2月20日自整第23号	国土交通省	1 =	視認等による装置の検査	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
568	通知・通達	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業交付 要網	令和4年4月1日国都公景第3 号	国土交通省	第4条第1項	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
569	通知・通達	集約都市形成支援事業費補助金交付要網	平成25年5月15日国都まち第 14号,国都計第21号,国都市第 39号,国都街第30号,国都緑環 第6号	国土交通省	第19条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
570	通知・通達	住宅市街地総合整備事業補助金交付要網	平成16年4月1日国住市第352 号	国土交通省	第12	補助事業者である市町村 に対する実地検査等の指 導監督	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
571	通知・通達	住宅地区改良事業等補助金交付要領	平成13年3月30日国住整第 742号	国土交通省	第16-1	施行者に対する実地検査 等の指導監督	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
572	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第14号1(1)7①	河川や海岸についての巡 視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
573	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第14号1(1)7②	河川又は海岸に設置されている堤防や堰、水門、 樋門、閘門、陸開等の工 作物についての巡視及び 点検	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
574	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第14号1(1)(3)	河川・海岸における増 水、高潮時における巡視	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
575	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第14号1(1)(④	河川・海岸における巡視 等により変状が確認され た場合の応急対策	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
576	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第14号1(2)7①	ダム点検整備基準に基づ く巡視及び点検	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
577	1840 - 1844	III I AAAAAA	~1/号 令和4年5月16日国水防第14	91-00	B.18881181010	く巡視及び点検 ダムについての巡視等に	n.e		_	要	America	
578		出水対策について	~17号 令和4年5月16日国水防第14	国土交通省	国水防第14号1(2)(⑦	関する情報連絡等の記録 砂防指定地、地すべり防	目視規制	1-①	3		令和5年中	
5/8	通知・通達	出水対策について	~17号	国土交通省	国水防第16号1(3)7	止区域及び急傾斜地崩壊 危険区域等の巡視	目視規制	1-①	3	要	令和5年中	
579	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第16号1(4)(2)	下水道施設について豪雨 時に浸水被害が予想され る地区の巡視等	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
580	通知・通達	出水対策について	令和4年5月16日国水防第14 ~17号	国土交通省	国水防第16号2(1)7	河川・海岸における水防 管理団体との共同巡視	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
581	通知・通達	整備工場における前照灯の検査の取扱いについ て	平成10年8月31日自整第142 号	国土交通省	5	スクリーン等による目視 検査	目視規制	3	3	否		
582	通知・通達	- 宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項 について	平成13年5月24日国総民発第 7号	国土交通省	7-4-2	目視等による点検	目視規制	1-②	3	要	令和5年中	
583	通知・通達	地籍調査事業工程管理及び検査規程	平成14年3月14日国土国第	国土交通省	第6条	実地確認等	目視規制	1-(1)	1-(1)	否		
584	通知・通達	地籍組合事業 丁紀管理及び検査規程細則	591号 平成14年3月14日国土国第	国土交通省	7(3)⑥	点検測量の立会い	目視規制	1-①	1-①	否		
585		地籍調査成果の数値情報化実施要領	598号 平成14年3月14日国土国第						3			
	通知・通達		594号 平成14年3月14日国土国第	国土交通省	別記3 (2)	目視等による接合の点検	目視規制	3		否		
586	週和 , 週瑶	地籍調査成果の数値情報化実施要領	594号	国土交通省	別記3 (3)	目視による点検	目視規制	3	3	否		
587	通知・通達	地方整備局用地事務取扱細則準則	平成13年1月15日国総国調第 5号	国土交通省	第2章第1節	取得し又は使用する土地 についての実地調査等 取得し又は使用する土地	目視規制	2	2	否		
588		地方整備局用地事務取扱細則準則	平成13年1月15日国総国調第 5号	国土交通省	第2章第1節	に定着する物件に関する 実地における測量又は調 査等	目視規制	2	2	否		
589	通知・通達	超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項 の許可の手続き等について	平成8年10月1日空乗第181号	国土交通省	別添	空域拡大の許可に係る実 地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
590	通知・通達	超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項 の許可の手続き等に関する事務処理要領	平成13年4月1日国空乗第53 号	国土交通省	1-2)	資格要件を確認するため の実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
591	通知・通達	お市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱	平成21年4月1日国都街第85	国土交通省	第4条1	指導監督事務に係る実地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
592	通知・通達	都市開発海外展開支援事業費補助金交付要網	令和2年4月1日国都国第88号	国土交通省	第23条	検査等 補助事業の遂行及び支出	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
593	通知・通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日	国土交通省	4-3(1) 解説 2)②b	状況の実地検査 施設の変形や異常の有無 を調べるための目視等に よる点検	目視規制	1-②	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市公園法令の 目視規制の見直し時期を令和6年度4月~6月と しており、本指針についてもそれと併行して見直
594	通知・通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日	国土交通省	4-3(1) 解説 2)②b	施設の変形や異常の有無 を調べるための目視等に よる点検	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	しを実施するため 工程表において、関連法令である都市公園法令の 目視規制の見直し時期を令和6年度4月~6月と しており、本指針についてもそれと併行して見直 しを実施するため
595	通知・通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日	国土交通省	用語の解説	施設の変形や異常の有無 を調べるための目視等に よる点検	目視規制	1-②	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市公園法令の 目視規制の見直し時期を令和6年度4月~6月と しており、本掛針についてもそれと併行して見直
596	通知・通達	都市再生推進事業費補助交付要綱	平成12年3月24日都計発/経 宅発/住街発第35-3号	国土交通省	第1条の21	指導監督事務に係る実地 検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	しを実施するため
597	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公禄 第150号	国土交通省	12-2(2) ③ エ i ④ エ i	市民緑地の巡視等	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市緑地法令の 目視規制の見直し時期を令和6年度4月~6月と しており、本指針についてもそれと併行して見直 しを実施するため
598	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公禄 第150号	国土交通省	8(2)①ア	緑地保全地域内又は特別 緑地保全地区内の緑地を 管理するための巡視等	目視規制	1-②	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市緑地法令の 目視規制の見直し時期を令和6年度4月~6月と しており、本指針についてもそれと併行して見直 しを実施するため
599	通知・通達	二項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査 規程細則	569号	国土交通省	7(3)⑥	点検測量の立会い	目視規制	1-①	1-(1)	否		
600	通知・通達	半島振興広域連携促進事業費補助金交付要網	平成27年4月9日国国地半第 53号	国土交通省	第16条	補助事業の遂行及び支出 状況の実地検査	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
601	通知・通達	暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱	平成19年4月1日国住街/国都 まち/国都市第259号	国土交通省	第4-1	指導監督事務に係る実地 検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
602	通知・通達	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱	平成24年4月6日国住街/国住 市/国住備/国都市第201号	国土交通省	第16-1	指導監督事務に係る実地 検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
603	通知・通達	防災集団移転促進事業費補助金交付要綱	昭和48年2月15日自治疎第4	国土交通省	第18	補助事業の遂行状況につ	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
003	心内・危地	かれ来国で私民廷争朱真恒明玉父刊委綱	号	出工义理官	₂₀ ,10	いての実地検査等	口忧刑刑	1-0	-	女	77年10年中	

The column													令和5年1月1日現在
Mathematical Math	No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要				※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	
Mathematical Math	604	通知・通達	駐雪出水期における防災態勢の強化について	263~266号,国水防第532~	国土交通省		砂災害の発生するおそれ	目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	35条の2第1項第1号)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされており、本規定の見直
March Marc	605	通知・通達	立体道路制度に係る国有財産法等の特例について	平成30年3月14日国道利第14 号	国土交通省	6(3)	設所有者についての実地	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
December Continue Continue	606	通知・通達	立体道路制度に係る国有財産法等の特例につい て	平成30年3月14日国道利第14 号	国土交通省	6(8)	状況を確認するための実	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
20	607	通知・通達	び沖合海底自然環境保全地域の許可、届出等の		環境省	7(1)③		目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
Authorized Control	608	通知・通達			環境省	第12前第38		目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	(自然公園法第62条第1項及び第76条) の見直し が令和6年度6月までに実施することとされてお り、本規定の見直しも当該法令と一体で検討する
### 12	609	通知・通達	処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用		環境省	II 17		目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終 処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の 2第1項第3号ホ等)の見直しが令和6年度6月 までに実施することとされており、本規定の見直
March Marc	610	通知・通達	処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用		環境省	V 2	した区画の覆いについて	目視規制	1-①	3.	要	令和6年6月まで	(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終 処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の 2第1項第3号ホ等)の見直しが令和6年度6月 までに実施することとされており、本規定の見直
### 200 - 20 ## 12 ##	611	通知・通達	建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について		環境省	4-1(1)		目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
### 201 등은 2013년에서는 프라이아이들의 ************************************	612	通知・通達	国立公園の許可、届出等の取扱要領		環境省	第3章第30(4)		目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	(自然公園法第33条第4項) の見直しが令和6年 度6月までに実施することとされており、本規定
### 201 - 201 전 2010년 전 2010	613	通知・通達	国立公園の許可、届出等の取扱要領		環境省	第6章第57(3)		目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	(自然公園法第62条第1項及び第76条)の見直し が令和6年度6月までに実施することとされてお り、本規定の見直しも当該法令と一体で検討する
15	614	通知・通達	国立公園の許可、届出等の取扱要領		環境省	第6章第60(3)		目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	(自然公園法第62条第1項及び第76条)の見直し が令和6年度6月までに実施することとされてお り、本規定の見直しも当該法令と一体で検討する
점 전 20 전 2	615	通知・通達			環境省	第4		目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
### 27 ###	616	通知・通達	業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取		環境省	第2-9	用開始前の検査の申請が	目視規制	1-①	2	要	令和6年6月まで	(廃掃法第15条の2第5項) の見直しが令和6年 度6月までに実施することとされており、本規定 の見直しも当該法令と一体で検討する必要がある
### 2016 2017 전 2017	617	通知・通達			環境省	III 第2-7		目視規制	1-2	2	要	令和6年6月まで	管理並びに狩猟の適正化に関する法律第31条第1 項)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされており、本規定の見直しも当該法令と一
20 20	618	通知・通達	における災害廃棄物由来の再生資材の活用につ		環境省	(別紙1) 1②		目視規制	1-①	3	要	令和6年6月まで	(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終 処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第 2項第2号ロ等)の見直しが令和6年度6月まで に実施することとされており、本規定の見直しも
	619	通知・通達				(別添2) 4(1)		目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
22	620	通知・通達			法務省 厚生労働省	第2-2(3)		目視規制	1-①	1-(1)	否		
### 10	621	通知・通達	砂利採取計画認可準則について			IV3(1)@¤(n)		目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	することとしており、これらの見直し完了時期は
2 2 2 2 2 2 2 3 3 3	1	告示				関する安全管理措置(行政 機関等編) [2] 講ずべき安全管理措置 の内容 C 組織的安全管理措置 e 取扱状況の把握及び安		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	ける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律等の一部を改正する法律案の 審議状況等を踏まえつつ、令和6年6月まで
3	2	告示			総務省	第7条第3項第2号二		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
日本 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準 期前62年2月14日郵政省会示 第73号 起務省 別表第2 製産品はネットワークの 定理における関係法令の 定期検査 2 2 否	3	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		備に関するソフトウェア	定期検査	2	2	否		
5	4	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		情報通信ネットワークの 管理における関係法令の	定期検査	2	2	否		
6 告示 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準	5	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		情報通信ネットワークの 管理における運用状況の	定期検査	2	2	否		
日示 日示 日示 日示 日示 日示 日示 日示	6	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		情報通信ネットワークの 管理における運用状況の	定期検査	2	2	否		
8	7	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		情報通信ネットワークの 管理におけるソフトウェ	定期検査	2	2	否		
9 告示 電気通信事業法務行規則第二十九条第二項の規 甲成27年3月6日総務省告示 総務省 本別の表一の項(11) 本製作者を連絡を 1-① 2 要 令和5年中 に関する定期合成 2 要 令和5年中 10 告示 電気通信事業法務行規則第二十九条第二項の規 平成27年3月6日総務省告示 設務省 本別の表一の項(12) 共工集、維持及び選用 定期検査 1-① 2 要 令和5年中 10 告示 電気通信事業法務行規則第二十九条第二項の規 平成27年3月6日総務省告示 おおうま 2 要 令和5年中 11 告示 基本的表一の項(12) 共工集、維持及び選用 定期検査 1-② 2 要 令和5年中 11 告示 基本が成務的の入場中に定期に行業を経済と認用。 2 を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	8	告示	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		総務省		情報通信ネットワークの 管理における防犯対策の	定期検査	2	2	否		
10 告示 模式通信年業法格行規則第二十九条第二項の規 平成27年3月6日総務省告示 部5号 起務省 本列の表一の項(12) 禁工事、維持及近期 定期検査 1-① 2 要 令和5年中 第75号 在中 第次主张行規則第二十八条の五第四項の規定に 平成2年3月2日総次省告示 起務省 本列 在原本的行规则第二十八条の五第四项规定に 平成4年3月2日総次省告示 起務省 本列 在原本的 定期本的 定期本的 2 要 令和5年中 2 を取出を加入	9	告示			総務省	本則の表一の項(11)	事業用電気通信設備の設 計、工事、維持及び運用	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に 11	10	告示			総務省	本則の表一の項(12)	事業用電気通信設備の設 計、工事、維持及び運用	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
	11	告示	基づく船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等		総務省	本則	義務船舶局等の無線設備	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	

アテロク規制を足のも週刊・週連寺の点快対象栄得一見衣												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 来見意し言っつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
12	告示	学校環境衛生基準 学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号 平成21年3月31日文部科学省	文部科学省	第1-2 第2-2	学校環境衛生基準に基づ く環境衛生検査 飲料水等の水質及び施 設・設備に関する環境衛	定期検査	1-①	2	要	令和5年中 令和5年中	
14	告示	学校環境衛生基準	告示第60号 平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第3-2	生検査 学校の清潔、ネズミ、衛 生害虫等及び教室等の備	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
15	告示	学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第4-1の表 施設・設備の衛生状態の部 (9) ブール本体の衛生状 況等の項基準の欄		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
16	告示	学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第4-2	水泳プールに係る学校環 境衛生に関する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
17	告示	学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第5-1	学校環境衛生基準に基づ く日常の環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
18	告示	学校環境衛生基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第60号	文部科学省	第5-1の表 水泳ブールの管理の部 (10) ブール水等の項基	学校環境衛生基準に基づ く日常の環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
19	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	準の欄 (イ) 第2-1- (3) 六	学校給食施設及び設備の 衛生管理基準に基づく環 境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
20	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第2-2	学校給食施設及び設備の 衛生管理基準に基づく環 境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
21	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第3-1 (3) 一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
22	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第3-1 (4) ②一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
23	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第3-2	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
24	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第4-1 (1) 十	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
25	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第4-1 (3) 三	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
26	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第4-2	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
27	告示	学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第64号	文部科学省	第5-1	学校給食衛生基準に基づ く日常の環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
28	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第2-1- (3) 六	学校給食施設及び設備の 衛生管理基準に基づく環 境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
29	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第2-2	学校給食施設及び設備の 衛生管理基準に基づく環 境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
30	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第3-1- (3) 一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
31	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第3-1- (4) ②一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
32	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第3-2	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
33	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第4-1- (1) 十	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
34	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第4-1- (3) 三	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
35	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第4-2	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
36	告示	特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校 給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第66号	文部科学省	第5-1	学校給食衛生管理基準に 基づく日常の環境衛生検 査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
37	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第2-1- (3) 六	夜間学校給食施設及び設 備の衛生管理基準に基づ く環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
38	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第2-2	夜間学校給食施設及び設 備の衛生管理基準に基づ く環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
39	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第3-1- (3) 一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
40	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第3-1- (4) ②一	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
41	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第3-2	調理の過程等における衛 生管理基準に基づく環境 衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
42	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第4-1- (1) 十	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
43	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第4-1- (3) 三	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
44	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第4-2	衛生管理体制に係る衛生 管理基準に基づく環境衛 生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
45	告示	夜間学校給食衛生管理基準	平成21年3月31日文部科学省 告示第65号	文部科学省	第5-1	衛生管理基準に基づく日 常の環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
46	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第一1	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見面しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
47	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 物上の基準	告示第119号	厚生労働省	第一6	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
48	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号	厚生労働省	第一7	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
49	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚至労働省 告示第119号	厚生労働省	第二1 (一)	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様

												令和5年1月1日現在
							10.444	-0.4		見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
										ていることを確認済	完了しているものを含む。	
50	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第二2 (三)	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
51	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	平成15年3月25日厚生労働省	厚生労働省	第二2 (四)	貯水槽等飲料水に関する	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
52		術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号 平成15年3月25日厚生労働省			設備の定期点検 貯水槽等飲料水に関する						
	告示	術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号	厚生労働省	第二2 (五)	設備の定期点検 貯水槽等飲料水に関する	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
53	告示	術上の基準	告示第119号	厚生労働省	第二2 (六)	設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
54	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第二-二-1	飲料水系統配管の定期点 検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
55	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第二-二-2	飲料水系統配管の定期点	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
56	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	平成15年3月25日厚生労働省	厚生労働省	第二-二-3 (一)	to 飲料水系統配管の定期点	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
		術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号 平成15年3月25日厚生労働省			検 雑用水槽等雑用水に関す						
57	告示	術上の基準	告示第119号	厚生労働省	第三2 (二)	る設備の定期点検 雑用水槽等雑用水に関す	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
58	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	告示第119号	厚生労働省	第三2 (三)	る設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
59	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第三2 (四)	雑用水槽等雑用水に関す る設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
60	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第三2 (五)	雑用水槽等雑用水に関す る設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
61	告示	物エの金平 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	平成15年3月25日厚生労働省	厚生労働省	第三-二-1	雑用水系統配管等の定期	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
		術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号 平成15年3月25日厚生労働省			点検 雑用水系統配管等の定期						
62	告示	術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	告示第119号	厚生労働省	第三-二-2	点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
63	告示	術上の基準	告示第119号	厚生労働省	第四-二-1	排水に関する設備の定期 点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
64	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第四-二-2	排水に関する設備の定期 点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
65	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	平成15年3月25日厚生労働省	厚生労働省	第四-二-3	排水に関する設備の定期 点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
66	告示	術上の基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技		厚生労働省	第四-二-4	排水に関する設備の定期	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
		術上の基準	告示第119号	— A #0 H	'	点検 清掃並びに清掃用機械器	~~WE		-	*		
67	告示	空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技 術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第五-一-3	具等及び廃棄物の処理設	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
		空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技				備のの定期点検 清掃並びに清掃用機械器						
68	告示	空気調相設備寺の維持官埋及ひ清掃寺に係る技術上の基準	平成15年3月25日厚生労働省 告示第119号	厚生労働省	第五-二-1	具等及び廃棄物の処理設 備のの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
		空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技	平成15年3月25日厚生労働省	and were	m = - c	清掃並びに清掃用機械器	physics i.e.		_	THE STATE OF THE S	America	No. 4C to PRINC
69	告示	術上の基準	告示第119号	厚生労働省	第五-二-2	具等及び廃棄物の処理設 備のの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.46と同様
70	告示	社内検定認定規程	昭和59年12月17日労働省告	厚生労働省	第2条第6号二	検定の基準及び検定の実	定期検査	2	2	否		
	ни.	TLF TOXAC ROAC ORTHO	示第88号	戸エ カ町目	9027K9007 —	施の方法に関する点検	ALMONE I	-	-			
71	告示	社内検定認定規程	昭和59年12月17日労働省告	厚生労働省	第3条第3項第12号	検定の基準及び検定の実	定期検査	2	2	否		
		食品又は添加物の製造又は加工の過程における	示第88号			施の方法に関する点検						
72	告示	有毒な又は有害な熱媒体の混入防止のための措	昭和49年12月4日厚生省告示 第339号	厚生労働省	1-四	食品又は添加物の製造又 は加工における定期点検	定期検査	2	2	否		
		置の基準										
		清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省			清掃作業及び清掃用機械						工程表において、関連する法令(建築物にお ける衛生的環境の確保に関する法律施行規
73	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第一-三	器具等に関する定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6
												月までに実施することとされているため。
74	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第一-五	清掃作業及び清掃用機械 器具等に関する定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
75	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第一-六	清掃作業及び清掃用機械 器具等に関する定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
		注:	□☆14年2日26日原仕州蘇小			清掃作業及び清掃用機械						
76	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第一-八	得得TF未及び用押用機械 器具等に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
77	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省			空気環境の測定に用いる	******		_			N 70 50
11	音亦	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第二-三	機械器具その他の設備の 定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	N0./3と同様
		清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省			空気調和用ダクトの清掃						
78	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第三-五	作業に用いる機械器具そ の他の設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
		清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省			水質検査に用いる機械器						
79	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第四-五	具その他の設備に関する 点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
	a -	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省	and a second		貯水槽の清掃作業に用い			_			N 70 1 50 W
80	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第五-五	る機械器具その他の設備 に関する点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	NO.13と回像
81	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法		厚生労働省	第六-五	排水管の清掃作業を行う ための機械器具その他の	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
		等に係る基準	告示第117号			設備に		_			. ,,,,,	
82	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第七-六	ねずみ等の防除作業に用 いる機械器具その他の設	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
		等に深る差争 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法				備に関する点検				_		N. 701 W.W.
83	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-二1	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
84	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-二6	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
85	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-二7	空気調和設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
86	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準		厚生労働省	第八-五3	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
87	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省	厚生労働省	第八-五4	貯水槽等飲料水に関する	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
		等に係る基準 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	告示第117号 平成14年3月26日厚生労働省			設備の定期点検 貯水槽等飲料水に関する		_				
88	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-五5	設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要		No.73と同様
89	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-五6	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
90	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-五8	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
91	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準		厚生労働省	第八-五9	貯水槽等飲料水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
92	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省	厚生労働省	第八-六1	雑用水槽等の雑用水に関	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
-		等に係る基準 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	告示第117号 平成14年3月26日厚生労働省			する設備の定期点検 雑用水槽等の雑用水に関						
93	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-六2	する設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
94	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-六3	雑用水槽等の雑用水に関 する設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
95	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-六 4	雑用水槽等の雑用水に関 する設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
96	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-六5	雑用水槽等の雑用水に関	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
97	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	平成14年3月26日厚生労働省	厚生労働省	第八-六6	する設備の定期点検 雑用水槽等の雑用水に関	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
\vdash		等に係る基準	告示第117号	,,, 40 m		する設備の定期点検						1

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「高」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 元アしているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
98	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	告示第117号	厚生労働省	第八-六7	雑用水槽等の雑用水に関 する設備の定期点検 排水槽等の排水に関する	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
99	告示	等に係る基準 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法	告示第117号	厚生労働省	第八-七1	設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
100	告示	等に係る基準	告示第117号	厚生労働省	第八-七2	排水槽等の排水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
101	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-七3	排水槽等の排水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
102	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法 等に係る基準	平成14年3月26日厚生労働省 告示第117号	厚生労働省	第八-七4	排水槽等の排水に関する 設備の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.73と同様
103	告示	清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法		厚生労働省	第八-八	給水栓における飲料水に 含まれる遊離残留塩素の	会場会本	1-①	2	要	Aine te e u + -s	N. 79 L PRIN
103	百小	等に係る基準	告示第117号	学生力助刊	pb/\-/\	検査	定期検査	1-0	- 2	*	令和6年6月まで	No.73と同様
104	告示	労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定 に基づき試験施設等が具備すべき基準	昭和63年9月1日労働省告示 第76号	厚生労働省	第9条第4項第1号	試験施設における設備の 定期点検	定期検査	1-(1)	1-①	否		
105	告示	大等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の 項第一号の農林水産大臣の定める方法等	平成16年10月6日農林水産省 告示第1819号	農林水産省	三-ハ	狂犬病の予防注射に関わ る定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
106	告示	供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する 技術基準等の細目を定める告示	平成9年3月13日通商産業省 告示第123号	経済産業省	第1条	液化石油ガスの販売に係 る貯槽の沈下状況の定期 測定	定期検査	2	3	要	令和6年6月まで	本告示の見直しについて、令和5年度中に実 施予定の技術的検証の結果を参照し検討する 必要があるため。
107	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-1- (1) ③ア	空気調和設備、換気設備 の定期的な保守、点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
108	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-1- (1) ③イ	空気調和設備、換気設備 の定期的な保守、点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
109	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-1- (1) ③ウ	空気調和設備、換気設備 の定期的な保守、点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
110	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-1- (2) ③ア	ボイラー設備、給湯設備 の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
111	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準		経済産業省	2-2-1- (2) ③イ	ボイラー設備、給湯設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
112	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関		経済産業省	2-2-1- (2) ③ウ	ボイラー設備、給湯設備	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
113	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	平成21年3月31日経済産業省	経済産業省	2-2-1- (3) ③ア	の定期点検 照明設備、昇降機、動力	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
114	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号 平成21年3月31日経済産業省	経済産業省	2-2-1- (3) ③イ	設備の定期点検 照明設備、昇降機、動力	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
		する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号 平成21年3月31日経済産業省			設備の定期点検 照明設備、昇降機、動力						
115	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号	経済産業省	2-2-1- (3) ③ウ	設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
116	告示	する事業者の判断の基準	告示第66号	経済産業省	2-2-1- (4) ③	受変電設備の定期点検 発電専用設備及びコー	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
117	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	告示第66号	経済産業省	2-2-1- (5) ③	光电サイル以前及びコ ジェネレーション設備の 定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
118	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	告示第66号	経済産業省	2-2-1- (7) ③	業務用機器の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
119	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (1) ③	燃焼設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
120	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (2) (2-2) ③ア	空気調和設備、換気設備 の定期的な保守、点検給 湯設備の定期点検 空気調和設備、換気設備	定期検査	1-2	2	要	令和5年中	
121	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (2) (2-2) ③ ব	全式的化設備、換気設備 の定期的な保守、点検給 湯設備の定期点検 空気調和設備、換気設備	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
122	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	告示第66号	経済産業省	2-2-2- (2) (2-2) ③ウ	空気調和設備、探気設備 の定期的な保守、点検給 湯設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
123	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	告示第66号	経済産業省	2-2-2- (2) (3) ③	廃熱回収設備の定期点検	定期検査	1-2	2	要	令和5年中	
124	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (4) (4-1) ③	蒸気駆動の動力設備の定 期点検	定期検査	1-2	2	要	令和5年中	
125	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (4) (4-2) ③	発電専用設備の定期点検	定期検査	1-(2)	2	要	令和5年中	
126	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (4) (4-3) ③	コージェネレーション設 備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
127	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関 する事業者の判断の基準	平成21年3月31日経済産業省 告示第66号	経済産業省	2-2-2- (5) (5-1) ③ア	熱利用設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
128	告示	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関		経済産業省	2-2-2- (5) (5-1) ③イ	熱利用設備の定期点検	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
129	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	平成21年3月31日経済産業省	経済産業省	2-2-2- (5) (5-2) ③	受変電設備及び配電設備	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
130	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関		経済産業省	2-2-2- (6) (6-1) ③ア	の定期点検 電動力応用設備、電気加	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
131	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号 平成21年3月31日経済産業省	経済産業省	2-2-2- (6) (6-1) ③7	熱設偏等の定期点検 電動力応用設備、電気加	定期検査	1-(2)	2	要	令和5年中	
\vdash		する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号 平成21年3月31日経済産業省			熱設偏等の定期点検 電動力応用設備、電気加						
132	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号 平成21年3月31日経済産業省	経済産業省	2-2-2- (6) (6-1) ③ウ	熱設備等の定期点検 照明設備、昇降機、動力	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
133	告示	する事業者の判断の基準 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関	告示第66号	経済産業省	2-2-2- (6) (6-2) ③ア	設備の定期点検 照明設備、昇降機、動力	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
134	告示	する事業者の判断の基準 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方	告示第66号	経済産業省	2-2-2- (6) (6-2) ③イ	設備の定期点検 貯槽の沈下状況の測定、	定期検査	1-②	2	要	令和5年中	
135	告示	製造施設の位置、構造及び設備並ひに製造の方 法等に関する技術基準の細目を定める告示	告示第291号	経済産業省	第10条	検査	定期検査	3	3	否		
136	告示	定期自主検査の時期を定める件	平成7年3月1日通商産業省告 示第105号	経済産業省	本則	ガス工作物の定期自主検 査	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
137	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条一	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
138	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	平成15年7月1日経済産業省 告示第249号	経済産業省	第4条二	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
139	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	平成15年7月1日経済産業省 告示第249号	経済産業省	第4条二の二	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
140	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示		経済産業省	第4条三	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
141	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示		経済産業省	第4条四	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
142	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	平成15年7月1日経済産業省	経済産業省	第4条四の二 イ	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
143	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの		経済産業省	第4条四の二 ロ	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
144	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの		経済産業省	第4条四の二ハ	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
145	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号 平成15年7月1日経済産業省	経済産業省	第4条四の二二	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
		要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号 平成15年7月1日経済産業省							_		
146	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号	経済産業省	第4条四の三 イ	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
147	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号 平成15年7月1日経済産業省	経済産業省経済産業省	第4条四の三 ロ第4条四の三 ハ	電気工作物の定期点検電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
\vdash		要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号 平成15年7月1日経済産業省									
149	告示	要件等に関する告示 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの	告示第249号	経済産業省	第4条四の三 二	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
150	告示	要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条五	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともザジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「中和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
151	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条六	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
152	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条七	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
153	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条八 イ	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
154	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条八口	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
155	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条九	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
156	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条十	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
157	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条十一	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
158	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第249号	経済産業省	第4条十二	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
159	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	平成15年7月1日経済産業省 告示第249号	経済産業省	第4条十三	電気工作物の定期点検	定期検査	3	3	否		
160	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の 認定に係る事業所の体制の基準を定める告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第10条第2項第4号口 (1)	高圧ガス設備の定期検査	定期検査	3	3	否		
161	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の 認定に係る事業所の体制の基準を定める告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第16条	保安管理活動の実施状況 の調査及び評価	定期検査	3	3	否		
162	告示	非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事 業者等の判断の基準	平成22年11月19日経済産業 省告示第240号	経済産業省	2-①	バイオガスの発生状況に 関する定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
163	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の機能の 方法を定める音示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 水酸化アルミニウムの項債 載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	8 4	令和6年6月まで	工程表において、船舶安全法体系の自主検査 条項 (危険物船舶運送及び貯蔵規則第383条 (別表1-473) 船舶安全法施行規則第60条 の2第1項 (別表1-560) 等) の見直しが令和 6年度6月までに実施することとされてお り、これらの条項とともに一括して見直す方 針であるため。
164	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 フッ化アルミニウムの項積 載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
165	告示	逐状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 アルミニウム精錬又は再溶 解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水 及びアルカリ水溶液を含 む。)の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
166	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 ボーキサイト粉の項積載方 法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
167	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 フッ化カルシウム・硫酸カ ルシウム・炭酸カルシウム の混合物の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
168	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 化学石こうの項積載方法の 欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
169	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 石炭スラリーの項積載方法 の欄	確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
170	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 コークプリーズの項積載方 法の欄	確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
171	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 銅スラグの項積載方法の欄 別表第1	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認 船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
172	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	別次#1 魚(ぱら積み)の項積載方法 の欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
173	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	蛍石(フッ化カルシウム)の 項積載方法の欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
174	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	フライアッシュ(湿式)の項 積載方法の欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
175	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	アップグレードイルメナイ トの項積載方法の欄 別表第1	積載時の貨物の定期的な 確認 船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と回様
176	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	チタン鉄鉱粘土の項積載方 法の欄 別表第1	積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
177	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	チタン鉄鉱砂 [イルメナイトサンド]の 項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
178	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 鉄鋼スラグ及びその混合物 の項積載方法の欄	確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
179	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 鉄鉱粉の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
180	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 合成酸化鉄の項積載方法の 欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
181	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	別表第1 マンガン鉱粉の項積載方法 の欄 別表第1	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認 船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
182	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 硫化金属精鉱の項積載方法 の欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
183	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	省告示第1526号	国土交通省	別表第1 セメントカッパーの項積載 方法の欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
184	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 リン酸二水素カルシウムの 項積載方法の欄 別表第1	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認 船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
185	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 ニッケル鉱の項積載方法の 欄 別表第1		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
186	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 カンラン石砂の項積載方法 の欄 別表第1	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認 船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
187	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	が表明2 砂(重鉱物)の項積載方法の 欄		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見書し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見高し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
188	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 鉄鋼の製造に伴い生ずるス ケールの項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
189	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 アップグレードリチア輝石 の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
190	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 合成フッ化カルシウムの項 積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
191	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 合成二酸化ケイ素の項積載 方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
192	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 チタノマグネタイトサンド の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
193	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 濃縮酸化亜鉛煙じんの項積 載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
194	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 亜鉛スラグの項積載方法の 欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
195	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第1 ジルコンカイアナイト精鉱 の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
196	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第2 アルミナ精鉱の項積載方法 の欄	船舶による液状化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
197	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第2 高炉系ダスト (液状化するおぞれのある もの)の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
198	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省		船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
199	告示	液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の 方法を定める告示	平成22年12月22日国土交通 省告示第1526号	国土交通省	別表第2 鉄鋼スラッジ (液状化するおぞれのある もの)の項積載方法の欄	船舶による液状化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
200	告示	海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持 管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告 示	令和2年3月19日国土交通省 告示第388号	国土交通省	第5条第3項	海洋再生可能エネルギー 発電設備の点検診断	定期検査	2	2	否		
201	告示	海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持 管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告 示	令和2年3月19日国土交通省 告示第388号	国土交通省	第6条第2項	海洋再生可能エネルギー 発電設備の点検診断	定期検査	2	2	否		
202	告示	海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持 管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告 示	令和2年3月19日国土交通省 告示第388号	国土交通省	第6条第3項	海洋再生可能エネルギー 発電設備の点検診断	定期検査	2	2	否		
203	告示	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定 める告示	平成19年3月26日国土交通省 告示第364号	国土交通省	第4条第2項	技術基準対象施設の点検 診断	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
204	告示	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定 める告示	平成19年3月26日国土交通省 告示第364号	国土交通省	第4条第3項	技術基準対象施設の点検 診断	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
205	告示	技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定 める告示	平成19年3月26日国土交通省 告示第364号	国土交通省	第4条第4項	技術基準対象施設の点検 診断	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
206	告示	航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告 デ	昭和58年11月15日運輸省告 示第572号	国土交通省	別表第1	輸送禁止物件とその例外 に関する基準	定期検査	1-①	1-(1)	否		
207	告示	が 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める 告示		国土交通省	第13条第4項	放射性輸送物等の輸送に 頻繁に使用される航空機 の積載場所についての汚 染の有無の定期検査	定期検査	1-①	1-(1)	否		
208	告示	公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準 に関し必要な事項を定める告示	告示第858号	国土交通省	第7条第3項	洋上風力発電施設等の定 期自主点検	定期検査	2	2	否		
209	告示	公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準 に関し必要な事項を定める告示	告示第858号	国土交通省	第8条第2項	洋上風力発電施設等の定 期自主点検	定期検査	2	2	否		
210	告示	公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準 に関し必要な事項を定める告示	平成28年6月30日国土交通省 告示第858号	国土交通省	第8条第3項	洋上風力発電施設等の定 期自主点検	定期検査	2	2	否		
211	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 水酸化アルミニウムの項積 載方法の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
212	告示	国体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1アルミニウム精錬 又は再溶解工程から生じる 割生物 (不活性物質を追加した水 及びアルカリ水溶液を含 む。)の項積載方法の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
213	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 選元鉄(A) (熱間成形されたプリケット)の項積載方法の欄 別表第1	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
214	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	選元鉄(B) (塊、ベレット、冷間成形 されたプリケット)の項積 載方法の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
215	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 選元鉄(C) (微粒副生物)の項積載方法 の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
216	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 蛍石(フッ化カルシウム)の 項積載方法の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
217	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 硫化金属精鉱の項積載方法 の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
218	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第1 リン酸ーアンモニウム (濃縮した状態で被覆され た鉱物質)の項積載方法の 棚		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
219	告示	国体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	棚 別表第1 リン酸二水素カルシウムの 項積載方法の欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
220	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	現情報方法の個 別表第1 酸化亜鉛濃縮煙じんの項積 載方法の欄	船舶による個体化物質の	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
221	告示	固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積 載の方法を定める告示	平成5年12月24日運輸省告示 第757号	国土交通省	別表第2 水酸化カルシウム (消石灰)の項積載の方法の 欄	船舶による個体化物質の 積載時の貨物の定期的な 確認	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
222	告示	態設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通 省告示第1786号	国土交通省	第2条第1項	線路の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	工程表において関連する法令(鉄道に関する 技術上の基準を定める省令第90条)の見直し が令和6年度6月までに実施することとされて いるため。
_		·										

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年申」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
223	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通 省告示第1786号	国土交通省	第2条第3項第1号	線路の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
224	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通 省告示第1786号	国土交通省	第2条第3項第2号	線路の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
225	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通 省告示第1786号	国土交通省	第2条第4項	線路の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
226	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通	国土交通省	第3条第1項	鉄道に関する電力設備の	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
227	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	省告示第1786号 平成13年12月25日国土交通	国土交通省	第3条第3項第1号	定期検査 鉄道に関する電力設備の	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
228	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	省告示第1786号 平成13年12月25日国土交通	国土交通省	第3条第3項第2号	定期検査 鉄道に関する電力設備の	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
229			省告示第1786号 平成13年12月25日国土交通			定期検査 鉄道に関する運転保安設						
	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	省告示第1786号 平成13年12月25日国土交通	国土交通省	第4条第1項	備の定期検査 鉄道に関する運転保安設	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
230	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	省告示第1786号 平成13年12月25日国土交通	国土交通省	第4条第3項第1号	備の定期検査 鉄道に関する運転保安設	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
231	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	省告示第1786号	国土交通省	第4条第3項第2号	備の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
232	告示	施設及び車両の定期検査に関する告示	平成13年12月25日国土交通 省告示第1786号	国土交通省	第5条 別表	車両の定期検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	No.222と同様
					別表第13 可燃性物質の部硫化金属精							
233	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	昭和54年9月27日運輸省告示	国土交通省	鉱 (自己発熱特性を有するも	船舶による危険物の積載	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
			第549号		の) * UN3190の項積載の方法の	時の貨物の定期的な確認						
					欄 別表第13可燃性物質の部							
234	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	昭和54年9月27日運輸省告示	国土交通省	硫化金属精鉱	船舶による危険物の積載	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
			第549号		(腐食性を有するもの)* UN1759積載の方法の欄	時の貨物の定期的な確認						
235	告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示	昭和54年9月27日運輸省告示	国土交通省	別表第13 可燃性物質の部鉛及び亜鉛	船舶による危険物の積載	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
233	n/v	加加による厄茨切り建込金牛守を足のる日小	第549号	国工义进制	を含む煙じん*積載の方法 の欄	時の貨物の定期的な確認	上州快五	1-0	2	*	市和も中も月まで	NO.103 C U/OK
236	告示	船舶保安認定書等交付規則	平成17年4月8日国土交通省	国土交通省	第7条第1項	船舶の定期検査、中間検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する条項(別表1-500 等)の見直しが令和6年度6月までに実施す
230	日小	加加休女能走會守文刊规則	告示第423号	国工义进制	W13KW13H	査等 (船舶保安証書)	上州快五	1-0	2	*	市和も年も月まで	ることとされているため。
237	告示	船舶保安認定書等交付規則	平成17年4月8日国土交通省	国土交通省	第7条第2項	船舶の定期検査、中間検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.236と同様
			告示第423号		別表第1	査等(船舶保安証書)						
238	告示	その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその 他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告	平成22年12月22日国土交通 省告示第1529号	国土交通省	リン酸ニアンモニウムの項 積載方法の欄	船舶によるその他固体の ばら積み物質の定期的な	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
		示	自由小房1323号		+	確認						
239	告示	その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその 他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告	平成22年12月22日国土交通	国土交通省	別表第1 リン酸ーアンモニウムの項	船舶によるその他固体の ばら積み物質の定期的な	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	No.163と同様
		示	省告示第1529号		積載方法の欄 十	確認						
240	告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示	平成14年7月15日国土交通省 告示第619号	国土交通省	別添117 別紙3の2.2	二輪車の燃料蒸発ガスの 測定	定期検査	1-①	1-①	否		
241	告示	認定事業者が特定優良賃貸住宅の管理を行うに 当たって配慮すべき事項	平成5年7月27日建設省告示 第1601号	国土交通省	第二-二-イ	特定優良賃貸住宅の状況 に関する点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
242	告示	品質保持に必要な技術的生産条件に係る技術的 基準を定める件	平成12年7月19日建設省告示 第1657号	国土交通省	別表	接合部の外観検査及び強 度検査	定期検査	2	2	否		
		210,000	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			0.000						工程表において、他の技術的検証を要する法
243	告示	環境大臣が定める熱分解の方法	平成17年1月12日環境省告示	環境省	^	廃棄物の処理に伴う炭化	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	令 (廃棄物処理法関係法令・別表1-583・ 654等) の見直しと一体的に検討を行うこと
			第1号			水素油の重量の定期測定						としており、それらが令和6年度6月までに 実施することとされているため。
244	告示	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関	平成18年4月28日環境省告示	環境省	第1-4	指針の遵守状況に関する	定期検査	1-①	1-(1)	否		X187 3 C C C C 41 C C V 3 / C C S
244	日小	する基準	第88号	49.9611		点検	上州快五	1-0	1-(1)	10		
245	告示	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法	平成7年9月13日環境庁告示 第63号	環境省	別表 第1-2 (4)	臭気指数の判定における パネルの嗅覚の定期確認	定期検査	2	2	否		
												工程表において、他の技術的検証を要する法
246	告示	石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容	平成18年7月26日環境省告示	環境省	第3条第2号ホ	無害化処理に関する定期	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	令 (廃棄物処理法関係法令・別表1-583・ 654等) の見直しと一体的に検討を行うこと
		等の基準等	第99号			確認						としており、それらが令和6年度6月までに 実施することとされているため。
												大肥することとされているため。
												工程表において、他の技術的検証を要する法 令(廃棄物処理法関係法令・別表1-583・
247	告示	石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容 等の基準等	平成18年7月26日環境省告示 第99号	環境省	第6条第5号	無害化処理に関する定期 確認	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	654等)の見直しと一体的に検討を行うこと
												としており、それらが令和6年度6月までに 実施することとされているため。
		大気汚染防止法施行規則第十五条第五号ただし										工程表において、関連する法令(大気汚染防
248	告示	書に規定する特定工場等に設置されているばい		環境省	_	窒素酸化物に係るばい煙	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	止法施行規則・別表1-627) の見直しと一体 的に検討を行うこととしており、それらが令
		煙発生施設に係る窒素酸化物に係るばい煙濃度 の測定	第50号			濃度の測定						和6年度6月までに実施することとされてい
H		十年平沈社正注έに福和徳上でを禁てる。 ・・・										るため。 工程表において、関連する法令(大気汚染防
249	告示	大気汚染防止法施行規則第十五条第五号ただし 書に規定する特定工場等に設置されているばい		環境省	=	窒素酸化物に係るばい煙	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	止法施行規則・別表1-627) の見直しと一体 的に検討を行うこととしており、それらが令
		煙発生施設に係る窒素酸化物に係るばい煙濃度 の測定	用50号			濃度の測定					. ,,,,,	和6年度6月までに実施することとされているため。
		十年平沈社正注έに福和笠エエを禁ェロ・・・・										工程表において、関連する法令(大気汚染防
250	告示	大気汚染防止法施行規則第十五条第五号ただし 書に規定する特定工場等に設置されているばい		環境省	Ξ.	窒素酸化物に係るばい煙	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	止法施行規則・別表1-627) の見直しと一体 的に検討を行うこととしており、それらが令
		煙発生施設に係る窒素酸化物に係るばい煙濃度 の測定	用50号			濃度の測定					. ,,,,,	和6年度6月までに実施することとされているため。
H												工程表において、関連する法令(大気汚染防
251	告示	室素酸化物に係るばい煙濃度の測定法	昭和57年3月29日環境庁告示	環境省	本文	窒素酸化物に係るばい煙	定期検査	1-①	2	要	令和6年6日まで	止法施行規則・別表1-627) の見直しと一体 的に検討を行うこととしており、それらが令
		TO MAKE MAKE MAKE MAKE MAKE MAKE MAKE MAKE	第49号			濃度の測定						和6年度6月までに実施することとされてい
\vdash						定期的な巡回による						るため。
252	告示	展示動物の飼養及び保管に関する基準	平成16年4月30日環境省告示 第33号	環境省	第3-3 (1) ウ	飼養及び保管する展示動	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
\vdash		動物が自己の所有に係るものであることを明ら		_		物の数及び状態の確認 識別器具等の破損等の状						
253	告示	かにするための措置について	第23号	環境省	第6 (1)	況に関する点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
			平成18年1月20日環境省告示			特定飼養施設の状況の点						工程表において、関連する法令(動物の愛護 及び管理に関する法律第31条、同法施行規則
254	告示	特定動物の飼養又は保管の方法の細目	第22号	環境省	第3条第1号イ	検	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	第20条)の見直しが令和6年度4月~6月までに実施することとされているため。
Ш												これ大胆をないこととですしているだめ。

アアロク規制を定める週料・週連寺の点検対家栄収一覧衣												令和5年1月1日現在
							規制等の	79.40	9.74	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase		※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
										ていることを確認済	完了しているものを含む。	
												工程表において、関連する法令(動物の愛護
255	告示	特定動物の飼養又は保管の方法の細目	平成18年1月20日環境省告示 第22号	環境省	第3条第1号口	特定飼養施設の状況の点 検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	及び管理に関する法律第31条、同法施行規則 第20条)の見直しが令和6年度4月~6月ま
												でに実施することとされているため。
						特定二酸化炭素ガスの海						
256	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 に関し必要な事項を定める件	平成19年9月19日環境省告示 第83号	環境省	第2-3 (3) -2) ①	底下廃棄をする海域の特 定二酸化炭素ガスに起因	定期検査	1-①	1-(1)	否		
						する汚染状況の定期確認						
						特定二酸化炭素ガスの海						
257	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 に関し必要な事項を定める件	平成19年9月19日環境省告示 第83号	環境省	第2-3 (3) -2) ②ア	底下廃棄をする海域の特 定二酸化炭素ガスに起因	定期検査	2	2	否		
		10003477C20011	3,100-3			する汚染状況の定期確認						
						特定二酸化炭素ガスの海						
258	告示	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請		環境省	第2-3 (3) -2) ②イ	底下廃棄をする海域の特	定期検査	2	2	否		
		に関し必要な事項を定める件	第83号			定二酸化炭素ガスに起因 する汚染状況の定期確認						
		土壤污染対策法施行規則第五十八条第五項第十				埋立地管理区域内の土地						工程表において、関連する法令(土壌汚染対
259	告示	二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の	平成23年7月8日環境省告示 第54号	環境省	─-イ (3)	の形質の変更における定 期的な地下水位の測定・	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	策法施行規則別表第8(第40条関係)第1号1 イ)の見直しが令和6年度6月までに実施す
		形質の変更の施行方法の基準				確認						ることとされているため。
		土壤污染対策法施行規則第五十八条第五項第十	平成23年7月8日環境省告示			埋立地管理区域内の土地 の形質の変更における定						工程表において、関連する法令(土壌汚染対 策法施行規則別表第8(第40条関係)第1号1
260	告示	二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の 形質の変更の施行方法の基準	第54号	環境省	—- n (1)	期的な地下水質の測定・	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	イ)の見直しが令和6年度6月までに実施す
		土壤污染対策法施行規則第四十条第二項第一号				確認						ることとされているため。
		の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量基	平成31年1月29日環境省告示			要措置区域内の土地の形						工程表において、関連する法令(土壌汚染対 策法施行規則別表第8(第40条関係)第1号1
261	告示	準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区 域内の帯水層に接する場合における土地の形質	第5号	環境省	二-口(1)(ハ)	質の変更における定期的 な地下水位の測定・確認	定期検査	1-(1)	3	要	令和6年6月まで	イ) の見直しが令和6年度6月までに実施す
		の変更の施行方法の基準										ることとされているため。
		土壌汚染対策法施行規則第四十条第二項第一号 の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量基				要措置区域内の土地の形						工程表において、関連する法令(土壌汚染対 策法施行規則別表第8(第40条関係)第1号1
262	告示	準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区 域内の帯水層に接する場合における土地の形質	年成31年1月29日環現自告示 第5号	環境省	Ξ-□ (2) (イ)	質の変更における定期的 な地下水質の測定・確認	定期検査	1-(1)	3	要	令和6年6月まで	東広胞行規則が改第8 (第40条関係) 第1号1 イ) の見直しが令和6年度6月までに実施す
		の変更の施行方法の基準				WISTORYMA MAD						ることとされているため。
												工程表において、他の技術的検証を要する法
263	4=	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第	平成19年10月26日環境省告	TER INC.	modern all a	金属を含む廃棄物の再生	CT-100 AA-10-	1.00	2	#	A70.5.5.5.5.4.4	令(廃棄物処理法関係法令・別表1-583・
203	告示	六条の三第十号等の規定に基づく金属を含む廃 棄物に係る再生利用の内容等の基準	示第89号	環境省	第2条第3号ホ	利用施設における溶融炉 の定期確認	定期検査	1-①	3	安	竹和 6 年 6 月まで	654等)の見直しと一体的に検討を行うこと としており、それらが令和6年度6月までに
												実施することとされているため。
												工程表において、他の技術的検証を要する法
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第	平成19年10月26日環境省告			金属を含む廃棄物の保管						令(廃棄物処理法関係法令・別表1-583・
264	告示	六条の三第十号等の規定に基づく金属を含む廃 棄物に係る再生利用の内容等の基準	示第89号	環境省	第2条第5号ル (1)	設備の定期点検	定期検査	1-(1)	3	要	令和6年6月まで	654等)の見直しと一体的に検討を行うこと としており、それらが令和6年度6月までに
												実施することとされているため。
265	告示	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な		環境省	第5-2-(1)-1)-①	海洋投入処分をした廃棄	定期検査	1-①	1-①	否		
		事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号 平成17年9月22日環境省告示			物の数量の確認 海洋投入処分をした廃棄						
266	告示	再項を定める件	第96号	環境省	第5-2-(1)-1)-②	物の判定基準への適合状 況の確認	定期検査	1-①	1-①	否		
267	告示	廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な		環境省	第5-2-(2)-1)-①	海洋投入処分をした廃棄	定期検査	1-①	1-①	否		
268	告示	事項を定める件 廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な	第96号 平成17年9月22日環境省告示			物の数量の確認 海洋投入処分をした廃棄		1.0				
200	日小	事項を定める件	第96号		第5-2-(2)-1)-②	物の数量の確認 エネルギーの使用の合理	定期検査	1-(1)	1-①	否		
269	告示	貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に 関する貨物輸送事業者の判断の基準	平成18年3月31日経済産業省 /国土交通省告示第7号	経済産業省 国土交通省	1 (3)	化の状況把握のための取	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
		貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエ	W-800/11 F 00 F 87 7 7 8			組に係る効果測定						
270	告示	ネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の 基準	平成30年11月30日経済産業 省/国土交通省告示第3号	経済産業省 国土交通省	I-1 (1) ③イ	エネルギーの使用実態等 の把握方法の定期確認	定期検査	1-1	2	要	令和5年中	
		旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に	平成18年3月31日経済産業省	经済産業省		エネルギーの使用の合理						
271	告示	関する旅客輸送事業者の判断の基準	/ 国土交通省告示第6号	国土交通省	1 (3)	化の状況把握のための取 組に係る効果測定	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
		心理的な負担の程度を把握するための検査及び	平成27年12月1日職職第315		(別添) - ストレス	心理的な負担の程度を把						
272	通知・通達	同検査の結果に基づく面接指導等の実施に関す る指針について	平成27年12月1日順報第315 号	人事院	チェック制度の基本的な考 え方	握するための定期検査 (ストレスチェック)	定期検査	2	2	否		
		- populario e v. C			/-	VALE 0/ ±77/						工程表 (別表 1 No.1) において、関連する規
273	通知・通達	人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保	昭和62年12月25日職福第	人事院	第32条関係 1	設備の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	川 (人事院規則10-4第32条) の見直しが
213	AN AK	持) の運用について	691号	八手匠	(#5.02)#((R)(W) 1	政領の足別快直	足别恢复	1-(1)		*	74040A&C	令和6年6月までに実施することとされてい るため。
												工程表 (別表 1 No.1) において、関連する規
274	通知・通達	人事院規則一○一四 (職員の保健及び安全保持) の運用について	昭和62年12月25日職福第	人事院	第32条関係 3 (2)	設備の定期検査	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	則(人事院規則10-4第32条)の見直しが
		197/ シ連州に 2い に	691号									令和6年6月までに実施することとされてい るため。
												工程表 (別表 1 No.1) において、関連する規
275	通知・通達	人事院規則一○一四 (職員の保健及び安全保 持) の運用について	昭和62年12月25日職福第 691号	人事院	第32条関係 3 (3)	設備の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	則(人事院規則10-4第32条)の見直しが 令和6年6月までに実施することとされてい
												るため。
		人事院規則一○一四(職員の保健及び安全保	昭和62年12月25日職福第									工程表 (別表 1 No.1) において、関連する規則 (人事院規則10-4第32条) の見直しが
276	通知・通達	持)の運用について	691号	人事院	第32条関係 4 (2)	設備の定期検査	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	令和6年6月までに実施することとされてい
												るため。 工程表 (別表 1 No.3) において、関連する規
277	通知·通達	人事院規則一〇一五(職員の放射線障害の防	昭和38年12月3日職厚第	人事院	第11条関係 — (二)	エックス線装置等の定期	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	則(人事院規則10-5第11条)の見直しが
1		止)の運用について	2327号	7.700		検査	~~~	- 0		_		令和6年6月までに実施することとされてい るため。
												工程表 (別表 1 No.3) において、関連する規
278	通知・通達	人事院規則一○一五 (職員の放射線障害の防止) の運用について	昭和38年12月3日職厚第 2327号	人事院	第11条関係 三	エックス線装置等の定期 検査	定期検査	1-(1)	2	要	令和6年6月まで	則(人事院規則10-5第11条)の見直しが
L		エン シ海田について	2021 7			M.E.			L			令和6年6月までに実施することとされてい るため。
279	通知·通達	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の実	平成10年4月22日児発第344	- 11	(別紙)児童自立生活援助事 ※(自立経助+/-)実施要	児童自立生活援助事業の	定期検査	1 4	2	要	Amer-	
213	元ペー 地地	施について	무		業(自立援助ホーム)実施要 網 第九	定期調査	定射恢复	1-①		*	令和5年中	
280	通知·通達	児童相談所運営指針について	平成2年3月5日児発第133号		第四章 援助 第三節 養子級組	児童の養育状況の定期的	定期檢查	1-(1)	2	要	令和5年中	
					三 あっせん手続 (六)	な確認						
281	通知・通達	児童相談所運営指針について	平成2年3月5日児発第133号	こども家庭庁	第四章 第五節 二 (二)	児童の養育状況の定期的 な確認	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
282	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5(1)	児童福祉施設の定期検査	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
			W-801678									
283	通知・通達	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の運営について	平成21年3月31日雇児発第 331011号	こども家庭庁	第八 実施に当たっての留 意事項	ファミリーホーム事業者 の定期調査	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「高」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
284	通知・通達	認可外保育施設に対する指導監督の実施につい て	平成13年3月29日雇児発第 177号	こども家庭庁	第2 3 立入調査 (1) 立入調査の対象 ①通常の立入調査の対象	認可外保育施設への定期 調査	定期検査	2	2	否		
285	通知・通達	認可外保育施設に対する指導監督の実施につい て	平成13年3月29日雇児免第 177号	こども家庭庁	第2 3 立入調査 (1)立入調査の対象 ①通常の立入調査の対象 (留意事項14) 認可外保 育施設が多数設置されてい る地域等における取扱い	認可外保育施設への定期 調査	定期検査	2	2	否		
286	通知・通達	改正火災予防条例(例)の運用について	平成24年4月27日消防予第 163号	総務省	三 点検について(第一一 各の二第二項関係)	急速充電設備の定期点検	定期検査	2	2	否		
287	通知 . 通波	改正火災予防条例準則の運用について	平成3年10月8日消防予第206	総務省	第一 七 (二) 管理に関 する基準について(第二項	放電加工機の定期点検	定期検査	2	2	否		
		電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規	号 昭和60年4月1日郵電技第10		関係)	事業用電気通信設備の定						
288	通知・通達	程の届出に関する事務処理について	9	総務省	第一二条	期点検	定期検査	2	2	否		
289	通知・通達	要生保護事業法施行規則の運用について	平成14年6月10日保更第357 号	法務省	第五 二 立入検査 (一)	更生保護法人への定期的 な立入検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法第44条第1項及び第55条第1項)の 規定による手続の運用の見直しが令和6年3 月までに実施することとされているため。
290	通知・通達	戸籍法能行規則等の一部を改正する省令の施行 に伴う戸籍の副本及び本籍人に関する戸籍届書	平成28年3月22日民一第296 号	法務省	第一 四 戸籍の副本の保 存状況の管理	戸籍関係書類の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
291	通知・通達	類の取扱いについて 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令の施行 に伴う戸籍の副本及び本籍人に関する戸籍届書	平成28年3月22日民一第296	法務省	第二 四 本籍人届書類の	戸籍関係書類の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
-		類の取扱いについて	号 平成18年5月23日矯成訓第	7A-270 HI	保存状況の管理	受刑者の処遇に関わる定		1-0	3		1140347	
292	通知・通達	受刑者の処遇調査に関する訓令	3308号 平成18年5月23日矯成第	法務省	第七条 三 再調査(訓令第七条及	期調査 受刑者の処遇に関わる定	定期検査	2	2	否		
293	通知・通達	受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について	3309号	法務省	二 内納五(別下市で米及 び第八条第二項関係)	期調査	定期検査	2	2	否		
294	通知・通達	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会 内における処遇に関する事務の運用について	平成20年5月9日保親第325号	法務省	第四 保護観察 一○ 良好措置 四 保護観察の仮解除 エ 保護観察の仮解除中に おける調査等	保護観察中の仮解除中に おける定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(定期別表して3 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第105条第1項)の規定による手級の運用の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため。
295	通知・通達	組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いに ついて	平成19年9月21日財計第 1980号	財務省	第2 1	組合員証等の定期的な検認	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
296	通知・通達	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定 について (法令解釈通達)	平成11年6月25日課資 / 課鑑 / 課酒 / 官会第3-4号	財務省	第31条 担保の提供及び 酒類の保存 第1項関係 20 担保の管理等	担保物件の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
297	通知・通達	酒税法及び酒頭行政関係法令等解釈通達の制定 について (法令解釈通達)	平成11年6月25日課資/課鑑 /課酒/官会第3-4号	財務省	第47条 申告義務 〔酒 類の数量確認に液面計を使 用する場合の取扱い〕4 (3)	酒類の数量確認に使用す る液面計の精度の定期調 査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
298	通知・通達	政府預金受払手統	大正11年3月15日官房秘乙第 573号	財務省	第五章 財務官及管理官 第四十五条	政府預金の海外代理店で の事務の状況に関する定 期調査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	当該条文の見直しにあたっては、関連する同 通達の条文(37条~44条、46条~49条)の改廃 を含めて、日本銀行の業務への影響を調査し た上で、日本銀行の議案行の総要があるほ か、当該通達の改正にあたっては、日本銀行 の規程についても合わせて改廃する必要があ ると考えられることから、検討する対象が多 く、時間を要するため。
299	通知・通達	「いじめの防止等のための基本的な方針」の改 定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイ ドライン」の策定について	平成29年3月16日文科初第 1648号	文部科学省	別添 2 (2) 早期発見 ② いじめの早期発見のた めの措置	いじめの早期発見のため の定期調査	定期検査	2	2	否		
300	通知・通達	「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並 びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急 調査」を踏まえた取組の徹底について	平成24年11月27日文科初第 936号	文部科学省	二 (-) 教育委員会の取組 について	いじめの早期発見のため の定期調査	定期検査	2	2	否		
301	通知・通達	「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並 びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急 顕査!を踏まえた取組の徹底について	平成24年11月27日文科初第 936号	文部科学省	二 (-) 教育委員会の取組 について	いじめの問題への取組に 関わる定期点検	定期検査	2	2	否		
302	通知・通達	同性」を暗まえた収組の値応について 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並 びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急 調査」を踏まえた取組の徹底について	平成24年11月27日文科初第 936号	文部科学省	二 二 学校の取組について	いじめの問題への取組に 関わる定期点検	定期検査	2	2	否		
303	通知・通達	「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並 びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急 調査」を踏まえた取組の徹底について	平成24年11月27日文科初第 936号	文部科学省	ニ いじめの問題に関する 教育委員会及び学校の取組 状況に係る緊急調査を踏ま えた取組の徹底について (二) 学校の取組について		定期検査	2	2	否		
304	通知・通達	高等学校施設整備指針	令和3年5月1日決定	文部科学省	第五章 第一 一 安全性	学校設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	_
305	通知・通達	高等学校施設整備指針	令和3年5月1日決定	文部科学省	第六章 第一 — 教育的 環境の向上	学校施設の安全性の定期 点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
306	通知・通達	高等学校施設整備指針	令和3年5月1日決定	文部科学省	第六章 第二 二 フィー ルド・トラック	学校の固定施設等の安全 性の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
307	通知・通達	高等学校施設整備指針	令和3年5月1日決定	文部科学省	第八章 第六 二 換気設備		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
308	通知・通達	高等学校施設整備指針	令和3年5月1日決定	文部科学省	第九章 第一 四 定期的 な点検・評価の実施	学校の防犯対策に係る施 設・設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
309	通知・通達	小学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	な点検・評価の実施 第五章 第一 - 安全性		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
310	通知・通達	小学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第六章 第二 二 屋外運		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
311	通知·通達		平成31年2月28日	文部科学省	動場 第八章 第六 二 換気設	性の定期点検 学校の換気設備の定期点	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
					備 第九章 第一 四 定期的	検 学校の防犯対策に係る施						
312	通知・通達	小学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	な点検・評価の実施	設・設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
313	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第五章 第一 一 安全性		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
314	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第六章 第一 - 教育的 環境の向上	学校施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
315	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第六章 第二 二 フィールド・トラック	学校の固定施設等の定期 点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
316	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第六章 第五 二 囲障等		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
317	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第八章 第六 二 換気設 備	学校の換気設備の定期点 検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
318	通知・通達	中学校施設整備指針	平成31年2月28日	文部科学省	第九章 第一 四 定期的 な点検・評価の実施	学校の防犯対策に係る施 設・設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	

		-										令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見言しであり、現在Phaseが 2又は3の条項は、見言しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「仲和5年中」としているものには、既に見直しが 充了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
319	通知・通達	文化財保存施設(収蔵庫)の防犯対策の強化に ついて	平成14年7月16日庁財第129 号	文部科学省	(別紙) 平成7年7月20日7 保美第57号 (参考)文化財防犯要項(昭 和四四年通知内容)	文化財の防犯に関する定期点検	定期検査	2	2	否		
320	通知・通達	文化財保存施設(収蔵庫)及び文化財(美術工 芸品)の公開時の防犯対策の強化について	平成17年11月28日庁財第 272号	文部科学省	=	文化財の防犯に関する定 期点検	定期検査	2	2	否		
321	通知・通達	幼稚園施設整備指針	平成30年2月28日	文部科学省	第四章 第三 遊具	幼稚園の遊具の定期点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
322	通知・通達	幼稚園施設整備指針	平成30年2月28日	文部科学省	第七章 第六 空気調和設	幼稚園の換気設備の定期 点検	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
323	通知·通達	幼稚園施設整備指針	平成30年2月28日	文部科学省	第八章 第一 基本的事項四		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
324	通知・通達	介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督 について (通知)	330077号	厚生労働省	(別添) II 2	介護サービス事業者の業 務管理体制の定期検査	定期検査	2	2	否		
325	通知・通達	肝炎対策の推進に関する基本的な指針の策定に ついて	平成23年5月16日健発第 516007号	厚生労働省	第9 (5)	肝炎対策の取組に関する 定期調査	定期検査	2	2	柘		
326	通知・通達	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第2号	厚生労働省	第三 届出受理後の措置等	基本診療料に関する保険 医療機関の適時調査	定期検査	2	2	否		
327	通知・通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第1 2	空気清浄装置の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
328	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第1	全熱交換器の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
329	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第1 5	自動制御装置の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
330	通知・通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第1	測定機器の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
331	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第2	超水槽等飲料水に関する設備の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
332	通知・通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第2 5	防錆剤の注入装置の定期 点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
333	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第3 1 (5)	防虫網の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
334	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第4 2	防虫網の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44) の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
335	通知・通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第5	建築物の清掃実施状況の 定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
336	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第5	建築物の清掃実施状況の 定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44) の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
337	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第5 2	清掃用機械等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44) の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
338	通知·通達	建築物における衛生的環境の維持管理について	平成20年1月25日健発第 125001号	厚生労働省	別添 第5 3	廃棄物処理設備の定期点 検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則。別表2-31~44)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
339	通知·通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添1 第3 2 検査方法	公衆浴場の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
340	通知·通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添1 第4 2 検査方法	公衆浴場の水質検査	定期検査	1-(1)	2	極	令和5年中	
341	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 1 施設全般の管理 (1) <表>シャワー	一般公衆浴場の機器に関 する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
342	通知·通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 1 施設全般の管理 (1) <表>(注)	一般公衆浴場の機器に関 する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
343	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 4 脱衣室の管理	公衆浴場の脱衣室の管理 に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
344	通知·通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 7 給水、給湯設備の管理	公衆浴場の給水・給湯設 備に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
345	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (1) サウナ室又はサウナ 設備 (蒸気または熱気のも の)を設ける場合	公衆浴場のサウナ室また はサウナ設備に関する定 期点検	定期検査	1-①	2	w	令和5年中	
	-			-					-		-	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見産し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
346	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添 2 III 第1 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (1) サウナ室又はサウナ 設備 (蒸気または熱気のも の) を設ける場合	公衆浴場のサウナ室また はサウナ設備に関する定 期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
347	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (2) 露天風呂を設ける場 合	公衆浴場の露天風呂に関 する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
348	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添2 III 衛生管理 第 I 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (3) 電気浴器を設ける場 合	公衆浴場の露天風呂に関 する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
349	通知・通達	公衆治場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (浴室の管理) 4 (1)	旅館業における浴室の設 傷に関する定期点検	定期検査	1-③	2	要	令和5年中	
350	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (浴室の管理) 4 (5) <表>シャワー	旅館業における浴室の設 傷に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和 5 年中	
351	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (浴室の管理) 4 (17)	旅館業における浴室の設 備に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
352	通知・通達	公衆滋堪における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (入浴用給湯・給水設備) 5 (1)	旅館業における入浴用絵 湯・給水設備に関する定 期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
353	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (換気) 16	旅館業における施設の機 械換気設備及び空気調和 設備に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
354	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 III 施設について の換気、採光、照明、防湿 及び清潔その他宿泊者の衛 生に必要な措置の基準 (照明) 17	旅館業における施設の照 明に関する定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
355	通知・通達	公衆浴場法第三条第二項並びに旅館職法第四条 第二項及び同法施行令第一条に基づく条例等に レジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針 について		厚生労働省	(別紙) 3 (2) 衛生に必要な措置	公衆浴場の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
356	通知・通達	採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に ついて	平成15年7月18日茶食発第 0718005号	厚生労働省	第3 4 第7条関係	採血所の業務管理の定期 点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
357	通知・通達	在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な 使用について		厚生労働省	(2) 別添 在宅医療における エックス線撮影装置の安全 な使用に関する指針 三 本宅医療におけるエッ クス線撮影時の防護 (三) エックス線撮影装 置の保守・管理	エックス線撮影装置の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和 5 年中	
358	通知・通達	事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の 放射線障害防止のためのガイドラインの策定に ついて	平成25年4月12日基発第 412002号	厚生労働省	別添1 第11 2	放射性物質の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する省令(電離則第41 条の10第1項第4号・別表1-161等)の見 直しが令和6年度6月までに実施することと されているため。
359	通知・通達	住民基本台帳制度の実施に伴う国民年金事務の 取扱いについて	昭和42年10月4日庁保発第23 号	厚生労働省	六	住民基本台帳に関わる定 期的な住民調査	定期検査	2	2	否		
360	通知・通達	障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の 監督について(通知)(障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律)		厚生労働省	(別添) 第5 2	障害福祉サービス事業者 の業務管理体制の定期検 査	定期検査	2	2	否		
361	通知・通達	消費生活協問組合に対する検査の実施について	903013号	厚生労働省	別紙 2. (2)	共済事業の実施状況の定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (定期新規- 20 消費生活協同組合法第94条第4項) の見 直しが令和6年度6月までに実施することと されているため。 ※なお、見直しの時期については早まる可能 性がある。
362	通知・通達	食品衞生法第1条の3第2項の規定に基づく食 品等事業者の記録の作成及び保存について	平成15年8月29日食安発第 829001号	厚生労働省	別紙 II 1 (1)	食品の原材料の定期検査	定期検査	2	2	否		
363	通知・通達	食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食 品等事業者の記録の作成及び保存について	平成15年8月29日食安発第 829001号	厚生労働省	別紙 II 5 (2) ②	食品の調理施設における ねずみ及び昆虫等の発生	定期検査	2	2	否		
364	通知・通達	食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食	平成15年8月29日食安発第	厚生労働省	別紙Ⅱ	状況の定期調査 食品の調理施設における サラル等のよ際於本	定期検査	2	2	否		
365	通知・通達	品等事業者の記録の作成及び保存について 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食		厚生労働省	5 (2) ⑦ 別紙 III	井戸水等の水質検査 食品の原材料の定期検査	定期検査	2	2	否		
366	通知・通達	品等事業者の記録の作成及び保存について 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防		厚生労働省	1 (2) 別紙4		定期検査	1-①	1-①	否		
		止のためのガイドライン」について 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防	1222006号		2 (2) 別紙4	放射性物質の定期検査						
367	通知・通達	止のためのガイドライン」について 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防	1222006号	厚生労働省	3 (3) ① 別紙4	内部被ばくの定期測定	定期検査	1-①	1-①	否		
368	通知・通達 通知・通達	止のためのガイドライン」について 診療報酬明細書等の点検調査について	1222006号 平成18年8月31日庁保険発	厚生労働省	3 (3) ② (別紙)	内部被ばくの定期測定 診療報酬明細書等の定期	定期検査	1-①	1-①	否		
370		水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規 則の一部改正等並びに水道水質管理における留 意事項について		厚生労働省	第二 記 第1 3 (5)	点数調査 水道水質の定期水質検査	定期検査	2	2	要	令和6年6月まで	工程表において関連する法令(水道法施行規 則第15条第1項第3号)の見直しが令和6年6 月までに実施することとされているため。
			1									

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年申」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
371	通知・通達	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規 則の一部改正等並びに水道水質管理における留 意事項について		厚生労働省	記 第4 2	水道の原水の定期水質検 査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
372	通知・通達	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規 則の一部改正等並びに水道水質管理における留		厚生労働省	記 第4 7	水道の原水の定期水質検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
373	通知・通達	意事項について 水道における指標菌及びクリプトスポリジウム	平成19年3月30日健水発第	厚生労働省	第2	水道の原水の定期水質検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
374	通知・通達	等の検査方法について 生活保護法による保護の実施要領について	330006号 昭和38年4月1日社発第246号	厚生労働省	第5 4 (4)	査 生活保護に関わる扶養能 力等の定期調査	定期検査	1-②	2	要	令和6年6月まで	関連する法令(生活保護法第28条第1項)の 見直しが令和6年度6月までに実施すること とされているため。
375	通知,通效	船員保険の標準報酬適正化の推進について	昭和50年5月31日庁保発第18	厚生労働省	(別添)	標準報酬に関する実態調	定期検査	1.0	2	285	会和5年中	
375	通知·通達	船員保険の標準報酬適正化の推進について 地下水等を飲用に供している特定建築物におけ	号 昭和62年4月1日衛企第33号	厚生労働省	4 = (-)	査 井戸等の構造及び清潔保	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	工程表において、関連する法令 (建築物にお ける衛生的環境の確保に関する法律施行規
		る給水管理について 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラ	平成30年6月22日基発第622-		別添一 第六 点検・保	持等の定期点検 墜落制止用器具の定期点						則、別表2-31~44) の見直しが令和6年度6 月までに実施することとされているため。
377	通知・通達	インの策定について 登録検査機関における製品検査の業務管理につ	2号 平成16年3月23日食安監発第	厚生労働省	守・保管 — 別紙	検 機械器具の定期的な保守	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
378	通知・通達	いて 登録検査機関における製品検査の業務管理につ	323003号 平成16年3月23日食安監発第	厚生労働省	4 (3)	点検 機械器具の定期的な保守	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
379	通知・通達	いて	323003号	厚生労働省	2 (2)	点検 特定疾患治療研究事業の	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
380	通知・通達	特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い	平成13年3月29日健疾発第22 号	厚生労働省	8	実施状況に関する定期調査 保険医療機関または保険	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
381	通知・通達	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第3号	厚生労働省	第三 届出受理後の措置等	薬局への届出内容に関す る調査	定期検査	2	2	否		
382	通知・通達	難病特別対策推進事業について	平成10年4月9日健医発第635 号	厚生労働省	第2 1 (3) ア① (オ)	難病医療連絡協議会にお ける進捗状況・実態の定 期的な調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
383	通知・通達	病院、診療所等の業務委託について	平成5年2月15日指第14号	厚生労働省	記 第三 1 (8)	病院、診療所等における 従事者の健康管理に関わ る定期検査及び作業環境 の定期測定	定期検査	1-①	1-①	否		
384	通知・通達	病院、診療所等の業務委託について	平成5年2月15日指第14号	厚生労働省	記 第九 1 (1)	施設の清掃の業務におけ る受託責任者による定期	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
385	通知・通達	美容所等における無免許者の業務に関する指導 の徹底について	平成11年9月28日生衛発第 1391号	厚生労働省	<u></u>	点検 美容所等への定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
386	通知・通達	情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン		厚生労働省	(別添)情報機器作業にお ける労働衛生管理のための ガイドライン 6 情報機器等及び作業環 境の維持管理 (2) 定期点検	事業所の情報機器等及び 作業環境の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(事務所衛生 基準規則第7条1項等、別表1-124等)の 見直しが令和6年6月までに実施することと されているため。
387	通知・通達	ペンション営業及び自動車旅行ホテル営業にお ける衛生等自主管理マニュアルについて	昭和60年3月29日衛指第55号	厚生労働省	別添 IV一	寝具に関する微生物等の 定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
388	通知・通達	「楽事監視指導要領」及び「楽局、医薬品販売 業等監視指導ガイドライン」の改正について	令和3年7月30日薬生発 0730第1号	厚生労働省	別添1 第6	医療品等の監視指導にお ける定期検査	定期検査	1-①	1-①	否		
389	通知・通達	有料老人ホームの設置運営標準指導指針につい て	平成14年7月18日老発第 718003号	厚生労働省	本文 2 (7)	有料老人ホームへの定期 立入調査	定期検査	1-①	2	要	令和6年3月まで	当該指針については、3年に1回の見直しを 行っており、次回改訂(令和6年)において 見直すことが実態上、合理的であるため。
390	通知・通達	理容所及び美容所における衛生管理要領につい て	昭和56年6月1日環指第95号	厚生労働省	別添 第3 1	理容所及び美容所におけ る換気装置の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
391	通知・通達	アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針	令和2年7月1日農林水産大臣 公表	農林水産省	第二章 第二節 第三 浸 潤状況を確認するための調 査及び野生いのしし対策 —	アフリカ豚熱の漫測状況 を確認するための農場へ の定期的な立入調査	定期検査	1-①	1-①	杏		
392	通知・通達	牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針	平成27年4月1日農林水産大 臣公表	農林水産省	第二 発生時に備えた事前 の準備 一 農林水産省の取組 (二)	飼料規制の実行性に関す る定期的な立入調査	定期検査	1-①	1-①	否		
393	通知・通達	家畜共済事務取扱要領	平成30年10月2日経営第 1400号	農林水産省	農業共済団体等家畜診療所 運営規則(例) 六 コンプライアンス態勢 第二一条	サルモネラ症発生時にお ける飼養牛のふん便の定 期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
394	通知・通達	家畜防疫対策要網	平成11年4月12日11畜A第 467号農林水産省畜産局長通 達	農林水産省	26 サルモネラ症 (1) 牛	サルモネラ症発生時にお ける飼養牛のふん便の定 期検査	定期検査	1-①	1-①	否		
395	通知・通達	家畜防疫対策要網	平成11年4月12日11畜A第 467号農林水産省畜産局長通 達	農林水産省	33 馬伝染性子宫炎	馬伝染性子宮炎の防疫対 策としての馬の定期検査	定期検査	1-①	1-(1)	否		
396	通知・通達	家畜防疫対策要網	平成11年4月12日11畜A第 467号農林水産省畜産局長通 達	農林水産省	33 馬伝染性子宫炎 (5)	馬伝染性子宮炎の防疫対 策としての馬の定期検査	定期検査	1-①	1-1	否		
397	通知・通達	家畜防疫対策要網	平成11年4月12日11畜A第 467号農林水産省畜産局長通 達	農林水産省	3 放牧中の衛生対策	放牧中の牛の衛生検査	定期検査	1-①	1-①	否		
398	通知・通達	家畜防疫対策要網	平成11年4月12日11畜A第 467号農林水産省畜産局長通 達	農林水産省	4 県の行う着地検査	輸入家畜の着地検査	定期検査	1-①	1-①	否		
399	通知・通達	がんぱる漁業復興支援事業実施要領	平成23年11月21日水管第 1820号	農林水産省	第二 二	がんぱる漁業復興支援事 業の事業実施者への定期 監査	定期検査	1-①	3	要	令和6年3月まで	本事業は、年度単位で事業内容を検討・確定 した上で実施していることから、年度途中の 運用見直しは、事業実施主体である水産業・ 海村活性化推進機構の監査に支障が生じるた め。
400	通知・通達	漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要 領	平成21年4月1日水管第2908 号	農林水産省	第二 中央プロジェクト本 部運営事業 二 改革計画の認定及び検 証	認定改革計画の実施状況 に関する定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年3月まで	本事業は、年度単位で事業内容を検討・確定 した上で実施していることから、年度途中の 運用見直しは、事業実施主体である水産業・ 急村活性化推進機構の調査に支障が生じるた め。
401	通知・通達	漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要 領	平成21年4月1日水管第2908 号	農林水産省	第三 地域プロジェクト 運営事業 一 助成金の交付	助成金の使用状況に関す る定期監査	定期検査	1-①	3	要	令和6年3月まで	本事業は、年度単位で事業内容を検討・確定 した上で実施していることから、年度途中の 運用見直しは、事業実施主体である水産業・ 連村活性化推進機構の監査に支障が生じるた め。
402	通知・通達	漁栗復興支援運営事業実施要領	平成23年11月21日水管第 1819号	農林水産省	第二 漁業復興プロジェク ト本部運営事業 二 漁業復興計画の認定	認定漁業復興計画の実施 状況に関する定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年3月まで	本事業は、年度単位で事業内容を検討・確定 した上で実施していることから、年度途中の 運用見直しは、事業実施主体である水産業・ 急村活性化推進機構の調査に支障が生じるた め。
			+									+

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見産し要否 ※見意し「否」かつ、現在Phaseが とながりない原列は、見直しを要さず ともがジタル原別適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 元アしているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
403	通知・通達	· 漁栗復興支援運営事業実施要領	平成23年11月21日水管第 1819号	農林水産省	第三 地域漁業復興プロ ジェクト運営事業 — 助成金の交付	助成金の使用状況に関す る定期監査	定期検査	1-①	3	要	令和6年3月まで	本事業は、年度単位で事業内容を検討・確定 した上で実施していることから、年度途中の 運用見直しは、事業実施主体である水産業・ 漁村活性化推進機構の監査に支障が生じるた め。
404	通知・通達	経営所得安定対策等実施要網	平成23年4月1日経営第7133 号	農林水産省	(別紙1) 水田活用の直接支払交付金 の交付対象農地 1 交付対象水田の整理・ 更新の基本的な考え方 (2)	交付金の対象とする水田 情報の定期的な確認	定期検査	2	2	否		
405	通知・通達	口跡疫に関する特定家畜伝染病防疫指針	令和2年7月1日農林水産大臣 公表	農林水産省	第二章 発生予防対策 第二 平時からの取組 二 都道府県の取組	口蹄疫の発生予防のため の都道府県による農場へ の立入検査	定期検査	1-①	1-①	否		
406	通知・通達	高病原性島インフルエンザ及び低病原性島イン フルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	令和2年7月1日農林水産大臣 公表	農林水産省	第二章 発生予防対策 第一節 発生の予防及び発 生時に備えた事前の準備 第二 平時からの取組 二 都道府県の取組 (二)	高病原性鳥インフルエン ザ及び低病原性鳥インフ ルエンザの発生予防のた めの都道府県による農場 への立入検査	定期検査	1-①	1-①	裕		
407	通知・通達	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥イン フルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針	令和2年7月1日農林水産大臣 公表	農林水産省	第二章 発生予防対策 第二節 浸潤状況調査 第三 浸潤状況を確認する ための調査 一 定点モニタリング	高病原性鳥インフルエン ザ及び低病原性鳥インフ ルエンザの発生予防のた めの都道府県による農場 の定期検査	定期検査	1-①	1-①	否		
408	通知・通達	持続的養殖生産確保法の運用について	平成11年6月2日水推第1133 号	農林水産省	第五 動告等 三 漁業法等による措置 ○○漁業協同組合○○漁業 協同組合漁場カイゼン計画 (例) 5 その他 (1) 養殖漁場及び利用状況 調査 液化物量 硫化物量	養殖漁場の水域における 定期的な水質調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
409	通知・通達	持続的養殖生産確保法の運用について	平成11年6月2日水推第1133 号	農林水産省	原五 勤告等 三 漁業法等による措置 ○漁業法等による措置 ○○漁業協同組合○○漁業協同組合漁場 協同組合漁場 は(例) 5 その他 (1) 養殖漁場及び利用状況 調査 ア 水域調査 COD	養殖漁場の水域における 定期的な水質調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
410	通知・通達	持続的養殖生産確保法の運用について	平成11年6月2日水推第1133 号	農林水産省	 原五 動告等 漁業法等による措置 ○漁業協同組合○○漁業協同組合漁場カイゼン計画(例) 5 その他 (2) 養殖漁場及び利用状況調査 序本・収減調査 	養殖漁場の水域における 定期的な水質調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
411		持続的養殖生産確保法の運用について	平成11年6月2日水推第1133 号	農林水産省	第五 動告等 三 漁業法等による措置 ○ 漁業協同組合○○漁業 協同組合漁場カイゼン計画 (例) 5 その他 (1) 養殖漁場及び利用状況 関係 工 病害調査	漁協が行う、漁場におけ る病害の発生状況の定期 調査	定期検査	1-(1)	2	要	令和5年中	
412		飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油 脂の農林水産大臣の確認手続について	3314-5	農林水産省	別添2 5 製造・品質管 理者	飼料の製造業務に関する 定期確認および品質検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
413	通知・通達	卵のサルモネラ総合対策指針について	平成17年1月26日消安第 8441号	農林水産省	第二 農場の衛生対策 第三 侵入防止等の衛生管	種卵場及びふ卵場の衛生 対策における定期検査	定期検査	1-①	1-①	否		
414	通知・通達	卵のサルモネラ総合対策指針について	平成17年1月26日消安第 8441号	農林水産省	理対策 一 種鶏場 (-) 侵入防止対策 オ	種鶏場における飼料及び 飲水の定期検査	定期検査	1-①	1-①	否		
415	通知・通達	土地改良区等検査実施要項	平成23年9月1日第0号	農林水産省	第三	土地改良区等の業務運営 に関する定期検査	定期検査	2	2	杏		
416	通知・通達	線熱に関する特定家畜伝染病防疫指針	令和2年7月1日農林水産大臣 公表	農林水産省	第二章 発生予防対策 第二節 湿潤状沢調査及び 野生いのしし対策 第三―― 漫測状況を確認 するための調査 ― 臨床検査による異常豚 の摘発及び病性鑑定	豚熱の漫灘状況を確認す るための農場への定期的 な立入検査	定期検査	1-①	1-①	Ki		
417	通知・通達	生食用食肉の取扱いマニュアル(第2版)	平成24年1月31日	農林水産省	V 守るべき基準加工基準伍) その後の検査等① 定期検査	生食用食肉の加熱加工状 況に関する定期検査	定期検査	1-①	3	要	令和5年中	
418	通知・通達	「農地法第四三条及び第四四条の運用について」の制定について	平成30年11月20日経営第 1796号	農林水産省	第四 高度化施設用地に農地法の規定を適用する際の 領域の規定を適用する際の 領土 高度化施設用地が適正 に利用されていることの確 認定係る規定について (法第三〇条、第三一条、 第三二条及び第四四条等関係)		定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
419	通知·通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定	平成12年4月1日構改 C 第261	農林水産省	第15-2(1)①	農業振興地域整備計画に	定期検査	2	2	否		
420		について 農林水産省防災乗務計画	昭和38年9月6日総第915号		第二編 震災対策 第二章 震災応急対応 第一節 応急用食料・物資 等関係 「応急用食料・物資の支援 ()	関する基礎調査 応急用食料の調達可能量 の定期調査	定期検査	1-①	2	9	令和5年中	
					2							

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見意しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
421	通知·通達	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入 防止に関するガイドラインの制定について	平成15年9月16日消安第 1570号	農林水産省	(別添) 反すう動物用飼料 への動物由来たん白質の混 入防止に関するガイドライン 第3 基本的な指針 1 通則 ⑥	飼料等及びその原料を扱 う施設等の環境に関する 定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
422	通知・通達	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混み 防止に関するガイドラインの制定について	平成15年9月16日消安第 1570号	農林水産省	(別添) 反すう動物用飼料 への動物由来たん白質の混 入防止に関するガイドライ ン 第4 管理体制 2 品質管理 ③	反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入の 有無に関する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
423	通知·通達	火災共済協同組合の事業運営について	昭和60年3月28日企庁第303 号	経済産業省	三 検査方針 (-)	火災共済協同組合の事業 運営に関する定期検査	定期検査	2	2	否		
424	通知・通達	ガス工作物技術基準の解釈例	平成26年3月19日	経済産業省	第77条 三	ガス工作物における臭気 濃度の定期測定	定期検査	3	3	否		
425	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	平成31年3月31日保局第304- 1号	経済産業省	四 (五) ③	自家用電気工作物の定期 点検	定期検査	2	2	否		
426	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	平成31年3月31日保局第304- 1号	経済産業省	四(九)前段	高圧一括受電するマン ションにおける住居部分 及び家庭用燃料電池設備 の点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法 施行規則第96条第2項第1号ロ)の見直しが令 和6年度6月までに実施することとされてい るため。
427	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	平成31年3月31日保局第304- 1号	経済産業省	四(九)後段	高圧-括受電するマン ションにおける住居部分 及び家庭用燃料電池設備 の点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法 施行規則第96条第2項第1号ロ)の見画しが令 和6年度6月までに実施することとされてい るため。
428	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日20210208保 局第2号	経済産業省	五(五)④	水力発電所の電気工作物 の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	令和5年度に技術検証を実施し、結果を踏ま えて本条項の内容を見直す必要があるため。
429	通知·通達	生命傷害共済事業を行なう事業協同組合の設立 等指導について	昭和48年4月5日企庁第414号	経済産業省	(参考) 交通災害等共済事業を行な う事業協同組合に対する指 導について II 指導監督について (三) 監査	交通災害等共済事業を行 なう事業協同組合に対す る定期監査	定期検査	2	2	否		
430	通知・通達	電気事業法施行規則第96条から第102条ま での解釈運用にあたっての考え方(内規)	平成20年10月1日原院第2号	経済産業省	○解釈運用にあたっての考 え方 — 省令第九六条関係 (一)	一般用電気工作物の定期調査	定期検査	1-(1)	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法 施行規則第96条第2項第1号ロ)の見面しが令 和6年度6月までに実施することとされてい るため。
431	通知・通達	電気事業法施行規則第96条から第102条ま での解釈運用にあたっての考え方(内規)	平成20年10月1日原院第2号	経済産業省	○解釈運用にあたっての考 え方 - 省令第九六条関係 (二)	一般用電気工作物の定期調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法 施行規則第96条第2項第1号ロ)の見面しが令 和6年度6月までに実施することとされてい るため。
432	通知・通達	電気事業法施行規則第96条から第102条ま での解釈選用にあたっての考え方(内規)	平成20年10月1日原院第2号	経済産業省	○解釈運用にあたっての考 え方 五 省令第九八条関係	一般用電気工作物の定期 調査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法 施行規則第96条第2項第1号ロ)の見画しが令 和6年度6月までに実施することとされてい るため。
433	通知·通達	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動 車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて	平成7年6月13日自旅第138号	国土交通省	記 5	自家用自動車の貸渡し人 への定期監査	定期検査	2	2	杏		
434	通知·通達	公営住宅等家賃対策補助金の適正な執行につい て	平成5年11月19日住建発/住 整発第159号	国土交通省	i2 10	都道府県による家賃対策 補助金の申請に関する定 期調査	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
435	通知・通達	公共建設工事における分別解体等・再資源化等 及び再生資源活用工事実施要領 (営繕) について	平成14年5月30日国営計第28 号		(別添) 公共建設工事における分別 解体等・再資源化等及び再 生資源活用工事実施要領 (営繕) 二		定期検査	2	2	否		
436	通知・通達	改訂について	平成28年4月21日国水砂第13 号/国水保第3号		砂防基本計画策定指針(土 石流・流木対策編)第5節 除石(流木の除去を含む)計 画		定期検査	2	2	否		
437	通知・通違	「砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策 縄)」および「土石流・流木対策技術指針」の 改訂について	平成28年4月21日国水砂第13 号/国水保第3号		土石流・流木対策設計技術 指針 第3節 除石(流木の 除去を含む)		定期検査	2	2	否		
438	通知·通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日		4-3(1) 解說 2)②c	都市公園の遊具に関する 定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市公園法 令の定期検査規制の見直し完了時期を令和6 年度4月~6月としており、本指針について もそれと併行して見直しを実施するため。
439	通知・通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日	国土交通省	4-3(1) 解説 2)②c	都市公園の遊具に関する 定期点検 (点検の視点)	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	No.438と同様
440	通知·通達	都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第二版)	平成26年6月1日	国土交通省	4-3(1) 解説 2)②c	都市公園の遊具に関する 定期点検 (点検の頻度)	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	No.438と同様
441	通知·通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公緑 第150号	国土交通省	12-2(2) ④ エ iv	市民緑地の遊戯施設等の定期点検	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、関連法令である都市公園法 令の定期検査規制の見直し完了時期を令和6 年度4月~6月としており、本指針について もそれと併行して見直しを実施するため。
442	通知・通達	土木工事安全施工技術指針について	昭和43年4月17日官技発第37 号	国土交通省	別冊 土木工事安全施工技 術指針(抄) 第五章 仮設工事 第二節 土留・支保工 2 施工時の安全管理 (5)	仮設工事における土留・ 支保工の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
443	通知・通達	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について	令和4年3月24日環水大土発 第2203241号	環境省	第一 (二) ⑰	汚染土壌処理施設におけ る有害物質の発生状況の 定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号ロ)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
444	通知・通達	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関 する基準について	令和4年3月24日環水大土発 第2203241号	環境省	第二 二 (十九)	汚染土壌処理施設におけ る有害物質の発生状況の 定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(汚染土壌処理案に関する省令第5条第21号ロ)の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル限制適合性が確保でま ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 充了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
445	通知・通道	環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定 及び水質万割防止法に基づく常等監視等の処理 基準について	平成13年5月31日環水企第92 号 (最新: (最新: 環本大水吳第2110073号 塚水大北吳第2110073号 令和3年10月7日)	環境省	環境基本法に基づく大質環 模基率の整型指定及び大質 領域基準の整型指定及び大質 経費の設定基準 第二 大質予測防止法関係 二 測定計画(第一大条 関係) ご 地下水の水質測定計画 変等については、次による こととする。 3 測定機度 継続整理調査 (ア)	地下水の淀開的な水質測 定	定期検査	2	2	杏		
446	過知・適達	環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定 及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理 基準について	平成13年5月31日環水企業92 9 (最新: 環水大丸発第2110073号 環水大土発第2110073号 令和3年10月7日)	環境省	環境基本法に基づく、外質環 境基率の頻型指定及び水質 均、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、 一、別定計画(と第一へ)、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	地下水の定期的な水質測 定	定期検査	2	2	ē		
447	通知・通達	航空機騒音に係る環境基準について	昭和49年7月2日環大特第42号	環境省	第二	航空機騒音の定期的な測 定	定期検査	2	2	否		
448	通知・通達	産業廃棄物処理対策の強化について	平成2年4月26日衛産第31号	環境省	四 産業廃棄物処理施設に 関する監視指導の強化につ いて	産業廃棄物処理施設の定 期検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、他の技術的検証を要する法令(廃棄物処理法関係法令、別表上-583・654等)の見直しと一体的に検討を行うこととしており、それらが令和0年度6月までに実施することとされているため
449	通知・通達	大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の 汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準 について	平成13年5月21日環管大第 177号/環管自第75号	環境省	三 測定頻度等	有害大気汚染物質に係る 常時監視における測定の 定期的な実施	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(大気汚染防 止法施行規則第15条の3・別表1-628、大気 汚染防止法施行規則第16条の18第1項第1号 ハ・別表1-630等)の見直しが令和6年度6 月までに実施することとされているため。
450	通知・通達	店質の処理・処分等に関する指針について	平成14年8月30日環水管第 211号	環境省	第二 監視 六 境界の監視(基本監視 点における監視) (二) 調査項目及び調査回数 イ 調査回数	工事に伴う環境の監視に おける定期的な水質調査	定期検査	2	2	要	令和5年中	
451	通知・通達	応質の処理・処分等に関する指針について	平成14年8月30日環水管第 211号	環境省	第二 監視 七 補助監視点の監視 (二) 調査項目及び調査回 数 イ 調査回数	工事に伴う環境の監視に おける定期的な水質調査	定期検査	2	2	要	令和5年中	
452	通知・通達	意質の処理・処分等に関する指針について	平成14年8月30日環水管第 211号	環境省	第二 監視 一○ 処理施設周辺の監視 (一) 余水吐きからの流出 水(余水)の監視 イ 調査回数	処理施設周辺の監視のた めの定期的な水質調査	定期検査	2	2	要	令和5年中	
453	通知・通達	廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹 底について	平成9年12月16日衛産第67号	環境省	I (:)	エアゾール製品の廃棄処 理における定期的なガス 濃度測定	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、他の技術的検証を要する法令(廃棄物処理法関係法令、別表上583・654等)の見直しと一体的に検討を行うこととしており、それらが令和0年度6月までに実施することとされているため。
454	通知・通達	廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防 護服の使用節減の徹底等について	令和2年4月10日環循規発 / 環循適発第2004101号	環境省	二 廃棄物処理施設の点検 及び機能検査の頻度につい て	一般廃棄物処理施設の維 持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	2	要	令和5年中	
455	通知・通達	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴 う留意事項について	昭和46年10月25日環整第45 号	環境省	第三 一〇 前段	一般廃棄物処理施設の維 持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、同様の技術的検証を要する と想定される法令(廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第4条の5第2項第12号 等)の見直しが令和6年度6月までに実施す ることとされているため。
456	通知・通達	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴 う留意事項について	昭和46年10月25日環整第45号	環境省	第三 一〇 後段	一般廃棄物処理施設の維 持管理に係る定期検査等	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、同様の技術的検証を要する と想定される法令(廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第4条の5第2項第12号 等)の見直しが令和6年度6月までに実施す ることとされているため。
457	通知・通達	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴 う留意事項について	昭和46年10月25日環整第45 号	環境省	第三 ——	ごみ処理施設及びし尿処 理施設の精密機能検査	定期検査	1-①	3	要	令和6年6月まで	工程表において、同様の技術的検証を要する と想定される法令(廃棄物の処理及び清梯に 関する法律施行規則第4条の5第2項第12号 等)の見直しが令和6年度6月までに実施す ることとされているため。
458	通知・通達	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行について	令和2年7月16日環循規発 / 環循適発第2007162号	環境省	第二 産業廃棄物と同様の 性状を有する災害廃棄物の 処理について 五 運用の際の留意事項に ついて	廃棄物処理施設に対する 定期的な立入検査	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、他の技術的検証を要する法令(廃棄物処理法関係法令・別表1-583・654等)の見直しと一体的に検討を行うこととしており、それらが令和6年度6月までに実施することとされているため。
459	通知・通達	浮遊粒子状物質に係る測定方法について	昭和47年6月1日環大企第88 号	環境省	第四(五)	浮遊粒子状物質の相対濃 度測定装置の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (大気汚染防止法施行規則第6条第1項第4号、別表1 - 623) の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため。
460	通知・通達	浮遊粒子状物質に係る測定方法について	昭和47年6月1日環大企第88 号	環境省	第五 —	デジタル粉じん計の定期 点検	定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令 (大気汚染防 止法施行規則第6条第1項第4号、別表1 - 623) の見直しが令和6年度6月までに実施 することとされているため。
461	通知・通達	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終 処分場に係る技術上の基準を定める命令の選用 に伴う留意事項について	平成10年7月16日衛環/環水企第63号	環境省	(別添) III 一般廃棄物の最終処分 場の廃止基準(第一条第三 項) ハ ガスの発生(第七号)		定期検査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において、他の技術的検証を要する法令(廃棄物処理法関係法令・別表1-583・654等)の見直しと一体的に検討を行うこととしており、それらが令和6年度6月までに実施することとされているため。

		т.	,		1	,				1		令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
462	告示	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ イン(行政機関等艦)	平成26年12月18日特定個人 情報保護委員会告示第6号	個人情報保護委員会	第4-2特定個人情報の 安全管理措置等 第4-2-(1)委託の取扱 い 1委託先の監督(番号法 第13%、個人情報保護法 第66条) B必要かつ適切な監督 第3段落	委託先が契約に基づき講 じている特定個人情報の 安全管理措置等の内容に 係る大政機関等及び地 方公共団体等による実地 監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年6月まで	第211回通常国会に提出された行政手続における特党の個人を譲別するための毎号の利用 等に関する法律等の一部を改正する法律家の 審議状況等を設まえつつ、今和6年6月まで の見直しに向けて取り組む。
463	告示	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ イン (行政機関等組)	平成26年12月18日特定個人 情報保護委員会告示第6号	個人情報保護委員会	第4-2特定個人情報の 安全管理措置等 第4-2-(1)委託の取扱 い 1委託先の監督(番号法 第11条、個人情報保護法 第66条) B 必要かつ適切な監督 第4段落	委託先が契約に基づき講 じている特定個人情報の 安全管理措置等の内容に 保工力機関等及び地 方公共団体等による実地 監査	実地監査	1-2	2	要	令和6年6月まで	第211回通常国会に提出された行政手続における特定の個人を識別するための最号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の 蓄護状況等を認まつつ、令和6年6月まで の見直しに向けて取り組む。
464	告示	地方税法施行規則第九条の二十二第一項に規定 する情報過信の技術の利用における安全性及び 信頼性を確保するために必要な事項に関する基 準		総務省	第4の9 (1) エ	市区町村長及び地方税共 同機構による電子申告等 受付システムの開発、作 成、変更、運用保守等事 務の委託先に対する実地 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
465	告示	地方税法施行規則第九条の二十六第四頃に規定 する情報通信の技術の利用における安全性及び 信頼性を確保するために必要な事項に関する基 準		総務省	第5の3(2)	市区町村長及び地方税共 同機構による年金特徴シ ステムの光ディスク等へ の記録等に係る委託先に 対する実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
466	告示	地方核法施行規則第三条の三の三第三項、第五 条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八 第三項及び第二十四条の三十九第三項に規定す る情報書館の技術の利用における安全性及び館 報性を確保するために必要な基準	平成31年3月29日総務省告示 第146号	総務省	第5の9(1)エ	地方税共同機構による電 子申告等受付システム、 利用者用ソフトウェア及 び利用者用ソフトウェア 開発要件の開発、作成、 変更、運用保守等事務の 委託先に対する実地監査	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
467	告示	地方投法施行規則第二十四条の四十第三項第二 号及び第三号に規定する電気通信回線その他の 電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の 技術の利用における安全性及び収離性を確保す るために必要な事項に関する基準	平成31年3月29日総務省告示 第151号	総務省	第4の10(2)エ	地方税共同機構等による 国税連携ネットワークシ ステムの開発、作成、変 更、適用保守等事務の委 託先 (認定委託先事業者 等以外の事業者) に対す る実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
468	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	11-4-4 (1) ①	確定拠出年金運営管理機 関の内部監査等	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
469	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	11-4-4 (1) ②	確定拠出年金運営管理機 関の内部監査等	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
470	通知・通達	指定障害児通所支援事業者等の指導監査につい て	平成26年3月28日障発第 328004号	こども家庭庁	別添2 4	都道府県知事又は市町村 長による指定障害児通所 支援等事業者等に対する 指定基準違反に係る実地 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
471	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	2	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
472	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471号	こども家庭庁	別紙 3 (1)	監査 都適府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査 都適府県知事による児童	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
473	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 3 (2) 第1段落	福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
474	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 3 (2) 第 2 段落	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査 都道府県知事による児童	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
475	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 4	福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
476	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5 (1) ア	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査 都道府県知事による児童	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
477	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5 (1) イ	福祉施設等に対する指導	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
478	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5 (1) ウ第2段落	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
479	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について (通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5 (1) ウ第3段落	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
480	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について (通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 5 (2)	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導	実地監査	1-②	2	要	令和5年中	
481	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 8 (3)	監査 都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
482	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 8 (4)	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
483	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 10 (2)	監査 都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
484	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について (通知)	平成12年4月25日児発第471号	こども家庭庁	別紙 11 (1)	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
485	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 11 (2)	監督 都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
486	通知・通達	児童福祉行政指導監査の実施について(通知)	平成12年4月25日児発第471 号	こども家庭庁	別紙 11 (4)	都道府県知事による児童 福祉施設等に対する指導	実地監査	1-②	2	要	令和5年中	
487	通知・通達	各財務局等国家公務員宿舎事務取扱準則の制定 について	昭和42年2月23日蔵国有第 323号	財務省	別添 第5条 第1項	監査 財務事務所長等による各 財務局等国家公務員宿舎	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
488	通知・通達	各財務局等国家公務員宿舎事務取扱準則の制定 について	-	財務省	別添 第5条 第2項	に係る実地監査 財務事務所長等による各 財務局等国家公務員宿舎 に係る実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
489	通知・通達	各財務局等国家公務員宿舎事務取扱準則の制定 について	昭和42年2月23日蔵国有第 323号	財務省	別添 第5条 第4項	財務事務所長等による各 財務局等国家公務員宿舎	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
ш			ļ	ļ	ļ	に係る実地監査						

												令和5年1月1日現在
										見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
							灰生	i ilase	1 Hase	ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	完了しているものを含む。	10日の中外体による場合の採用
						国の債権の管理等に関す						
490		国の債権の管理等に関する法律第9条第2項の	昭和33年2月21日蔵計第270	財務省	本文冒頭	る法律(昭和三一年法律	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
450	222	規定に基く実地監査について	무	75 25 H		第一一四号)第九条第二 項の規定に基く実地監査	X-CMM.	1 0	-		1740 4 1	
\vdash						外の死足に整く大心血直						
491	2高4m 。2高2余	用を計画数本担保について	平成23年5月31日財理第	財務省	別冊国有財産監査実施手続	国有財産監査における往	中級歌士	1 (%)	2	要	America	
491	短和" 短矩	国有財産監査指針について	2543号	10 25 m	第三章 第二節 第一六の六	查	実地監査	1-(2)	2	*	令和5年中	
			昭和42年3月10日蔵国有第		_	国有財産交換契約の用途						
492	通知・通達	国有財産を交換する場合の取扱いについて	昭和42年3月10日版国有那 459号	財務省	第四	指定義務履行状況の実地 監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
493	通知・通達	国家公務員共済組合監査要領	平成13年3月30日	財務省	- (六) イ (ロ) 第8条	国家公務員共済組合の実	eth list Strate	1-(1)		w	令和5年中	
493	进和"进压	国家公務與共済組官監查安領	財務省訓令第28号	36 758 mi	那8 來	地監査	実地監査	1-(1)	2	要	市和 5 年中	
494	通知・通達	財政融資資金地方資金貸付先実地監査細則	平成12年12月28日蔵理第 4444号	財務省	全般	財政融資資金地方資金貸 付先の実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
495	通知・通達	財政融資資金地方資金貸付先実地監査実施要領	平成12年12月28日蔵理第 4446号	財務省	全般	財政融資資金地方資金貸付先の実地販査	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
496	通知・通達	財政融資資金地方資金貸付先実地監査の審査及	平成26年3月18日財理第	財務省	全般	付先の天地監督 財政融資資金地方資金貸	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
490	进和"进压	び結末処理に関する基準	1320号	10 75°m	至版	付先の実地監査	天地監督	1-(1)	2	*	市和 5 年中	
497	通知・通達	財政融資資金本省資金融通先等実地監査細則	平成20年3月31日財理第 1297号	財務省	全般	財政融資資金本省資金融 通先等の実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
498	通知・通達	財政融資資金本省資金融通先等実地監査実施要	平成20年3月31日財理第 1297号	財務省	全般	財政融資資金本省資金融	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
499	通知・通達		昭和60年7月1日大蔵省訓令	0.130-0		通先等の実地監査 財政融資資金融通先等の	ata to Whister		_	要		
499	进和"进压	財政融資資金融通先等実地監査規程	特第23号	財務省	全般	実地監査	実地監査	1-(1)	2	*	令和5年中	
500	通知・通達	実地監査実務指針	平成26年6月17日財理第 3020号	財務省	全般	財政融資資金地方資金貸 付先の実地監査	実地監査	1-1	2	要	令和5年中	
					6 定期借地貸付を行う事	財務局等による定期借地						
501	通知・通達	定期借地権を設定した貸付けについて	令和元年 9 月20日財理第 3207号	財務省	業の適正な運営の履行確保	貸付を行う事業の適正な 運営の履行に係る実地監	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
Ш					(2) 実地調査等	査						
502	通知・通達	特例輸入者制度等の運営方針について	財関第264号令和3年3月31 日	財務省	4. 税関による事後監査	税関による特例輸入者等 への事後監査	実地監査	2	2	否		
			平成19年3月31日財関第418			特例輸入者等の業務遂行						
503	通知・通達	特例輸入者の承認要件等の審査要領について	+成19年3月31日財関第418 号	財務省	5	能力等、法令遵守規則等 に関する実地調査及び事	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
Н						後監査						
504	通知・通達	普通財産の管理を委託する場合の取扱いについ マ	昭和48年10月23日蔵理第 4676号	財務省	+	普通財産管理委託契約に 定める受託財産の実地調	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
Н			40107			查等						丁卯主にむいず 門本ナットム / かつか.44 / キー
505	12 Am 12 146	確定給付企業年金法に基づく監査の実施につい	平成22年11月1日年発1101	and at the second		地方厚生(支)局長によ	ata sa Marata		_			工程表において、関連する法令 (確定給付企業年 金法第101条第1項) の見直しが令和6年3月ま
505	通知・通達	τ	第1号	厚生労働省	別添3~6	る企業年金の実施事務所 等に対する実地監査	実地監査	1-(1)	2	要	令和6年3月まで	でに実施することとされており、かかる条項とと
\vdash						都道府県による広域連合						もに一括して見直す方針であるため。
506	通知・通達	後期高齢者医療制度の事務に係る指導監督の実		厚生労働省	別添「後期高齢者医療事務	及び市町村に対する後期	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
		施について(通知)	1号		指導監督実施要網」	高齢者医療制度の事務等 に係る指導監督						
												工程表において、関連する法令(公的年金制度の
												健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法
						地方厚生 (支) 局長によ						等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六 十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその
507	通知・通達	厚生年金基金の実地監査について	平成25年3月28日年企発 0328第1号	厚生労働省	全般	る厚生年金基金の運営状	実地監査	1-①	2	要	令和6年3月まで	効力を有するものとされ、同条第二項で読み替え
						況に係る実地監査						られた第1条の規定による改正前の厚生年金保険 法第178条第1項)の見直しが令和6年3月まで
												に実施することとされており、かかる条項ととも
												に一括して見直す方針であるため。
												工程表において、関連する法令(公的年金制度の
												健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六
			昭和50年2月19日年発第236			地方厚生(支)局長によ						+三号) 附則第五条第一項の規定によりなおその
508	通知・通達	厚生年金基金の解散等及び清算について	8	厚生労働省	第4 1	る厚生年金基金の運営状 況に係る実地監査	実地監査	1-(1)	2	要	令和6年3月まで	効力を有するものとされ、同条第二項で読み替え られた第1条の規定による改正前の厚生年金保険
						WICH SYSEE						法第178条第1項)の見直しが令和6年3月まで
												に実施することとされており、かかる条項ととも に一括して見直す方針であるため。
												に一角して光照す方針であるため。
												工程表において、関連する法令(公的年金制度の 健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法
												等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六
509	2高4m 。2高2余	厚生年金基金の指導監督について	昭和42年5月27日年発第580	厚生労働省	2 (2) (3)	地方厚生(支)局長によ る厚生年金基金の運営状	中級能士	1.0	2	要	AH6438+*	十三号) 附則第五条第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされ、同条第二項で読み替え
509	短和" 短矩	序生年亜亜亜の損得監督について	목	序生力制會	2 (2) (1)	の序生中五皇五の連貫状 況に係る実地監査	実地監査	1-(1)	2	*	令和6年3月まで	別力を有するものとされ、回来那二項で助め替え られた第1条の規定による改正前の厚生年金保険
												法第178条第1項) の見直しが令和6年3月まで に実施することとされており、かかる条項ととも
												に実施することとされており、かかる染填ととも に一括して見直す方針であるため。
510	通知 . 海沙	厚生年金基金の事業運営について	昭和41年11月30日年発第	厚生労働省	別紙「厚生年金基金監事		実地監査	2	2	否		
510		·・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	549号	· テエル 専門	監査規程要綱」2	事による監査 都道府県が管理する厚生	人心血甚	-	-			
511	通知・通達	厚生労働省所管国有財産取扱規程	平成13年1月6日訓第29号	厚生労働省	第1章 第4条第1項	労働省所管固有財産に係	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
Н						る実地監査 都道府県が管理する厚生						
512	通知・通達	厚生労働省所管国有財産取扱規程	平成13年1月6日訓第29号	厚生労働省	第1章 第4条第2項	労働省所管固有財産に係	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
Н						る実地監査						
513	通知・通達	国家公務員共済組合法の規定に基づく医療機関	昭和35年2月22日保険発第21	厚生労働省	別紙 3	厚生労働大臣又は都道府 県知事による保険医療機	実地監査	1-(2)	2	要	令和5年中	
213	心内・危地	への立入検査等について	무	ラエカ明 自	7074B. J	県知事による保険医療機 関等に対する指導監査	大心監査	1-(6)		女	17年2年甲	
H						地方厚生(支)局長によ						工程表において、関連する法令(国民年金法第
514	通知・通達	国民年金基金の指導監督等について	平成3年12月12日年発第 6743号	厚生労働省	2 (2)	る国民年金基金の事業運	実地監査	1-①	2	要	令和6年3月まで	141条第1項)の見直しが令和6年3月までに実 施することとされており、かかる条項とともに一
						営等に関する実地監査						施りることとされており、かかる未典とともに一 括して見直す方針であるため。
515	通知・通達	国民年金基金の事業運営について	平成3年7月12日年発第4595	厚生労働省	別添 2	国民年金基金における監 事による監査	実地監査	2	2	否		
H			平成17年8月2日障精発第		別添1	争による監査 地方厚生局による指定医						
516	通知・通達	指定医療機関指導監査要綱等について	平成17年8月2日降柄完惠 802010号	厚生労働省	新二3 (2)	地方序生制による損走医療機関に対する実地調査	実地監査	1-(1)	1-①	否		
H			平成19年4月26日障発第		別添	都道府県知事又は市長よ						
517	通知・通達	障害者支援施設等に係る指導監査について	426003号	厚生労働省	2 (1) ①	る障害者支援施設等に対 する実地監査	実地監査	1-(1)	2	要	令和5年中	
H		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者				地方厚生局長による指定						
518	通知・通達	の医療及び観察等に関する法律の施行に伴う医 療関係業務手順等について	平成17年8月2日降精完第 802011号	厚生労働省	2	医療機関に対する実地監 査	実地監査	1-(1)	1-①	否		
H						重 都道府県、指定都市又は						工程表において生活保護法第44条及び第54条の見
519	通知・海油	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について	平成27年7月27日社接発	厚生労働省	別添23 3(1)イ	中核市長による福祉事務 所に対する一般指導監	実地監査	1-②	2	要	令和6年6月まで	直し完了時期を令和6年4月~6月としており、
213	241・選送		0727第2号	ラエカ明 自	7778863 3(1)1	所に対する一般指導監査、特別指導及び確認監	大心監査	1-(6)		女	17110年0月まで	同法と関連する本規定の見直しも同じスケジュー
Н						査						ルで検討するため。
520	通知・通波	生活因窮者自立相談支援事業等の実施について	平成27年7月27日社接発	厚生労働省	別添26 4(2)	都道府県、指定都市又は 中核市長による社会福祉	宝油能本	1_17	2	200	· 金和瓦尔· h	
320	元州・西廷	→州部市河口平山欧又仮事未等の表態について	0727第2号	テエカ明 自	別添26 4(2)	中核市長による社会福祉 法人に対する指導監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
ш			1	1	1	1	1			1		

		T	T		ı	T				T		令和5年1月1日現在
No.	区分	避名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意し「咨」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
521	通知・通達	生活保護法による保護施設に対する指導監査に ついて	平成12年10月25日社援第 2395号	厚生労働省	2 (1)7	地方厚生局長による保護 施設に対する実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第44条及び第54条の見 直し完了時期を令和6年4月~6月としており、 同法と関連する本規定の見直しも同じスケジュー ルで検討するため。
522	通知・通達	生活保護法による保護施設に対する指導監査に ついて	平成12年10月25日社援第 2395号	厚生労働省	2 (1) 柱書	地方厚生局長による保護 施設に対する指導監査	実地監査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第44条及び第54条の見 直し完了時期を令和6年4月~6月としており、 同法と関連する本規定の見直しも同じスケジュー ルで検討するため。
523	通知・通達	生活保護法施行事務監査の実施について	平成12年10月25日社援第 2393号	厚生労働省	別添 6	地方厚生局長による保護 施設に対する実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和6年6月まで	工程表において生活保護法第44条及び第54条の見 直し完了時期を令和6年4月~6月としており、 同法と関連する本規定の見直しも同じスケジュー ルで検討するため。
524	通知・通達	石炭鉱業年金基金の定款認可等について	昭和42年9月29日年発第842 号	厚生労働省	別紙「石炭鉱業年金基金監 事監査規程要綱」 2	石炭鉱業年金基金におけ る監事による監査	実地監査	2	2	否		
525	通知・通達	総合型確定給付企業年金の指導等について	平成20年12月19日年企発第 1219001号	厚生労働省	3	地方厚生(支)局長によ る企業年金の実施事務所 等に対する実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和6年3月まで	「確定能付企業年金法に基づく監査の実施について」(平成22年11月1日年発1101第1号)の見直 しか令和6年3月までに実施することとされており、かかる条項とともに一括して見直す方針であ るため。
526	通知·通達	農果者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 1	地方厚生(支)局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	他の私的年金制度に係る実地監査の選知・選進で ある「厚生年金金金の指導監督について」(原和 42年5月27日本等影80号)及び「以て」(原和 6743号)の見直しが令和6年3月までに実施する ことされており、これらとともに一括して見直 す方針であるため。
527	通知・通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 2 (1)	地方厚生(支)局長によ る農業者年全基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	他の私的年金制度に係る実施監査の適知・過速で ある「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42年5月27日年泰第第80号)及び「国民年金基金の 指導監督等について」(平成3年12月12日年発第 6743号)の見直しが令和6年3月までに実施する ことされており、これらとともに一括して見直 す方針であるため。
528	通知・通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 2 (2)	地方厚生 (支) 局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	他の私的年金制度に係る実施監査の選和・通達で ある「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42年5月27日年卒業580号)及び「国民年金基金の 指導監督等について」(平成3年12月12日年発第 6743号)の見直しが令和6年3月までに実施する ことされており、これらとともに一括して見直 す方針であるため。
529	通知·通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 3 (1)	地方厚生 (支) 局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	他の私的年金制度に係る実施整査の選和・選達で ある「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42年5月27日年奈策850号)及び「国民弁金基金の 指導監督等について」(平成3年12月12日年発第 6743号)の見直しが令和6年3月までに実施する こととされており、これらとともに一括して見高 す方針であるため。
530	通知・通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 3 (2)	地方厚生(支)局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-2	2	要	令和6年3月まで	他の私的年金制度に係る実地監査の適知・過速で ある「原生非金基金の指揮等階について」(明和 と2年5月27日年季第500号)及び「国保を基金の 指揮影響等について」(呼応3年12月12日年発 764号)の居乱(かぞ和66 年3月までに実施する こととされており、これらととも一括して見原 す方針であるため。
531	通知・通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	別記 4 (2)	地方厚生(支)局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	ある「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42年5月27日年発策580号)及び「国民年金基金の 指導監督等について」(平成3年12月12日年発第 6743号)の見直しが令和6年3月までに実施する こととされており、これらとともに一括して見直 す方針であるため。
532	通知·通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	昭和46年8月20日年発第 2170号	厚生労働省	别远 4 (3)	地方厚生(支)局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	他の私的学金制度に係る実地監査の選知・選達で ある「厚生金差金の担職監督について」(開和 42年5月27日年発売500円)及び「国民年金基金の 指職監督等について」(研究3012月12日年発売 7674号)の原因にかで和68年3月までに実施する こととされており、これらとともに一括して見露 す方針であるため。
533	通知・通達	農業者年金基金業務受託者事務指導監査の実施 について	2170号	厚生労働省		地方厚生 (支) 局長によ る農業者年金基金業務受 託者に対する指導監査	実地監査	1-②	2	要	令和6年3月まで	ある「厚生年金基金の指導監督について」(昭和 42年5月27日年発第580号)及び「国民年金基金の
534	通知・通達	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び 共済事業のみに係るものを除く。)	号	農林水産省	II ———三—二 (四)⑥	漁業協同組合等の法令等 遵守状況内部監査	実地監査	1-②	2	要	令和5年中	
535	通知·通達	森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向 けの総合的な監督指針	平成30 年 3 月27 日付け29 林政経第359 号林野庁長官	農林水産省	III - 1 - 3 - 2 主な着眼 点	森林組合等の法令等遵守 状況内部監査	実地監査	1-②	2	要	令和5年中	
536	通知・通達	電気事業監査規程	通知 平成27年9月1日電委第8号	経済産業省	(4) 内部監査体制 第七条	電力・ガス取引監視等委員会等による一般送配電 事業者等に対する電気事業の業務及び経理につい ての実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
537	通知·通達	電気事業監査規程	平成27年9月1日電委第8号	経済産業省	第九条	電力・ガス取引監視等委 員会等による一般送配電 事業者等に対する電気事 業の業務及び経理につい ての実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
538	通知・通達	電気事業監査規程	平成27年9月1日電委第8号	経済産業省	第一〇条	電力・ガス取引監視等委 員会等による一般送配電 事業者等に対する電気事 業の業務及び経理につい ての実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
539	通知・通達	一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針につい て	平成28年11月18日国自安/ 国自整/国自旅第155号	国土交通省	五(三)①	地方運輸局等による一般 貸切旅客自動車運送事業 者の監査	実地監査	1-①	1-(1)	杏		
540	通知·通達	一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針につい て	平成28年11月18日国自安/ 国自整/国自旅第155号	国土交通省	五(三)③	地方運輸局等による一般 貸切旅客自動車運送事業 者の監査	実地監査	1-①	1-①	否		
541	通知・通達	一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針につい て	平成28年11月18日国自安/ 国自整/国自旅第155号	国土交通省	五(四)	地方運輸局等による一般 貸切旅客自動車運送事業 者の監査	実地監査	1-①	1-①	否		
542	通知・通達	一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針につい て	平成28年11月18日国自安/ 国自整/国自旅第155号	国土交通省	五(六)	地方運輸局等による一般 貸切旅客自動車運送事業 者の監査	実地監査	1-①	1-①	否		
543	通知・通達	公営住宅等家賃対策補助金の適正な執行につい て	平成5年11月19日住建発/住 整発第159号	国土交通省	10(4)	都道府県による公営住宅 等家賃対策補助金の適正 な執行状況の現地監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
544	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第41条第1項(単棟型) 第43条第1項(団地型) 第45条第1項(複合用途 型)	監事によるマンション管 理組合の執行及び財産の 状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和5年中	
_			-									

No.	区分	題名								見直し要否		
			制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	並見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
545 通知		子ども・子育で新制度における指導監査等の実 施について	平成27年12月7日雇児保発 / 初幼教 / 府子本第1207-1号	こども家庭庁 文部科学省	_ (-)	都道府県等による幼保連 携型認定こども園以外の 認定こども園の指導監査	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
546 通知		子ども・子育で支援法に基づく特定教育・保育 施設等の指導監査について	平成27年12月7日雇児発/文 科初/府子本第1207-2号	こども家庭庁 文部科学省	(別添一)	市町村による特定教育・ 保育施設の実地指導	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
547 通知		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型	平成27年12月7日府子本第 373号	こども家庭庁 文部科学省	前文	都道府県知事等による幼 保連携型認定こども圏の	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
548 通知		認定こども圏に対する指導監査について 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型	平成27年12月7日府子本第	こども家庭庁	=	指導監査 都道府県知事等による幼 保連携型認定こども園の	実地監査	1-①	2	要	令和5年中	
1		認定こども圏に対する指導監査について 政府業務継続計画(首都直下地震対策)を策定	373号 平成26年5月16日内閣府告示	文部科学省 内閣府	第2章第2節	指導監査 中央省庁の非常時優先業 務実施時における職員の	常駐専任	3-1	3-1	否		
2		した件 電波法施行規則第二十八条の五第六項の規定に オペノのがと第二十五条第二日の場際がある。	第130号 平成4年1月31日郵政省告示	総務省	_	常駐 入港中の点検等における	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
		基づく電波法第三十五条第二号の措置を他の者 に委託する場合の要件 無線従事者規則第十三条の規定に基づく学校等	8012-7		_	無線従事者の常駐 無線従事者国家試験の一		1-1				
3	百小	の認定基準 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五	第279号	総務省	五	部免除認定校における教 員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
4	音示	号第三の三 (2) の規定に基づく登録検査等事 業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総 合試験の具体的な確認の方法 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五	平成23年6月29日総務省告示 第278号	総務省	第1の3	無線設備等の総合試験に おける無線従事者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
5	告示	号第三の三 (2) の規定に基づく登録検査等事 業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総 合試験の具体的な確認の方法	平成23年6月29日総務省告示 第278号	総務省	第2の3	無線設備等の総合試験に おける無線従事者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
6	告示	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五 号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事 業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総 合試験の具体的な確認の方法	平成23年6月29日総務省告示 第278号	総務省	第3の3	無線設備等の総合試験に おける無線従事者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
7	告示	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七 号第三の三 (2) の規定に基づく登録検査等事 業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の 総合試験の具体的な確認の方法	平成23年6月29日総務省告示 第279号	総務省	3	無線設備等の総合試験に おける無線従事者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
8		消防力の整備指針 大学入学のための準備教育課程の指定等に関す	平成12年1月20日消防庁告示 第1号 平成11年9月3日文部省告示	総務省	第31条	消防本部等における通信 員の常駐 準備教育施設における教	常駐専任	1-1	1-1	否		
	音亦	ステスチのための準備教育課程の指定等に関す る規程 大学入学のための準備教育課程の指定等に関す	第165号 平成11年9月3日文部省告示	文部科学省	第11条 附則第5項	単端教育施設における教 準備教育施設における教	常駐専任常駐専任	2-4	2-4	杏		
	告示	る規程 大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に	第165号 平成11年9月14日文部省告示	文部科学省	- H3K1Rp34K	員の専任 大学院の専攻分野におけ	常駐専任	2-4	2-4	否		
	告示	専攻ごとに置くものとする教員の数 大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に	第175号 平成11年9月14日文部省告示		別表第一	る研究指導教員等の専任 大学院の専攻分野におけ	常駐専任	2-4	2-4	否		
	告示	専攻ごとに置くものとする教員の数 大学院設置基準第九条の規定に基づく大学院に	第175号 平成11年9月14日文部省告示		別表第一	る研究指導教員等の専任 大学院の専攻分野におけ	常駐専任	2-4	2-4	否		
		専攻ごとに置くものとする教員の数 専門職大学院設置基準第五条第一項等の規定に	第175号 平成15年3月31日文部科学省			る研究指導教員等の専任 専門職学位課程の専攻に						
14	百小	基づく専門職大学院に関し必要な事項	告示第53号	文部科学省	第1条	おける研究指導教員の専 任 専門職学位課程の専攻に	常駐専任	2-4	2-4	否		
15	告示	専門職大学院設置基準第五条第一項等の規定に 基づく専門職大学院に関し必要な事項	平成15年3月31日文部科学省 告示第53号	文部科学省	第2条	おける研究指導教員の専 任	常駐専任	2-4	2-4	杏		
-	百小	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可 に関する審査基準 専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻	平成19年3月30日文部科学省 告示第41号 平成20年6月30日文部科学省		別表第2	大学等における教員の専 任 専門職大学院の研究科等	常駐専任	3-2	3-2	杏		
		その他の組織を設ける場合の基準 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者 が大学に編入学することができるものの課程の	告示第106号 平成28年3月30日文部科学省	文部科学省	第9条	における教員の専任 高等学校の専攻科におけ	常駐専任	2-4	3-2		令和5年中	
	告示	基準 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者 が大学に編入学することができるものの課程の	告示第63号 平成28年3月30日文部科学省 告示第63号		第10条	る教員の専任 高等学校の専攻科(通信 制)における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
20		基準 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程 を修了した者が大学に編入学することができる	平成28年3月30日文部科学省	文部科学省	第6各	特別支援学校高等部の専	常駐専任	1-4	3-2	華	令和5年中	
		ものの課程の基準 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準	告示第64号 昭和55年12月25日労働省告		第6条第2項	任科における教員の専任 教育訓練の施設における	常駐専任	3-2	3-2	杏		
			示第93号			訓練担当者の専任		(医師)	(医師)			関連する法律の規定(感染症の予防及び感染症の
22		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚	平成11年3月19日厚生省告示 第43号	厚生労働省	第一	第一種感染症指定医療機 関指定の病院における医	常駐専任	(院内感染	(院内感染	要	令和6年4月まで	患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第 114号)第38条第2項)の改正が、令和6年4月
		生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準	pp.4375			師等の常駐等		対策を行う者)	対策を行う者)			に施行されることとなっており、それとの整合性 を考慮する必要があるため。
23	告示	厚生労働大臣が定める教育訓練の基準	平成27年4月10日厚生労働省 告示第249号	厚生労働省	第6条第2項	教育訓練の施設における 訓練担当者の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
24	告示	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として 行う特別支援学校における理容師養成施設の指 定の基準	平世20年2日20日原止州蘇州	厚生労働省	=	「聴覚障害者である生徒 に対する教育を主として 行う特別支援学校におけ る理容師養成施設」にお ける教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(理容師養成施設 指定規則第4条第1項第3号。常駐・専任別表2- 271)の見直しが合和6年6月までに実施するこ ととされているため。
25	告示	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として 行う特別支援学校における美容師養成施設の指 定の基準	平成20年2月29日厚生労働省 告示第48号	厚生労働省	=	「聴覚障害者である生徒 に対する教育を主として 行う特別支援学校におけ る美容師養成施設」にお ける教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(美容師養成施設 指定規則第3条第1項第3号。常駐・専任別表2- 270)の見直上が令和6年6月までに実施するこ ととされているため。
26	告示	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大 臣が定める者	平成25年3月29日厚生労働省 告示第92号	厚生労働省	第1	特定健康診査を実施する 施設における管理者の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
27	告示	田が定める名 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大 臣が定める者	平成25年3月29日厚生労働省 告示第92号	厚生労働省	第2	特定保健指導を実施する 施設における管理者の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
28	告示	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定 める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係 る施設、運営、記録の保存等に関する基準		厚生労働省	第1	特定健康診査を実施する 施設における管理者の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
29	告示	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準第十七条の規定に基づ専厚生労働大臣が定 める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係 る施設、運営、記録の保存等に関する基準		厚生労働省	第2	特定保健指導を実施する 施設における管理者の専 任	常駐専任	2-4	2-4	***1		
		厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療	平成20年3月27日厚生労働省 告示第129号	厚生労働省	第二の二	保険医療機関における医 師等の専任 保険医療機関における医	常駐専任	2-4	2-4	否		
30	百小	養並びに施設基準 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療					_	_	_	· —		

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	見重し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由 世定については保険医療に係る者令等の見重し 値し足了時期令和6年4月~6月)と即様に 16年度が機関形式を前まえば腕を行うこと 、未満足の見慮して時期もてれたの
22 日本	!直し完了時期令和6年4月〜6月)と同様に 16年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと
日本	!直し完了時期令和6年4月〜6月)と同様に 16年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと
現実医療機関における無 74	ぎがあるため。
世等 世等	定については保険医療に係る省令等の見直し 底し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 16年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと 5、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる それなるため。
35 告示 編用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生 平成26年5月16日厚生労働省	
36 告示 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定 中成9年3月13日過商産業省 おさ合素: おける保安業務資格者の 常駐車 会の合素: 第2条 おける保安業務資格者の 常駐車任 2-2 2-2 否 専任	
37 告示 中小小売商業振興法に基づく振興指針 中成3年8月20日通商産業省 超済産業省 超済産業省 第4の3 商店街における事務局職 常駐専任 1-2 3-1 要 令和5年中	
38 告示 中小小売商業振興法に基づく振興指針 平成3年8月20日通商産業者 超済産業省 都4の8 商店街整備等を支援する 機構における職員の専任 2 3-1 要 令和5年中	
39	
40 告示 補償コンサルタント登録規程 超和59年9月21日建設省告示 第1341号 第3条 第3条 第3条 第3条 第3条 第3条 第3条 第4章 をつかさどる表 の単性	
41	
42 告示 下水運処理施設維持管理果者登録規信 昭和62年7月9日建設省告示 第1348号 国土交通省 第3条 東京の非所における管理 要素的収据上の管理を つかさどる者の事任 2-2 2-2	
43	
A	
45 通知・通達 小理的な負担の程度を把握するための検査及び	
46 通知・通達 警備業法等の解釈運用基準について (通達) 令和元年8月30日付け 警察庁 第28 基地局における機械警備 業務管理者の専任 1-4 2-4 要 令和6年6月まで は係る7 法施行規	ジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し 〈る工程表」において、関連する法令(警備業 行規則第60条第1項)の見直しが令和6年6 でに実施することとされているため。
47 透知・透達 児童相談所等における専門性強化の歌組促進に 平成20年7月20日子発票720- こども家庭庁 三 (二) 4	
48 通知・通連 地域小規模児童養護施設の設備運営について 平成12年5月1日児免第489号 こども家庭庁 六 地域小規模児童養護施設 における児童指導員等の 常駐専任 1-4 1-4 否 富	
49 通知・通達 児童養護施設等の小規模なグループによるケア 平成17年3月30日雇児福発第 こども家庭庁 別紙1 3 現象グループケアを行う ための児童指導負等の事 作 1-4 1-4 否 1-4 日 1-4	
50 通知・通道 児童養護療設等の小規模なグループによるケア 平成17年3月30日雇児福発薬 こども家庭庁 別報2 3 4.元度における小規模グ ループケアを行うためつ 密道における実施指針 330001号 2.25 6 京庭庁 3.3001号 2.30001号 2.30	
51 通知・通達 児童養護無設等の小規模なグループによるケア	
児童養護施設等における	
53 通知・通道 地域子育で支援拠点事業の実施について 平成26年5月29日雇児免第 こども家庭庁 四(2)3 点における子育での知識 宗駐専任 2-4 否 と経験を有する者の専任	
超型機能とはおり音弾。 超速機能とはおり音弾。 現実機能とはおり音弾。 保育に関する相談指導等 保育に関する相談指導等 保育に関する相談指導等 保育に関する相談指導等 保存に関する相談指導等 保存に関する相談指導等 保存に関する報道指導 保存に関する報道指導 保存に関する報道指導 保存に対して関係の関連・経 接を有する者の等任	
55 通知・通速 地域子育で支援拠点事業の実施について	
56 通知・通差 児童自立生活接効事業 (自立接効ホーム) の実 平成10年4月22日児発薬344 とども家庭庁 第七 自立援助ホームにおける 常駐専任 1-3 2-3 要 令和5年中	
のホンプ・	
58 通知・通道 児童相談所運営指針について 平成2年3月5日児発第133号 こども家庭が 里親 児童相談所等における堂 水駐客任 1-3 2-3 要 令和5年中 かの数組	
59 通知・通差 指定保育主義成績较の指定及び運営の基準につ 平成15年12月9日雇児免務 1209001号 こども家庭庁 4 (2) ア (ア) 付き教料担当教養の専任 常駐専任 3-2 3-2 否	
60 通知・通達 家庭的依有事業等の設備及び運営に同する基準 平成26年9月5日雇児免薬 905002号 マルカラ 2とども家庭庁 3 (2) 家庭的依有事業における 家庭的依有事業における 家庭的依有事等の常駐 20 32-2 32-2 要 令和5年中 32-3 42-3 42-3 42-3 42-3 42-3 42-3 42-3	
61 通知・通達 家庭的族有事業等の設備及び運営に同する基準 中成26年9月5日雇児免薬 955002年 こども家庭庁 4 I (2) 小規模保育事業所名は、おける保育士等の家庭 02-3 23-2 23-2 23-3 02-3	
62 通知・通速 家庭的族有事業等の設績及び選別に同する基準 の運用上の取扱いについて (通知) 955002年 ことも家庭庁 6 I (2) 製所は10条件 第数単位 23-2 23-2 製 令和5年中 第数 23-2 23-3 22-3 22-3 23-3 23-3 23-3 23-	
63	

												令和5年1月1日現在
							IBAIN -	10.4-	p.+···	見直し要否	見直し完了時期	garan market
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase		※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
64	通知・通達	住民基本台機関係の事務等に係る市町村の窓口 業務に関して民間事業者に委託することができ る業務の範囲について	平成20年3月31日総税企/総行市/総行自第54号	総務省	1 (=)	受託事業者が行う住民基 本台帳関係の事務におけ る市町村職員の常駐	常駐専任	2-1	2-1	ていることを確認済	光了しているものを含む。	
65	通知・通達	る業務の範囲について 地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実 施についての依命通達	昭和27年9月29日自乙発第 245号	総務省	第一章 地方公営企業法の 施行に関する取扱いについ て	あの可引ィリの常社 地方公営企業における管理者の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
		SOLO V COMPANIA			第二節 組織に関する事項 - (一) 1 第一四二条関係 捜索の権							
66	通知・通達		平成元年10月1日自治税企第 41号		限及び方法 趣旨 第一章 総 則	の捜索における立会人の 常駐 事業用電気通信設備にお	常駐専任	1-1	1-1	否		
67	通知・通達	電気通信事業法第43条の規定に基づく管理規 程の届出に関する事務処理について	昭和60年4月1日郵電技第10 号	総務省	第二節 電気通信主任技術 者		常駐専任	1-1	3-1	要	令和5年中	
68	通知·通達	給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用に ついて	平成17年10月26日消防危第 245号	総務省	第二 (二)	運送業者における運行管 理者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和5年中	
69	通知·通達	沖縄振興公共投資交付金交付要綱 (消防防災施 設整偏に関する事業)	平成24年4月6日消防消第64号	総務省	第6 (3)	救急相談電話窓口におけ る医師等の常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和6年4月まで	例年4月1日に要綱改正を行っており、次の改正 時期である令和6年4月1日の要綱改正の際に、 見直しを行うため。
70	通知・通達	過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンク を設置する場合等の運用について	令和3年3月30日消防危第51 号	総務省	2 取扱い形態に応じた対 策	地上に貯蔵タンクを設置 した過疎地の給油取扱所 で行う給油業務における 作業員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
71	通知・通達	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要網	平成18年4月1日消防消第49号	総務省	第一〇条	緊援隊補助金により購入 した広域応援対応型消防 艇における船舶職員等の 常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和6年4月まで	例年4月1日に要綱改正を行っており、次の改正 時期である令和6年4月1日の要綱改正の際に、 見直しを行うため。
72	通知・通達	消防防災設備災害復旧費補助金交付要網	平成23年5月2日消防消第73 号	総務省	第一一条	設備復旧補助金により購入した消防艇における船 舶職員等の常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和6年4月まで	例年4月1日に要綱改正を行っており、次の改正 時期である令和6年4月1日の要綱改正の際に、 見直しを行うため。
73	通知・通達	消防防災施設等整備資金貸付金貸付要綱について	平成14年2月21日消防消第24 号	総務省	第一〇条	貸付金により購入した消 防艇における有資格者の 常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和6年4月まで	例年4月1日に要綱改正を行っており、次の改正
74	通知・通達	矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその 共助について	平成18年5月23日矯成第 3363号	法務省	全般	刑事施設における常駐通 訳翻訳人の常駐	常駐専任	2-3	2-3	否		A
75	通知・通達	日本語教育機関の告示基準の策定について	平成28年7月22日法務省管在 第4361号	法務省	添付物 第1条第12号	日本語教育機関における教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	間時期までに、日本語教育の適正かつ確実な実施 を図るための日本語教育機関の認定等に関する法 律案による制度の見直しが行われる予定のため。
76	通知·通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号		第142条関係 捜索の権限 及び方法	国税滞納者等の住居等の 捜索における立会人の常 駐	常駐専任	1-1	1-1	否		
77	通知・通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号	財務省	第144条関係 捜索の立会 人	国税滞納者等の住居等の 捜索における立会人の常 駐	常駐専任	1-1	1-1	否		
78	通知・通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号	財務省	第103条関係 競り売りの 方法	差押財産等の公売を競り 売りで行う場合における 競り売り人の選任	常駐専任	3-1	3-1	否		
79	通知·通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号	財務省	第101条関係 入札及び開札	差押財産等の公売の開札 における立会人の常駐	常駐専任	3-1	3-1	否		
80	通知・通達	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定 について(法令解釈通達)	平成11年6月25日課資/課鑑/課鑑/官会第3-4号		開札及び立会い 第28条 未納税移出 第1項関係 2 蔵置場の設置許可の要 件	酒類の蔵置場における支配人等の常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和5年中	
81	通知·通達	通関業法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第105号	財務省	(1) 共通的許可要件 第3章 通関士 第1節 通関士試験	通関士試験の試験監督者 等の指名	常駐専任	3-1	3-1	否		
82	通知・通達	私立学校法第64条第4項の法人の認可基準等の 改正について	平成15年12月25日文科生第 735号	文部科学省	四 1	準学校法人における教員 の専任 プラットフォームにおけ	常駐専任	2-2	2-2	否		
83	通知・通達	地域生活支援事業等の実施について	平成18年8月1日障発第 0801002号	厚生労働省	(別記1-18) 2 (11) ウ (イ)	るコーディネーターの専 任 救命救急センターにおけ	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
84	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第三四ア	る責任者の専任 救命救急センターにおけ	常駐専任	2-4	2-4	否		
85	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第三 四 ア	る医師の専任 救命救急センターにおけ	常駐専任	2-4	2-4	否		
86	通知·通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第三 四 イ	る重篤な救急患者の看護 に必要な看護師の専任 小児救急専門病床を設置	常駐専任	2-4	2-4	否		
87	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第三 四 イ	する救命救急センターに おける小児の救急患者へ の集中治療に対応する看 護師の専任	常駐専任	2-4	2-4	否		
88	通知・通達	へき地保健医療対策事業について	平成13年5月16日医政発第 529号	厚生労働省	— (Ξ)	へき地医療支援機構にお ける担当者の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
89	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成30年10月5日医政発第 1005-1号	厚生労働省	3	理学療法士作業療法士養 成施設における教員の専 任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和5年中	
90	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成30年10月5日医政発第 1005-1号	厚生労働省	3	理学療法士作業療法士養 成施設における教員の専 任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
91	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成30年10月5日医政発第 1005-1号	厚生労働省	3	理学療法士作業療法士養 成施設における実習調整 者の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
92	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成30年10月5日医政発第 1005-1号	厚生労働省	9	理学療法士作業療法士養 成施設における事務職員 の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
93	通知・通達	看護婦等の人材確保の促進に関する法律につい て	平成4年6月26日発健第81号	厚生労働省	第三 10	病院における看護婦等確 保推進者の常駐	常駐専任	3-2	3-2	否		
94	通知・通達	へき地保健医療対策事業について	平成13年5月16日医政発第 529号	厚生労働省	四 (四)	へき地保健指導所におけ る保健師の常駐	常駐専任	1-3	3-2	要	令和5年中	
95	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第二 四 (三)	小児医療拠点病院におけ る小児科医師等の常駐	常駐専任	1-3	1-3	否		
96	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第五四(二)	小児集中治療室 (小児救 命救急センター) におけ る医師等の常駐	常駐専任	1-3	1-3	否		
97	通知・通達	地域生活支援事業等の支施について	平成18年8月1日降発第 0801002号	厚生労働省	(別記1-10) 地域活動支援センター機能 強化事業実施要領 3 事業内容 (2) 職員配置 ア 地域活動支援センター 1 型	る医師等の常駐 地域活動支援センター (「型)における職員の 専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
98	通知・通達	地域生活支援事業等の実施について	平成18年8月1日降発第 0801002号		(別記1-10) 地域活動支援センター機能 強化事業実施要領 3 事業内容 (2) 職員配置 イ 地域活動支援センター II型	地域活動支援センター (II型)における職員の 専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	

						の囲料・畑連寺の別						令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し言うかつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年申」としてい るものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
99	通知·通達	地域生活支援事業等の実施について	平成18年8月1日降発第 0801002号	厚生労働省	(別記1-10) 地域活動支援センター機能 強化事業実施要領 3 事業内容 (2) 職員配置 ウ 地域活動支援センター Ⅲ型	地域活動支援センター (III型)における職員の 専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
100	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第三 救命救急センター 四 整備基準	救命救急センターにおけ る医師等の常駐	常駐専任	1-3	1-3	否		
101	通知・通達	救急医療対策の整備事業について	昭和52年7月6日医発第692号	厚生労働省	第四 高度救命救急セン ター	高度救命救急センターに	常駐専任	1-3	1-3	否		
102	通知・通達	原限主要を/・トス左の即会サードナのポイビ ラ	平成8年5月13日老振第46号	厚生労働省	四 整備基準 2 (1)	おける医師等の常駐 在宅配食サービス事業所 における調理及び配食の 各部門の責任者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次期改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 事所料印の機とから望まして、次期が発力が適用 される今和6年度辿的から見慮し後の規制が適用 されるよう検討を進めるが、法令リストの予時 等任、別表と67等の規定と開発に、見慮し完了時 期は今和6年3月までとする必要がある。
103	通知・通達	特別養護を人ホームの設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老発第214 号	厚生労働省	第四 4 (5)	特別養護老人ホームにお ける施設内褥瘡予防対策 を担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次期改定に向けて検討を 等行っているところ、一体的に改正することが、事 解外担の機能から程まして、次階の投が毛囲 される今和6年度辿出からり渡し後の規制が毛囲 されるよう検討を進めるため、法令リストの常駐 帯に、別表と67年の異と同様に、Dア7時 期は今和6年3月までとする必要がある。
104	通知・通達	特別機謀を人ホームの設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老発第214 号	厚生労働省	第四 12 (2) 1	特別養護老人ホームにお ける感染対策担当者の専 任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次期改変に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担和の観から見至して、以前改定が適用 される令和6年度当初から見重し後の規制が適用 されるよう教討を進めるため、法令リストの常柱 毎年、別表との可数と同時に、近75年 期は1年の報とである。
105	通知・通達	準について	平成12年3月17日老発策214 号	厚生労働省	第四 17 (3)	特別養護老人ホームにお ける安全対策を担当する 者の専任	常駐専任	1-4	2-4	¥	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次期改定に向けて検討を 等行っているところ、一体的に改正することが、事 郵所料却の機とから超まして、対映改定が週期 される今和6年度辿的から異に後の規制が週期 されるよう検討を組めるため、法令リストの宗駐 専任・別表2-67等の規定と関係に、見蔵し完了時 別は一和6年3月までとする必要がある。
106	通知・通達	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行 規則の一部改正等(精神保健指定医関係)につ いて	平成8年3月21日健医発第324 号	厚生労働省	第二	精神病院における指定医 の専任	常駐専任	2-4	2-4	否		
107	通知・通達	精神病院における常勤の指定医の確保の徹底等 に関する運用上の留意事項について	平成6年5月25日健医精発第 27号	厚生労働省	本文	精神病院における指定医 の専任	常駐専任	2-4	2-4	否		
108	通知・通達	コインオペレーションクリーニング栄養施設の	昭和58年3月29日環指第39号	厚生労働省	第四 —	コインオペレーションク リーニング営業施設にお ける衛生管理責任者の常	常駐専任	3-1	3-1	否		
109	通知・通達	旅館業における善良風俗の保持について	昭和59年8月27日衛指第23号	厚生労働省	別記Ⅱ@	社 旅館業における宿泊衛生	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
110	通知・通達	神気毎にセルス条件的環境の違似に関する事業		厚生労働省	2 (1) ‡	責任者の専任 「建築物における衛生的 環境の確保に関する事業」における事業協同組 合の監督者等の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
111	通知・通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第216号	厚生労働省	第二 二 (二)	給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
112	通知・通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第216号	厚生労働省	第二 三 (一)	給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
113	通知·通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第216号	厚生労働省	第二	者の専任 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
114	通知·通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衞水第216号	厚生労働省	第四 — (二)	者の専任 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
115	通知·通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衞水第217号	厚生労働省	第三四(一)	給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
116	通知・通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第217号	厚生労働省	第三四(三)	者の専任 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
117	通知・通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第217号	厚生労働省	第五 一	者の身任 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
118	通知・通達	水道法の一部改正による給水装置工事事業者の 指定制度等について	平成9年8月11日衛水第217号	厚生労働省	第五二	名の毎日 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
119	通知・通達	水道法第二五条の五第三項に基づく給水装置工 事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いにつ いて	平成11年8月24日生衛発第 1185号	厚生労働省	別紙I	者の専任 給水装置工事事業におけ る給水装置工事主任技術 者の専任	常駐専任	2-2	3-1	要	令和5年中	
120	通知・通達	「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する 件」及び「添加物に係る標準品を製造する者の 登録に関する規程」について	平成16年5月13日食安発第 513001号	厚生労働省	第1 2 (2)	者の身性 登録製造機関の事業所に おける管理者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和5年中	
121	通知・通達		平成5年6月15日健政発第385	厚生労働省	第二	救急医療施設における医	常駐専任	2-4	2-4	否		
122			号 平成3年8月15日健政発第497	厚生労働省	3	師等の専任 救急救命士養成所におけ	常駐専任	3-2	3-2	否		
123	通知·通達	柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正及	号 平成11年6月1日健政発第650 品	厚生労働省	本文	る教員の専任 柔道整復師学校養成施設 における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
124	通知・通達	いて 柔道整復郎学校養成施設指定規則の一部改正及 び柔道整復郎養成施設指導要領の一部改正につ	写 平成11年6月1日健政発第650 号	厚生労働省	本文	柔道整復師学校養成施設	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
125	通知・通達	いて 外国人の看護婦等養成所への留学、就学に係る	平成6年2月23日健政発第145	厚生労働省	pg.	における教員の専任 看護婦等養成所における 留学生の教育等を担当す	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
126	通知・通達	留意事項について へき地保健医療対策事業について	号 平成13年5月16日医政発第	厚生労働省	1	る教員の専任 へき地医療支援機構にお	常駐専任	3-2	3-2	杏		
126			529号 昭和50年7月31日薬発第668	厚生労働省	(4) =	ける担当者の専任 毒物劇物を取り扱う製造 所等における毒物劇物取	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(毒物及び劇物取 締法第7条)の見直しを令和6年6月までに実施
128	通知・通達	社会福祉施設における施設機能強化推進費の取	昭和62年7月16日社施第90号	厚生労働省	本文	扱責任者の常駐 救護施設における居宅生 活訓練事業担当責任者の	常駐専任	1-4	2-4	要	令和5年中	することとされているため。
		扱いについて 生活保護法による保護の実施要領の取扱いにつ			第12	専任 認知症対応型共同生活介 護 (グループホーム)等						
129	通知・通達	上に体験点による体験の大部を関の水気でによ	昭和38年4月1日社保第34号	厚生労働省	問3	の事業所における夜勤職 員の常駐	常駐専任	2-3	2-3	否		

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
130	通知・通達	生活保護法による医療扶助運営要領について	昭和36年9月30日社発第727 号	厚生労働省	第二 1 (1)	都道府県本庁主管課等に おける医療扶助事務主任 者の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
131	通知・通達	生活保護法による医療扶助運営要領について	昭和36年9月30日社発第727 号	厚生労働省	第二 1 (2)	都道府県本庁主管課等に おける医系職員の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
132	通知・通達	生活保護法による介護扶助の運営要領について	平成12年3月31日社援第825 号	厚生労働省	第二 — (1)	都道府県本庁主管課等に おける介護扶助事務主任	常駐専任	3-1	3-1	否		
133	通知・通達	視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営に	平成2年12月17日社更第247	厚生労働省	第三	者の専任 補装具製作施設における	常駐専任	3-1	3-1	否		
134	通知・通達	ついて 保護施設通所事業の実施について	号 平成14年3月29日社接発第	厚生労働省	8	義敗組立工の常駐 保護施設における直接処	常駐専任	1-4	2-4	要	令和5年中	
135	通知・通達	診療報酬明細書の点検調査に係る集団指導の実	0329030号 平成10年5月1日保険発第81	厚生労働省	4 (4)	遇職員の専任 保険者の事業所における	常駐専任	2-2	2-2	否		
136	通知・通達	施について 厚生年金基金の業務委託法人の指定及びその運 営について	昭和62年5月19日企年発第46	厚生労働省	別紙 1	担当者の専任 業務委託法人の事業所に	常駐専任	3-1	3-1	否		
137	通知・通達	事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定 及び職業能力開発短期大学校の設置承認につい	平成5年4月1日能発第91号	厚生労働省	第二	おける年金数理人の専任 事業主等が行う専門課程 の高度職業訓練施設にお	常駐専任	3-2	3-2	否		
138		で 事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定 及び職業能力開発短期大学校の設置承認につい	平成5年4月1日能発第91号	厚生労働省	第二	ける指導員の専任 事業主等が行う専門課程 の高度職業訓練施設にお	常駐専任	3-2	3-2	否		
138	週和 1 週班	及び爆業能力開発短期大子校の設直承認につい て	平成5年4月1日配光第91号	序生分割會	= (=)	の高度概案訓練施設にお ける校長の専任 事業主等が行う専門課程	常社等社	3-2	3-2	8		
139	通知・通達	事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定 及び職業能力開発短期大学校の設置承認につい て	平成5年4月1日能発第91号	厚生労働省	第二 二 (三)	の高度職業訓練施設にお ける教務職員及び事務職 員の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
140	通知・通達	案事法及び採血及び供血あつせん栗取締法の一 部を改正する法律等の施行に伴う医療機器修理 業に係る運用等について	平成17年3月31日茶食機発第 331004号	厚生労働省	第2 2 1)	医療機器の修理を行う事 業所における責任技術者 の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年6月まで	同過知における修理業者の常駐規制や、法令リストにおける医療機器製造業・販売業等の常駐規制 においても令和6年6月までの見産し完了として おり、これと同様のスケジュールで見直しを進め ていく必要があるため。
141	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 II 第1 8	旅館・ホテル営業の玄関 帳場における従業者の常 駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
142	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添311125	駐 旅館業における宿泊衛生 責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
143	通知・通達	隣保館の設置及び運営について	平成14年8月29日発社援第 829002号	厚生労働省	別紙第5	隣保館における館長の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
144	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するため法律に基づく指定障害職社サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	平成18年12月6日陣発第	厚生労働省	第七 1 (1) 1	指定重度障害者等包括支 援事業所におけるサービ ス提供責任者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和6年3月まで	工程表において、「障害者の日常主流及び社会生 活を総合的に支援するための法律に基づく指定機 需権出サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準」(所能・等任別表2359 の見直し が舎取る年3月までに実施することとされてお リス・本件差別は最かも基づくものであるとこ ろ、一体的に見直す必要があるため。
145	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害部社サービス の事業等の人員、投機及び運営に関する基準に ついて		厚生労働省	第五の3 (2)	指定生活介護事業所にお ける介護に従事する生活 支援員等の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和6年3月まで	工程表において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためと辞に基づく指定簿 需要総合的に支援するためと辞に基づく指定簿 関する基準」(常駐・専任別表2-329等)の見意 しが他们を当月までに実施することされており、 大・本件書加し出版金の定当べらのであるところ、一体的に見直す必要があるため。
146	通知・通達	薄害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害職社サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて		厚生労働省	第八 3 (2) 2	指定生活介護事業所にお ける訓練に従事する生活 支援員等の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和6年3月まで	工程表において、「障害者の日常主活及び社会生 活を勧合的に支援するためた3歳に基づく指定障 電磁社サービスの事業等の人員、設備及び選引 関する基準」(解註・毎年別表と33万等)の見頭 しが他前6年3月までに実施することとされてお リ、本件番助に当該者かに基づくものであるとこ ろ、一体的に見渡す必要があるため。
147	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて		厚生労働省	第三 1 (3)	指定居宅介護事業所にお ける管理者の専任	常駐専任	2-4	2-4	否		
148	通知・通達	の手来寺の人具、欧洲及び連宮に関する皇平に ついて		厚生労働省	第四 1 (7)	指定療養介護事業所にお ける管理者の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
149	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて		厚生労働省	第四 1 (4)	指定療養介護事業所にお けるサービス管理責任者 の専任	常駐専任	2-4	2-4	杏		
150	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	平成18年12月6日障発第	厚生労働省	第八 1 (1)	指定自立訓練(機能訓 練)事業所における看護 職員等の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
151	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく捐定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	平成18年12月6日障発第	厚生労働省	第九 1 (1) 2	指定自立訓練(生活訓練)事業所における生活 支援員の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
152	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	平成18年12月6日障発第	厚生労働省	第九 1 (1) 2	指定自立訓練(生活訓 練)事業所における地域 移行支援員の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
153	通知・通達	事書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害福祉サービス の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に ついて	平成18年12月6日障発第	厚生労働省	第九 1 (3)	指定自立訓練(生活訓練)事業所における生活 支援員等の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
154	通知・通達	等書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害者支援施設等 の人員、設備及び運営に関する基準について	平成19年1月26日降発第 126001号	厚生労働省	第3の3 (20)	指定障害者支援施設等に おける介護に従事する生 活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和6年3月まで	工程表において、「障害者の日常生活及び社会生活を始合的に支援するためら津に基づく指定簿 者を始合的に支援するためら津に基づく指定簿 事業」(常駐・電柱別表と377等)の見蔵しが令和 6年3月までに実施することとされており、本件 差別出台議会令に基づくものであるところ、一体 的に見蔵す必要があるため。
155	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づ、特定障害者支援施設等 の人員、設備及び選常に関する基準について		厚生労働省	第3の3 (21)	指定障害者支援施設等に おける訓練に従事する生 活支援員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和6年3月まで	工程表において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(衛駐・専任列表2-374)の見遠しが令和6年3月までに実施することとされているため。
156	通知・通達	登録検査機関における水質検査の業務管理要領 の策定について	平成24年9月21日健水発第 921002号	厚生労働省	(別添) 2	登録水質検査機関におけ る水質検査部門管理者の 専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
157	通知・通達	理容節養成施設の指導要領について	平成27年3月31日健発第 331019号	厚生労働省	3	理容師養成施設における 教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(理容師養成施設 指定規則第4条第1項第3号。常駐・専任別表2- 271) の見直しが令和6年6月までに実施するこ ととされているため。
158	通知・通達	美容郎養成施設の指導要領について	平成27年3月31日健発第 331020号	厚生労働省	3	美容師養成施設における 教員の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(美容師養成施設 指定規則第3条第1項第3号。常駐・専任別表2- 270) の見直しが令和6年6月までに実施するこ ととされているため。

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見意しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
159	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定地域相談支援の事 業の人員及び運営に関する基準について	平成24年3月30日陣発第 330021号	厚生労働省	第二 1 (1)	指定地域移行支援事業所 における指定地域移行支 援従事者の専任	常駐専任	3-2	3-2	杏		
160	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定地域相談支援の事	平成24年3月30日障発第 330021号	厚生労働省	第二 1 (2)	指定地域移行支援事業所 における管理者の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
161	通知・通達	業の人員及び運営に関する基準について 診療放射線技師養成所指導ガイドラインについ て	平成27年3月31日医政発第 331026号	厚生労働省	6	診療放射線技師養成所に おける放射線取扱主任者	常駐専任	1-1	3-1	要	令和5年中	
162	通知・通達	臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第	厚生労働省	4	の常駐 臨床検査技師養成所にお	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
			331027号	.,,		ける教員の専任 理学療法士作業療法士養	11700 0 100					
163	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成27年3月31日医政発第 331028号	厚生労働省	3	成施設における教員の専 任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
164	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第 331028号	厚生労働省	9	理学療法士作業療法士養 成施設における事務職員 の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
165	通知・通達	視能訓練士養成所指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第 331029号	厚生労働省	3	視能訓練士養成所におけ る教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
166	通知・通達	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第 331030号	厚生労働省	第三	言語聴覚士養成所におけ る教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
167	通知・通達	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第 331030号	厚生労働省	第三	言語聴覚士養成所におけ る教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
168	通知・通達	言語聴覚士養成所指導ガイドラインについて	平成27年3月31日医政発第 331030号	厚生労働省	第三	言語聴覚士養成所におけ る教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
169	通知・通達	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン について	平成27年3月31日医政発第 331034号	厚生労働省	6	はり師及びきゅう師養成 施設における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
170	通知・通達	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン について	平成27年3月31日医政発第 331034号	厚生労働省	6	はり師及びきゅう師養成 施設における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
171	通知・通達	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン について	平成27年3月31日医政発第 331034号	厚生労働省	6	はり部及びきゅう部養成 施設における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
172	通知·通達	はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン について	平成27年3月31日医政発第 331034号	厚生労働省	6	施術所等で臨床実習を行 う場合における実習調整	常駐専任	1-3	3-2	要	令和5年中	
173	通知・通達	はり即及びきゅう師養成施設指導ガイドライン	平成27年3月31日医政発第	厚生労働省	9 (4)	者の常駐 施術所における臨床実習	常駐専任	1-3	3-2	要	令和5年中	
174	通知・通達	について あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要 領について	331034号 平成27年3月31日医政発第 331035号	厚生労働省	6	指導者の常駐 あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設における	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
175	通知・通達	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要 領について	平成27年3月31日医政発第 331035号	厚生労働省	6	教員の専任 あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設における	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
176	通知·通達	あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要	平成27年3月31日医政発第	厚生労働省	6	教員の専任 あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設における	常駐専任	1-4	3-2	要	令和5年中	
177	通知・通達	領について あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要	331035号 平成27年3月31日医政発第	厚生労働省	6	教員の専任 あん摩マッサージ指圧師 に係る養成施設における	常駐専任	1-3	3-2	要	令和5年中	
	211 22	領について あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設指導要	331035号 平成27年3月31日医政発第	., =,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		実習調整者の常駐 あん摩マッサージ指圧師	11/38/3/12					
178	通知・通達	のルチャック フォルニかに水の東外が成分がサケ 領について	331035号	厚生労働省	9 (4)	に係る養成施設における 臨床実習指導者の常駐	常駐専任	1-3	3-2	要	令和5年中	工程表において、関連する目視規制(目視 別表1-
179	通知·通達	山岳トンネル工事の切別における肌落ち災害防 止対策に係るガイドラインの策定について	平成28年12月26日基発第 1226001号	厚生労働省	第5 4 (1)	山岳トンネル工事におけ る切羽監視責任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	工権 表において、関連する日代規制(目代 別表)- 120)等の見直しが令和6年6月までに判断する こととされているため。
180	通知・通達	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制につい て	平成29年3月31日医政地発第 331003号	厚生労働省	へき地の医療体制構築に係 る指針 第2(4)2イ	へき地医療支援機構にお ける担当官の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
181	通知・通達	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について	平成29年3月31日医政地発第 331003号	厚生労働省	救急医療の体制構築に係る 指針 第2 2 (2) 2	救命救急医療機関におけ る医師の常駐	常駐専任	1-3	1-3	否		
182	通知・通達	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について て	平成29年3月31日医政地発第 331003号	厚生労働省	救急医療の体制構築に係る 指針 第2 2 (3) 2	入院を要する救急医療を 担う医療機関における医 師の常駐	常駐専任	1-3	1-3	否		
183	通知・通達	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制につい て	平成29年3月31日医政地発第 331003号	厚生労働省	周産期医療の体制構築に係 る指針 第2 2 (2) 3エ	NICU等における看護師 等の常駐	常駐専任	1-3	1-3	杏		
184	通知・通達	林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等 のためのガイドライン	平成6年7月18日基発第461-3 号	厚生労働省	≡ (=)	林業の作業現場における 連絡責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する目視規制(目視 別表1- 120)等の見直しが令和6年6月までに判断する こととされているため。
185	通知・通達	厚生統計委託費職員について	平成23年4月1日統発0401第 1号	厚生労働省	1	厚生統計調査を行う事業 所における委託費職員の 専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
186	通知・通達	がん診療連携拠点病院等の整備について	令和4年8月1日付け健発0801 第16号	厚生労働省	全般	地域がん診療連携拠点病 院における放射線診断に 携わる専門的な知識及び 技能を有する医師等の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
187	通知・通達	小児がん拠点病院等の整備について	令和4年8月1日付け健発0801 第17号	厚生労働省	全般	小児がん拠点病院におけ る小児がんの薬物療法に 携わる専門的な知識及び 技能を有する医師等の専 任	常駐専任	2-4	2-4	否		
188	通知·通達	がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について	令和4年8月1日付け健発0801 第18号	厚生労働省	全般	がんゲノム医療拠点病院 における医師等の専任	常駐専任	2-4	2-4	否		
189	通知・通達	求職者支援制度の実施について (別添「求職者 支援制度業務取扱要領」)	平成23年9月1日職発0901第 4号、能発0901第5号	厚生労働省	第2 02051 (1)	訓練実施施設における責 任者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和5年中	
190	通知·通達	求職者支援制度の実施について (別添「求職者 支援制度業務取扱要領」)	平成23年9月1日職発0901第 4号、能発0901第5号	厚生労働省	第2 02051 (1)	訓練実施施設における事 務担当者の常駐	常駐専任	2-3	2-3	否		
191	通知·通達	求職者支援制度の実施について (別添「求職者 支援制度業務取扱要領」)	平成23年9月1日職発0901第 4号、能発0901第5号	厚生労働省	第2 02093 (3)	訓練実施施設における就 職支援責任者の常駐	常駐専任	2-3	2-3	否		
192	通知・通達	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介 護予助サービスに関する基準について	平成18年3月31日老計発 0331004ほか	厚生労働省	4 (6) 5口	指定地域密着型介護を人 福祉施設における施設内 構造予訪対策を担当する 者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次期改変に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所負担の製血から登呈しく、次期改定が適明 されるよう検討を進めるため、迫令リストの発生 されるよう検討を進めるため、迫令リストの発生 関本に可称り変と同様に、見た。現代 新は「別表との否の数定」同様に、見に発け 期は「中和6年3月までとする必要がある。
193	通知・通達	指定介護を人福祉施設の人員、設備並びに運営 に関する基準について	平成12年3月17日老企第43号	厚生労働省	第4 12 (5)	指定介護老人福祉施設に おける施設内褥瘡予防対 策を担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	限在、介護保険制度の次則改変に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の機能から輩上し、次期吸支が適用 される予知6年度が初から異直1後の規制が適用 されるよう検討を進めるため、法令リストの常計 等任・別表との等の規定と同様に、見し、无了時 別は一般16年3月までとする必要がある。

	,				ı					ı	,	令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見書し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
194	通知・通達	介護を人保健施設の人員、施設及び設備並びに 選選に関する基準について	平成12年3月17日老企44号	厚生労働省	第4 18 (3) 2	介護老人保健施設におけ る施設内褥瘡予防対策を 担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相印の組合から望まし、大別の変が適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、治令リストの飛転 事件と「別表と70年の東定に関係に「東で野 期は1今和6年3月までとする必要がある。
195	通知・通達	介護医療院の人員、施設及び設備並びに選挙に 関する基準について	平成30年3月22日老老発 0332第1号ほか	厚生労働省	第5 18 (3) 2	介護医療院における施設 内褥瘡予防対策を担当す る者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の規定から望まし、次別変とが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、法令リストの原駐 年代・別表と70年の度に関係にア時 期は1中和6年3月までとする必要がある。
196	通知・通達	指定部宅サービス等の事業の人員、設備及び選 営に関する基準について	平成11年9月17日老企第25号	厚生労働省	3. (23) 21	指定訪問介護事業所にお ける施設内褥瘡予防対策 を担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ。一体的に改正することが、事 無所担の機能から起輩しく、次期改定が適用 される令和6年度当初から見直(後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、近今リストの原駐 事任・別表と70年の度に関係に75年 別は「第24年 別は「第24年 別は「第24年 別は「第24年 別様と70年 別様 日本 りた70年 別様と70年 別様と70年 別様と70年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
197	通知・通達	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介 接予的サービスに関する基準について	平成18年3月31日老計発 0331004ほか	厚生労働省	4. (24) 2-1	指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所に おける感染対策担当者の 専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の原因から見重しく、次開放変が適用 される令和6年度当初から見重し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、治令リストの原転 事件・別表との再の定に同様に、見で判 期は令和6年3月までとする必要がある。
198	通知·通達	指定介護老人類社施設の人員、設備並びに運営 に関する基準について	平成12年3月17日老企第43号	厚生労働省	第4 30 (2) 1	指定介護老人福祉施設に おける感染対策担当者の 専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、専 販所担印の組合から望まし、大型販交が適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を扱めるため、近今リフトの所能 時代・別表と70年の更に同様に、見で計 期は1今和6年3月までとする必要がある。
199	通知・通達	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第44号	厚生労働省	第4 28 (2) 1	介護老人保健施設におけ る感染対策担当者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	限在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相回の組合から望まし、次別変なが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、近今リストの開発 事件・別表と70年の定に同様に、実立、ア時 期は1中和6年3月までとする必要がある。
200	通知・通達	媒康保険法等の一部を改正する法律附別第130 条の2部1項の規定によりなおその効力を有す もものとされた程定分譲乗機型医療機関の 員、設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第45号	厚生労働省	第4 26 (2) 1	指定介護療養型医療施設 における感染対策担当者 の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	限在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の細胞から見重しく、次期変数が適用 される令和6年度当初から見重し後の規制が適用 されるよう被封を進めるため、近今リストの飛駐 事化・別表と70年の度に関係に75年 期に19年の第2年 10年に75年 期に19年の第2年 10年に75年 期に19年の第2年 10年に75年 期に19年の第2年 10年に75年 10年に70年 10年に70年 10年に70年 10年に70年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 1
201	通知・通達	介護医療院の人員、施設及び設備並びに遵常に 関する基準について	平成30年3月22日老老発 0332第1号ほか	厚生労働省	第5 28 (2) 1	介護医療院における感染 対策担当者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて核封を 行っているところ。一体的に改正することが、事 無所負担の観点からも望ましく。次開改定が適用 されるか和6年度活力から見高(後の規制が適用 されるよう検封を進めるため、近今リストの飛柱 事任・別表と6年の更定(関係に、別点・第二年 別は、19年2年の東定(関係に、別点・第二年 期にかられる年の東に対したの表
202	通知・通達	指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準について	平成18年3月31日老振発第 0331003号ほか	厚生労働省	3. (16) イ	指定介護予防支援等事業 所における感染対策担当 者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の規定から望まし、次別変とが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、法令リストの原駐 年代・別表と70年の度に関係にア時 期は1中和6年3月までとする必要がある。
203	通知・通達	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規 定する厚生労働大臣が定める基準について	令和3年老認発0319第2号	厚生労働省	第1 六 (1)	訪問型サービス事業所等 における感染対策担当者 の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の規定から望まし、次別変とが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、法令リストの原駐 年代・別表と70年の度に関係にア時 期は1中和6年3月までとする必要がある。
204	通知・通達	養護を人ホームの設備及び運営に関する基準に ついて	平成12年3月30日老発307	厚生労働省	第五11 (2) 1	養護老人ホームにおける 感染対策担当者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所相の規則から見重しは、次別変なが適用 される令和6年度当初から見重し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、治令リストの原転 事件・別表との事の定に同様に、見で判 期は令和6年3月までとする必要がある。
205	通知·通達	軽費を人ホームの投偏及び運営に関する基準に ついて	平成20年5月30日老発 0530002	厚生労働省	第五12 (2) ア	軽費老人ホームにおける 感染対策担当者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ。一体的に改正することが、事 無所負担の観点からも望ましく。次開改定が適用 される他も存成形から見重(後の残断が適用 されるよう発質を進めるため、近今リストの飛駐 事件・別表と70年の更に倒様に、万時 期は1中旬6年3月までとする必要がある。
206	通知·通達	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介 膜予防サービスに関する基準について	平成18年3月31日老計発 0331004ほか	厚生労働省	4 (6) 5ロ	指定地域密着型介護者人 福祉施設における安全対 策を担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ。一体的に改正することが、事 無所負担の観点からも望ましく、次期改定が適用 される命れを環境がから見重(後の残骸が適用 されるよう発質を進めるため、近金リストの飛転 事件・別表と70年以定と同様に、見直、完了時 期は今和6年3月までとする必要がある。
207	通知・通達	指定介護を人類社施設の人員、設備並びに運営 に関する基準について	平成12年3月17日老企第43号	厚生労働省	第4 37 (5)	指定介護老人福祉施設に おける事故防止検討委員 会の安全対策を担当する 者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 実所相印の組合へも望まし、次別変なが適用 される全計へ検討を認めるため、途令リストの需能 される全計検討を認めるため、途令リストの 部件・別表との可能との様に関係していました。 別に、別では、日本リストの 部件・別表との可能との様に、別でおり 別は、日本リストの 第二十分 別との 日本に別を必ずのまとの様に、見近、元子詩 別は「中和6年3月までとする必要がある。

_			,			,						令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
208	通知・通達	介護を人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第44号	厚生労働省	第4 355	介護老人保健施設における安全対策を担当する者 の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	限在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の機能から見重しく、次開放変が適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、法令リストの飛柱 事件・別接近で研り度に同様に、見て野 期は1今和6年3月までとする必要がある。
209	通知・通達	健康保険法等の一部を改正する法律附別第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有す もものとされた程定党健康受型医療施設の人 員、設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第45号	厚生労働省	964 325	指定介護療養型医療施設 における安全対策を担当 する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の機能力ら望まして、次期変が適用 される予知6年度影初から夏重1後の規制が適用 されるよう機計を進めるため、注金リストの常士 期任・別表と石等の規定と同様に、見近1天下時 期日中和6年3月までとする必要がある。
210	通知・通達	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準について	平成30年3月22日老老発 0332第1号ほか	厚生労働省	第5 355	介護医療院における安全 対策を担当する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の組造わらむ望よし、次加度なが適用 される全和6年度協力から見直し後の規制が適用 されるよう検討を認めるため、法令リストの常社 単作・別表との市の建この様に、次下時 期に中和6年3月までとする必要がある。
211	通知・通達	養護を人ホームの設備及び運営に関する基準に ついて	平成12年3月30日老発307	厚生労働省	第5 16 (5)	養護老人ホームにおける 安全対策を担当する者の 専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	現在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の組造わらむ望よし、次加速なが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を進めるため、途舎リストの飛柱 事件・別表と70年以定に同様に、見直に完了時 期は今和6年3月までとする必要がある。
212	通知・通達	軽費を人ホームの設備及び運営に関する基準に ついて	平成20年5月30日老発 0530002	厚生労働省	第五 18 (5)	軽費老人ホームにおける 安全対策を担当する者の 専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和6年3月まで	限在、介護保険制度の次開改定に向けて検討を 行っているところ、一体的に改正することが、事 無所担の機能から見重しは、次加速なが適用 される令和6年度当初から見直し後の規制が適用 されるよう報封を患めるため、途舎リストの飛柱 事件・別表との音の発定し機能、見直に完了時 期は1今和6年3月までとする必要がある。
213	通知・通達	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイド ライン」の策定について	基発0321第4号 平成29年3 月21日	厚生労働省	別紙 第4 6 (7)	シールドトンネル工事に おける管理者の常駐等	常駐専任	【常駐】1-1 【専任】1-2	【常駐】2-1 【専任】2-2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する目視規制(目視 別表1- 120)等の見直しが令和 6年 6 月までに判断する こととされているため。
214	通知・通達	農業共済団体に対する監督指針	平成24年3月27日経営第 3130号	農林水産省	別紙二 農業共済団体非常 災害対応指針 二 災害対		常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
215	通知・通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	平成16年1月9日経営第5367 号	農林水産省	策本部の設置 第二九四条	推 農業共済組合における共 済連絡員の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
216	通知・通達	果樹共済損害評価要網	平成30年9月11日経営第 1305号	農林水産省	第三章 損害評価 第二節 損害評価の準備 第二 都道府県連合会 三 評価班の編成	農業共済組合都道府県連 合会が実施する果樹共済 に係る連合会抜取調査の 損害評価区域における評 価班長の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
217	通知・通達	烟作物共済損害評価要調	平成30年9月25日経営第 1289号	農林水産省	第二章 農作物の損害評価 第二節 損害評価の準備 第二 都道府県連合会 一 連合会抜取調査単位の 設定 三 評価班の編成	農業共済組合都道府県連 合会が実施する畑作県連 済に係る連合会抜取調査 の損害評価区域における 評価班長の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
218	通知・通達	烟作物共済損害評価要額	平成30年9月25日経営第 1289号	農林水産省	第三章 蚕繭の損害評価 第三節 収繭期における損害評価 第二 損害評価の準備 - 組合等 (二) 評価班の編成	農業共済組合等が実施する畑作物共済に係る全戸 調査の損害評価区域にお ける評価班長の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
219	通知・通達	烟作物共済損害評価要網	平成30年9月25日経営第 1289号		第三章 蚕繭の損害評価 第三節 収繭期における損害評価 第二 損害評価の準備 二 都道府県連合会 (一) 損害評価区域の設定と 評価担当者の指定等	合会が実施する畑作物共 済に係る連合会全戸抜取 調査の損害評価区域にお	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
220	通知・通達	漁業協同組合の合併の促進について	平成15年4月10日水漁第156 号	農林水産省	二 (五) ウ	漁業協同組合における指 導担当専任職員の専任	常駐専任	3-1	3-1	杏		
221	通知・通達	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び 共済事業のみに係るものを除く。)	平成25年5月29日水漁第341 号	農林水産省	Ⅲ-二Ξ-Ξ (三) 3	漁業協同組合等における 指導担当専任職員の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
222	通知・通達	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助 言について	平成12年3月31日畜 A 第728 号	農林水産省	第二三(六)	動物医薬品店舗販売業の 店舗で指定医薬品を販売 する営業時間内における 薬剤師等の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	工程表新規-114において、見直し完了時期を「令 和6年4月~6月」と設定しているため。
223	通知・通達	農作物共済損害評価要網	平成30年5月8日30経営第 380号	農林水産省	第二章 損害評価 第二節 現地評価の準備 第一 組合等 二 評価班の編成	農業共済組合等が実施す る農作物共済に係る各調 査の評価地区における評 価班長の常駐	常駐専任	3-1	3-1	否		
224	通知・通達	農作物共済損害評価要綱	平成30年5月8日30経営第 380号	農林水産省	第二章 損害評価 第二節 現地評価の準備 第二 都道府県連合会 三 評価班の編成	都道府県連合会が実施す る農作物共済に係る連合 会抜取調査及び連合会品 位判定調査の評価地区に おける評価班長の常駐	常駐専任	3-1	3-1	否		
225	通知・通達	果樹共済損害評価要綱	平成30年9月11日経営第 1305号		第三章 損害評価 第二節 損害評価の準備 第一 組合等 二 評価班の編成	農業共済組合等が実施す る果樹共済に係る各種調 査の損害評価区域におけ る評価班長の常駐	常駐専任	3-1	3-1	否		
226	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日20210208保 局第2号	経済産業省	≡ (−) 4	電気設備の統括事業場に おける統括電気主任技術 者の常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
227	通知・通達	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基 準について	平成31年3月15日保局第 20190308-5号	経済産業省	第一一条関係 二 (二)	液化石油ガスの貯蔵施設 における管理人の常駐	常駐専任	2-1	3-1	要	令和5年中	
228	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ 第六六条関係 (1)	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
229	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	II (3) 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
230	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ (3) 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐 高圧ガスの製造施設の系	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
231	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	II (4) 第二五条関係	向圧ガスの製造施設の米 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	

									,			令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意し言かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見底し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
232		高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经济産業省	II (4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
233		高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	II (4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
234		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1) 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
235		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1) 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 鼻の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
236		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经済産業省	(1) 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
237		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经済産業省	(1) 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
238	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二五条関係 一	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
239		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
240	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经济産業省	(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
241	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日20210208歩 局第2号	経済産業省	- (一) ~ (七)	事業用電気工作物におけ る主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法第43条第1項)の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため。
242	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日20210208歩 局第2号	経済産業省	≡ (−)	事業用電気工作物におけ る主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(電気事業法第43 条第1項)の見直しが令和6年6月までに実施す ることとされているため。
243	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(2) 第六四条関係	高圧ガス事業の事業所に おける保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
244		高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅰ 高圧ガス保安法関係 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	上位法令 (別表1-225:一般高圧ガス保安規則第 72条第2項) と共に検討する必要があるため。
245	通知・通波	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经济産業省	全般	高圧ガスの製造施設にお ける保安主任者等の代理 者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	The second of th
246	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(3) 第六二条関係	高圧ガス事業の事業所に おける保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
247	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	经済産業省	(4) 第二三条関係	高圧ガス事業の事業所に おける保安監督者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
248		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 釈について (内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第三三条関係	高圧ガスの製造施設にお ける保安統括者等の代理 者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
249	通知・通達	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基 準について	平成31年3月15日保局第 20190308-5号	経済産業省	別添一 第一九条関係	液化石油ガスの販売所に おける業務主任者の専任	常駐専任	3-2	3-2	否		
250	通知・通達	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基 準について	平成31年3月15日保局第 20190308-5号	経済産業省	別添4 第四六条	保安確保機器のオペレー ターの常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
251	通知・通達	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基 準について	平成31年3月15日保局第 20190308-5号	経済産業省	別添 運営管理規程 (例)	集中監視センターにおけ る監視員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
252	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	第七八条関係	高圧ガスの製造施設にお ける保安統括者等の代理 者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
253	通知・通達	電気設備の技術基準の解釈について	平成25年3月14日商局第4号	经済産業省	第47条 二	発電所における技術員の 常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
254	通知・通達	電気設備の技術基準の解釈について	平成25年3月14日商局第4号	経済産業省	第48条 二	変電所における技術員の 常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
255	通知・通達	電気設備の技術基準の解釈について	平成25年3月14日商局第4号	経済産業省	第48条 一	変電統制所における技術 員の常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
256	通知・通達	電気設備の技術基準の解釈について	平成25年3月14日商局第4号	経済産業省	第48条 —	変電統制所における技術 員の常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
257	通知・通達	工事請負契約書の制定について	平成7年6月30日厚契発第25	国土交通省	第一〇条 2	工事現場における現場代 理人の常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
258	通知・通達	工事現場における適正な施工体制の確保等につ いて	平成13年3月30日国官技/国 営計/国官地第68号	国土交通省	別添 工事現場等における 施工体制の点検要領 5 3)	工事現場における監理技 術者の常駐	常駐専任	3-1	3-1	要	令和5年中	
259		旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用に ついて	平成14年1月30日国自整/国 自総/国自旅第149号	国土交通省	第五条 揭示事項	高速乗合バスの停留所に おける案内人の常駐	常駐専任	2-1	2-1	否		
260	通知・通達	品質の確保等を図るための著しい低価格による 受注への対応について	平成15年2月10日国官技/国 官総/国官会/国地契第289号	国土交通省	第2 1	工事現場における監理技 術者と同等の要件を満た す技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	否		
261		「品質の確保等を図るための著しい低価格によ る受注への対応について」における受注者側技 術者の増員について	平成15年3月14日国官技/国 営計/国地契第313号	国土交通省	全般	工事現場における監理技 術者と同等の要件を満た す技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	否		
262	通知・通達	直轄工事における共同企業体の取扱いについて	昭和63年6月1日厚発第176号	国土交通省	第1 2 (3)	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。
263	通知・通達	直轄工事における共同企業体の取扱いについて	昭和63年6月1日厚発第176号	国土交通省	第2 2 (3)	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。
264	通知・通達	一般競争入札方式の実施について	平成6年6月21日厚発第260号	国土交通省	(別添1) 標準入札公告例 2	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。
265	通知・通達	一般競争入札方式の実施について	平成6年6月21日厚発第260号	国土交通省	(別添1) 標準入札公告例 4	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
266	通知・通達	一般競争入札方式の実施について	平成6年6月21日厚発第260号	国土交通省	18	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
267	通知・通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添1)標準入札公告例 (本官契約の例) 2	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。
268	通知・通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添1)標準入札公告例 (本官契約の例) 4	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
269	通知・通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(本官契約の例) 4	工事現場における監理技 術者と同等の要件を満た す技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	否		
270	通知·通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添1)標準入札公告例 (本官契約の例) 17	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
271	通知・通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添1) 標準入札公告例 (本官契約の例) 18	工事現場における一定の 要件を満たす技術者の専 任	常駐専任	2-2	2-2	否		
272	通知・通達	中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策につ いて	平成9年4月18日厚契発第22 号	国土交通省	4 (1) 7	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。

) る囲刈・囲運寺の //		. ,,,,,				令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 来見直に「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル限別適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
273	通知・通達	地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針	平成8年11月13日経振第99号	国土交通省	1 (1)	地質調査業における地質 調査の技術上の監理をつ かさどる者の配置	常駐専任	3-1	3-1	否		
274	通知・通達	地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針	平成8年11月13日経振第99号	国土交通省	1 (3)	地質調査業の現場におけ る地質又は土質の調査及 び計測を管理する者の配 置	常駐専任	2-2	2-2	否		
275	通知・通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349 号	国土交通省	(別添1) 標準入札公告例 2 競争参加資格	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和6年6月 までに実施することとされているため。
276	通知・通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349 号	国土交通省	(別添1) 標準入札公告例 4 その他	術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
277	通知・通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349号	国土交通省	(別添1)標準入札公告例 4 その他 (別添2)標準入札説明書	工事現場における監理技 術者と同等の要件を満た す技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	否		
278	通知・通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349 号	国土交通省	例 18 配置予定監理技術者 の確認	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常駐・専任別表1-233)の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため。
279	通知·通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349 号	国土交通省	(別添2)標準入札説明書 例 19 別に配置を求める技 術者	工事現場における監理技 術者と同等の要件を満た す技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	杏		
280	通知・通達	国土調査事業事務取扱要領	昭和47年4月1日経企土第28 号	国土交通省	第3 2	国土調査事業を実施する 自治体等における職員の 専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
281	通知·通達	地籍調査事業工程管理及び検査規程細則	平成14年3月14日国土国第 598号	国土交通省	7 (2)	地籍調査事業の実施組織 における職員の専任	常駐専任	3-1	3-1	杏		
282	通知・通達	二項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査 規程細則	平成24年3月29日国土籍第 569号	国土交通省	7 (2)	地籍調査事業の実施組織 における職員の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
283	通知・通達	土木工事安全施工技術指針について	昭和43年4月17日官技発第37 号	国土交通省	第四節 3	シールド機械の運転にお ける運転者の専任 マンション管理薬の事業	常駐専任	1-2	2-2	要	令和6年6月まで	本規定は厚生労働省の「シールドトンネル工事に 係る安全対策ガイドライン」に基づくものである ところ、当該ガイドラインの見意しが令和6年6 月までに実施することとされているため。
284	通知・通達	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第72条に規定する重要事項の説明等について	309号	国土交通省	第3	所における管理業務主任 者の専任 適正化事業指導業務にお	常駐専任	1-4	2-4	要	令和5年中	
285	通知・通達	民間団体等による貨物自動車運送の適正化に関 する事業の推進について	平成2年11月14日貨陸第108 号	国土交通省	2 (7)	ける適正化事業指導員の 専任	常駐専任	3-1	3-1	杏		
286	通知·通達	建設副産物適正処理推進要綱	平成5年1月12日経建発第3号	国土交通省	第一四 (1)	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
287	通知・通達	屋外広告物条例ガイドライン	昭和39年3月27日建設都総発 第7号	国土交通省	第二十六条	屋外広告物等の管理者の 専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
288	通知・通達	路上広告物の規制について	昭和39年3月31日道発第113 号	国土交通省	第32条第1項	屋外広告業の営業所にお ける業務主任者の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
289	通知・通達	投影広告物条例ガイドライン	平成30年3月30日国都景歷第 54号	国土交通省	第三十条	投影広告物の管理者の専 任	常駐専任	3-1	3-1	杏		
290	通知·通達	優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整 備作業 (1種) 及び車体整備作業 (2種)) の 認定の取扱等について	平成7年3月27日自整第75号	国土交通省	2 2-4	優良自動車整備事業者が 行う車体整備作業におけ る板金・塗装工等の常駐	常駐専任	1-1	1-1	杏		
291	通知·通達	優良自動車整備事業者の特殊整備工場 (電気装 置整備作業) の認定の取扱等について	平成7年3月27日自整第76号	国土交通省	2 2-3	優良自動車整備事業者が 行う電気装置整備作業に おける主任技術者等の常 駐	常駐専任	1-1	1-1	否		
292	通知・通達	優良自動車整備事業者の特殊整備工場 (タイヤ 整備作業) の認定の取扱等について	平成7年3月27日自整第77号	国土交通省	2 2-3	優良自動車整備事業者が 行うタイヤ整備作業にお ける主任技術者等の常駐	常駐専任	1-1	1-1	否		
293	通知・通違	優良自動車整備事業者の1種整備工場及び2種 整備工場の認定の取扱等について	平成7年3月27日自整第68号	国土交通省	2 2-3	優良自動車整備事業者が 行う整備作業における シャシ工等の常駐	常駐専任	1-1	1-1	否		
294	通知・通達	建築基準法の一部を改正する法律の公布及び建 築基準法の運用について	昭和45年7月24日住指発第 326号	国土交通省	1 改正の概要- 執行体制の整備拡充	市町村における建築主事 の専任	常駐専任	3-1	3-1	否		
295	通知・通達	直轄工事における共同企業体の取扱いについて	昭和63年6月1日厚発第176号	国土交通省	第2 経常建設共同企業体 2 経常建設共同企業体の 内容 (3) 構成員の技術的要件等	工事現場における監理技 術者等の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-232等)の見直しが令和 6年 6月 までに実施することとされているため。
296	通知・通達	一般競争入札方式の実施について	平成6年6月21日厚発第260号	国土交通省	(別添2)標準入札説明書 例	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
297	通知·通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添2)標準入札説明書 例(本官契約の例) 17 配置予定監理技術者 の確認	工事現場における監理技 術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
298	通知・通達	一般競争入札方式の拡大について	平成17年10月7日国地契第80 号	国土交通省	(別添2) 標準入札説明書 例 (本容契約の例) 18 別に配置を求める技 術者	工事現場における一定の 要件を満たす技術者の専 任	常駐専任	2-2	2-2	否		
299	通知・通達	旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用に ついて	平成14年1月30日国自整/国 自総/国自旅第149号	国土交通省	第二一条 過労防止等 (六 交替運転者の配置 (第	事業用自動車等における 交替運転者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
300	通知・通達	内軌運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許 可の申請並びに約款の認可申請等の処理につい て	型が17な4日 91 □ 同分の価値性	国土交通省	元項) 三 第二権貨物利用憲法事業の許可の申請等。 旧 許可 (年業計画変更必可) に当たっての具体的処理を 4 集配事業計画の適切性 (1)自己の専用で集配をする 場合 2 運行管理体制並びに点 核及び整備管理体制 (自社 の貨物自動率運動・量が、の貨物自動率、重要が、100円の の質的自動率、100円の	質物自動車運送栗の事業 100円といえる場合物理学の	常駐専任	2-2	2-2	¥	令和6年3月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(深 能・事任 別表し228)の見重しが令和6年3月ま でに実施することとされているため。
301	通知・通達	外軌運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許 可の申請並びに約款の認可申請等の処理につい て 賃物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運 用について	TRAIT+4/121日副和良权和 23号	国土交通省	三 第二極質物利用運送事業	質物自動車運送業の事業 所における運行管理者の 専任 事業用自動車等における 交替運転者の宗駐	常駐専任常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年3月まで 令和5年中	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 柱・寄任 別表1-228)の見順しが令和6年3月ま でに実施することとされているため。
		Pane So. c	日正/田口彩第116号		○ 用2/1/時間幣	人月歴知貨の希社						l .

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し语うかつ、現在Phaseが 2欠は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
303	通知・通達	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運 用について	平成15年3月10日国自貨/国 自整/国自総第118号	国土交通省	第一八条 運行管理者の選 任	貨物自動車運送業の事業 所における運行管理者の	常駐専任	2-2	2-2	要	令和6年3月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-228) の見直しが令和6年3月ま
304	通知・通達	鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許 可の申請並びに約款の認可申請等の処理につい て	平成15年3月18日國際貨 <mark>使第</mark> 198号	国土交通省	一 第二種貨物利用運送事 策の許可の申請等 田 許可 (事業計画変更認 可) に当たっての具体的処理基準 4 集配事業計画の透切性 (1) 自己の車両で集配を 2 運行管理体制並びに点検 及び整備管理体制 (自社の の併用の場合を除く。)	等性 質物自動帯運送業の事業 所における運行管理者の 専任	常駐専任	2-2	2-2	¥	令和6年3月まで	でに実施することとされているため。 法令の見直し工程表において、関連する法令(栄 他・毎年別表し228)の見重しが令和6年3月ま でに実施することとされているため。
305	通知・通達	航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許 可の申請並びに約款の認可申請等の処理につい て	平成15年3月18日国総貨模第 197号	国土交通省	1 国際航空に係る利用運送 事業 品 国際一般混載事業 (4) 集配事業計画の適切 位 1 自己の車間で整路をする (ロ) 運行管理体制など (な) 運行管理体制など は投び整備管理体制など した投びが整備管理体制ない の使用部分を除く。)	専任	常駐専任	2-2	2-2	栗	令和6年3月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 柱・毎任 別表上228)の見組しが令和6年3月ま でに実施することとされているため。
306	通知・通達	産業廃棄物処理対策の強化について	平成2年4月26日衛産第31号	環境省	四 (2)	産業廃棄物処理施設にお ける技術管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	法第21条 (「常駐・専任」の別表1-253) と併せ て一体で見直しを検討するのが適当であり、同法 と同じ見直し完了時期にするため。
307	通知・通達	不良不適格業者排除対策について	平成10年12月25日建設省経 入企発第42号/自治行第90号	総務省 国土交通省	5	工事現場における監理技 術者の常駐	常駐専任	3-1	3-1	要	令和6年6月まで	法令の見直し工程表において、関連する法令(常 駐・専任 別表1-233)の見直しが令和6年6月ま でに実施することとされているため。
308	通知・通達	標準下水道条例について	昭和34年11月18日衛発/計発 第1108号	国土交通省環境省	第六条の三	排水設備指定工事店の営 業所における責任技術者	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	CEX.89 SCCCCHCV-SCU.
309	通知・通達	標準下水道条例について	昭和34年11月18日衛発/計発 第1108号	国土交通省環境省	第六条の四	の専任 排水設備指定工事店の営 業所における責任技術者	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
1	通知・通達	クロスボウの取扱いに関する講習会の実施要領 について (通速)		警察庁	全般	の専任 クロスボウを所持する者 に対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「銃砲刀 剣類所持等取締法第5条の3の2」の時期と合わ
2	通知・通達	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施 要領について (通達)		警察庁	全般	猟銃及び空気銃の取扱い に関する講習	対面講習	1-②	2-1③ 2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	せるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「銃砲刀 剣類所持等取締法第5条の3第1項、第9条の14
3	通知・通達	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律に基づく管理者講習の運用について(通	令和元年12月2日付け警察 庁丁保発第164号	警察庁	全般	風俗當業 管理者講習	対面講習	1-②	2-1③ 2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	第5項」の時期と合わせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「風俗営 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24
4	通知・通達	運) 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管 理者講習の運用について (通達)		警察庁	全般	警備員指導教育責任者に 対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	条第6項、第7項」の時期と合わせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「警備業 法第22条第2項第1号、第22条第8項」の時期と 合わせるため
5	通知・通達	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管 理者講習の運用について (通達)	令和2年12月28日付け警察 庁丁生企発第766号	警察庁	全般	機械警備業務管理者に対する講習	対面講習	1-②	2-1(3) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年6月まで	回れせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「警備業 法第42条第2項第1号」の時期と合わせるため
6	通知・通達	現任指導教育責任者講習の運用について (通 達)	平成31年3月12日付け警察 庁丁生企発第145号	警察庁	全般	現任指導教育責任者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「警備業 法第22条第2項第1号、第22条第8項」の時期と 合わせるため
7	通知・通達	登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準 に関する細目的な解釈運用基準について (通 知)	平成27年2月2日付け警察 庁丁生企発第58号	警察庁	全般	警備員又は警備員になろ うとする者の講習	対面講習	1-②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年6月まで	百わせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「警備業 法第23条第3項」の時期と合わせるため
8	通知・通達	「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色 回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の 一部改正について (通知)	令和4年12月15日付け、警察庁丙生企発第121号	警察庁	第2警察の証明 1(3)	青色防犯パトロール講習	対面講習	1-@	2-1① 2-1② 2-1②	要	令和6年6月まで	技術検証等の実態把握を踏まえた上で見直すため
9	通知・通達	「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色 回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の 手続について(通達)	令和4年12月15日付け、警察庁丁生企発第659号	警察庁	2警察の証明(3)予想される 事案に対し適切に対応でき ることの認定		対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	技術検証等の実態把握を踏まえた上で見直すため
10	通知・通達	事務ガイドライン第三分冊「15.登録講習機関 関係」	平成22年6月21日	金融庁	題名	貸金業務取扱主任者登録 講習	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和5年中	
11	告示	児童福祉法施行規則第一条の三十七第二号の厚 生労働大臣が定める研修	平成21年3月31日厚生労働省 告示第226号	こども家庭庁	題名	専門里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表 「児童福祉法施行規則」の時期と合わせるため
12	告示	児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項 の厚生労働大臣が定める基準	平成21年3月31日厚生労働省 告示第227号	こども家庭庁	題名	養育里親更新研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福 祉法施行規則」の時期と合わせるため
13	告示	児童福祉施設最低基準第二十二条の二等の規定 に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労 働大臣が指定する講習会	平成23年9月1日厚生労働省 告示第311号	こども家庭庁	題名	乳児院の長等の資格取得 講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の時期と合わせるため
14	告示	児童福祉法第十三条第九項の厚生労働大臣が定 める基準	平成29年3月31日厚生労働省 告示第131号	こども家庭庁	題名	児童福祉司研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
15	告示	児童福祉法施行規則第一条の三十八の厚生労働 大臣が定める基準	平成29年3月31日厚生労働省 告示第133号	こども家庭庁	題名	養子縁組里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福 祉法施行規則」の時期と合わせるため
16	告示	児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項 の厚生労働大臣が定める基準	平成29年3月31日厚生労働省 告示第135号	こども家庭庁	題名	養子縁組里親更新研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福 祉法施行規則」の時期と合わせるため
17	告示	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに 係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二 条の厚生労働大臣が定める基準	平成29年11月27日厚生労働 省告示第342号	こども家庭庁	題名	養親希望者研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則」の時期と合わせるため
18	告示	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	平成24年3月30日厚生労働省 告示第230号	こども家庭庁	第二号	児童発達支援管理責任者 実践研修等	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「指定障 害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大 臣が定めるもの」の時期と合わせるため
19	通知・通達	養子縁組里親研修制度の運営について	平成29年3月31日雇児発第 331-37号	こども家庭庁	第二 四	養子縁組里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の38」の時期と合わせるため
20	通知・通達	専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日雇児発第 905003号	こども家庭庁	第二 3	専門里親認定研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の36第2号」の時期と合わせるため
21	通知・通達	専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日雇児発第 905003号	こども家庭庁	第二 3	専門里親認定宿泊研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の36第2号」の時期と合わせるため
22	通知・通達	専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日雇児発第 905003号	こども家庭庁	第二 3	専門里親更新研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の36第2号」の時期と合わせるため
23	通知・通達	専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日雇児発第 905003号	こども家庭庁	第一	専門里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の36第2号」の時期と合わせるため
24	通知・通達	専門里親研修制度の運営について	平成14年9月5日雇児発第 905003号	こども家庭庁	第二	専門里親研修	対面講習	1-②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の36第2号」の時期と合わせるため
25	通知・通達	養育里親研修制度の運営について	平成21年3月31日雇児発第 331009号	こども家庭庁	第二 四 ア	養育里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の33」の時期と合わせるため

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見産し要否 至見直し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル原則適合性が確保でき でいることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 光了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
26	通知・通達	養育里親研修制度の運営について	平成21年3月31日雇児発第 331009号	こども家庭庁	第二四ア	養育里親研修 (基礎研修・登録前研	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の33」の時期と合わせるため
27	通知・通達	養育里親研修制度の運営について	平成21年3月31日雇児発第 331009号	こども家庭庁	第二 四	養育里親研修	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福 祉法施行規則第1条の33」の時期と合わせるため
28	通知・通達	養育里親研修制度の運営について	平成21年3月31日雇児発第 331009号	こども家庭庁	第二四(六)	養育里親研修	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「児童福祉法施行規則第1条の33」の時期と合わせるため
29	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	_	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
30	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	(=)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用後)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
31	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (一回の定員)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
32	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児免第 331-16号	こども家庭庁	四 (五日程度の研修)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-2	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
33	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 軽担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (二泊三日程度の研修)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
34	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (一回目と二回目の研修)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
35	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四(研修の間は六ヵ月以内)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
36	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児免第 331-16号	こども家庭庁	四(研修等の一部の科目)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
37	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 軽担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (近隣の都道府県等で実施 する研修等)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
38	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	(—)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	角	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
39	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (三)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用後、SV、調整担 当者の3研修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	角	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
40	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (SVの必要研修)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、SV)	対面講習	1-2	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度未が望ましいため
41	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	四 (六)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、SV、指定講 習)	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
42	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	全般 (研修等の基準等)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
43	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 軽担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	全般 (研修等の到達目標、カリ キュラム)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
44	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	全般 (委託事業者)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用前、任用後、 SV、調整担当者の4研 修)	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
45	通知・通達	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調 整担当者の研修等の実施について	平成29年3月31日雇児発第 331-16号	こども家庭庁	全般 (二)	児童福祉司等及び要保護 児童対策調整機関の調整 担当者の研修 (任用後)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
46	通知・通達	児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大 臣が定める講習会等の制定について (通知)	平成29年3月31日雇児発第 331002号	こども家庭庁	第2 主な内容 1 児童福祉法第十三条第 三項第五号の厚生労働大臣 が定める講習会 (2) 内容	日奈坪从司德羽	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
47	通知・通達	児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大 臣が定める講習会等の制定について (通知)	平成29年3月31日雇児発第 331002号	こども家庭庁	第2 主な内容 2 児童福祉法第十三条第 八項の厚生労働大臣が定め る基準 (2) 内容 ①児童福祉司一般に係る研 修の基準	児重福祉可講習 (任用後)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため

					7 7 1 7 Mily E LEV.	の囲料・畑連寺の別	NIXA) BUXU	()630				令和5年1月1日現在
									I	見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の	現在	見直後	亜見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず	※「令和5年中」としてい	見直し完了時期が
							類型	Phase	Phase	ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	るものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	令和6年以降になる場合の理由
					ma at the					CV-OCCEMBEN		
					第2 主な内容 2 児童福祉法第十三条第				l			
					八項の厚生労働大臣が定め				2-1①			
48	通知・通達			こども家庭庁	る基準	児童福祉司講習	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出
40	ALA ALA	臣が定める講習会等の制定について(通知)	331002号	C C 0 (((a))	(2) 内容	(SV)	A 3 HHI HE S ES		2-13		1,120-7-07,14-0	時期は年度末が望ましいため
					②指導及び教育を担当する児童福祉司に係る研修の基				l			
					定里価値可に依る研修の 基				ı			
		日本福祉计划上一名第二国第二日の原件が掛上	平成29年3月31日雇児発第			児童福祉司講習			2-1①			佐藤佐川田佐川関ルで湯知を2011 マナロ 2011
49	通知・通達	児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大 臣が定める講習会等の制定について (通知)	331002号	こども家庭庁	第1 趣旨	元里倫性 中語 自 (任用後、調整担当者)	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
-					第2 主な内容	(1-700(1727-177			2-13			7777
					第2 土な内容 2 児童福祉法第十三条第				2-1(1)			
50	通知・通達	児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大 臣が定める講習会等の制定について (通知)	平成29年3月31日雇児発第 331002号	こども家庭庁	八項の厚生労働大臣が定め	児童福祉司講習 (任用後)	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
		田が足のる調音云寺の前足に Jいで (地和)	3310027		る基準	(IIHW)			2-1(3)			時期は牛皮木が里ましいたの
-					(1) 趣旨							
					第2 主な内容 3 児童福祉法第二十五条				2-1(1)			
51	通知・通達	児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大 臣が定める講習会等の制定について (通知)	平成29年3月31日雇児発第 331002号	こども家庭庁	の二第八項の厚生労働大臣	児童福祉司講習 (調整担当者)	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	年度毎に研修に関わる通知を発出しており、発出 時期は年度末が望ましいため
		出がためる語音云寺の前たに Jい C (地知)	33100279		が定める基準	(阿里拉司有)			2-13			時期は年後末が里ましいため
-		「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基			(1) 趣旨							
55	通知・通達	づき、予防技術資格者の資格を定める件」の公	平成17年10月18日消防予第	総務省	第一	火災の予防に関する講習	対面講習	2-1①	2-1①	否		
		布について	305号					_				
56	通知・通達	「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の	平成22年12月14日付け消防	総務省	2(1)に定める別紙2から別	防火管理講習等に係る講	対面講習	3-1	3-1	否		
\vdash		運用について 危険物取扱者保安講習のオンライン化について	予第545号 消防危第 1 4 8 号令和 3 年 6		紙 9	習 危険物取扱作業の保安に				-		
57	通知・通達	(通知)	月23日	総務省	題名	係る講習	対面講習	3-1	3-1	否		
		新型コロナウイルス感染症への対応に関する免	令和2年4月28日教教人第10					2-1①	2-1(1)			関連する法令等「教育職員免許法施行規則」の改
61	通知・通達	新宝コロアワイルス恐米証への対応に関する免 許法認定講習の実施方法の特例について	号	文部科学省	前文	免許法認定講習	対面講習	2-1②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	関連する法で等「教育職員児計法施行規則」の以 正が必要であり時間を要するため
-					1			2-1③ 2-1①	2-1③			
62	通知・通達	新型コロナウイルス感染症への対応に関する免	令和2年4月28日教教人第10	文部科学省	別紙二	免許法認定講習	対面講習	2-1(2)	2-1(2)	要	令和6年3月まで	関連する法令等「教育職員免許法施行規則」の改
<u></u>		許法認定講習の実施方法の特例について	ত					2-13	2-1(3)			正が必要であり時間を要するため
	TEAP TOTAL	新型コロナウイルス感染症への対応に関する免	令和2年4月28日教教人第10		別紙	A. 65:24-68:770	4470000	2-1①	2-1①		Amera -	関連する法令等「教育職員免許法施行規則」の改
63	通知・通達	許法認定講習の実施方法の特例について	8	文部科学省	講習を行う方法	免許法認定講習	対面講習	2-1② 2-1③	2-1(2)	要	令和6年3月まで	正が必要であり時間を要するため
		並削った上内ノルーが治力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	A ingle a property		Dilect			2-13	2-1(1)			即由十十十八位「松本田日月上」「七年日日
64	通知・通達	新型コロナウイルス感染症への対応に関する免 許法認定講習の実施方法の特例について	令和2年4月28日教教人第10 号	文部科学省	別紙 テレビ会議システム	免許法認定講習	対面講習	2-1②	2-1(2)	要	令和6年3月まで	関連する法令等「教育職員免許法施行規則」の改 正が必要であり時間を要するため
		可点的定納目の大肥力点の行列に 200 €	7		プレビ芸術アベブム			2-13	2-1(3)			II.7 8/9 C87 Mile 29 7 37 60
65	通知・通達	新型コロナウイルス感染症への対応に関する免	令和2年4月28日教教人第10	文部科学省	別紙	免許法認定講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和6年3月まで	関連する法令等「教育職員免許法施行規則」の改
0.5	MAN - MANE	許法認定講習の実施方法の特例について	号	APHTH.	オンライン教材	ZII ARIZENE	и мания	2-13	2-1(3)	~	1/11/04/07/4	正が必要であり時間を要するため
		理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第							2-1①			
75	告示	□条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イ	市和3年10月25日厚生労働會	厚生労働省	題名	理学療法士専任教員講習	対面講習	2-1①	2-1(2)	要	令和5年中	
		の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会	告示第379号					2-1②	2-1(3)			
									2-1①			
76	告示	介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号 の厚生労働大臣が定める講習の内容	平成18年3月31日厚生労働省 告示第269号	厚生労働省	題名	福祉用具専門相談員指定 講習会	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和5年中	
-		OF EN WORLD ALSO DISTRIBUTED TO	H7(M2E03-)			MI A			2-13			Mark 7 4 A Mark Rate Label 7 Trans Change
									2-1①			関連する法令等の見直しにおける工程表「指定障 害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大
77	告示	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管		厚生労働省	第一号	サービス管理責任者実践	対面講習	2-11	2-1(2)	要	令和6年3月まで	
		理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等	告示第544号			研修等			2-1(3)			当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」の時
												期と合わせるため
78	通知・通達	日本DMAT活動要領の一部改正について	平成28年3月31日医政地発第	厚生労働省	III 9	日本DMAT隊員養成研修	対面講習	2-11	2-1(1) 2-1(2)	要	令和6年6月まで	関連する法令「感染症法等の一部を改正する法 律」(令和4年法律第96号)等の改正内容も踏ま
10	ALA ALA	THE WAY THE STATE OF THE STATE	331-1号	7-27 10 11	3	等	A 3 HHI HE S ES	2-1②	2-13			えて講習内容の見直しを行う必要があるため
			平成28年3月31日医政地発第					2-1①	2-1①			関連する法令「感染症法等の一部を改正する法
79	通知・通達	日本 D M A T 活動要領の一部改正について	331-1号	厚生労働省	III 9	DMAT技能維持研修等	対面講習	2-12	2-1②	要	令和6年6月まで	律」(令和4年法律第96号)等の改正内容も踏ま
-		石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき	-						2-1③ 2-1①			えて講習内容の見直しを行う必要があるため
80	通知・通達	日本時音子的規則第二米第八項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項につ	令和3年12月23日付け基発	厚生労働省	_	石綿分析調査講習に相当	対面講習	2-1(2)	2-1(2)	要	令和5年中	
		いて	1223第2号			する講習			2-13			
		医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修	平成15年6月12日医政発第			プライマリーケアの指導		2-1①	2-1①			
81	通知・通達	に関する省令の施行について	612004号	厚生労働省	第二 七	方法等に関する講習 (プログラム責任者)	対面講習	2-1②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
-									2-1(3)			
82	通知・通達	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修		厚生労働省	第二 七	研修プログラム責任者講	対面講習	2-1①	2-1(2)	要	令和5年中	
		に関する省令の施行について	612004号			ė e		2-1②	2-1(3)			
0.0	通知・通達	医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修	平成15年6月12日医政発第	E A MALA	₩ = ₽	プライマリーケアの指導 女法等に関する講習	51 PK 48 70	2-1①	2-1(1)	786	Anro-	
83	四州 " 泗延	に関する省令の施行について	612004号	厚生労働省	第二 七	方法等に関する講習 (指導医)	対面講習	2-1②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
		相学做注土在整体计上单件检查机中: 1,11-1	平成20年10日5日 10日 10日			理学療法士作業療法士		2-1(1)	2-1①			
84	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ ンについて	平成30年10月5日医政発第 1005-1号	厚生労働省	8	理学療法士作業療法士 実習指導者講習	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1(2)	要	令和5年中	
-									2-1③ 2-1①	<u> </u>		
85	通知・通達	理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライ	平成30年10月5日医政発第	厚生労働省	8	理学療法士作業療法士	対面講習	2-1①	2-1(1) 2-1(2)	要	令和5年中	
L		ンについて	1005-1号			專任教員養成講習		2-1②	2-13			
1	198.60	ID-mis/J-In-w o In-m	平成13年3月30日健発第407		別紙				2-1①		A	
86	通知・通達	調理技術指導員講習の実施要領について	8	厚生労働省	調理技術指導員講習実施要 領 3(2)	胸埋技術指導員講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
			W#12#2F20F7		別紙				2-1(1)			
87	通知・通達	調理技術指導員講習の実施要領について	平成13年3月30日健発第407 号	厚生労働省	調理技術指導員講習実施要	調理技術指導員講習	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和5年中	
<u></u>			-		領3(3)				2-1③			
88	通知・通達	調理技術指導員講習の実施要領について	平成13年3月30日健発第407	厚生労働省	別紙 調理技術指導員講習実施要	調理技術指導品購習	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
50	~~ /2/6		무	・・・エク両目	網体採用用等共將自大應安 額3(4)		- , mint E		2-1(2)		- AV -T	
			平成13年3月30日健発第407	_	別紙				2-1①			
89	通知・通達	調理技術指導員講習の実施要領について	号	厚生労働省	調理技術指導員講習実施要	調理技術指導員講習	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和5年中	
-					領3(5) 1 第一型研修・講習の実	クリーニング師の研修な			2-1③ 2-1①	 		関連する法令等の見直しにおける工程表「クリー
90	通知・通達	クリーニング師の研修及び業務従事者に対する 講習の指定基準の改正について	平成4年3月19日衛指第43号	厚生労働省	施について	び業務従事者に対する講	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年6月まで	ニング業法第8条の2第1項、第2項、第8条の
		m日〜損止差年の以上に"プい"((1)	習			2-1(3)			3第1項」の時期と合わせるため
0.7	通如 . 海山	社体対等理書に字の次枚について	平成14年3月26日健衛発第	E A MALA	Sit	社会対象理事とやもの	対面講習	1.00	2-1(1)	2007	Anses====	関連する法令等の見直しにおける工程表「建築物 における衛生的環境の確保に関する法律第7条第
91	通知・通達	防錆剤管理責任者の資格について	326002号	厚生労働省	2	防錆剤管理責任者講習	对與語智	1-②	2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	における衛生的環境の確保に関する法律第7条第 1項第1号」の時期と合わせるため
			平成14年2日26日2年2年		62				2-1①			関連する法令等の見直しにおける工程表「建築物
92	通知・通達	防錆剤管理責任者の資格について	平成14年3月26日健衛発第 326002号	厚生労働省	2(2)	防錆剤管理責任者講習	対面講習	1-②	2-1(2)	要	令和6年6月まで	における衛生的環境の確保に関する法律第7条第
<u> </u>									2-1(3)			1項第1号」の時期と合わせるため
93	通知・通達	労働大臣の指定する講習の実施について	昭和54年4月13日訓発第76号	厚生労働省	頭書き	職業訓練指導員講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
"	~~ /2/6			・・・エク両目		(48時間講習)	- , mint E		2-1(2)		- AV -T	
			平成18年4月21日障発第			障害者ケアマネジメント			2-11			関連する法令等の見直しにおける工程表「指定障
94	通知・通達	相談支援従事者研修事業の実施について	平成18年4月21日陣光第 421001号	厚生労働省	頭書き	PP音音ケアマネンメント の従事者に対する研修等	対面講習	2-1①	2-1(2)	要	令和6年3月まで	害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大
-					第1 民空介禮聯呂加仁主				2-1③	<u> </u>		臣が定めるもの」の時期と合わせるため
1			平成19年1月30日障発第		第1 居宅介護職員初任者 研修等について				2-1①			関連する法令等の見直しにおける工程表「指定居
	通知・通達	居宅介護職員初任者研修等について	130001号	厚生労働省	1 居宅介護職員初任者研	居宅介護職員初任者研修	対面講習	2-1①	2-1(2)	要	令和6年3月まで	宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が
95			i .	1	修等の課程				2-13	1		定めるもの」の時期と合わせるため
95					record							
	384p - 184+	香港數昌/開士/建湖点の中央電池	平成22年4月5日医政発第	個体が何か	[別添] 香港数品に関する港羽合の	毛维数品/	分十四年 20	2 1/4	2-1①	786		
95 96	通知・通達	看護教員に関する講習会の実施要領について	平成22年4月5日医政発第 405003号	厚生労働省	[別添] 看護教員に関する講習会の 実施要領	看護教員に関する講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	

Ref 別元	令和5年1月1日現在	令和!												
### 2012년 - 100년 - 10		見直し完了時期が 令和6年以降になる場合	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが					規制等の	条項等	所管省庁名	制定年月日及び番号	題名	区分	No.
### 2012년 전			令和5年中		2-1②		対面講習	臨床実習指導	はり師及びきゅう師養成績 設指導ガイドライン 9 実習に関する事項 (4) 施術所は、次の要件				通知・通達	97
## 06-28 ## 2012 ##			令和5年中	要	2-1②		対面講習	成施 あはき師臨床 講習	あん摩マッサージ指圧師、 はり師及びきゅう師養成績 設指導要領 9 実習に関する事項 (4) 施術所は、次の要件	厚生労働省			通知・通達	98
20 日本			令和5年中	要	2-1②		対面講習	理の適正な実 必要な知識を	ンターの業務	厚生労働省	令和3年9月30日	港湾労働者派遣事業関係業務取扱要領	通知・通達	99
10	指定規則第3条第1号ト 5ため	関連する法令等の見直しにおける 祉士介護福祉士養成施設指定規則 (4)」等の時期と合わせるため	令和6年3月まで	要	2-1②	2-1(2)	対面講習		題名	厚生労働省			通知・通達	100
### 2015 - 2015 - 2015 ### 2		指定障害福祉サービスの提供に係 を行う者として厚生労働大臣が定 の時期と合わせるため	令和6年3月まで	要	2-1②	2-1①	対面講習	サービス管理	別添	厚生労働省		サービス管理責任者研修事業の実施について	通知・通達	101
20	と関連する講習であり、	法令等の見直しにおける工程表「 演習担当教員講習会等」と関連す 時期を合わせる必要があるため	令和6年3月まで	要	2-1(2)	2-1(2)	対面講習		全般	厚生労働省	0805第7号厚生労働省社 会・援護局障害保健福祉部	いて」(平成23年8月5日付け障発0805第7	通知・通達	102
### 2-7-28、「ALS プレンハム及びソーケー ### 2019/91/918 計画を表現 ### 2-7-128			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	品質管理責任	第一	農林水産省			告示	103
10 日本			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習	第一	農林水産省			告示	104
日本			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	非製造業者 品質管理責任 (ベーコン判	第二	農林水産省			告示	105
20			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	格付責任者及 者講習	第二	農林水産省			告示	106
18			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	品質管理責任	第一	農林水産省			告示	107
100 会示 一部の			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	格付責任者及 者講習	第一	農林水産省			告示	108
110			令和5年中	要	2-1②		対面講習	品質管理責任	第二	農林水産省			告示	109
111 会示			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習	第二	農林水産省			告示	110
112			令和5年中	要	2-1②		対面講習	製造業者 品質管理責任 (ハンパーカ チルドハンパ	第一	農林水産省			告示	111
113			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付検査担当 (ハンバーカ びチルドハン	第一	農林水産省			告示	112
114			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習 (ハンパーカ びチルドハン	第一	農林水産省			告示	113
115			令和5年中	要	2-1(2)	_	対面講習	品質管理責任 (ハンバーカ びチルドハン	第二	農林水産省			告示	114
116 告示 アルド・フトアール・ブル (*** (**) (*** (**) (*** (**) (**) (**			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習 (ハンパーカ びチルドハン	第二	農林水産省			告示	115
			令和5年中	要	2-1②		対面講習	品質管理責任	第一	農林水産省			告示	116
117			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習	第一	農林水産省			告示	117
118			令和5年中	要	2-1②		対面講習	品質管理責任	第二	農林水産省			告示	118
119			令和5年中	要	2-1②		対面講習	格付責任者及 者講習 (チルドミー	第二	農林水産省			告示	119
120			令和5年中	要	2-1②		対面講習	品質管理責任 (炭酸飲料)	第一	農林水産省		炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準	告示	120
121			令和5年中	要	2-1② 2-1③	_	対面講習	格付責任者及 者講習 (炭酸飲料)	第一	農林水産省		炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準	告示	121
122			令和5年中	要	2-1(2)	_	対面講習	品質管理責任 (炭酸飲料)	第二	農林水産省		炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準	告示	122
123			令和5年中	要	2-1(2)		対面講習	格付責任者及 者講習	第二	農林水産省		炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基 準	告示	123

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 来見直し言うかつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
124	告示	果実飲料についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1245号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (果実飲料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
125	告示	果実飲料についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1245号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
126	告示	果実飲料についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1245号	農林水産省	第二	(果実飲料) 非製造業者 品質管理責任者講習 (果実飲料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
127	告示	果実飲料についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1245号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
128	告示	にんじんジュース及びにんじんミックスジュー スについての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1246号	農林水産省	第一	(果実飲料) 製造業者 品質管理責任者講習 (にんじんジュース及び にんじんミックスジュー	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
129	告示	にんじんジュース及びにんじんミックスジュー スについての散扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1246号	農林水産省	第一	ス) 製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (にんじんジュース及び にんじんミックスジュー ス)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
130	告示	にんじんジュース及びにんじんミックスジュー スについての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水產省 告示第1246号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (にんじんジュース及び にんじんミックスジュー ス)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
131	告示	にんじんジュース及びにんじんミックスジュー スについての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1246号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (にんじんジュース及び にんじんミックスジュー ス)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
132	告示	豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1247号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (豆乳類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
133	告示	豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1247号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (豆乳類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
134	告示	豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1247号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (豆乳類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
135	告示	豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年9月20日農林水産省 告示第1247号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (豆乳類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
136	告示	即席めんについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月13日農林水産 省告示第1276号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (即席めん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
137	告示	即席めんについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月13日農林水産 省告示第1276号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (即席めん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
138	告示	即席めんについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月13日農林水産 省告示第1276号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (即席めん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
139	告示	即席めんについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月13日農林水産 省告示第1276号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (即席めん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
140	告示	ドレッシングについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1309号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (ドレッシング)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
141	告示	ドレッシングについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1309号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ドレッシング)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
142	告示	ドレッシングについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1309号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (ドレッシング)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
143	告示	ドレッシングについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1309号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ドレッシング)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
144	告示	醸造酢についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1310号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (酸造酢)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
145	告示	醸造酢についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1310号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (譲造酢)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
146	告示	醸造酢についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1310号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (醸造酢)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
147	告示	醸造酢についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1310号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (譲造酢)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
148	告示	乾燥スープについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1311号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (乾燥スープ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
149	告示	乾燥スープについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1311号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (乾燥スープ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
150	告示	乾燥スープについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1311号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (乾燥スープ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
151	告示	乾燥スープについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1311号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (乾燥スープ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
152	告示	ウスターソース類についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1312号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (ウスターソース類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
153	告示	ウスターソース類についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1312号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ウスターソース類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
154	告示	ウスターソース類についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1312号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (ウスターソース類)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	

						のの囲料・囲運寺の別						令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し答うかつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともザジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
155	告示	ウスターソース類についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1312号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ウスターソース類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
156	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	2.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (しょうゆ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
157	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	2.5.2	製造業者 格付責任者講習 (しょうゆ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
158	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	2.5.3	製造業者 格付担当者講習 (しょうゆ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
159	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	3.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
160	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	3.5.2	(しょうゆ) 非製造業者 格付責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(3) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
161	告示	しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1313号	農林水産省	3.5.3	(しょうゆ) 非製造業者 格付担当者講習 (しょうゆ)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(3) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
162	告示	トマト加工品についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1315号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (トマト加工品)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
163	告示	トマト加工品についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1315号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (トマト加工品)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
164	告示	トマト加工品についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1315号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (トマト加工品)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
165	告示	トマト加工品についての散扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月19日農林水産 省告示第1315号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (トマト加工品)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
166	告示	ジャム類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1332号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (ジャム類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
167	告示	ジャム類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1332号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ジャム類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
168	告示	ジャム類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1332号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (ジャム類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
169	告示	ジャム類についての歌扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1332号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ジャム類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
170	告示	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての 取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1334号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (異性化液糖及び砂糖混 合異性化液)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
171	告示	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての 取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1334号	農林水産省	第一	製造業者 格付検査担当者技能研修 (異性化液糖及び砂糖混 合異性化液)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
172	告示	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての 取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1334号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (異性化液糖及び砂糖混 合異性化液)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
173	告示	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての 取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1334号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (異性化液糖及び砂糖混 合異性化液)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
174	告示	異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての 取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1334号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (異性化液糖及び砂糖混 合異性化液)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
175	告示	ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1335号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (ぶどう糖)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
176	告示	ぶどう糖についての散扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1335号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ぶどう糖)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
177	告示	ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1335号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (ぶどう糖)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
178	告示	ぶどう糖についての散扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1335号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (ぶどう糖)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
179	告示	食用植物油脂についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1336号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (食用植物油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
180	告示	食用植物油脂についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1336号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食用植物油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
181	告示	食用植物油脂についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1336号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (食用植物油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
182	告示	食用植物油脂についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1336号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食用植物油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
183	告示	食用精製加工油脂についての欺扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1337号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (食用精製加工油脂)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
184	告示	食用精製加工油脂についての散扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1337号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食用精製加工油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
185	告示	食用精製加工油脂についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1337号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (食用精製加工油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
186	告示	食用精製加工油脂についての取扱業者の認証の 技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1337号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食用精製加工油脂)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
ш		1			1					1	1	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し答うかつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
187	告示	精製ラードについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1339号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (精製ラード)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
188	告示	精製ラードについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1339号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
189	告示	精製ラードについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1339号	農林水産省	第二	(精製ラード) 非製造業者 品質管理責任者講習 (精製ラード)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
190	告示	精製ラードについての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1339号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
191	告示	マーガリン類及びショートニングについての取 扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1340号	農林水産省	第一	(精製ラード) 製造業者 品質管理責任者講習 (マーガリン類及び	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1②	要	令和5年中	
192	告示			農林水産省	第一	ショートニン) 製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習	対面講習	2-1(I) 2-1(I)	2-1③ 2-1① 2-1②	要	令和5年中	
193	告示	マーガリン類及びショートニングについての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1340号	農林水産省	第二	(マーガリン類及び ショートニン) 非製造業者 品質管理責任者講習 (マーガリン類及び	対面講習	2-1① 2-1②	2-1③ 2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
194	告示	マーガリン類及びショートニングについての取 扱業者の認証の技術的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1340号	農林水産省	第二	ショートニン) 非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (マーガリン類及び	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
195	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1341号	農林水産省	2.3.2	ショートニン) 製造業者 品質管理責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
196	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水產 省告示第1341号	農林水産省	2.5.2	(植物性たん白) 製造業者 格付責任者講習 (植物性たん白)	対面講習	2-1① 2-1②	2-13 2-13 2-12 2-13	要	令和5年中	
197	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1341号	農林水産省	2.5.3	製造業者 格付担当者講習 (植物性たん白)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
198	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1341号	農林水産省	3.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習 (植物性たん白)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
199	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年10月24日農林水産 省告示第1341号	農林水産省	3.5.1	非製造業者 格付検査担当者研修 (植物性たん白)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
200	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	省告示第1341号	農林水産省	3.5.2	非製造業者 格付責任者講習 (植物性たん白) 非製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③ 2-1①	要	令和5年中	
201	告示	植物性たん白についての取扱業者の認証の技術 的基準	省告示第1341号	農林水産省	3.5.3	格付担当者講習 (植物性たん白) 製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1② 2-1③ 2-1①	要	令和5年中	
202	告示	農産物漬物についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月8日農林水産省 告示第1403号	農林水産省	第一	品質管理責任者講習 (農産物演物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
203	告示	農産物漬物についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月8日農林水産省 告示第1403号	農林水産省	第一	製造業者 格付検査担当者、格付責 任者及び格付担当者講習 (農産物演物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
204	告示	農産物演物についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月8日農林水産省 告示第1403号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (農産物漬物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
205	告示	農産物漬物についての取扱業者の認証の技術的 基準	告示第1403号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (農産物漬物) 製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③ 2-1①	要	令和5年中	
206	告示	マカロニ類についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1405号	農林水産省	第一	製地乗り 品質管理責任者講習 (マカロニ類) 製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
207	告示	マカロニ類についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1405号	農林水産省	第一	格付責任者及び格付担当 者講習 (マカロニ類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
208	告示	マカロニ類についての取扱業者の認証の技術的基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1405号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (マカロニ類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
209	告示	マカロニ類についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1405号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (マカロニ類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
210	告示	乾めん類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1406号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (乾めん類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
211	告示	乾めん類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1406号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (乾めん類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
212	告示	乾めん類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1406号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (乾めん類)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
213	告示	乾めん類についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1406号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (乾めん類)	対面講習	2-1(1) 2-1(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
214	告示	地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術 的基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1409号	農林水産省	第三号	(収のん規) 生産行程管理担当者講習 (地鶏肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
215	告示	地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術 的基準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1409号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (地鶏肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
216	告示	地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1410号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (地鶏肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
217	告示	地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基 準	平成12年11月9日農林水産省 告示第1410号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (地鶏肉) 製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
218	告示	食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認 証の技術的基準	平成13年7月31日農林水産省 告示第975号	農林水産省	第一	製塩乗者 品質管理責任者講習 (食料缶詰及び食料瓶 詰)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
		•										

					アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象条項一覧表 令和5年1月1日現在													
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としてい るものには、既に見直しが 光了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由						
219	告示	食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認 証の技術的基準	平成13年7月31日農林水産省 告示第975号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食料缶詰及び食料瓶 詰)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
220	告示	食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認 証の技術的基準	平成13年7月31日農林水産省 告示第975号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (食料缶詰及び食料瓶 詰)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
221	告示	食料缶詰及び食料瓶詰についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年7月31日農林水産省 告示第975号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (食料缶詰及び食料瓶 詰)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
222	告示	生産情報公表牛肉についての生産行程管理者及 び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成15年10月31日農林水産 省告示第1796号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (生産情報公表牛肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
223	告示	生産情報公表牛肉についての生産行程管理者及 び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成15年10月31日農林水産 省告示第1796号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (生産情報公表牛肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
224	告示	生産情報公表牛肉についての小分け業者の認証 の技術的基準	平成15年10月31日農林水産 省告示第1797号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (生産情報公表牛肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
225	告示	生産情報公表牛肉についての小分け業者の認証 の技術的基準	平成15年10月31日農林水産 省告示第1797号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (生産情報公表牛肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
226	告示	生産情報公表脈肉についての生産行程管理者及 び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成16年6月25日農林水産省 告示第1221号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (生産情報公表豚肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
227	告示	生産情報公表豚肉についての生産行程管理者及 び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成16年6月25日農林水産省 告示第1221号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (生産情報公表豚肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
228	告示	生産情報公表豚肉についての小分け業者の認証 の技術的基準	平成16年6月25日農林水産省 告示第1222号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (生産情報公表豚肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
229	告示	生産情報公表豚肉についての小分け業者の認証 の技術的基準	平成16年6月25日農林水産省 告示第1222号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (生産情報公表豚肉)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
230	告示	手延べ干しめんについての生産行程管理者の認 証の技術的基準	平成16年8月4日農林水産省 告示第1468号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (手延べ干しめん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
231	告示	手延べ干しめんについての生産行程管理者の認 証の技術的基準	平成16年8月4日農林水産省 告示第1468号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (手延べ干しめん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
232	告示	手延べ干しめんについての小分け業者の認証の 技術的基準	平成16年8月4日農林水産省 告示第1469号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (手延べ干しめん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
233	告示	手延べ干しめんについての小分け業者の認証の 技術的基準	平成16年8月4日農林水産省 告示第1469号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (手延べ干しめん)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
234	告示	生産情報公表農産物についての生産行程管理者 及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成17年7月29日農林水産省 告示第1258号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (生産情報公表農産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
235	告示	生産情報公表農産物についての生産行程管理者 及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準	平成17年7月29日農林水産省 告示第1258号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (生産情報公表農産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
236	告示	生産情報公表農産物についての小分け業者の認 証の技術的基準	平成17年7月29日農林水産省 告示第1259号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (生産情報公表農産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
237	告示	生産情報公表農産物についての小分け業者の認 証の技術的基準	平成17年7月29日農林水産省 告示第1259号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (生産情報公表農産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
238	告示	有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程 のみを経たものに限る。)についての生産行程 管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的 基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1830号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (有機農産物又は有機飼料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
239	告示	有機農産物及び有機飼料(調製又は選別の工程 のみを経たものに限る。)についての生産行程 管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的 基準		農林水産省	第五号	格付担当者講習 (有機農産物又は有機飼料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
240	告示	有機加工食品及び有機飼料(調製又は適別の工 程以外の工程を経たものに限る。)についての 生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証 の技術的基準		農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (有機加工食品及び有機 飼料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
241	告示	有機加工食品及び有機飼料(調製又は選別の工 程以外の工程を経たものに限る。)についての 生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証 の技術的基準		農林水産省	第五号	格付担当者講習 (有機加工食品及び有機 飼料)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
242	告示	有機畜産物についての生産行程管理者及び外国 生産行程管理者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1832号	農林水産省	第三号	生産行程管理担当者講習 (有機畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
243	告示	有機畜産物についての生産行程管理者及び外国 生産行程管理者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1832号	農林水産省	第五号	格付担当者講習 (有機畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
244	告示	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機 畜産物についての小分け業者及び外国小分け業 者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1833号	農林水産省	第三号	小分け責任者講習 (有機農産物、有機加工 食品、有機飼料及び有機 畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
245	告示	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機 畜産物についての小分け業者及び外国小分け業 者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1833号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (有機農産物、有機加工 食品、有機飼料及び有機 畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
246	告示	有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物につ いての輸入業者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1834号	農林水産省	第三号	受入保管責任者講習 (有機農産物、有機加工 食品、有機飼料及び有機 畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
247	告示	有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物につ いての輸入業者の認証の技術的基準	平成17年11月25日農林水産 省告示第1834号	農林水産省	第五号	格付表示担当者講習 (有機農産物、有機加工 食品、有機飼料及び有機 畜産物)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
248	告示	畳表についての取扱業者の認証の技術的基準	平成19年10月31日農林水産 省告示第1353号	農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習 (畳表)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
249	告示	畳表についての取扱業者の認証の技術的基準	平成19年10月31日農林水産 省告示第1353号	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (畳表)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中							
250	告示	畳表についての取扱業者の認証の技術的基準	平成19年10月31日農林水産 省告示第1353号	農林水産省	第二	非製造業者 品質管理責任者講習 (畳表)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							
251	告示	畳表についての取扱業者の認証の技術的基準	平成19年10月31日農林水産 省告示第1353号	農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (畳表)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中							

No.							のる週末・週末寺の別						令和5年1月1日現在
10 10 10 10 10 10 10 10												見直し完了時期	
The content of the	No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要				2又は3の条項は、見直しを要さず	※「令和5年中」としてい	
20 10 10 10 10 10 10 10											ともアンタル原則通言性が維持でき ていることを確認済	完了しているものを含む。	
No.	252	4 -		平成19年11月28日農林水産	# 44 L TO 00	ar-		A 100 100 700	2-1①			A10.5.5.4	
18	252	音示	ハン材についての収扱業者の認証の技術的基準	省告示第1492号	展外不圧自	#s—		对阻瞒省	2-1②		*	が起り半中	
March Marc				平成10年11月29日農林小奈					2.1①	2-1①			
20 10 10 10 10 10 10 10	253	告示	パン粉についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第一	者講習	対面講習			要	令和5年中	
March Marc	-												
The content of the	254	告示	パン粉についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第二	品質管理責任者講習	対面講習		2-1②	要	令和5年中	
March													
The content of the	255	告示	パン粉についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第二	格付責任者及び格付担当	対面講習			要	令和5年中	
20				省告示第1492号					2-1(2)				
March Marc				W-800/201010### L.**			al. to 6 to for the same size for the 240 TO		0.100	2-1①			
March Marc	256	告示			農林水産省	第三号		対面講習		2-1②	要	令和5年中	
March Marc													
Section	257	告示			農林水産省	第五号		対面講習	_	2-1②	要	令和5年中	
March Marc													
***	258	告示			農林水産省	第三号		対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
25													
No. Company	259	告示			農林水産省	第五号		対面講習		2-1②	要	令和5年中	
March Marc			71(1984)	W-000000170###.com			製造業者		2.10				
No.	260	告示			農林水産省	4.3.2		対面講習			要	令和5年中	
No.			そ1 5/ 制度会只についての物体業者の認証の	平成29年9月17日農林小奈坐					2.1①				
10	261	告示			農林水産省	4.5.2		対面講習			要	令和5年中	
March Marc			そ1.ゃく配慮食品についての取扱業者の認証の	平成28年8月17日農林水産省			製造業者		2-1(1)	2-1①			
10	262	告示			農林水産省	4.5.3		対面講習			要	令和5年中	
Part			そしゃく配慮會品についての取扱業者の認証の	平成28年8月17日農林水産省			非製造業者		2-1(1)	2-1①			
보고	263	告示			農林水産省	5.3.2		対面講習	_		要	令和5年中	
변경 변경을 변경을 변경을 변경을 변경을 변경을 변경을 변경을 변경을 변			そ1.ゃく配慮食品についての取扱業者の認証の	平成28年8月17日農林水産省			非製造業者		2-1(1)	2-1①			
20 전 10 전	264	告示			農林水産省	5.5.2		対面講習			要	令和5年中	
### 150 100 1			そしゃく配慮食品についての取扱業者の認証の	平成28年8月17日農林水産省			非製造業者		2-1①	2-11	_		
20	265	告示			農林水産省	5.5.3		対面講習			要	令和5年中	
### 125			接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技	令和3年2月24日農林水産省			製造業者		2-1①	2-1①	_		
20	266	告示			農林水産省	2.1.3.2		対面講習			要	令和5年中	
10			接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技	令和3年2月24日農林水産省					2-1①	2-11	_		
## 60 전 10 전	267	音示			農林水産省	2.1.5.2		对面講習	2-1②		安	令相5年甲	
おいまた おいまた 1985年 1985	250		接着たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技	令和3年2月24日農林水産省	典計士卒令	2152		++25 c# 33	2-1①		200	America	
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	200	日小	術的基準	告示第295号	美州小八庄 III	2.1.3.3		лиин	2-1②		*	7/10 3 4-7	
10mm	269	告示			農林水産省	2.2.5		対面講習			要	令和5年中	
20 0m 변화소득하다(ハッケの物理等の認めの特別が対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対			術的基準	告示第295号	2011712211		(接着たて継ぎ材)	734476	2-1(2)	2-13	^		
### 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	270	告示			農林水産省	3.1.3.2		対面講習	_		要	令和5年中	
273			術的基準	告示第295号			(接着たて継ぎ材)		2-1(2)				
1.	271	告示			農林水産省	3.1.5.2		対面講習			要	令和5年中	
## 10 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12			術的基準	告示第295号					2-1(2)				
19	272	告示			農林水産省	3.1.5.3		対面講習			要	令和5年中	
## 1275			7000年十	E // (R) 2 3 3 7					2-1(2)				
1.1	273	告示			農林水産省	3.2.5		対面講習			要	令和5年中	
224			muye										
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	274	告示	集成材についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第一	品質管理責任者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
### 2017年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	-			7.7.4.2.2.3									
日本日 日	275	告示	集成材についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第一	格付責任者及び格付担当	対面講習			要	令和5年中	
277 合介 電点材についての設施業者の認証の技術的な声				告示第813号	10,117,02.11			73447	2-1②		_		
277 日本	2	4	de all live and a second second and a second second second	平成12年6月9日農林水産省	max	ar -	非製造業者	A400 14 10	2-1①		per.	Ameri	
277 会示 東京村についての取扱業者の混丘の技術的基本 東京江本名野田園林水産館 東林水産館 東林水産館 東林水産館 東本水産館 東本x産産 東本x年産 東本x年産産 東本x年産産 東本x年産 東本x年産産 東本x年産産 東本x年産	2/6	香ボ	RRM付についての取扱業者の認証の技術的基準		展怀水産省	m-		対面講習	2-1(2)		安	市和5年中	
272 日本				平成12年6月0日申++上本小					2.1/0				
10	277	告示	集成材についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第二	者講習	対面講習			要	令和5年中	
278 由示 278 178 178 178 178 18	\vdash												
279	278	告示			農林水産省	2.1.3.2	品質管理責任者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
270 カラブルニウバでの取扱業者の認証の対称 下級1740月91度終水産者													
200 参示	279	告示			農林水産省	2.1.5.2	格付責任者講習	対面講習		2-1②	要	令和5年中	
280 会示 お品子 からます からます 表別 からます 表別 からます 表別 からます またままにも またまままにも またままにも またまままにも またままにも またままにも またままにも またままにも またままにも またままにも またまままにも またままにも またままにも またまままにも またままにも またまままにも またまままにも またままにも またままにも またままにも またまままにも またままにも またまままにも またまままにも またままにも またままにも またまままにも またままにも またままにも またままにも またままにも またまままにも またままにも またままにも またままにも またまままにも またまままにも またまままにも またまままにも またまままままままままにも またまままままままままままにも またまままままままままままにも またまままま			フローリングについての物体業本の組むのはな	平成12年6月0日毎++上本小						_			
281 告示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 一様以上年6月9日農林水産省 農林水産省 名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	280	告示			農林水産省	2.1.5.3		対面講習		2-1②	要	令和5年中	
25 10 10 10 10 10 10 10 1	H		フローリングについての助场業をの認証の44年	平成12年6日9日奉出七卒小			製造業者		2-1(1)	2-11			
282 告示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 平成12年6月9日農林水産省	281	告示			農林水産省	2.2.5		対面講習			要	令和5年中	
262 日本 10.00 1			フローリングについての取扱業者の認証の特価	平成12年6月9日農林水産省			非製造業者		2-1(1)	2-11	_	4.0	
283 告示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 平成12年6月9日農林水産省 農林水産省 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	282	告示			農林水産省	3.1.3.2		対面講習			要	令和5年中	
284 日本 お本華 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		e -	フローリングについての取扱業者の認証の技術	平成12年6月9日農林水産省	m41.1.1.1	2152	非製造業者		2-1①	2-11	700	A	
284 告示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 年成12年6月9日農林水産省 由示部3149 農林水産省 自2.10 2.10 2.10 2.10 2.10 要 令和5年中 信用 285 由示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 中域12年6月9日農林水産省 由示第3149 農林水産省 自2.5 海野販産者 (フローリング) 対回講習 2.10 2.	283	告示			農林水産省	3.1.5.Z		对面講習			要	令相5年中	
267 お本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	204	#=	フローリングについての取扱業者の認証の技術	平成12年6月9日農林水産省	単サンベル	2152	非製造業者	21 PR 68 00	2-1①	2-1①	W.	Amer-	
285 告示 フローリングについての取扱業者の認証の技術 素材水産省 由示率814号 32.5 算数速業者 格付担当者請言 フローリング) 2-1(2) 2-1(2) 2-1(2) 2-1(2) 2-1(3) 2-1(2) 2-1(3) 要 令和5年中 286 告示 単板機層材についての取扱業者の認証の技術的 基準 平成12年6月9日農林水産省 由示率815号 農林水産省 自未水産省 自未水産省 自未水産省 自未水産省 自未水産省 21.32 製造業者 2-1(3) 2-1(4) 2-1(2) 2-1(2) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(4) 2-1(3) 2-1(4) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(4) 2-1(2) 2-1(3) そ和5年中 令和5年中 全和5年中 288 告示 単板機層材についての取扱業者の認証の技術的 年度機構材についての取扱業者の認証の技術的 年度 素材水産省 自未来815号 21.52 数造業者 (単板機層材) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(4) 2-1(4) 2-1(4) 2-1(5) 2-1(5) 2-1(6) 2-1(6) 2-1(7) 2-	284	香ボ			展怀水産省	3.1.5.3		対面講習			要	市和5年中	
25 10 10 10 10 10 10 10 1	205	* =	フローリングについての取扱業者の認証の技術	平成12年6月9日農林水産省	典技业本小	225		5+755 em 22	2-1①	2-11	DMC	会和下午中	
286 会示 基本 2.13.2 品質管理責任者講習 対面講習 2.1(2) 2.1(200	点水		告示第814号	表介小在自		(フローリング)	ハ南語習	2-1②	2-13	*	12年2年半	
基準	286	告示			農林水産学	2.1.3.2		対面進邪			要	令和5年由	
287 告示 基本 一根板機解析:ついての取扱業者の認証の技術的 平成江2年6月9日農林水産省 農林水産省 土15.2 指付責任者議習 対国講習 2-1位 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1② 2-1③ 2-1② 2-1③	200	日小	基準	告示第815号	多の小佐田		(単板積層材)	へ) 高温温度	2-1(2)	2-13	*	か出る手件	
□ 本平 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	287	告示			農林水産省	2.1.5.2		対面講習			要	令和5年中	
288 告示 単数機制化ニルでの取扱業者の認証の技術的 平成江至6月9日農林水産省 無サ ** *** *** *** **** **** **** **** *			至 準	告示第815号			(単板積層材)		2-1(2)	2-13			
	288	告示			農林水産省	2.1.5.3		対面講習	_		要	令和5年中	
	Ш		2 -F	日小用013万					∠-1(ℤ)	2-1③			

		T	,		1				,			令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意し言いつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
289	告示	単板積層材についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第815号	農林水産省	2.2.5	製造業者 格付担当者講習 (単板積層材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
290	告示	単板積層材についての取扱業者の認証の技術的 草準	平成12年6月9日農林水産省 告示第815号	農林水産省	3.1.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
291	告示	単板積層材についての取扱業者の認証の技術的 基準		農林水産省	3.1.5.2	(単板積層材) 非製造業者 格付責任者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1③ 2-1① 2-1②	要	令和5年中	
292	告示	単板機層材についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第815号	農林水産省	3.1.5.3	(単板積層材) 非製造業者 格付担当者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1③ 2-1① 2-1②	要	令和5年中	
293	告示	単板積層材についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第815号	農林水産省	3.2.5	(単板積層材) 非製造業者 格付担当者講習 (単板積層材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-13 2-13 2-12 2-13	要	令和5年中	
294	告示	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
295	告示	構造用バネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	2.1.5.2	製造業者 格付責任者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
296	告示	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	2.1.5.3	製造業者 格付担当者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
297	告示	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	2.2.5	製造業者 格付担当者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
298	告示	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	3.1.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
299	告示	構造用パネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	3.1.5.2	非製造業者 格付責任者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
300	告示	構造用バネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	3.1.5.3	非製造業者 格付担当者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
301	告示	構造用バネルについての取扱業者の認証の技術 的基準	平成12年6月9日農林水産省 告示第816号	農林水産省	3.2.5	非製造業者 格付担当者講習 (構造用パネル)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
302	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
303	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	2.1.5.2	製造業者 格付責任者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
304	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	2.1.5.3	製造業者 格付担当者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
305	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	2.2.5	製造業者 格付担当者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
306	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	3.1.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
307	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た て継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	3.1.5.2	非製造業者 格付責任者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
308	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た で継ぎ材についての歌扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	3.1.5.3	非製造業者 格付担当者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
309	告示	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用た で継ぎ材についての歌扱業者の認証の技術的基 準	平成12年6月9日農林水産省 告示第817号	農林水産省	3.2.5	非製造業者 格付担当者講習 (枠組壁工法構造用製 材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
310	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
311	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	2.1.5.2	製造業者 格付責任者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
312	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	2.1.5.3	製造業者 格付担当者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
313	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	2.2.5	製造業者 格付担当者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
314	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	3.1.3.2	非製造業者 品質管理責任者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
315	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	3.1.5.2	非製造業者 格付責任者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
316	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	3.1.5.3	非製造業者 格付担当者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
317	告示	製材についての取扱業者の認証の技術的基準	平成13年8月28日農林水産省 告示第1137号	農林水産省	3.2.5	非製造業者 格付担当者講習 (製材)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
318	告示	合板についての取扱業者の認証の技術的基準	平成15年3月28日農林水産省 告示第544号	農林水産省	2.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (合板)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
319	告示	合板についての取扱業者の認証の技術的基準	平成15年3月28日農林水産省 告示第544号	農林水産省	2.5.2 2.5.3	製造業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (合板)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
320	告示	合板についての取扱業者の認証の技術的基準	平成15年3月28日農林水産省 告示第544号	農林水産省	3.3,2	非製造業者 品質管理責任者講習 (合板) 非製造業者	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
321	告示	合板についての取扱業者の認証の技術的基準	平成15年3月28日農林水産省 告示第544号	農林水産省	3.5,2 3.5.3	非製塩業者 格付責任者及び格付担当 者講習 (合板)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
322	告示	日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八 条第二項の主務大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等	平成18年2月7日農林水産省 告示第125号	農林水産省	2.3	格付担当者講習 (農林物質)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
323	告示	直交集成板についての取扱業者の認証の技術的 基準	平成25年12月20日農林水産 省告示第3080号	農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習 (直交集成板)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	

No. Part													令和5年1月1日現在
20	No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要				※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	
The column	324	告示			農林水産省	2.1.5.2	格付責任者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
	325	告示			農林水産省	2.1.5.3	製造業者	対面講習		2-11	要	令和5年中	
March Marc	225	4=			典社上本小	225	製造業者	45 # 33		2-11	286	Ansen	
No.	320	百小			展外小庄目	2.2.5	(直交集成板)	对国語自		2-1③	*	141244	
25 25 25 25 25 25 25 25	327	告示		省告示第3080号	農林水産省	3.1.3.2	(直交集成板)	対面講習		2-13	要	令和5年中	
March 10 10 10 10 10 10 10 1	328	告示			農林水産省	3.1.5.2	格付責任者講習 (直交集成板)	対面講習		2-1② 2-1③	要	令和5年中	
March Marc	329	告示			農林水産省	3.1.5.3	格付担当者講習	対面講習	_	2-1(2)	要	令和5年中	
	330	告示			農林水産省	3.2.5	格付担当者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
The color of the	331	告示			農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
No.	332	告示			農林水産省	2.1.5.2	製造業者 格付責任者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
	333	告示		平成31年1月31日農林水産省	農林水産省	2.1.5.3	製造業者	対面講習	2-1①	2-1①	要	令和5年中	
Part	334	告示	接着重ね材についての取扱業者の認証の技術的	平成31年1月31日農林水産省	農林水産省	225	製造業者	対而進羽	2-1①	2-11		会和5年中	
20 20 20 20 20 20 20 20	H	ни.					(接着重ね材) 非製造業者			2-1③ 2-1①			
No.	335	告示	基準	告示第186号	農林水産省	3.1.3.2	(接着重ね材)	対面講習	2-1②	2-1(3)	要	令和5年中	
### 1515	336	告示			農林水産省	3.1.5.2	格付責任者講習 (接着重ね材)	対面講習		2-1② 2-1③	要	令和5年中	
10	337	告示			農林水産省	3.1.5.3	格付担当者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
### 2015 전 10 전	338	告示			農林水産省	3.2.5	格付担当者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
변수에 변수	339	告示			農林水産省	2.1.3.2	製造業者 品質管理責任者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
변수 등 변수에는 이 아이들을 수 있는데 보고 있는데 되었다. 이 아이들을 수 있는데 되었다. 이 아이들을 수 있는데 이	340	告示			農林水産省	2.1.5.2	製造業者 格付責任者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	341	告示			農林水産省	2.1.5.3	製造業者 格付担当者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
20	342	告示		平成31年1月31日農林水産省	農林水産省	2.2.5	製造業者	対面講習	2-1①	2-1①	要	令和5年中	
## 10	343	告示	接着合せ材についての取扱業者の認証の技術的	平成31年1月31日農林水産省	農林水産省	3.1.3.2	非製造業者	対面講習	2-1①	2-11	要	令和5年中	
10日 10	H	6 					(接着合せ材) 非製造業者			2-1③ 2-1①	305		
## 150 日本							(接着合せ材) 非製造業者			2-1③ 2-1①			
200 中の							(接着合せ材) 非製造業者			2-1③ 2-1①			
247 おお、	346	告示		告示第187号	農林水産省	3.2.5		対面講習	2-1②	2-13	要	令和5年中	
24	347	告示	農林水産大臣の定める講習の基準	省告示第1834号	農林水産省	題名		対面講習		2-1② 2-1③	要	令和5年中	
249	348	告示	煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基 準		農林水産省	第一	品質管理責任者講習 (煮干魚類)	対面講習		2-1② 2-1③	要	令和5年中	
250 会示	349	告示	煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基 準		農林水産省	第一	格付責任者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
251 会元 東午魚類についての取扱業者の透証の技術的器	350	告示	煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基 準		農林水産省	第二	品質管理責任者講習	対面講習		2-1(2)	要	令和5年中	
252 由示 前りぶしについての取扱業者の認証の技術的基 平成12年10月25日農林水産 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京	351	告示	煮干魚類についての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第二	非製造業者 格付責任者講習	対面講習		2-1① 2-1②	要	令和5年中	
2-10 10 10 10 10 10 10 10	352	告示	削りぶしについての取扱業者の認証の技術的基準		農林水産省	第一	製造業者 品質管理責任者講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
2-10	353	告示	削りぶしについての取扱業者の認証の技術的基 進	平成12年10月25日農林水産	農林水産省	第一	製造業者 格付責任者講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
事 新台示第1349年 (周りぶし) 2-1(3) 2-1(3) 2-1(3) 355 由示 期りぶしについての取扱業者の認証の技術的型 車株子産者 素土 有製造業者 大月間のより。 2-1(3) 2-1(3) 要 令和5年中 356 由示 基体開味料についての取扱業者の認証の技術的型 車株子産者 素子 製料の建設を持備 2-1(3)	354	告示	割りぶしについての取扱業者の認証の技術的基 #	平成12年10月25日農林水産	農林水産省	第二	非製造業者	対面講習	2-1①	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
事 高告示第1369号 (所) SL) 2-1(0) 2-1(0) 2-1(0) 356 由示 無共開味料についての取扱業者の認証の技術的 申成1367月31日農林水産省 高元第976号 農林水産省 高井本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	355	告示	計 割りぶしについての取扱業者の認証の技術的基	平成12年10月25日農林水産		第二	非製造業者	対面講習	2-1①	2-1③ 2-1①	要	令和5年中	
第一				平成13年7月31日農林水産省			(削りぶし) 製造業者		2-1①	2-1③ 2-1①			
257 日本 基本 由示第9769 操作が生命 第一 (保持別は有格 列回構音 2-1② 2-1③ 東 で和3年中 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	H						(風味調味料) 製造業者			2-1③ 2-1①			
358	357	告示	基準	告示第976号	農林水産省	那一	(風味調味料)	対面講習	2-1②	2-1(3)	要	令和5年中	
259	358	告示	基準	告示第976号	農林水産省	第二	品質管理責任者講習 (風味調味料)	対面講習	2-1②	2-1② 2-1③	要	令和5年中	
250 会示 関する法律指示規則第三十六条第二項の講習の 中元別・13月3日通過度業官 超ス度業官 超名 関名 関名 関名 対面講習 1-② 2-1① 要 令和5年中 会員書記 マメニン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン・シン	359	告示	基準		農林水産省	第二	格付責任者講習	対面講習		2-1②	要	令和5年中	
	360	告示	関する法律施行規則第三十六条第二項の講習の	告示第117号	経済産業省	題名		対面講習	1-②	2-1②	要	令和5年中	
	361	告示	液化石油ガス設備士講習規程		経済産業省	題名	液化石油ガス設備士講習	対面講習	1-②		要	令和5年中	

		1	1		1	,				ı	I	令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
362	告示	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律施行規則第九十三条第一項の規定に より高圧ガス保安協会が行う講習の実施につい て必要な事項		経済産業省	題名	液化石油ガス設備工事に 関する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
363	告示	充てん作業者講習規程	平成9年3月13日通商産業省	経済産業省	題名	充てん作業者講習	対面講習	1-2	2-1①	要	令和5年中	
364	告示	電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの 要件等に関する告示	告示第120号 平成15年7月1日経済産業省 告示第249号	経済産業省	第一条	自家用電気工作物の 保安管理業務に関する講 習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1② 2-1③ 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
365	告示	電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定 に基づくネオン工事資格者認定講習の内容	平成13年5月2日経済産業省 告示第354号	経済産業省	題名	ネオン工事資格者認定講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	技術検証事業を実施するため
366	告示	電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定 に基づく非常用予備発電装置工事資格者認定講 習の内容	平成13年5月2日経済産業省 告示第355号	経済産業省	題名	非常用予備発電装置工事 資格者認定講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	技術検証事業を実施するため
367	告示	電気工事士法施行規則第四条の二第二項第二号 の規定に基づく認定電気工事従事者認定講習の 内容	平成13年5月2日経済産業省 告示第356号	経済産業省	題名	認定電気工事従事者認定 講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和6年6月まで	技術検証事業を実施するため
368	通知・通達	計量法関係法令の解釈運用等について	平成30年3月31日	経済産業省	С	指定製造事業者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	計量行政調整委員会(自治体等参加)での了承を 経る必要がるため
369	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈 について (内規)	平成26年7月14日商局第1号	経済産業省	第四八条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	法令等の見直しにおける工程表「高圧ガス保安 法」で見直しを予定している「高圧ガスによる災 害の防止に関する講習」に関連する講習であり、 見直し時期を合わせる必要があるため
370	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解 駅について(内規)	平成29年7月25日保局第 20170718-1号	経済産業省	第四九条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	法令等の見直しにおける工程表「高圧ガス保安 法」で見直しを予定している「高圧ガスによる災 害の防止に関する講習」に関連する講習であり、 見直し時期を合わせる必要があるため
371	通知・通達	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	平成31年3月31日保局第304- 1号	経済産業省	= (=)	ダム水路主任技術者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
372	通知・通違	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	令和3年3月1日	経済産業省	= (=)	ボイラー・タービン主任 技術者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
373	告示	宅地建物取引士に対する講習の実施要領	昭和55年11月29日建設省告示第1798号	国土交通省	題名	法定講習(宅地建物取引 士)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「宅地建 物取引業法」の時期と合わせるため
374	告示	船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に 基づく国土交通大臣が告示で定める基準	平成11年7月16日運輸省告示 第438号	国土交通省	本則	船員法に基づく 危険物等取扱責任者講習	対面講習	2-1①	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
375	告示	宅地建物取引業法施行規則第十三条の二十一第 三号等の規定に基づく国土交通大臣の定める方 法等	平成18年6月21日国土交通省 告示第702号	国土交通省	題名	登録実務講習 (宅地建物取引士)	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「宅地建 物取引業法」の時期と合わせるため
376	告示	建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基 づく国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習 建設業法施行規則第十八条の三第三項第二号二		国土交通省	題名	登録基幹技能者講習	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
377	告示	の同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建 設策の経理に関する知識を有すると認める者を 定める告示 建設要法施行規則第十八条の三第三項第二号ニ		国土交通省	第三号	建設業の経理に関する 業務責任者講習	対面講習	3-1	3-1	否		
378	告示	の同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建 設業の経理に関する知識を有すると認める者を 定める告示	告示第1060号	国土交通省	第四号	建設業の経理に関する 業務責任者講習	対面講習	3-1	3-1	否		
379	告示	管理業務に関する実務についての講習を指定す るための基準等	令和3年5月31日国土交通省 告示第486号	国土交通省	題名	業務管理者講習 (宅地建物取引士)	対面講習	3-1	3-1	否		
380	告示	倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示	平成14年1月31日国土交通省 告示第43号	国土交通省	第二十一条	倉庫管理主任者講習	対面講習	2-1②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
381	告示	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第 三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五 第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示		国土交通省	題名	旅客自動車運送事業 運行の管理に関する講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
382	告示	旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領	平成24年4月13日国土交通省 告示第458号	国土交通省	題名	旅客自動車運送事業 運行の管理に関する講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
383	告示	旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第 三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五 第一項及び第四十八条の十二第二項に規定する 国土交通大臣が認定する講習		国土交通省	題名	旅客自動車運送事業 運行の管理に関する講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
384	告示	船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二 第二項の規定に基づく国土交通大臣が定める小 型旅客安全講習課程	平成15年5月22日国土交通省 告示第649号	国土交通省	題名	小型旅客安全講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「船舶職 員及び小型船舶操縦者法」の時期と合わせるため
385	告示	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百匹 十条の国土交通大臣が告示で定める基準	平成15年5月22日国土交通省 告示第657号	国土交通省	題名	再教育講習(小型船舶操 縦者)	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和6年3月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「船舶職 員及び小型船舶操縦者法」の時期と合わせるため
386	告示	船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及 び第五項第二号並びに第九号表第四号 2 及び第 十号表第二号 1 の規定に基づく国土交通大臣が 告示で定める基準		国土交通省	第1項	消火、タンカーの安全の 確保、海洋汚染の防止等 の講習	対面講習	1-②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
387	告示	船員法施行規則第七十七条の七第四項第二号及 び第五項第二号並びに第九号表第四号 2 及び第 十号表第二号 1 の規定に基づく国土交通大臣が 告示で定める基準		国土交通省	第3項	乙種危険物等取扱責任者 講習 (低引火点燃料)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
388	告示	船員法施行規則第七十七条の十一第一項の規定 に基づく国土交通大臣が告示で定める基準	平成30年6月22日国土交通省 告示第772号	国土交通省	本則	船員法及び同法に基づく 命令講習	対面講習	1-②	1-2	否		
389	告示	船員法施行規則第七十七条の十二第三項第二号 等の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める 基準に適合する講習の内容を定める件	平成30年6月22日国土交通省 告示第773号	国土交通省	題名	特定海域航行船舶の 安全運航等に係る講習	対面講習	1-②	2-1(1) 2-1(2) 2-1(3)	要	令和5年中	
390	告示	船員法施行規則第十号表第一号 1 (3) 及び 2 (3) の規定に基づく国土交通大臣が告示で定 める基準に適合する講習	平成30年6月22日国土交通省 告示第774号	国土交通省	題名	消火、低引火点燃料船の 安全の確保、海洋汚染の 防止等に関する講習	対面講習	1-②	1-②	否		
391	告示	観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める告示	平成20年7月23日国土交通省 告示第897号	国土交通省	題名	観光圏内限定旅行業務取 扱管理者の職務に関する 研修	対面講習	2-1②	2-1②	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「親光圏 の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関 する法律」の時期と合わせるため
392	告示	賞物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三 項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び 第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の 種類等を定める告示		国土交通省	題名	貨物自動車選送事業 運行管理者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
393	告示	質物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領	告示第459号	国土交通省	題名	貨物自動車運送事業 運行管理者講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	80 m + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
394	告示	旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及 び方法の基準等を定める告示	第4号	国土交通省	題名	旅行サービス手配業務 取扱管理者研修	対面講習	2-1②	2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「旅行業 法第28条第6項」の時期と合わせるため
395	告示	既存住宅状況調査技術者講習登録規程	平成29年2月3日国土交通 省告示第81号	国土交通省	第7条	既存住宅状況調査技術者 講習	対面講習	2-1① 2-1②	3-1	要	令和5年中	
396	通知・通達	旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用に ついて	平成14年1月30日国自整/国 自総/国自旅第149号	国土交通省	第四八条の四	旅客自動車運送事業 特別講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
397	通知・通達	旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用に ついて	平成14年1月30日国自整/国 自総/国自旅第149号	国土交通省	第四八条の五	旅客自動車運送事業 基礎講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
398	通知・通達	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運 用について		国土交通省	第二三条	運行管理者の研修	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
		Note Serve	H正/自日初第118号	1	1	1		£-1(£)	Z-1(Z)	<u> </u>	l	

					ノノロノ 死前で足の	りる通知・通達等の点	机双列歇米台	貝一見衣				令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見確し要否 意見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル限用適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「今和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見高し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
399	通知・通達	超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項 の許可の手続き等に関する事務処理要領	平成13年4月1日国空乗第53 号	国土交通省	1 3)	定期講習(操縦指導者)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
400	通知・通達	超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項 の許可の手続き等に関する事務処理要領	平成13年4月1日国空乗第53号	国土交通省	2 2)	学科講習会	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
401	通知・通達	旅程管理業務を行う主任者証の発行について	平成17年3月18日国総旅振第 422号	国土交通省	2	旅程管理業務に関する研 修	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「旅行業 法第12条の11」の時期と合わせるため
402	通知・通達	旅程管理業務を行う主任者証の発行について	平成17年3月18日国総旅振第	国土交通省	3 (2) ①	旅程管理業務に関する研	対面講習	2-1①	2-11	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「旅行業
403		旅程管理業務を行う主任者証の発行について	422号 平成17年3月18日国総旅振第	国土交通省	3 (2) ②	修 旅程管理業務に関する研	対面講習	2-1② 2-1①	2-1②	要	令和6年6月まで	法第12条の11」の時期と合わせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「旅行業
			422号 平成17年3月18日国総旅振第			修 旅程管理業務に関する研		2-1② 2-1①	2-1② 2-1①			法第12条の11」の時期と合わせるため 関連する法令等の見直しにおける工程表「旅行業
404	通知・通達	旅程管理業務を行う主任者証の発行について	422号	国土交通省	3 (2) ③	修	対面講習	2-1②	2-1② 2-1①	要	令和6年6月まで	法第12条の11」の時期と合わせるため
405	通知・通達	屋外広告物条例ガイドライン	昭和39年3月27日建設都総発 第7号	国土交通省	第三十一条	屋外広告物講習	対面講習	1-②	2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	関連する法令等の見直しにおける工程表「屋外広 告物法第10条第2項第3号」の時期と合わせるため
406	通知・通達	一般乗用(患者等輸送限定)旅客自動車運送事業の許可等について	169号	国土交通省	2(1)	福祉タクシー乗務員研修	対面講習	1-2	1-(2)	否		
407	通知・通達	インターネットを活用した通訳案内研修及び修 了試験について	令和2年3月26日付 人材 政策室発事務連絡	国土交通省	題名	通訳案内研修	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	3-1	要	令和5年中	
408		役務に係る日本産業規格への適合性に関する認 証の業務に従事する者の講習	令和元年7月1日内關府/総務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 由示第1号	金融庁 総務学者 文部年生 外水産業 選 経済主 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	題名	役務に係る日本産業規格 への適合性に関する認証 の業務に従事する者の講 習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	否		
409	告示	鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に 係る日本産業規格への適合性に関する認証の業 務に従事する者の講習		厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	題名	鉱工業品及びその加工技 術並びに電磁的記録に係 る日本産業規格への適合 性に関する認証の業務に 従事する者の講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	否		
52	告示	消防力の整備指針第三十二条第三項の規定に基 づく予防技術資格者の資格	平成17年10月18日消防庁告 示第13号	総務省	第二条	予防技術検定受験資格講 習	対面講習	2-1①	2-11	否		
53	出一	電気通信主任技術者規則第六十一条第一項第三 号の規定に基づく総務大臣が定める登録講習機 関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及		総務省	題名	電気通信主任技術者講習	対面講習	2-1① 2-1②2-1③	3-1	要	令和5年中	
54		び講義時間 無線従事者規則第三十四条第七号の規定に基づ く認定講習課程について総務大臣が別に告示す	平成24年1月11日総務省告示	総務省	題名	認定講習課程	対面講習	2-1①	2-1① 2-1②	要	令和5年中	
		る要件及び講習時間並びに実施要領 社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定す	第3号 平成21年8月3日文部科学省					2-1②	2-1③			
58	告示	る学修を定める件	告示第126号	文部科学省	題名	社会教育主事講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和5年中	
59	告示	図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三 項に規定する学修を定める件	平成21年8月3日文部科学省 告示第127号	文部科学省	第一条	司書及び司書補の講習	対面講習	1-(2)	3-1	要	令和5年中	
60	告示	図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三 項に規定する学修を定める件	平成21年8月3日文部科学省 告示第127号	文部科学省	第二条	司書及び司書補の講習	対面講習	1-(2)	3-1	要	令和5年中	
66	告示	作業環境測定士規程	昭和51年2月28日労働省告示 第16号	厚生労働省	第三条	作業環境測定士登録講習	対面講習	2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
67	告示	調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関す る省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検 定において学科試験の免除を受けることができ る者		厚生労働省	第二号	調理に係る技能検定の 学科試験免除講習 (調理師指導者研修会、 調理技術指導員講習)	対面講習	1-(2)	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
68	告示	調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関す る省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検 定において学科試験の免除を受けることができ る者		厚生労働省	第四号	調理に係る技能検定の 学科試験免除講習 (調理師指導者研修会、 調理技術指導員講習)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
69	告示	調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理 技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上 の学力を有する者	昭和57年11月18日厚生省告 示第199号	厚生労働省	第三号	調理師指導者研修及び 調理技術指導員講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
70	告示	調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理 技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上 の学力を有する者		厚生労働省	第五号	調理に係る技能検定の 学科試験免除講習 (調理師指導者研修会、 調理技術指導員講習)	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
71	告示	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登 録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項 第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコ ンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間	平成21年3月30日厚生労働省	厚生労働省	題名	コンサルタント講習	対面講習	1-2	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
72	告示	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登 録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第 一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定め る筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間	平成21年3月30日厚生労働省 告示第141号	厚生労働省	題名	筆記試験免除講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
73	告示	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登 録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制 限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間	平成21年3月30日厚生労働省	厚生労働省	題名	就業制限業務従事者講習	対面講習	1-②	1-②	否		
74	告示	作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第 一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験 免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法	告示第146号	厚生労働省	題名	試験免除講習	対面講習	2-12	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和5年中	
1	告示	消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基 づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する 事業に類する事業として行われる資産の譲渡等	牛成17年3月31日厚生方間會 告示第128号	こども家庭庁	第十四条の三第一号	保育サービスの内容の掲 示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	今国会に提出される予定の「デジタル社会の形成 を図るための規制改革を推進するためのデジタル 社会形成基本法等の一部を改正する法律案」にお いて児童編組法の改正が予定されており、当該見 裏しの完了により対応可能であるため。
2	告示	行商従業者証等の様式の承認に関する規程	平成7年9月20日国家公安委 員会告示第7号	警察庁	第四条	標識の掲示義務	書面掲示	2-212	2-212	否		
3	告示	衆議院比例代表選出議員選挙執行規程	平成6年11月29日中央選挙管	総務省	第五条の二第一項	証票の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
4	也示	参議院議員の選挙における政党その他の政治団		総務省	第三条	表示板の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
	音示	体の政治活動に関する規程 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定	第1号									
5	音亦	める告示 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定	第99号	総務省	第二十八条の四十四第一項	標識等の掲示義務	書面掲示	1-(1)	1-①	否		
6		厄陜初の規制に関する技術上の基準の相目を定 める告示	昭和49年5月1日日活音音示 第99号	総務省	第二十八条の五十	掲示版の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
7	告示	事業用電気通信設備規則第十六条第三項等の規 定に基づく事業用電気通信設備規則の細目	昭和60年4月1日郵政省告示 第228号	総務省	第十六条第四項	電力の供給が停止した場合にその取り扱う通信が 停止するおそれがあるこ	書面掲示	2-12	3-4	要	令和5年中	
8	告示	危険物の規制に関する規則第七条の五の規定に より総務大臣が定める方法	平成14年10月7日総務省告示 第569号	総務省	第七条の五	との掲示 技術上の基準に従つて危 験物を貯蔵等すべき命令 をした場合の掲示義務	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現代
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 悪見直し可かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
9	告示	一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款	平成27年11月27日総務省告 示第410号	総務省	第三十三条第三項	提供区域の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
.0	告示	一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款	平成27年11月27日総務省告 示第410号	総務省	第三十三条第三項	受付日時の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
ı	告示	一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款	平成27年11月27日総務省告 示第410号	総務省	第三十三条第三項	大きさ及び重量の制限の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
	告示	一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款	平成27年11月27日総務省告 示第410号	総務省	第三十三条第三項	料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
3	告示	貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款	平成28年1月26日総務省告示 第25号	総務省	第三十三条第三項	提供区域の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
4	告示	貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款	平成28年1月26日総務省告示 第25号	総務省	第三十三条第三項	受付日時の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
5	告示	貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款	平成28年1月26日総務省告示 第25号	総務省	第三十三条第三項	大きさ及び重量の制限の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
5	告示	貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款	平成28年1月26日総務省告示 第25号	総務省	第三十三条第三項	料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
	告示	再圧室構造規格	昭和47年12月4日労働省告示 第147号	厚生労働省	第四十二条	警報装置等の使用方法の 掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
В	告示	理容業に関する標準営業約款	昭和59年10月18日厚生省告 示第179号	厚生労働省	第57条の13第2項	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	2-21/2/3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係領 策の運営の適正化及び振興に関する法律。別表2 103)の見流しが令和6年3月までに実施することとされているため
9	告示	美容業に関する標準営業約款	昭和59年10月18日厚生省告 示第180号	厚生労働省	第57条の13第2項	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	2-2123	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係管 業の運営の適正化及び振興に関する法律。別表2 103) の見面しが令和6年3月までに実施するこ ととされているため
D	告示	クリーニング業に関する標準営業約款	昭和58年3月26日厚生省告示 第68号	厚生労働省	第57条の13第2項	標識の掲示義務	書面掲示	1-(1)	2-2(1)(2)(3)	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係 業の運営の適正化及び振興に関する法律。別表2 103) の見面しが令和6年3月までに実施することとされているため
1	告示	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準		厚生労働省	第五条の三第四項	食事療養の内容等に係る 掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
2	告示	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準	昭和58年1月20日厚生省告示 第14号	厚生労働省	第五条の三の二第四項	生活療養の内容等に係る 掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
3	告示	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準	昭和58年1月20日厚生省告示 第14号	厚生労働省	第五条の四第二項	保険外併用療養等の内容 等に係る掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (見慮し宅了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
1	告示	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準	昭和58年1月20日厚生省告示 第14号	厚生労働省	第二十五条の四	保険薬局における必要事 項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (児面し完了時期令和6年4月~6月)と同様 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこ から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる必要があるため。
5	告示	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別 な居室等の提供に係る基準等	平成12年3月30日厚生省告示第123号	厚生労働省		利用申込者のサービスの 選択に資する重要事項の 掲示義務	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和6年3月まで	令和6年度介護報酬改定のスケジュールの中でも 対するものであり、工程表において、関連する
5	告示	めん類飲食店営業に関する標準営業約款	平成17年1月21日厚生労働省 告示第6号	厚生労働省	第57条の13第2項	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	2-21)2(3)	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係 策の運営の適正化及び振興に関する法律。別表 103)の見直しが令和6年3月までに実施するこ ととされているため。
7	告示	一般飲食店営業に関する標準営業約款	平成17年1月21日厚生労働省 告示第7号	厚生労働省	第57条の13第2項	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	2-21)2(3)	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係) 業の運営の適正化及び振興に関する法律。別表2 103) の見直しが令和6年3月までに実施することとされているため。
8	告示	医素品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第 十号に規定する厚生労働大臣が定める基準		厚生労働省	第一条第五项第十号	健康サポート薬局等の掲 示義務	書面掲示	3-2	3-2	否		
9	告示	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第 十号に規定する厚生労働大臣が定める基準		厚生労働省	第一条第五项第十号	健康の保持増進に関する ポスターの掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		本規字については保険医療に係る省令等の見首
D	告示	療担規則及び案担規則並びに療担基準に基づき 厚生労働大臣が定める掲示事項等	平成18年3月6日厚生労働省 告示第107号	厚生労働省	○療担規則及び薬担規則並 びに療担基準に基づき厚生 労働大臣が定める掲示事項 等		書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	(見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる必要があるため。
1	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・三の二(3)	包括的な診療を担う医療機関の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (見慮し完了時期令和6年4月~6月)と同様 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこ から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
2	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・六(3)	明細書の無償交付の体制の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (見直し光了時期令和6年4月~6月)と同様 参和6年度診療報酬改定を除まえ議論を行うこ。 から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる必要があるため。
3	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・八の三 (4)	院内感染防止対策の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (見慮し完了時期令和6年4月~6月)と同様 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
ļ	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・九(6)	院内感染防止対策の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 児龍し光了時期令和6年4月~6月)と同様 今和6年度診療観酬改定を撤走え議論を行うこ から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせ 必要があるため。
5	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・十(1)へ	医療安全対策の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (見直し光了時期令和6年4月~6月)と同様 今和6年度診療報酬改定を除まえ議論を行うこ から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
5	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第三・十(2)へ	医療安全対策の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
7	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第五(8)	看護職員と入院患者の割 合の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直 (児面し完了時期令和6年4月~6月)と同様 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる必要があるため。

		T	1		1	1			,	1		令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが 充了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
38	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第六・一(4)	看護職員数の掲示	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
39	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第八・三十二(1)	分娩実施数の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる
40	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第八・三十五の三(1)ニ	後発医薬品の使用に積極 的に取り組んでいる旨の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	必要があるため。 本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
41	告示	基本診療科の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第八・三十五の三(2)二	後発医薬品の使用に積極 的に取り組んでいる旨の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月) と同様に
42	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第八・三十五の三(3)二	後発医薬品の使用に積極 的に取り組んでいる旨の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を請まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
43	告示	基本診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第62号	厚生労働省	第九・十九(2) へ	看護職員と入院患者の割 合の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見富し (見富し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見富し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
44	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第三・四の四(1) ロ	院内トリアージの実施基 準の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省合等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
45	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第三·九(1) ロ	ハイリスク分娩管理の掲 示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
46	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第五·十一(1)	診療費用の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
47	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第七·四 (1)= (2)= (3)=	後発医薬品の使用に積極 的に取り組んでいる旨の 掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
48	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第十二 - 二(3)	手術件数の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見高し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
49	告示	特掲診療料の施設基準等	平成20年3月5日厚生労働省 告示第63号	厚生労働省	第十三の二・二(3)	有床義歯を修理する体制 が整備されている旨の掲 示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
50	告示	種馬鈴しよ検疫規程	昭和26年2月27日農林省告示 第59号	農林水産省	第五条	標札の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
51	告示	組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製 造基準	平成14年11月26日農林水産 省告示1782号	農林水産省	別表第1の1の(2)のコ及び 別表第2の3の(8)	生物的危険表示の掲示	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
52	告示	ガス事業法施行規則第二十六条第三項の規定に 基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス 主任技術者を兼ねさせることができる範囲	昭和46年7月19日通商産業省 告示第284号	経済産業省	第二十六条第三項	緊急時の連絡先の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
53	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営沖縄 海洋博覧会配念公園の公開日時並びに海洋文化 億及び熱帯ドリームセンターの入館料 都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施		国土交通省	-2 (-)	公開日時の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもぞれと併行して 見直しを実施するため。 工程表において、上位法令である都市公園法令の
54	告示	行規則第十一条第二項の規定に基づく国営沖縄 海洋博覧会記念公園の公開日時並びに海洋文化 館及び熱帯ドリームセンターの入館料 都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施	示第1859号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	書画掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月までとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。 工程表において、上位法令である都市公園法令の
55	告示	行規則第十一条第二項の規定に基づく国営武蔵 丘陵森林公園の公開日時及び入園料	昭和63年7月16日建設省告示 第1561号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和6年6月まで	書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
56	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく海の中道 海浜公園の公開日時及び入園料	昭和62年4月25日建設省告示 第1029号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
57	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営みち のく杜の湖畔公園の公開日時及び入園料	平成元年7月12日建設省告示 第1291号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しており、本告示についてもそれと併行して 見重してもいって、上位されるの。
58	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営昭和 記念公園の公開日時及び入園料	昭和63年12月17日建設省告 示第2404号	国土交通省	- 3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しており、本告示についてもそれと併行して 見直してありるため。
59	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営常陸 海浜公園の公開日時及び入園料	平成3年10月4日建設省告示 第1743号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもぞれと併行して 見直しを実施するため。 工程表において、上位法令である都市公園法令の
60	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営備北 丘陵公園の公開日時及び入園料	平成7年4月7日建設省告示第 966号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和6年6月まで	工能表において、上位法等の場所の国施法等の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。 工程表において、上位法令である都市公園法令の
61	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営讃岐 まんのう公園の公開日時及び入園料	平成10年4月6日建設省告示 第1125号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月までとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。 工程表において、上位法令である都市公園法令の
62	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく国営越後 丘陵公園の公開日時及び入園料 租税特別措置法施行令第四十条の二十三第二項	平成10年7月16日建設省告示 第1460号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月までとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
63	告示	及び第五項の規定に基づく国土交通大臣が財務 大臣と協議して定める基準	平成6年6月20日建設省告示 第1504号	国土交通省	第四十条の二十三第二項及 び第五項	公開空地等に係る土地等 についての掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
64	告示	標準トランクルームサービス約款	昭和61年5月15日運輸省告示 第237号	国土交通省	第八条第三項	営業日時の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、倉庫業法第9条の見直しが令和 6年6月までに実施することとされているため

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「高」かつ、現在Phaseが 2又は3の条明は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
65	告示	標準トランクルームサービス約款	昭和61年5月15日運輸省告示 第237号	国土交通省	第八条第三項	火災保険の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、倉庫業法第9条の見直しが令和 6年6月までに実施することとされているため
66	告示	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款・一 般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運送の制限等の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	否		
67	告示	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款・一 般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	· 昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	乗車券類の発売の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
68	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款 · 一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款	· 昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	団体乗事券の発売の掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
69	告示	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款・一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款	- 昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	特殊な乗車券類の発売の 掲示	書面掲示	2-41)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
70	告示	一般乗合旅客自動車選送事業標準選送約款·一般棄分旅客自動車選送事業標準選送約款	- 昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運賃及び料金の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、省令における見直 しと併せて見直しを行うこととするため。
71	告示	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款・一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三项	旅客の都合による運賃及 び料金の払戻しの掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
72	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	乗車券類の様式変更等の 場合の取扱いの掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
73	告示	一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款 · 一般棄合旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運賃の払戻し場所等の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
74	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一 殼貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三项	荷物の運送場所の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため、 工程表において、上位法令である旅客自動車運送
75	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一 般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運送の制限等の掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
76	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一 般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	荷物運賃の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、省令における見直 しと併せて見直しを行うこととするため。
77	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款 · 一般棄合旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	連絡乗車券等の掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、当該見直しの完了 により対応可能であるため。
78	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款	- 昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運賃及び料金の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、省令における見直 しと併せて見直しを行うこととするため。
79	告示	一般乘合旅客自動車運送事業標準運送約款·一 般費切旅客自動車運送事業標準運送約款	昭和62年1月23日運輸省告示 第49号	国土交通省	第十二条第三項	運賃及び料金の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である旅客自動車運送 事業運輸規則の書面掲示規制の見直し完了時期を 令和6年6月までとしており、省令における見直 しと併せて見直しを行うこととするため。
80	告示	航海当直基準	平成8年12月24日運輸省告示 第704号	国土交通省	第三条の五	航海当直予定表の掲示	書面掲示	1-(1)	1-(1)	否		
81	告示	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船 舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	昭和51年3月31日海上保安庁	国土交通省	第5条	進路警戒船等の指定の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
82	告示	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示		国土交通省	第7条第5項	進路警戒船等の変更等の 届出の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
83	告示	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船 舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示		国土交通省	第11条第2項	進路警戒船等の指定の取 消しの掲示	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和5年中	
84	告示	航空交通管制業務に関する告示	昭和41年5月20日運輸省告示 第149号	国土交通省	第百九十九条第二項	無線周波数の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
85	告示	標準貨物自動車利用運送約款	平成2年11月26日運輸省告示第579号	国土交通省	第八条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び 第27条の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため
86	告示	標準貨物自動車利用運送約款	平成2年11月26日運輸省告示 第579号	国土交通省	第八条第三項	運賃等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び 第27条の見直しが令和6年6月までに実施するこ ととされているため
87	告示	標準貨物自動車利用運送約款	平成2年11月26日運輸省告示 第579号	国土交通省	第八条第三項	保険料率等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び 第27条の見直しが令和6年6月までに実施するこ ととされているため
88	告示	標準貨物自動車利用運送(引越)約款	平成2年11月26日運輸省告示 第580号	国土交通省	第八条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び 第27条の見直しが令和6年6月までに実施する こととされているため
89	告示	標準貨物自動車利用運送(引越)約款	平成2年11月26日運輸省告示 第580号	国土交通省	第八条第三項	運賃等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び 第27条の見直しが令和6年度6月までに実施す ることとされているため 工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び
90	告示	標準鉄道利用運送約款	平成2年11月29日運輸省告示 第588号	国土交通省	第八条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	第27条の見直しが令和6年度6月までに実施することとされているため 工程表において、貨物利用運送事業法第9条及び
91	告示	標準鉄道利用運送約款	平成2年11月29日運輸省告示 第588号	国土交通省	第八条第三項	運賃等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	
92	告示	標準鉄道利用運送約款	平成2年11月29日運輸省告示 第588号	国土交通省	第八条第三項	料金の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	
93	告示	標準鉄道利用運送約款	平成2年11月29日運輸省告示 第588号	国土交通省	第八条第三項	保険料率等の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	第27条の見直しが令和6年6月までに実施する こととされているため 工程表において、関連する法令(貨物自動事運送
94	告示	標準貨物自動車運送約款	平成2年11月22日運輸省告示 第575号	国土交通省	第十条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	本職法部11条) の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため 工程表において、関連する法令(貨物自動車運送
95	告示	標準貨物自動車運送約款	平成2年11月22日運輸省告示 第575号	国土交通省	第十条第三項	運賃等の掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため 工程表において、関連する法令(貨物自動事運送
96	告示	標準貨物自動車運送約款	平成2年11月22日運輸省告示第575号	国土交通省	第十条第三項	保険料率等の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	
97	告示	標準宅配便運送約款	平成2年11月22日運輸省告示 第576号 平成2年11月22日運輸省告示		第十条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	事業法第11条)の見直しが令和6年度6月までに 実施することとされているため 工程表において、関連する法令(貨物自動率運送
98	告示	標準宅配便運送約款	平成2年11月22日連輸省告示 第576号	国土交通省	第十条第三項	運賃等の収受の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実施することとされているため

		T	T		ı					1		令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見高し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが 充了しているものを含む。	見産し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
99	告示	標準引越運送約款	平成2年11月22日運輸省告示 第577号	国土交通省	第十条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	2-41(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車選送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
100	告示	標準引越運送約款	平成2年11月22日運輸省告示 第577号	国土交通省	第十条第三項	運賃等の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
101	告示	都市公園法施行令第二十一条及び都市公園法施 行規則第十一条第二項の規定に基づく滝野すず らん丘陵公園の公開日時及び入園料	平成12年6月30日建設省告示 第1578号	国土交通省	-3	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
102	告示	都市公園法施行令第二十一条の規定に基づく国 営吉野ヶ里歴史公園の公開日時	平成13年4月6日九州地方整 備局告示第85号	国土交通省	Ξ	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
103	告示	都市公園法施行令第二十一条の規定に基づく国 営明石海峡公園の公開日時	平成14年3月6日近畿地方整 備局告示第26号	国土交通省	Ξ	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
104	告示	特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエ スカレーターの構造方法を定める件	平成12年5月31日建設省告示 第1413号	国土交通省	第百二十九条の三第二項第 一号	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
105	告示	特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエ スカレーターの構造方法を定める件	平成12年5月31日建設省告示 第1413号	国土交通省	第百二十九条の三第二項第 一号	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
106	告示	不動産投資顧問業登録規程	平成12年9月1日建設省告示 第1828号	国土交通省		標識の掲示義務	書面掲示	2-23	3-2	要	令和5年中	
107	告示	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光 の振興に関する法律第七条に規定する外国人観 光旅客利便増進措置に関する基準	平成30年10月16日観光庁告 示第23号	国土交通省	≡ (≡) 3	公衆無線LANの掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	要	令和5年中	
108	告示	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光 の振興に関する法律第七条に規定する外国人観 光旅客利便増進措置に関する基準	平成30年10月16日観光庁告 示第23号	国土交通省	Ξ (Ξ) 2	便所の使用方法の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	要	令和5年中	
109	告示	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光 の振興に関する法律第七条に規定する外国人観 光旅客利使増進措置に関する基準	平成30年10月16日観光庁告 示第23号	国土交通省	三 (四) 2	クレジットカードによる 支払いが可能であること の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	要	令和5年中	
110	告示	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光 の振興に関する法律第七条に規定する外国人観 光旅客利使増進措置に関する基準	平成30年10月16日観光庁告 示第23号	国土交通省	三 (五) 2	交通系ICカードが利用で きること等の掲示	書面掲示	2-412	2-412	要	令和5年中	
111	告示	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光 の振興に関する法律第七条に規定する外国人観 光旅客利使増進措置に関する基準	平成30年10月16日観光庁告 示第23号	国土交通省	三 (六) 2	荷物置き場の設置等の掲 示	書面掲示	2-412	2-412	要	令和5年中	
112	告示	土砂災害防止対策基本指針	令和2年8月4日国土交通省告 示第785号	国土交通省	四 2	ハザードマップの作成及 び周知 (掲示板の活用)	書面掲示	3-4	3-4	杏		
113	告示	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外 のエレベーターの制御器について安全上支障が ない構造方法を定める件	平成25年10月29日国土交通 省告示第1051号	国土交通省	第百二十九条の十一	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
114	告示	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外 のエレベーターの安全装置について安全上支降 がない構造方法を定める件	平成25年10月29日国土交通 省告示第1052号	国土交通省	第百二十九条の十一	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	杏		
115	告示	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外 のエレベーターの安全装置について安全上支障 がない構造方法を定める件	平成25年10月29日国土交通 省告示第1052号	国土交通省	第百二十九条の十一	標識の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	杏		
116	告示	走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動 時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落 下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定 める件		国土交通省	第百四十四条第一項第三号 イ	遊戯施設の使用の制限に 関する事項の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
117	告示	倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示	平成14年1月31日国土交通省 告示第43号	国土交通省	第二十五条	認定マークの掲示	書面掲示	2-②	3-2	要	令和6年6月まで	工程表において、倉庫業法第9条の見直しが令和 6年6月までに実施することとされているため
118	告示	旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関 する公共交通事業者等の判断の基準 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定	告示第317号 平成14年6月25日国土交通省	国土交通省	第九条の二第一項第百二十二条の七	マナー啓発のためのポス ターの掲示 非常用掲示札の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	否		
120	告示	標準貨物軽自動車運送約款	告示第510号 平成15年3月3日国土交通省 告示第171号	国土交通省	第三十三条第五項	受付日時の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実
121	告示	標準貨物軽自動車運送約款	平成15年3月3日国土交通省 告示第171号	国土交通省	第三十三条第五項	運賃等の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	施することとされているため 工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
122	告示	標準貨物軽自動車運送約款	平成15年3月3日国土交通省 告示第171号	国土交通省	第三十三条第五項	保険料率等の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
123	告示	標準貨物軽自動車引越運送約款	平成15年3月3日国土交通省 告示第172号	国土交通省	第三十三条第五項	受付日時の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
124	告示	標準貨物軽自動車引越運送約款	平成15年3月3日国土交通省 告示第172号	国土交通省	第三十三条第五项	運賃等の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
125	告示	標準霊きゅう運送約款	平成18年8月31日国土交通省 告示第1047号	国土交通省	第十条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車選送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
126	告示	標準霊きゅう運送約款	平成18年8月31日国土交通省 告示第1047号	国土交通省	第十条第三項	運賃及び料金の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
127	告示	標準貨物自動車特定信書使運送約款	平成27年12月1日国土交通省 告示第1163号	国土交通省	第十条第三項	提供区域の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
128	告示	標準貨物自動車特定信書便運送約款	平成27年12月1日国土交通省 告示第1163号	国土交通省	第十条第三項	受付日時の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
129	告示	標準貨物自動車特定信書便運送約款	平成27年12月1日国土交通省 告示第1163号	国土交通省	第十条第三項	大きさ及び重量の制限の 掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため 工程表によって、関連することと
130	告示	標準貨物自動車特定信書便運送約款	平成27年12月1日国土交通省 告示第1163号	国土交通省	第十条第三項	料金の収受の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
131	告示	標準貨物軽自動車特定信書便運送約款	平成28年1月26日国土交通省 告示第247号	国土交通省	第三十三条第五项	提供区域の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車選送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため T和来にないて、関連する法令(貨物自動車選送
132	告示	標準貨物軽自動車特定信書便運送約款	平成28年1月26日国土交通省 告示第247号	国土交通省	第三十三条第五项	受付日時の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 車業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
133	告示	標準貨物軽自動車特定信書便運送約款	平成28年1月26日国土交通省 告示第247号	国土交通省	第三十三条第五项	大きさ及び重量の制限の 掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
134	告示	標準貨物軽自動車特定信書便運送約款	平成28年1月26日国土交通省 告示第247号	国土交通省	第三十三条第五項	料金の収受の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令(貨物自動車運送 事業法第11条)の見直しが令和6年6月までに実 施することとされているため
135	告示	都市公園法施行令第二十一条の規定に基づく国 営アルプスあづみの公園の公開日時	平成16年7月9日関東地方整 備局告示第230号	国土交通省	Ξ	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
136	告示	都市公園法施行令第二十一条の規定に基づく国 雲東京臨海広域防災公園の公開日時	平成22年7月1日関東地方整 備局告示第274号	国土交通省	Ξ	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。

						のの 囲刈・ 囲速寺の 帰						令和5年1月1日現在
							10.000	-0.4		見直し要否	見直し完了時期	
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でま ていることを確認済	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
137	告示	都市公園法施行令第二十一条の規定に基づく国 営木曽三川公園の公開日時	平成25年4月1日中部地方整 備局告示第89号	国土交通省	Ξ	公開日時の変更の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、上位法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年6月ま でとしており、本告示についてもそれと併行して 見直しを実施するため。
138	告示	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合 衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操棄制限 等に関する法律第一条の規定による漁船の操棄 を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条 件		防衛省	第一条	弾薬荷役の期間及び時間 の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和5年中	
139	告示	首都直下地震緊急対策推進基本計画	平成26年5月16日内閣府告示 第129号	内閣府 警察庁 経済産業省	7(2)③	緊急通行車両確認標章の 掲示	書面掲示	2-2②	2-2②	否		
140	告示	技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法での他の事業活動に有用な情報の加えいを防止するために必要な措置に関する基準	平成30年9月25日内閣府/総務省/財務省/財務省/文部科学省/ 厚生労働省/農林水産省/ 経済産業省/国土交通省/ 環境省告示第3号	金総務務 4 省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省	第二条第二十四项第一号	管理対象情報の責任者の 掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
141	告示	技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方 法その他の事業活動に有用な情報の選えいを防 止するために必要な措置に関する基準		金融庁 総務省 財務科学省 厚生労働産業 農林水産業通省 経済産業通省 環境省	第二条第二十四項第一号	情報の取扱いに係る不正 を発見した場合等におけ る報告先の掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
142	告示	技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方 法その他の事業活動に有用な情報の選えいを防 止するために必要な措置に関する基準	厚生労働省/農林水産省/ 経済産業省/国土交通省/ 環境省告示第3号	金融所 金融務 新務 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 新	第二条第二十四項第一号	アクセス権者のみが管理 対象情報を取り扱い得る ことの掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
143	告示	地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及 び合併の認可の基準	平成16年3月17日総務省/文 部科学省告示第1号	総務省 文部科学省	第一·一 (六)	設立団体の掲示	書面掲示	1-2	3-4	要	令和5年中	
144	告示	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の 基準の細目を定める告示	昭和48年9月28日通商産業省 /運輸省/建設省/自治省告 示第1号	総務省 経済産業省 国土交通省	第五十五条第一項第十三号	標識等の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
145	告示	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の 基準の細目を定める告示	昭和48年9月28日通商産業省 /運輸省/建設省/自治省告 示第1号	総務省 経済産業省 国土交通省	第五十五条第五项第九号	標識等の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
146	告示	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の 基準の細目を定める告示	昭和48年9月28日通商産業省 /運輸省/建設省/自治省告 示第1号	総務省 経済産業省 国土交通省	第五十五条第六項第四号	標識等の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
147	告示	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の 基準の細目を定める告示	昭和48年9月28日通商産業省 /運輸省/建設省/自治省告 示第1号	総務省	第五十八条	掲示板の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
148	通知・通達	人事院規則8-18 (採用試験)第21条第1 項及び第25条の規定に基づく採用試験の受験 の申込み及び受験並びに採用試験の施行に関す る決定	平成23年4月14日公示第17号	人事院	2Ξ	国家公務員採用試験合格 者の発表義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
149	通知・通達	人事院規則8-18 (採用試験)第21条第1 項及び第25条の規定に基づく採用試験の受験 の申込み及び受験並びに採用試験の施行に関す る決定	平成23年4月14日公示第17号	人事院	2=	書面による通知に代わる 合格者への通知方法	書面掲示	3-4	3-4	否		
150	通知・通達		昭和62年12月25日職福第 691号 昭和38年12月3日職厚第	人事院	第一六条の三関係	特定調査対象物の調査等 の結果等の掲示 管理区域の線量当量率等	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
151	通知·通達	止)の運用について	2327号 平成7年9月11日付け	人事院	第二三条関係	の測定結果の掲示	書面掲示	1-②	2-4①	要	令和5年中	工程表において、関連する法令(古物営業法第12 条第1項)の見産しが令和6年6月までに実施す
152		□ 古物高栗関係法官の解析基準寺について 事務ガイドライン (金融会社関係)	警察庁丁生企発第104号 平成10年1月1日	警察庁	第7	標識の掲示義務 インターネット取引にお	書面掲示	2-①②	3-4	要否	令和6年6月まで	未第1項)の見越しか节和6年6月までに失悲することとされているため。
154			平成10年1月1日	金融庁	1 - 2 - 7	ける情報提供義務 営業停止等時にその旨の	書面掲示	3-4	3-4	否		
155		事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	1 - 2 - 7	掲示義務 営業停止等時にその旨の 掲示義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
156	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	II - 3 - 2 - 1	利用終了日の掲示義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
157	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	II - 3 - 2 - 1	払い戻しの周知方法の掲示 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
158	通知・通達	事務ガイドライン (金融会社関係)	平成10年1月1日	金融庁	1 - 2 - 2 - 4 - 2 - 1	ADR機関の名称等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
159	通知・通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	II -3-4-1①イ	払戻しの掲示 (公告) 義 務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年6月までに実施することとされているため。
160	通知・通達	事務ガイドライン (前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	II - 3 - 4 - 1①ハ	払戻しの掲示(公告)義 務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年6月までに実施することとされているため。
161	通知・通達	児童家庭支援センターの設置運営について	平成10年5月18日児発第397 号	こども家庭庁	(別紙1) 児童家庭支援センター設置 運営要網 8 広報等について	所在の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
162	通知·通達	「受勤関節音及実施要領」並びに「同梱目」に ついて	平成8年9月25日児発第827号	こども家庭庁	(別添) 受胎調節普及実施要領 受胎調節普及実施要領無目 第一 受胎調節普及の実施 方法 二 集団教育 (3)		書面掲示	1-②	3-4	要	令和 5 年中	
163	通知・通達	マタニティマークをとおした「妊産婦にやさし い環境づくり」の推進について	平成18年3月16日雇児発第 316001号	こども家庭庁	[別添] マタニティマークについて 2. マタニティマークの利用方法等 1) 利用目的	取組や呼びかけ文のポス ターの掲示	書面掲示	3-4	3-4	861		
164	通知・通達	マタニティマークをとおした「紅産婦にやさし い環境づくり」の推進について	平成18年3月16日雇児発第 316001号	こども家庭庁	[別添] マタニティマークについて 2. マタニティマークの利 用方法等 3) 取組例	取組や呼びかけ文のポス ターの掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
165	通知・通達	公告式条例準則及び地方自治法第16条関係質 疑応答集送付について	昭和25年7月14日自行発第 129号	総務省	〇〇県公告式条例 第二条		書面掲示	1-①	1-①	否		
166	通知・通達	総務省関係法令に係る地方公共団体関係手続の オンライン化実施要領について		総務省	四 (四)	の掲示 公示等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
\vdash		1 - 10 A 10 X M PC		-						.	.	l

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
167	通知・通達	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律の一部を改正する法	平成16年8月1日総行公第54	総務省	第五 IV	周知方法としての掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
	277 222	律の運用について 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に	号 平成28年4月28日総行選第35			子どもが従うべきルール	=======================================			-		
168	通知・通達	関する質疑応答集について	8	総務省	質疑応答集	の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
169	通知・通達	市(町・村)税条例(例)	昭和29年5月14日自乙市発第 20号	総務省	第十八条	地方公共団体が送達すべ き地方税関係書類の公示 送達方法(地方公共団体 の掲示場に掲示)	書面掲示	1-①	3-4	要	令和8年5月 (可能な限り早期の 完了を目指す)	上位法令である地方税法第20条の2第2項 (別表1- 書面掲示-44) の見直し完了時期と合わせる必要 があるため。
170	通知・通達	市(町・村)税条例(例)	昭和29年5月14日自乙市発第 20号	総務省	第十八条	地方公共団体が送達すべ き地方税関係書類の公示 送達方法(地方公共団体 の掲示場に掲示)	書面掲示	1-①	3-4	要	令和8年5月 (可能な限り早期の 完了を目指す)	上位法令である地方税法第20条の2第2項(別表1- 書画掲示-44)の見直し完了時期と合わせる必要 があるため。
171	通知・通達	火災予防条例 (例) について	昭和36年11月22日自消甲予 発第73号	総務省	第三十一条の二 2	標識等の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
172	通知・通達	火災予防条例(例)について	昭和36年11月22日自消甲予 発第73号	総務省	第三十四条 2	標識等の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
173	通知・通達	改正火災予防条例準則の運用について	平成元年9月19日消防危第87 号	総務省	第二 —	標識等の掲示	書面掲示	1-(1)	1-①	否		
174	通知・通達	改正火災予防条例準則の運用について	平成元年9月19日消防危第87 号	総務省	第二 二	標識等の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
175	通知・通達	改正火災予防条例(例)の運用について	平成26年2月7日消防予第33	総務省	第二二	指定催しを指定したとき の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
176	通知・通達	地下配管の塗覆装等の技術上の基準に係る運用	平成23年12月21日消防危第	総務省	第八 三	標識の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
177	通知・通達	について リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る	302号 平成23年12月27日消防危第	総務省	第二二	標識等の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
		運用について リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る	303号 平成23年12月27日消防危第									
178	通知・通達	運用について 救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育に	303号 平成20年12月26日消防救第	総務省	第二三	標識等の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
179	通知・通達	ついて	262号 平成元年10月1日自治税企第	総務省	4 (3)	特定行為の院内掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
180	通知・通達	地方税法 (徴収関係) の取扱いについて	41号	総務省	第九五条関係 八	公売の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和5年中	
181	通知・通達	地方税法 (徴収関係) の取扱いについて	平成元年10月1日自治税企第 41号	総務省	第一〇六条関係	入札等の終了の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和5年中	
182	通知・通達	地方税法(徴収関係)の取扱いについて	平成元年10月1日自治税企第 41号	総務省	第一四五条関係	出入禁止の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
183	通知·通達	住民基本台帳事務処理要領について	昭和42年10月4日庁保発/保 発/民事甲/食糧業第2242	総務省	第二 三	住民基本台帳の一部の写	書面掲示	3-4	3-4	否		
		不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う	号			しの閲覧状況の掲示						
184	通知・通達	登記事務の取扱い等について	平成26年12月25日民二第2号	法務省	第一四	様式の変更時の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
185	通知・通達	商業登記法第113条の2第1項に規定する指 定登記所における商業登記規則の一部改正等に 伴う登記事務の取扱いについて	平成11年4月2日民四第667号	法務省	第二 一	印鑑に関する事務を商規 により取り扱う旨の掲示 義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
186	通知・通達	被収容者の不服申立てに関する訓令の運用につ いて	平成19年5月30日孫総第 3353号	法務省	-0	送達すべき書類の公示送達方法	書面掲示	1-①	3-4	要	令和8年5月 (可能な限り早期の 完了を目指す)	工程表において、関連する法令 (刑事収容施設及 び被収容者等の処遇に関する法律第161条第2 項等) の見値しが令和8年5月 (可能な限り早期 の完了を目指す) までに実施することとされてい るため。
187	通知・通達	更生保護事業法施行規則の運用について	平成14年6月10日法務省保更 第357号	法務省	別紙 更生保護法人標準定 款 第10章	告)義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第29条第3項等)の規定による手続の連用の見 歳しが令和6年3月までに実施することとされて いるため。
188	通知・通達	製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	平成12年12月27日蔵理第 4621号	財務省	第四 3(2)	小売販売業許可者等の掲 示義務	書面掲示	1-(1)	3-4	要	令和5年中	
189	通知・通達	通関業法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第105号	財務省	3-9	許可業者の掲示(公告) 義務	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
190	通知・通達	通関業法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第105号	財務省	10-2	許可消滅業者の掲示(公 告)義務	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
191	通知・通達	通関業法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第105号	財務省	34-5	監督処分業者の掲示(公 告)義務	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和5年中	
192	通知・通達	通関業法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第105号	財務省	35-4	処分者の掲示(公告)義	書面掲示	2-4(1)(2)	3-4	要	令和5年中	
193	通知・通達	国税徴収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微	財務省	全般	務 最高価申込者等の決定の	書面掲示	3-4	3-4	否		
194		国税徵収法基本通達	第2-79号 昭和41年8月22日微管/微微	財務省	全般	掲示 入札等の終了の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
		国税徵収法基本通達	第2-79号 昭和41年8月22日微管/微微				書面掲示	1-(2)				
195	週知・通達	国状似収汰基や週尾 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定	第2-79号 平成11年6月25日課資 / 課鑑		全般 第7編 第8条 1	出入禁止の掲示 特定被災酒類に係る控除 の特例の掲示(公示)義	書面掲示	1-②	1-②	否要	令和5年中	
190	週和" 週班	について (法令解釈通達)	/課酒/官会第3-4号	R1 05 TH	W 188 W 034 T	務	音画拘小	1-6	3-4	*	241244	
197	通知・通達	酒税法及び酒頭行政関係法令等解釈通達の制定 について (法令解釈通達)	/ 課酒 / 官会第3-4号	財務省	第7編 第8条 1	指定を解除又は延長する 場合の掲示 (公示) 義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和5年中	
198	通知・通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号	財務省	全般	掲示した書類等の補修義 務	書面掲示	1-2	3-4	要	令和5年中	
199	通知・通達	国有地の利用等に関する企画提案を審査した上 で行う一般競争入札の取扱いについて	平成20年6月26日財理第 2730号	財務省	第七	入札の掲示 (公告)義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
200	通知・通達	学校法人寄附行為作成例	昭和38年3月12日私立大学 審議会決定	文部科学省	第46条	学校法人の掲示 (公告) 義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和6年1月まで	寄附行為作成例については、本見面しと合わせ て、令和5年通常国会において成立した「私立学 校法の一部を改正する法律」の内容に沿った全体 的な見直しが必要であり、改正までに十分な検討 時間を要するため。
201	通知・通達	指定訪問看護の事業を行う事業所に係る健康保 族法第八八条第一項の規定に基づく指定等の取 扱いについて	令和2年3月5日保発第0305第 5号	厚生労働省	第一 二	指定訪問看護ステーショ ンである旨の掲示義務	書面掲示	2-2②	3-2	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を請まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
202	通知・通達	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第2号	厚生労働省	第三 七	届出内容の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否	<u>L</u>	
203	通知・通達	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第3号	厚生労働省	第三 六	届出内容の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
204	通知・通達	指定訪問看護の事業の人員及び連営に関する基準について		厚生労働省	第三 三	利用申込者のサービスの 選択に資する重要事項の 掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見遠し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
205	通知・通達	医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報 顧の算定項目の分かる明細書の交付について	令和2年3月5日保発第0305第 2号	厚生労働省	Л	保険医療機関及び保険薬 局の明細書発行に関する 状況の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る舎令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
206	通知・通達	「摩担規則及び案担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示専項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 薬品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第一 二	保険外負担の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
207	通知・通達	「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 薬品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第三 一三	予約患者とそうでない患 者の取扱いの掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省合等の見直し (見直し完下時期令和6年4月~6月)と同様に 合和6年度珍算報酬改定を蓄ええ機論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。

			ı	T	1				1	1	T	令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見意し「答」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
208	通知・通達	「療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 業品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第一 二	明細書の発行状況に関す る事項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療観酬改定を踏まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
209	通知・通達	「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 薬品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第三 一二	特別療養環境室の場所及 び料金の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に
210	通知・通達	「療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 薬品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第一 一	届出事項等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に
211	通知・通達	「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づ き厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保 族外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医 薬品等」の実施上の留意事項について		厚生労働省	第三 一九	医科点数表等に規定する 回数を超えて行う診療の 掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了新期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を請まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
212	通知・通達	労働者派遣事業関係業務取扱要領	令和5年4月1日	厚生労働省	全般 第一四 四	協力員の名簿の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
213	通知・通達	保険 (医療) 給付と重複する保険外負担の是正 について	平成4年4月8日老健第79号	厚生労働省	保険外負担の取扱いに ついて (二)	実費に係る費用の内容及 び金額等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を請まえ議論を行うこと から、本規定り見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
214	通知・通達	老人憩の家の設置運営について	昭和40年4月5日社老第88号	厚生労働省	別紙2 6	利用手続等の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(「指定介護老人 福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 等)の見直しが令和6年3月までに実施すること とされているため
215	通知・通達	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老発第214 号	厚生労働省	第四 処遇に関する事項 15 苦情処理 (1)	苦情の申出先等の掲示義 務	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(「指定介護老人 福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」 等)の見直しが令和6年3月までに実施すること とされているため
216	通知・通達	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関 する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理 指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要す る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実 施上の留意事項について	平成12年3月1日老企第36号	厚生労働省	第一 届出手続の運用 2	届出事項の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年3月までに実施することとされているため
217	通知・通達	航空機に関する検疫上の取扱いについて	昭和45年12月17日衛発第 888号	厚生労働省	第二(2)	確認書の掲示	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
218	通知・通達	環境衛生營業相談室の運営について	昭和52年5月21日環指第60号	厚生労働省	(ロ) 別紙 環境衛生営業相談室の運営 について 第二 設置 1 所在の表示 別派	相談室の所在の掲示義務	書面掲示	2-4①	2-4①②	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係需 策の運搬の適正化及び振興に関する法律)の見意 しが令和6年3月までに実施することとされてい ることから、それと合わせて見直しを行うため。
219	通知・通達	コインオペレーションクリーニング営業施設の 衛生措置等指導要網について	昭和58年3月29日環指第39号	厚生労働省	コインオペレーションク リーニング営業施設の衛生 措置等指導要網 第四 管理 一 衛生管理責任者等の選 任 (五)	衛生管理責任者の氏名等 の掲示義務	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
220	通知·通達	コインオペレーションクリーニング営業施設の 衛生措置等指導要綱について	昭和58年3月29日環指第39号	厚生労働省	別添 コインオペレーションク リーニング営業施設の衛生 措置等指導要網 第五 利用方法等の周知	利用方法等の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
221	通知・通達	コインオペレーションクリーニング営業施設の 衛生措置等指導要綱について	昭和58年3月29日環指第39号	厚生労働省	起	利用方法等の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
222	通知・通達	地区環境衛生営業相談室の運営について	昭和62年7月1日衛指第137-2 号	厚生労働省	(別紙) 地区環境衛生営業相談室設 置運営要領 第二 設置 一 開設日の表示	相談室の所在の掲示義務	書面掲示	2-4①	2-4①②	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(生活衛生関係需 業の運営の適正化及び振興に関する法律)の見嘉 しが令和6年3月までに実施することとされてい ることから、それと合わせて見嘉しを行うため。
223	通知・通達	ペンション営業及び自動事旅行ホテル営業にお ける衛生等自主管理マニュアルについて	昭和60年3月29日衛指第55号	厚生労働省	ベンション営業における衛 生等自主管理マニュアル Ⅲ 施設設備 (表示) 二六	ベンション営業の掲示	書面掲示	2-41	2-4①	否		
224	通知・通達	ペンション営業及び自動車旅行ホテル営業にお ける衛生等自主管理マニュアルについて	昭和60年3月29日開発第335	厚生労働省	自動車旅行ホテル営業における衛生等自主管理マニュアル III 施設設備 (表示) 一九	自動車旅行ホテル営業の 掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
225	通知・通達	公衆浴場及び旅館における浴室の衛生管理の徹 底について	平成8年7月26日衛指第122号	厚生労働省	2 浴場利用者に対する注 意の喚起について	衛生上の注意喚起の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
226	通知・通達	美容所等における無免許者の業務に関する指導 の徹底について テトラクロロエチレン等を使用するコインオペ	平成11年9月28日生衛発第 1391号	厚生労働省	Id =	実務実習者の氏名の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
227	通知・通達	アトァクロロエチレン寺を使用するコインオペ レーションクリーニング営業施設に対する指導 の徹底について	平成7年2月24日衛指第41号	厚生労働省	記 2	管理責任者等の氏名等の 掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
228	通知・通達	テトラクロロエチレン等を使用するコインオペ レーションクリーニング営業施設に対する指導 の徹底について	平成7年2月24日衛指第41号	厚生労働省	記 5	取扱い上の留意事項の掲 示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
229	通知・通達	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規 則の一部改正等並びに水道水質管理における留 意事項について	平成15年10月10日健水発第 1010001号	厚生労働省	第1 水道法施行規則(昭和 32年厚生省令第45号)関係 5 第17条関係(衛生上必 要な措置) (1)	汚染防止のため注意喚起 の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
230	通知·通達	深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の 整備について	平成16年4月1日茶食発第 401009号	厚生労働省	記 3. 地域住民への周知につ いて	深夜・早朝における輪番 制等の取組の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
231	通知・通達	消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について	昭和62年6月30日社生第77号	厚生労働省	記 - 組合員管理 (三) ①	除名すべき者の名簿の掲 示	書面掲示	1-①	2-41)2	要	令和5年中	
232	通知・通達	消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について	昭和62年6月30日社生第77号	厚生労働省	記 - 組合員管理 (三) ②	除名すべき者の名簿の掲 示義務	書面掲示	1-①	2-412	要	令和5年中	
233	通知・通達	消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について	昭和62年6月30日社生第77号	厚生労働省	記 五 医療生協 (二)	組合員及びその家族のた めの施設である旨の掲示 義務	書面掲示	1-①	2-4(1)(2)	要	令和5年中	
234	通知・通達	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実 施上の留意事項等について	平成9年4月17日保険発第57 号	厚生労働省	第七 一部負担金	表務 一〇円未満の四捨五入を 行う旨の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療製酬改定を禁まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
_												

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 ※見直し「高」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル限別適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見高し完了時期が 令和 6 年以降になる場合の理由
235	通知・通達	国民健康保険組合規約例について	昭和34年2月20日保発第13号	厚生労働省	第一章 総則	国民健康保険組合の掲示 (公告)義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和5年中	
236	通知・通達	健康保険組合における診療報酬の審査及び支払 に関する事務の取扱いについて	平成14年12月25日保発第 1225001号	厚生労働省	(別添1) 健康保険組合における診療 報酬の審査及び支払に関す 事務の取扱、要領 1 健康保険組合等による 審査及び支払 (2) 健康保険組合等による 本の収支組合等による 本の近くがあた。 からいたのとのと表するととも たっしたの表するととも たっした。	ホームページを開設していない場合の掲示	書面掲示	3-4	3-4	**		
237	通知・通達	健康保険法第76条第3項の認可基準等について	平成15年5月20日保発第 520001号	厚生労働省	(別添) 健康保険法第76条第3項の 認可基準等について 1 認可の基準について 6 フリーアクセスへの影 響について (3) 委員会の構成及び選 雲等は次によるものである こと。	契約傭保組合等の掲示義 務	書面掲示	3-4	3-4	否		
238	通知・通達	厚生年金基金における事業運営基準の取扱いに ついて	昭和42年3月28日年企発第20号	厚生労働省	別添 厚生年金基金事務取扱い準 則 第一 組織等に関する事項 二 代議員会	代議員会の招集の掲示	書面掲示	1-①	2-412	要	令和5年中	
239	通知・通達	厚生年金基金における事業運営基準の取扱いに ついて	昭和42年3月28日年企発第20 号	厚生労働省	別添 厚生年金基金事務取扱い準 則 第十一 情報開示	基金の業務の概況の掲示	書面掲示	2-4①②	2-4①②	否		
240	通知・通達	国民年金基金の事業運営基準の取扱いについて	平成3年7月12日年年発第3号	厚生労働省	別添 国民年金基金事務取扱い準 則 第1 組織等に関する事項 二 代議員会	代議員会の招集の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
241	通知・通達	事業内職業訓練の推進について	昭和49年5月25日訓発第153号	厚生労働省	第三 事業内職業訓練に対 する認識の高揚 - 広報宣伝活動の強化 (一) 文書等による広報宣 伝活動	事業内職業訓練の宣伝ポ スター等の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-4①②	否		
242		職業訓練指導員試験実施要領について	平成5年4月20日能発第107号	厚生労働省	(別添) 職業訓練指導員試験実施要 領 9 試験の公示及び周知	め掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和5年中	
243	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取 扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	用語の定義 4. 本人の同意	個人情報の利用範囲の掲 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
244	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	Ⅲ 国保組合の義務等2. 利用目的の通知等(法第 18条)	個人情報の利用目的の掲 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
245	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取	平成17年4月1日	厚生労働省	18余) III 国保組合の義務等 2. 利用目的の通知等(法第	個人情報を取得する場合	書面掲示	3-4	3-4	否		
246	通知・通達	扱いのためのガイドライン 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン		厚生労働省	18条) III 国保組合の義務等 4. 安全管理措置、従東者 の監督及び委託先の監督 (法第20条~第22条) (2) 安全管理措置として 考えられる事項 (3)	の掲示 保有個人データの開示手 順を定めた規程等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	**************************************		
247	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	III 国保組合の義務等 5. 個人データの第三者提 供(法第23条) (3) 本人の同意が得られ ていると考えられる場合	利用の範囲についての掲 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
248	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	Ⅲ 国保組合の義務等 5. 個人データの第三者提 供(法第23条) (5) その他留意事項	情報提供先の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
249	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	国保組合の義務等 6.保有個人データに関す る事項の公表等(法第24条) 国保組合の義務等	保有個人データの利用目 的等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
250	通知・通達	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月1日	厚生労働省	10. 理由の説明、苦情処 理(法第28条、第31条)	苦情への対応体制等の掲 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
251	通知・通達	保険薬局に係る健康保険法第76条第3項の認可基準等について	平成17年3月30日保発第 330002号	厚生労働省	(別添) 保険薬馬に係る健康保険法 第76条第3項の認可基準等 について 1 認可の基準について 5 フリーアクセスへの影 響について (3) ③	契約健保組合等の掲示義 務	書面掲示	3-4	3-4	否		
252	通知・通達	予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について	平成25年3月30日付け健発 0330第2号厚生労働省健康 局長 通知	厚生労働省	別添 定期接種実施要領 第1 総論 第1 総論 13 A類疾病の定期接種を 集団接種で実施する際の注 意事項 (6) 予防接種を受けるこ とが適当でない状態の者へ の注意事項	予診の際の注意事項の掲 示	書面掲示	3-4	3-4	否		
253	通知・通達	療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い について	平成17年9月1日保医発第 0901002号	厚生労働省	1 費用徴収する場合の手 続について (1)	サービス等の内容及び料 金の掲示	書面掲示	1-②	3-4	要	令和6年6月まで	本規定については保険医療に係る省令等の見直し (見直し完了時期令和6年4月~6月)と同様に 令和6年度診療報酬改定を請まえ議論を行うこと から、本規定の見直し完了時期もこれに合わせる 必要があるため。
254	通知・通達	非医療従事者による自動体外式除細動器(AE D)の使用について	平成16年7月1日医政発第 701001号	厚生労働省	(別茶) 非医療従事者による自動体 外式換離關係(AED)の使用 のあり方検討会報告書 [第4 国民の理解の促進と 広く社会に普及するための 対応] 2 自動体外式除細動器へ の国民のアクセスの向上の ための関係者の対応		書面掲示	1-2	1-2	否		
	_	·		_	· ·		_	_	_	·	_	·

												令和5年1月1日現在
							規制等の	現在	見直後	見直し要否 ※見言し「否」かつ、現在Phaseが	見直し完了時期	Girafe a print the MC and
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	现在 Phase	光晶板 Phase	2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
		診療情報の提供等に関する指針の策定について	平产15年0月12日医功益等		(別添) 診療情報の提供等に関する	診療情報の提供に関する				ていることを確認済	元!しているものを書む。	
255	通知・通達	(医師法)	912001号	厚生労働省	指針 12 診療情報の提供に関 する規程の整備	規程の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
256	通知・通達	医療安全支援センター運営要領について	平成19年3月30日医政発第 330036号	厚生労働省	4 運営体制 (6) センターの公示 別添2	医療安全支援センターの 名称等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
257	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	公衆浴場における衛生等管理要領 III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (1)	入浴上の注意の掲示義務	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
258	通知・通達	公衆浴場における後生等管理要領等について	平成12年12月15日生衝発第 1811号	厚生労働省	3) 別添2 公衆浴場における衛生等管理要領 III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 8 その他の設備の管理 (3) 電気浴器を設ける場	入浴上の注意の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
259	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	2) 別添2 公衆浴場における衛生等管理要領 III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 11 その他 (1)	入浴料金、営業時間等の 掲示義務	書面掲示	1-①	2-412	要	令和5年中	
260	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 旅館業における衛生等管理 要額 期 施設設備 第1 旅館・ホテル営業の 施設設備の基準 12 (5) 5)		書面掲示	1-①	1-①	K1		
261	通知·通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	37 別添3 旅館業における衛生等管理 要領 旧 施設設備 第1 旅館・ホテル営業の 施設設備の基準 23 (2)	割飲防止の掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
262	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	別添3 旅館業における衛生等管理 要領 II 施設投傳 第1 旅館・ホテル営業の 施設投偏の基準 26 (2)	ガス栓の所在場所等の掲	書面掲示	1-①	1-①	否		
263	通知・通達	公衆浴場における衛生等管理要領等について	平成12年12月15日生衛発第 1811号	厚生労働省	37 別添3 旅館業における衛生等管理 要領 旧 施設設備 第1 旅館・ホテル営業の 施設設偏の基準 31	営業許可証の掲示義務	書面掲示	2-2②	2-21/2/3	要	令和5年中	
264	通知・通達	公衆浴場における後生等管理要領等について	平成12年12月15日生衝発第 1811号	厚生労働省	別添3 旅館業における衛生等管理 要領 Ⅲ 施設についての換気、 採光、照明、防湿及び清潔 その他宿泊者の衛生に必要 な措置の基準 4	飲用適・不適の旨掲示義 xx	書面掲示	1-①	1-①	否		
265	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく指定障害機社サービス の事業等の人員、投傷及び避常に関する基準に ついて		厚生労働省	(15) 第三 居宅介護、重度訪問 介護、同行援護及び行動援 護 3 運営に関する基準 (26) 苦情解決(基準第39 条) (3)	相談窓口等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
266	通知・通達	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく相定障害者支援施設等 の人員、設備及び運営に関する基準について	平成19年1月26日降発第 126001号	厚生労働省	第三 指定障害者支援施設 等の人員、設備及び運営に 関する基準 3 運営に関する基準 (44) 苦情解決(基準第52 条) ①		書面掲示	3-4	3-4	否		
267	通知・通達	指定施設支援における日常生活に要する費用の 取扱いについて	平成19年2月14日降発第 214003号	厚生労働省	2 「その他の日常生活 費」の受領に係る基準 (5)	利用申込者のサービスの 選択に資する重要事項の 掲示義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
268	通知·通達	障害福祉サービス等における日常生活に要する 費用の取扱いについて	平成18年12月6日降発第 1206002号	厚生労働省	 「その他の日常生活 費」の受領に係る基準 (5) 	利用申込者のサービスの 選択に資する重要事項の 掲示義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
269	通知・通達	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について		厚生労働省	第1 改正に伴う変更点及 び留意事項等について 2 移動用リフト(つり具の 部分を除く。) (4)	階段移動用リフトの使用 に当たっての留意事項等 の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
270	通知・通達	身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指 定に関する取扱いについて	平成21年12月24日障発第 1224003号	厚生労働省	第二 法第15条第1項に基 づく医師の指定 1 指定手続き等 (4)	指定医師の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4注	要	令和5年中	
271	通知・通達	HTLV―1総合対策について	平成22年12月20日健発 / 雇 児免第1220005号	厚生労働省	[別添1] HTLV-1総合対策 I 重点対策 4. 普及啓発・情報提供 (1) 国民への普及啓発・情報提供	母子感染予防対策のポス ターの掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
272	通知・通達	歯科医療における補てつ物等のトレーサビリ ティに関する指針について(歯科技工士法)	平成23年6月28日医政発第 628004号	厚生労働省	<別添> 第3	国外に補てつ物等の作成 を委託する場合の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
273	通知・通達	「エレベーター構造規格の一部を改正する告示 の適用について」に係る留意事項について	平成23年11月25日基安安発 第1125001号	厚生労働省	1 2)	標識の掲示	書面掲示	1-①	1-(1)	否		
274	通知・通達	の適用について」に係る留意事項について 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防 止のためのガイドライン」について		厚生労働省	2) 別添1第5 5(4)	労働者の喫煙等禁止場所 の掲示	書面掲示	1-②	1-(2)	否		
			·		i .					i	ï	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直しである。 変見直しである項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「今和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
275	通知・通達	化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通 知等の促進に関する指針について	平成24年3月29日基発第 329011号	厚生労働省	第3細部事項 4(3)	表示事項等の掲示	書面掲示	1-②	1-(2)	杏		
276	通知・通達	事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の 放射線障害防止のためのガイドラインの策定に ついて	平成25年4月12日基発第 412002号	厚生労働省	別添1 第4(3)	線量当量率の掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
277	通知・通達	事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の 放射線障害防止のためのガイドラインの策定に ついて	平成25年4月12日基発第 412002号	厚生労働省	別添1 第6 5(1)	喫煙等禁止場所の掲示	書面掲示	1-①	1-①	杏		
278	通知・通達	検体測定室に関するガイドラインについて	平成26年4月9日医政発第 409004号	厚生労働省	(別紙) 第2 19	救急隊への通報体制につ いての手順書の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
279	通知・通達	検体測定室に関するガイドラインに係る疑義解 釈集(Q&A)の送付について	平成26年6月18日事務連絡	厚生労働省	(別添)第2 問20 答	救急隊への通報体制につ いての手順書の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
280	通知・通達	労働者派遣事業の適正な運営の降保及び派遣労 働者の保護等に関する法律等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係政省令等の制定について	平成27年9月29日職発第 929017号	厚生労働省	第6 労働者派遣の役務の 提供を受ける期間 2 過半数労働組合等から の意見聴取手続 ④ 派遣先は、③に掲げる 事項を、次に掲げるいずれ かの方法によって、	意見聴取内容等の掲示	書面掲示	2-4①	2-4①	否		
281	通知・通達	「受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集 (Q&A) について」の一部改正について	平成28年4月28日基安労発第 428001号	厚生労働省	(別紙) 受動喫煙防止対策助成金に 関する質疑応答集(Q&A) (答VI5)	喫煙室の使用方法の掲示	書面掲示	1-②	1-2	否		
282	通知・通達	地域医療連携推進法人制度について	平成29年2月17日医政発第 217016号	厚生労働省	第2 制度内容 2 地域医療連携推進法人 の業務等について (5) 参加病院等の広告及 び標章について(法第6条の 5・法第70条の11関係)	標章の掲示義務	書面掲示	3-2	3-2	Ki		
283	通知・通達	厚生年金基金制度の施行について	昭和41年9月27日年発第362 号	厚生労働省	第二 二	基金の設立等における掲 示(公告)義務	書面掲示	1-②	2-412	鞍	令和5年中	
284	通知・通達	国民年金法等の一部改正に伴う厚生年金基金の 事務処理等について	平成19年3月30日年企発第 0330002号	厚生労働省	第一 三 (5)②	改定者に対する通知に係 る掲示 (公告) 義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和8年5月 (可能な限り早期の 完了を目指す)	工程表において、公示送達関係の見直しは令和8 年5月までに実施することとされているため。
285	通知・通達	確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割 及び責任に関するガイドラインについて	平成14年3月29日年発第 0329009号	厚生労働省	別添6(3) 別添 厚生年金基金の資産	業務概況の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-41)2	否		
286	通知・通達	厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任 に関するガイドラインについて(通知)	平成9年4月2日年発第2548号	厚生労働省	運用関係者の役割及び責任 に関するガイドライン 八 (3)	業務概要の掲示	書面掲示	2-412	2-412	否		
287	通知・通達	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営に関する基準について	平成11年9月17日老企第25号	厚生労働省	3.運営に関する基準 (23) 苦情処理①	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、「指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準」等の書面掲示 規制の見蔵し完了時期を令和6年3月までとして おり、当該見高しの完了により対応可能であるた め。
288	通知・通達	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介 護予防サービスに関する基準について	平成18年3月31日老計発 0331004ほか	厚生労働省	3.運営に関する基準 (28) 苦情処理①	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	麥		工程表において、「指定地域密着型サービス及び 指定地域密着型介護予防サービス及び 指定地域密着型介護予防サービスに関する基準」 等の地面掲示規制の見直し完了時期を令和6年3 月までとしており、当該見直しの完了により対応 可能であるため。
289	通知・通達	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準について	平成11年7月29日老企第22号	厚生労働省	3.運営に関する基準 (20) 苦情処理④	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、「指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準」等の書面掲示規制の 見直し完了時期を令和6年3月までとしており、 当該見直しの完了により対応可能であるため。
290	通知・通達	指定介護老人福祉施設の人員、設備並びに選営 に関する基準について	平成12年3月17日老企第43号	厚生労働省	第4 運営に関する基準 35 苦情処理	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要		工程表において、「介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関する基準」等の書画掲 示規制の見嘉し完了時期を令和6年3月までとし ており、当該見直しの完了により対応可能である ため。
291	通知・通達	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第44号	厚生労働省	第4 運営に関する基準 33 苦情処理	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要女		工程表において、「介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関する基準」等の書面掲 示規制の見直し完了時期を令和6年3月までとし ており、当該見直しの完了により対応可能である ため。
292	通知・通達	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130 条の定部1項の規定によりなおその効力を有す もものとされた指定介護審養型医療施設の人 員、設備及び運営に関する基準について	平成12年3月17日老企第45号	厚生労働省	第4 運営に関する基準 30 苦情処理	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要		工程表において、「健康保険法等の一部を改正す る法律附則第130条の2第1項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた指定介護療養型医療 施設の人員、股陽及び運営に関する基準」等の書 面掲示規制の見蔵し完了等期を令和6年3月まで とも5年3月まで とあり、当該見産しの完了により対応可能で あるため。
293	通知・通達	指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準について		厚生労働省	3.連當に関する基準 (20) 苦情処理④	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、「指定介護予防支援等の事業の 人員及び運営並びに指定が遵予防支援等に係る介 議予的のための無的な支援の方法に関する基 車」等の書面掲示規制の見直し元了時期を令和6 年3月までとしており、当該見臨しの完了により 対応可能であるため。 工程表において、「健康保険法等の一部を改正す
294	通知・通達	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に ついて	平成20年5月30日老発 0530002	厚生労働省	第4 運営に関する基準16 苦情処理 (1)	相談窓口等の掲示	書面掲示	2-4①	3-4	要	令和6年3月まで	る法律特別第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療 施設の人員、投稿及び運営に関する基準1等の書 施設の人員、投稿及び運営に関する基準1等の書 画掲示規制の見高し完了時期を令和6年3月まで としており、当該見直しの完了により対応可能で あるため。
295	通知・通達	社会福祉法人の認可について(通知)	平成12年12月1日降第890号 社援2618号 老発第794号 児発第908号	厚生労働省	別紙2 社会福祉法人定款例第39 条	社会福祉法人の掲示(公 告)義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
296	通知・通達	共済事業向けの総合的な監督指針	平成18年3月31日経営第 7481号	農林水産省	IIΞ-Ξ	業務停止等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
297	通知・通達	共済事業向けの総合的な監督指針	平成18年3月31日経営第 7481号	農林水産省	II —四—五—三——二	ADR機関の名称等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
298		委託事業の契約方式について	平成17年3月1日経第1720号		別添一 三	公募の際の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
299	通知・通達	企画競争方式による調達手続について	平成17年12月12日経第1375 号	農林水産省	別添 五	調達内容等の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
300	通知·通達 通知·通達	農業経営基盤強化促進法の基本要綱 家畜共済事務取扱要領	平成24年5月31日経営第564 号 平成30年10月2日経営第	農林水産省農林水産省	第一○ 三 第1章第24節3 (3)	農用地利用集積計画を定 めた旨等の掲示 標準の提示差数	書面掲示	3-4 1-②	3-4	否要	令和5年中	
			1400号 平成30年10月2日経営第			標識の掲示義務						
302		家畜共済事務取扱要領	1400号 平成21年12月11日経営/農		第1章第24節4 (3)	標識の掲示義務	書面掲示	1-②	3-2	要	令和5年中	
		農地法関係事務処理要領の制定について 無需認受対象法ルルデュルサ大亜網	振第4608号 平成24年5月31日経営第564		第一四 三	入札の掲示(公告)義務 農用地利用規程を認定し				否	&mr#+	
304	通知·通達	農業経営基盤強化促進法の基本要綱 「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」における受注者側技	号 平成15年3日14日同章技/国		第一二 三 指名通知の記載例	たときの掲示 技術資料収集に係る掲示	書面掲示	2-4①	3-4 3-4注	要要	令和5年中	
306	通知・通達	術者の増員について 建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報	平成7年4月17日営建発/厚	国土交通省	2	発注予定情報の掲示(公 ま) 美数	書面掲示	3-4	3-4	否		
307	通知・通達	の公表について 総合評価落札方式の実施に伴う手続について	契発/技調発第34号 平成12年9月20日営計発/厚 契発/技調発第132号	国土交通省	=	表)義務 技術資料収集に係る掲示	書面掲示	2-41	3-4注	要	令和5年中	

		т.										令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見産し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともポジタル原則適合性が確保でき でいることを確認済	見直し完了時期 ※「中和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
308	通知・通達	工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に ついて	平成13年3月30日国官会/国 官地第1428号	国土交通省	2 (1)	発注の見通し情報の掲示 (公表)義務	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
309	通知・通達	工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に ついて	平成13年3月30日国官会 / 国 官地第1428号	国土交通省	2 (2)	発注の見通し情報の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
310	通知・通達	工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に	平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	5 (2)	(公表)義務 発注の見通し情報の掲示	書面掲示	2-412	3-4	要	令和5年中	
		ついて 低入札価格調査制度調査対象工事における契約	官地第1428号 平成15年2月10日国地契第85		3 (2)	(公表)義務 技術資料収集に係る掲示						
311	通知・通達	の保証の額について	号	国土交通省	III	義務	書面掲示	2-4①	3-4注	要	令和5年中	
312	通知・通達	低入札価格調査制度調査対象工事における前金 払の縮減について	平成15年4月15日国官技/国 営計/国地契第14号	国土交通省	2	技術資料収集に係る掲示 義務	書面掲示	2-41	3-4注	要	令和5年中	
313	通知・通達	低入札価格調査制度調査対象工事における前金	平成15年4月15日国官技/国	国土交通省	附則	技術資料収集に係る掲示	書面掲示	2-4①	3-4注	要	令和5年中	
314	通知・通達	払の縮減について 工事における I S O 9 O O 1認証取得を活用し	営計/国地契第14号 平成16年9月1日国官技/国		12	義務 技術資料収集に係る掲示	書面掲示	2-4①		要	令和5年中	
314	週和 : 週班	た監督業務等の取扱いについて	営計/国地契第117号 平成17年8月29日国官技/国	国工义进制	12	義務 技術資料収集に係る掲示	鲁国彻水	2-4(1)	3-4注	*	744044	
315	通知・通達	指名業者名の事後公表の推進について	當計/国地契第102号	国土交通省	五	義務	書面掲示	2-4①	3-4注	要	令和5年中	
316	通知・通達	簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続につ いて	平成17年10月7日国官技/国 営計/国地契第137号	国土交通省	(「総合評価落札方式の実 施に伴う手続について」の 一部改正) 二	技術資料収集に係る掲示 義務	書面掲示	2-4①	3-4注	要	令和5年中	
317	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公绿 第150号	国土交通省	8(2)4)7	管理協定を締結しようと する場合等の掲示(公 告)義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
318	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公绿 第150号	国土交通省	11(2)③イ	緑地協定の認可の申請が あった場合等の掲示(公 告)義務	書面掲示	3-4	3-4	否		
319	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公緑 第150号	国土交通省	12-1(1)⑦	市民緑地契約を締結した 場合等の掲示 (公告) 義	書面掲示	3-4	3-4	否		
320	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公緑	国土交通省	13(2)①カ	務 みどり法人の指定の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
321	通知·通達	景観法運用指針	第150号 平成16年12月17日国都計第	国土交通省	V3 (4)	(公示) 義務 管理協定を締結しようと する場合等の掲示(公	書面掲示	3-4	3-4	否		
322	通知・通達	景観法運用指針	111号 平成16年12月17日国都計第	国土交通省	V9 (3)	告)義務 景観協定の認可の申請が	書面掲示	2.1	3-4	**		
		景觀法運用指針 建築現場における鉄骨製作工場名の表示につい	111号 平成4年9月30日住指発第347		¥ 3 (3)	あった場合等の掲示(公 告)義務		3-4		否	America.	
323	通知・通達	τ	8	国土交通省	5	表示板の掲示義務	書面掲示	1-②	2-4112	要	令和5年中	
324	通知・通達	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し (レンタカー) の取扱いについて	平成7年6月13日自旅第138号	国土交通省	2 (3)	運転者の労務供給の禁止 の掲示義務	書面掲示	2-4①②	2-412	否		
325	通知・通達	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業 の路線の休止又は廃止に関する手続の取扱いに ついて	平成13年9月26日国自旅第92 号	国土交通省	1四(三)	廃止等の繰上げの届出が あった場合等の掲示(公 示)義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和5年中	
326	通知・通達	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業 の路線の休止又は廃止に関する手続の取扱いに	平成13年9月26日国自旅第92	国土交通省	I 🖭 (四)	所に等の繰下げの届出が あった場合等の掲示(公	書面掲示	1-②	3-4	要	令和5年中	
227	1840 - 1814t	ついて 数字小部と写用もも / 第 4 年)	平成30年3月国土交通省都市	用上六海小	D 2/4/T)7	示)義務 協定を閲覧に供している	中面担ニ	1.0	2.4	785	Ances a+~	工程表において、関連法令である都市公園法令の 書面掲示規制の見直し完了時期を令和6年4月~
327	週和"週迷	都市公園法運用指針(第4版)	局	国土交通省	8-2(4)①7	旨の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	6月としており、本指針についてもそれと併行し て見直しを実施するため。
328	通知・通達	道路法等の一部を改正する法律等の施行につい て	平成元年12月20日道政発第 86号 令和3年6月22日国住マ第	国土交通省	第2 (1)	協定を閲覧に供している 旨の掲示	書面掲示	1-①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年6月までに実施することとされているため。
329	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	33号	国土交通省	第43条第3項(単棟型)	招集の通知に代える掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
330	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第43条第8項(単棟型)	利害関係者に対する掲示 義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
331	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第	国土交通省	第49条第4項又は第6項	議事録の保管場所の掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
222	1200 1216		33号 令和3年6月22日国住マ第	見したほか	(単棟型)	義務 規約原本等の保管場所の	- maxim	1.0	1.0	-		
332	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	33号	国土交通省	第72条第6項(単棟型)	掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
333	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第45条第3項(団地型)	招集の通知に代える掲示	書面掲示	1-①	1-①	呇		
334	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第45条第9項(団地型)	利害関係者に対する掲示 義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
335	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第	国土交通省	第51条第4項又は第6項	議事録の保管場所の掲示	書面掲示	1-(1)	1-①	否		
-			33号 令和3年6月22日国住マ第		(団地型)	義務 利害関係者に対する掲示						
336	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	33号	国土交通省	第69条第7項(団地型)	義務	書面掲示	1-(1)	1-(1)	否		
337	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第74条第5項又は第7項 (団地型)	議事録の保管場所の掲示 義務	書面掲示	1-1	1-①	否		
338	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第82条第6項(団地型)	規約原本等の保管場所の 掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
339	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第	国土交通省	第47条第3項(複合用途	掲集の通知に代える掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
-			33号 令和3年6月22日国住マ第		型) 第47条第8項(複合用途	和書関係者に対する掲示						
340	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	33号	国土交通省	型)	義務	書面掲示	1-(1)	1-(1)	否		
341	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第53条第4項又は第6項 (複合用途型)	議事録の保管場所の掲示 義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
342	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第 33号	国土交通省	第77条第6項(複合用途型)	規約原本等の保管場所の 掲示義務	書面掲示	1-①	1-①	否		
343	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日国住マ第	国土交通省	第69条第3項(団地型)	招集の通知に代える掲示	書面掲示	1-①	1-①	否		
344		「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う避難確保計画と消防計画との	33号 平成28年3月11日事務連絡	内閣府	第二 10	噴火情報の掲示	書面掲示	2-4(1)(2)	2-412	否		
		関係に係る留意事項について		総務省	(別添)					-8		
345	通知・通達	大規模災害における応急救助の指針について	平成9年6月30日社援保第122 号	内閣府 厚生労働省	大規模災害における応急救 助の拍針 第4 情報提供 2 多様な情報提供手段の	被災者の必要性に即した 情報提供の掲示	書面掲示	2-4①②	2-412	否		
346	通知・通達	大規模災害における応急救助の指針について	平成9年6月30日社援保第122 号	内閣府 厚生労働省	法用 (別添) 大規模災害における応急救 助の指針 第4 情報提供 3 障害者や外国人への情 報提供 (1) 障害者への情報提供	障害者への情報提供の掲示	書面掲示	2-412	2-4①②	答		
347	通知・通達	適正な電力取引についての指針	平成11年12月20日 公正取引委員会	公正取引委員会	P IV2 (2) -1	受託者の公募の掲示	書面掲示	3-4	3-4	否		
	Ask		通商産業省	経済産業省			m m 14/1*			1		
1	告示	参議院比例代表選出議員選挙執行規程	昭和58年4月15日中央選挙管 理会告示第3号	総務省	第十五条	中央選挙管理会に提出された選挙運動に関する寄 附及びその他の収入並び に支出の報告書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	否		
2	告示	電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第 二項に基づき情報の開示に関する事項を定める 件		総務省	第三条	接続の請求に際して必要 な情報の閲覧	往訪閲覧	3-3	3-3	否		
3	告示	第気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項	平成13年6月11日総務省告示	総務省	第三条	接続の手続及び費用負担	往訪閲覧	3-3	3-3	否		
L		の規定に基づく情報の開示に関する件	第395号			に関する情報等の閲覧						

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し下る。現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年申」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見蔵し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
4	告示	私立博物館における青少年に対する学習機会の 充実に関する基準	平成9年3月31日文部省告示 第54号	文部科学省	第四条	基準を満たしていると認 める博物館名簿の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
5	告示	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	平成23年12月20日文部科学 省告示第165号	文部科学省	第九条	博物館で実施する事業の 内容等に係る閲覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和5年中	
6	告示	相税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二 第三項の規定に基づく文部科学大臣又は文部科 学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議 して定める要件及び方法	平成28年5月6日総務省/文	文部科学省	第1項	修学支援基金名称等確認 書類及び修学支援基金明 細書の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年中	
7	告示	相税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二 第四項の規定に基づく文部科学大臣又は文部科 学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議 して定める要件及び方法		文部科学省	本則	研究等支援基金名称等確 認書類及び研究等支援基 金明細書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年中	
8	告示	日本薬局方	令和3年6月7日厚生労働省告 示第220号	厚生労働省	本則	日本薬局方の全文の縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
9	告示	輸出植物検疫規程	昭和25年8月4日農林省告示 第231号	農林水産省	第十一条	輸入国の要求している事 項の縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
10	告示	農薬取締法第三十一条第三項の規定に基づく検 資方法	平成9年9月22日農林水產省 告示第1482号	農林水産省	本則	農薬の有効成分の分析法 等の農林水産大臣が定め た検査方法について、農 林水産省及び独立行政法 人農林水産消費安全技術 センターにおいて縦覧に 供するもの。	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
11	告示	農業保険法施行規則第百十七条第一項の診療を の他の行為によって組合機等が負担すべき費用 の内容に応じて無株水産上版が空める高数及び 関令第百六十六条の診療その他の行為によって 組合員等が負担すべき費用のうち法第百四十四 条第二項第二号に関する診療技術等以外の ものの内容に応じて農林水産大臣が定める后数	平成30年10月1日農林水産省 告示第2154号	農林水産省	本則	農林水産大臣が定める点 数に係る関係書類の秘覧	往訪問覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
12	告示	農業保険法施行規則第九十一条第一項の規定に 基づく令和三年産の妻に適用する一キログラム	令和2年8月12日農林水産省	農林水産省	本則	令和三年産の麦に適用す るーキログラム当たり共	往訪問覧	1-(1)	3-4	要	令和5年中	
13	告示	当たり共済全額の範囲 令和三年産の春稲えばれいしょ等に係る農業保 妹法施行規則第百四十四条第一項の農林水産大	告示第1510号 令和2年11月9日農林水産省 告示第2175号	農林水産省	本則	済金額の範囲に係る関係 書類の縦覧 令和三年産の春植えばれ いしょ等に係る関係書類	往訪問覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
14	告示	臣が定める二以上の金額 農業保険法施行規則第九十一条第一項の規定に 基づく令和四年産の麦に適用する一キログラム	令和3年8月12日農林水産省 告示第1379号	農林水産省	本則	の縦覧 令和四年産の麦に適用す るーキログラム当たり共 済金額の範囲に係る関係	往訪問覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
15	告示	当たり共済全額の範囲 令和四年産の春植えばれいしょ等に係る農業保 鉄法施行規則第百四十四条第一項の農林水産大 田林安州スニリトの金額	令和3年11月2日農林水産省 告示第1857号	農林水産省	本則	書類の縦覧 令和四年産の春植えばれ いしょ等に係る関係書類	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
16	告示	臣が定める二以上の金額 日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八 条第二項の主務大臣が定める農林物資について の取扱業者の認証の技術的基準等	平成18年2月7日農林水産省 告示第125号	農林水産省	3.5	の縦覧 認証事業者の認証等に係 る閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
17	告示	乾めん類の日本農林規格	昭和61年6月9日農林水産省 告示第911号	農林水産省	4.2.4	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
18	告示	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格	昭和60年4月20日農林水産省 告示第531号	農林水産省	第3条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
19	告示	ジャム類の日本農林規格	昭和63年4月20日農林水産省 告示第524号	農林水産省	4表	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
20	告示	ドレッシングの日本農林規格	昭和50年10月4日農林省告示 第955号	農林水産省	4.1.5	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
21	告示	トマト加工品の日本農林規格	昭和54年10月11日農林水産 省告示第1419号	農林水産省	4.2.5	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
22	告示	醸造酢の日本農林規格	昭和54年6月8日農林水産省 告示第801号 昭和56年8月21日農林水産省	農林水産省	4.7	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
23	告示	ハム類の日本農林規格	告示第1260号 昭和46年2月26日農林省告示	農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
24	告示	プレスハムの日本農林規格	第338号 昭和52年4月25日農林省告示	農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
25 26	告示	ソーセージの日本農林規格	第411号 昭和48年4月10日農林省告示	農林水産省農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
27	告示	ベーコン類の日本農林規格 熟成ハム類の日本農林規格	第786号 平成7年12月20日農林水産省	農林水産省	第3条 第4条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧往訪閲覧	3-4	3-4	否		
28	告示	熟成ソーセージ類の日本農林規格	告示第2073号 平成7年12月20日農林水産省	農林水産省	第4条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
29	告示	熟成ペーコン類の日本農林規格	告示第2074号 平成7年12月20日農林水産省	農林水産省	第4条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
30	告示	食用植物油脂の日本農林規格	告示第2075号 昭和44年3月31日農林省告示	農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい ストの体制に達せた	往訪問覧	3-4	3-4	否		
31	告示	マーガリン類の日本農林規格	第523号 昭和60年6月22日農林水産省 告示第932号	農林水産省	4.1.7	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい スピの情報伝達女法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
32	告示	ショートニングの日本農林規格	告示第932号 平成3年8月1日農林水産省告 示第989号	農林水産省	4.6	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
33	告示	精製ラードの日本農林規格	平成3年8月1日農林水産省告 示第988号	農林水産省	4.1.7	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
34	告示	ウスターソース類の日本農林規格	昭和49年6月27日農林省告示 第565号	農林水産省	第3条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
35	告示	炭酸飲料の日本農林規格	昭和49年6月27日農林省告示 第567号	農林水産省	第3条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪問覧	3-4	3-4	否		
36	告示	乾燥スープの日本農林規格	昭和50年5月30日農林省告示 第602号	農林水産省	4.1.9	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
37	告示	チルドハンバーグステーキの日本農林規格	昭和52年10月8日農林省告示 第1016号	農林水産省	4表	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
38	告示	チルドミートボールの日本農林規格	昭和62年9月5日農林水産省 告示第1238号	農林水産省	4表	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
39	告示	豆乳類の日本農林規格	昭和56年11月16日農林水産 省告示第1800号	農林水産省	第4条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪問覧	3-4	3-4	否		
40	告示	にんじんジュース及びにんじんミックスジュー スの日本農林規格	平成8年3月28日農林水産省 告示第388号	農林水産省	第4条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
41	告示	果実飲料の日本農林規格	平成10年7月22日農林水産省 告示第1075号 平成6年8月9日農林水産省告	農林水産省	第12条	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
42	告示	煮干魚類の日本農林規格	平成6年8月9日展外不產會告示第1132号 昭和50年3月25日農林省告示	農林水産省	第3条	製品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
43	告示	風味調味料の日本農林規格	第310号 平成9年3月27日農林水産省	農林水産省	4.7	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪問覧	3-4	3-4	否		
44	告示	水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格	告示第446号 平成14年7月24日農林水産省	農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪問覧往訪問覧	3-4	3-4	否		
45	告示	農産物缶詰及ひ農産物瓶詰の日本農杯現格 しょうゆの日本農林規格	告示第1305号 平成16年9月13日農林水産省	農林水産省農林水産省	用3来 4.1	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪問覧	3-4	3-4	否		
47	告示	農産物漬物の日本農林規格	告示第1703号 平成17年11月14日農林水産	農林水産省	4.1.8	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい	往訪問覧	3-4	3-4	否		
48	告示	パン粉の日本農林規格	省告示第1752号 平成19年11月28日農林水産	農林水産省	4.3	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい ストの体制に達ませ	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
49	告示	即席めんの日本農林規格	省告示第1491号 平成21年4月9日農林水産省 生工第494号	農林水産省	第3条	る旨の情報伝達方法 食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
\Box		l .	告示第484号	l	1	る旨の情報伝達方法		1	1			1

		T								•		令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見産し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
50	告示	そしゃく配慮食品の日本農林規格	平成28年8月17日農林水産省 告示第1568号	農林水産省	4.1	食品が規格に適合してい る旨の情報伝達方法	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
51	告示	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号及 び第十号から第十三号等の規定に基づく主務大 臣の指定する資金等		財務省農林水産省	第十二号	主務大臣の指定する地域 に関する縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
52	告示	農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づ き、同項の規定により農林水産大臣が定める特 定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定め 7.46		農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
53	告示	る件 農業保険法第百四十八条第二項の規定に基づ ま、令和四年産のうんしゅうみかん等並びに令 和五年産のなつみかん及びかんまつ類の果樹の 果実のーキログラム当たり価額として農林水産	令和3年2月8日農林水産省告 示第250号	農林水産省	本則	関係書類の線覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
54	告示	大臣が定める金額 農業保険法第百四十八条第二項の規定に基づ き、令和五年産のうんしゅうみかん等並びに令 和六年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹の 果実の一キログラム当たり価額として農林水産	令和4年3月14日農林水産省 告示第563号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
55	告示	大臣が定める金額 農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件	令和3年2月5日農林水産省告	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和5年中	
56	告示	農業保険法施行規則第百九条の農林水産大臣が	示第239号 令和元年12月23日農林水産	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
57	告示	定める率を定める件 家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件	省告示第1698号 令和元年12月23日農林水産 省告示第1699号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4② 2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
58	告示	農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣 が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十 六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大	令和元年12月23日農林水産	農林水産省	本則	関係書類の線覧	往訪閲覧	2-4(1) 2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
59	告示	臣が定める事由を定める件 果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件	令和4年1月25日農林水産省	農林水産省	本則	関係書類の線覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和5年中	
60	告示	畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件	告示第115号 令和4年1月25日農林水産省 告示第116号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4② 2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
61	告示	園芸施設共済に係る共済掛金標準率等を定める 仕	令和3年2月5日農林水産省告 示第240号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4(1) 2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
62	告示	世 農業保険法施行規則第九十一条第一項の規定に 基づく令和五年産の麦に適用する一キログラム	令和4年8月17日付農林水産 省告示第1318号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
63	告示	当たり共済金額の範囲 令和三年産の秋植えばれいしょ等に係る農業保 険法施行規則第百四十四条第一項の農林水産大 臣が定める二以上の金額	令和3年4月1日農林水産省告 示第471号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
64	告示	令和四年産の秋楠えばれいしょ等に係る農業保 族法施行規則第百四十四条第一項の農林水産大 臣が定める二以上の金額	令和4年4月15日農林水産省 告示第780号	農林水産省	本則	関係書類の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
65	告示	システム監査企業台帳に関する規則	平成3年3月8日通商産業省告 示第72号	経済産業省	第四条	システム監査企業台帳の 閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
66	告示	貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関 する規程		経済産業省	第十五条	証拠等、意見又は情報等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	2-3① 2-3②	否		
67	告示	OSIに係る国内標準及び組織の登録に関する	平成2年12月6日通商産業省	経済産業省	第四条	登録簿の閲覧	往訪閲覧	2-3③ 2-4①	2-3③	要	令和5年中	
68		規程	告示第502号 平成7年6月15日総理府告示			京都市歴史的風土保存区		2-4②	3-4			
00	告示	京都市歴史的風土保存区域の指定	第37号	国土交通省	本則	域を表示する図面に係る 縦覧 奈良市歴史的風土保存区	往訪閲覧	2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
69	告示	奈良市歴史的風土保存区域の指定	昭和41年12月14日総理府告 示第49号	国土交通省	本則	域を表示する図面に係る 縦覧 天理市、橿原市及び桜井	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
70	告示	天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域 の指定	示第39号	国土交通省	本則	市歴史的風土保存区域を 表示する図面に係る縦覧 奈良県生駒郡斑鳩町歴史	往訪問覧	2-4(1) 2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
71	告示	奈良県生駒郡班鳩町歴史的風土保存区域の指定	昭和41年12月14日総理府告 示第51号	国土交通省	本則	が展生保存区域を表示す る図面に係る縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
72	告示	鎌倉市歴史的風土保存区域の指定	平成12年3月17日総理府告示 第12号	国土交通省	本則	鎌倉市歴史的風土保存区 域を表示する図面の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
73	告示	土砂災害防止対策基本指針	令和2年8月4日国土交通省告 示第785号	国土交通省	=	土砂災害警戒区域等についての閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
74	告示	不動産投資顧問業登録規程	平成12年9月1日建設省告示 第1828号	国土交通省	第十条	不動産投資顧問業者登録 簿の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
75	告示	不動産投資顧問業登録規程 全国路線網に属する高速道路等の道路整備特別	平成12年9月1日建設省告示 第1828号	国土交通省	第二十八条	事業報告書の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年6月までに実施することとされているため。
76	告示	車面は砂砂に属する同志型は守り型は距離付別 措置法第三条第一項又は第六項の規定による許 可に係る料金の額及びその微収期間に係る公聴 会規程 全国路線網に属する高速道路等の道路整備特別		国土交通省	第五条	公聴会の事案の申請書そ の他の参考となる書類に 係る閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
77	告示	措置法第三条第一項又は第六項の規定による許可に係る料金の額及びその微収期間に係る公聴 会規程		国土交通省	第十五条	公聴会で公述された事項 に係る閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年中	
78	告示	建設コンサルタント登録規程	昭和52年4月15日建設省告示 第717号	国土交通省	第十六条	登録簿及び登録停止簿並 びに登録申請書、現況報 告書及び変更届出書に係 る閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
79	告示	補償コンサルタント登録規程	昭和59年9月21日建設省告示 第1341号	国土交通省	第十四条	登録簿並びに登録申請 書、現況報告書、変更届 出書及び登録追加申請書 に係る閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
80	告示	地質調査業者登録規程	昭和52年4月15日建設省告示 第718号	国土交通省	第十五条	登録簿及び登録停止簿並 びに登録申請書、現況報 告書及び変更届出書に係 る閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
81	告示	気象庁気象衛星無線通報規則	昭和60年1月26日気象庁告示 第3号	国土交通省	第二条	衛星通報に用いる電波の 型式、変調方式、周波数 等の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
82	告示	陸域を定める告示	昭和49年7月13日運輸省告示 第279号	国土交通省	第一号	陸域の図面に関する縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
83	告示	陸域を定める告示	昭和49年7月13日運輸省告示 第279号	国土交通省	第二号	陸域の図面に関する縦覧	往訪問覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
84	告示	陸城を定める告示	昭和49年7月13日運輸省告示 第279号 昭和49年7月12日運輸省告示	国土交通省	第三号	陸域の図面に関する縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
85	告示	陸城を定める告示	昭和49年7月13日運輸省告示 第279号 昭和49年7月13日運輸省告示	国土交通省	第四号	陸域の図面に関する縦覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和5年中	
86	告示	陸域を定める告示	昭和49年7月13日建輸會旨示 第279号 昭和52年7月14日海上保安庁	国土交通省	第五号	陸域の図面に関する縦覧 分離通航方式に係る図面	往訪閲覧	1-① 2-4①	3-4	要	令和5年中	
87	告示	分離通航方式に関する告示 標準国際利用航空運送約款	告示第82号 平成2年12月1日運輸省告示		第3号	の縦覧	往訪問覧往訪問覧	2-4②	3-4注 3-4	要要	令和5年中 会和6年6日まで	貨物利用運送事業法第9条及び第27条の見直しが 会和6年度6日までに実施することとされている
	告示		第594号 昭和62年7月9日建設省告示			款の閲覧 下水道処理施設維持管理		1-①			令和6年6月まで	令和6年度6月までに実施することとされている ため。
89	告示	下水道処理施設維持管理業者登録規程	第1348号	国土交通省	第十一条	業者登録簿等の閲覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見座し要否 来見直に高」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「他和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見蔵し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
90	告示	大津市歴史的風土保存区域の指定	平成16年6月15日国土交通省 告示第659号	国土交通省	本則	大津市歴史的風土保存区 域を表示する図面の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
91	告示	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に	平成26年11月28日国土交通	国土交通省	第九条	財務諸表等の閲覧	往訪閲覧	2-3①	3-3	要	令和5年中	
92	告示	資する技術者資格登録規程 道路運送率両の保安基準の細目を定める告示	省告示第1107号 平成14年7月15日国土交通省	国土交通省	別表	ガソリン・LPG等を燃料 とする重量車用車速変換	往訪閲覧	2-3(3)	3-4	否		
-	日小	自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事	告示第619号	國工人也目	771-93	プログラムの閲覧	TENNINE	3-4	3-4			
93	告示	項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並び に二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係 る略号に関する告示		国土交通省	第二条	自動車登録ファイルの登 録事項及び検査記録事項 等に係る数字番号の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
94	告示	特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定 方法等を定める告示	平成28年4月28日国土交通省 告示第720号	国土交通省	第七条	登録確定事業者登録簿の 縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
95	告示	昼間障害標識を設置しなければならない架空線 を定める告示	平成17年12月26日国土交通 省告示第1478号	国土交通省	第1項	昼間障害標識に係る区域 の縦覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和5年中	
96	告示	自動車排出ガスの量の許容限度	昭和49年1月21日環境庁告示 第1号	環境省	別表第一	ガソリン重量車用車速変 換プログラムの閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
97	告示	石綿合有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容 等の基準等	平成18年7月26日環境省告示 第99号	環境省	第十条	石綿含有一般廃棄物等の 無害化処理に係る記録の 関覧	往訪閲覧	1-①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、同様の対応を要する法令(廃棄 物の処理及び清掃に関する法律第8条の4)の見 直しが令和5年度3月までに実施することとされ ているため。
98	告示	低濃度ポリ塩化ピフェニル廃棄物に係る無害化 処理の内容等の基準等	平成21年11月10日環境省告 示第69号	環境省	第九条	低濃度ポリ塩化ピフェニ ル廃棄物の無害化処理に 係る記録の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、同様の対応を要する法令(廃棄 物の処理及び清掃に関する法律第8条の4)の見 直しが令和5年度3月までに実施することとされ ているため。
99	通知・通達	公正取引委員会における行政文書の管理に関す る定め	平成23年4月1日公正取引委 員会訓令第1号	公正取引委員 会	第15条第2項	行政文書ファイル管理簿 の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
100	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	III - 2 - 3 - 4 (2)	説明書類の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(金融商品取引法 第46条の4及び第47条の3)の見直しが令和5年 度3月までに実施することとされているため。
101	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV-1-3 (4)	利益相反管理方針の概要 の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
102	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV - 3 - 1 - 4 (1)	非公開情報の管理方法等 に関する閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
103	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV - 3 - 1 - 4 (1)	非公開情報の管理方法等に関する閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
104	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV - 3 - 1 - 4 (1)	非公開情報の管理方法等 に関する閲覧 い答案の必要判断に重要	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
105	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV - 3 - 4 - 2 - 2	投資者の投資判断に重要 な影響を与える事項の閲 覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
106	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	IV - 3 - 4 - 2 - 2 (2)	当該金融商品取引業者等 の商号等の概要の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
107	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	V - 2 - 4 - 2 - 3	投資者の投資判断に重要 な影響を与える事項の閲 覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
108	通知・通達	企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)	平成11年4月1日	金融庁	法第二五条(有価証券届出 書、有価証券報告書等の公 衆縦覧)関係	有価証券届出書等の縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
109	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月26日	金融庁	VIII - 4 - 2 - 7 - 2 (5)	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施することとされているため。
110	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月26日	金融庁	VII - 4 - 2 - 7 - 2 (2)	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施するこ ととされているため。
111	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	IV - 4 - 2 - 7 - 2	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施することとされているため。
112	通知・通達	信用格付業者向けの監督指針	平成22年4月1日	金融庁	III - 2 - 3 (2)	説明書類の閲覧	往訪閲覧	3-4 2-3①	3-4	否		工程表において、関連する法令(金融商品取引法
113	通知・通達	信用格付業者向けの監督指針	平成22年4月1日	金融庁	III - 3 - 1 (7)	信用格付業者登録簿の縦覧	往訪閲覧	2-3② 2-3③ 2-3①	3-3	要	令和6年3月まで	第66条の29第2項)の見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。 工程表において、関連する法令(金融商品取引法
114	通知・通達	信用格付業者向けの監督指針	平成22年4月1日	金融庁	III - 3 - 1 (7)	信用格付業者登録簿の縦 覧	往訪閲覧	2-3(2) 2-3(3) 2-3(1)	3-3	要	令和6年3月まで	第66条の29第2項)の見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。 工程表において、関連する法令(金融商品取引法
115	通知・通達	信用格付業者向けの監督指針	平成22年4月1日	金融庁	III - 3 - 1 (7)	信用格付業者登録簿の縦 覧	往訪閲覧	2-3② 2-3③ 2-3①	3-3	要	令和6年3月まで	第66条の29第2項)の見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。 工程表において、関連する法令(金融商品取引法
116	通知・通達	信用格付業者向けの監督指針	平成22年4月1日	金融庁	III - 3 - 1 (7)	信用格付業者登録簿の縦 覧	往訪閲覧	2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	第66条の29第2項)の見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。
117	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	III - 3 - 1 (9)	金融商品取引業者登録簿 の線覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(金融商品取引法 第29条の3第2項)の見直しが令和5年度3月ま でに実施することとされているため。
118	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	III - 3 - 1 (9)	金融商品取引業者登録簿 の縦覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(金融商品取引法 第29条の3第2項)の見直しが令和5年度3月ま でに実施することとされているため。
119	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	III - 3 - 1 (9)	金融商品取引業者登録簿 の線覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(金融商品取引法 第29条の3第2項)の見面しが今和5年度3月までに実施することとされているため。
120	通知・通達	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	平成19年8月1日	金融庁	III - 3 - 1 (9)	金融商品取引業者登録簿 の縦覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(金融商品取引法 第29条の3第2項)の見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。
121	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(保険業法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見直しが令和5年度3月までに実施することとされているため。
122	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪閲覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	不住ものもの。 工程表において、関連する法令(保険業法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見直しか令和5年度3月までに実施することとされているため。
123	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(保険業法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見面しが令和5年度3月までに実施することとさ れているため。
124	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(保険要法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見直しが令和5年度3月までに実施することとさ れているため。
125	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(保険業法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見直しが令和5年度3月までに実施することとさ れているため。
126	通知・通達	少額短期保険業者向けの監督指針	平成18年4月1日	金融庁	III - 2 - 1 (5)	少額短期保険業者登録簿 の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(保険業法第272 条の3第2項、保険業法施行規則211条の7)の 見直しが令和5年度3月までに実施することとさ れているため。
127	通知・通達	信託会社等に関する総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	5 - 2 - 3 (4) ⑤	管理型信託会社登録簿の 縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(信託業法施行規 削第15条)についての対応が令和5年度3月まで に実施することとされているため。

					1							令和5年1月1日現在
							規制等の	現在	見直後	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが	見直し完了時期	見直し完了時期が
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	類型	Phase	Phase	2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	発展した丁崎崩が 令和6年以降になる場合の理由
128	通知・通達	信託会社等に関する総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	5-2-3 (4) ⑦	管理型信託会社登録簿の 縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(信託業法施行規 則第15条)についての対応が令和5年度3月まで に実施することとされているため。
129	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月26日	金融庁	VII - 4 - 2 - 7 - 2 (1)	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施することとされているため。
130	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月26日	金融庁	VII - 4 - 2 - 7 - 2 (3)	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施するこ
131	通知・通達	主要行等向けの総合的な監督指針	平成17年10月26日	金融庁	VII - 5 - 2 - 3	銀行代理業者に関する原	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	ととされているため。 工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 60)についての対応が令和5年度3月までに実施
132	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	IV - 5 - 2 - 3	銀行代理業者に関する原 簿の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	することとされているため。 工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 60) についての対応が令和5年度3月までに実施 することとされているため。
133	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	IV - 4 - 2 - 7 - 2	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	海	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施することとされているため。
134	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	IV - 4 - 2 - 7 - 2	銀行代理業者に関する報 告書の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第2項・銀行法施行規則第34条の59第5項)に ついての対応が令和5年度3月までに実施することとされているため。
135	通知・通達	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	平成18年1月1日	金融庁	IV - 4 - 2 - 7 - 2	銀行代理業者に関する報 告書の線覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(銀行法第52条の 50第 2 項・銀行法施行規則第34条の59第 5 項)に ついての対応が令和 5 年度 3 月までに実施するこ
136	通知・通達	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者関係)	平成10年1月1日	金融庁	III - 2 - 1(II)(3)	登録簿等の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	ととされているため。 工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年3月までに実施することとされているため。
137	通知・通達	事務ガイドライン (資金移動業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	VII - 2 - 1 (8)3)	登録簿等の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年3月までに実施することとされているため。
138	通知・通達	事務ガイドライン (暗号資産交換業者関係)	平成10年1月1日	金融庁	III - 2 - 1 (7)(3)	登録簿等の縦覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6 年3月までに実施することとされているため。
139	通知・通達	適格消費者団体の認定、監督等に関するガイド ライン	平成19年2月16日/消費者 庁	消費者庁	2(8)+	備置き書類の閲覧等	往訪問覧	2-3(1)	3-3	要	令和5年中	
140	通知・通達	住民基本台帳事務処理要領について	昭和42年10月4日庁保発/保 発/民事甲/食糧業第2242 号	総務省	第二 三	住民基本台帳の一部の写 しの閲覧	往訪問覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年6月まで	情報の加工流用防止についての技術検証の結果を 注視しつつ、当該規制のデジタル化に必要となる 代替技術の進展等の動向を踏まえて、所要の見直 しを行うため。
141	通知・通達	住民基本台帳事務処理要領について	昭和42年10月4日庁保発/保 発/民事甲/食糧業第2242 号	総務省	第二 三	住民基本台帳の一部の写 しの閲覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2)	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年6月まで	情報の加工流用防止についての技術検証の結果を 注視しつつ、当該規制のデジタル化に必要となる 代替技術の進展等の動向を踏まえて、所要の見直 しを行うため。
142	通知・通達	聴聞の運用のための具体的措置について	平成6年4月25日総管第102号	総務省	別紙二 ॥	当該事案についてした調査の結果に係る調書その 他の当該不利益処分の原 因となる事実を証する資料の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年中	
143	通知・通達	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律の一部を改正する法 律の施行に伴い改正又は新たに制定する条例の 参考例等について		総務省	○○県人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例 (例)第七条		往訪問覧	3-4	3-4	否		
144	通知・通達	地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律の一部を改正する法 律の運用について	平成16年8月1日総行公第54 号	総務省	第五 IV	人事行政の運営の状況に 関する公表の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
145	通知・通達	期日前投票及び不在者投票制度の活用について	平成21年7月29日総行管第85号	総務省	第五	船員の不在者投票に関す る事項において、候補者 氏名等の閲覧 船員の不在者投票に関す	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
146	通知・通達	期日前投票及び不在者投票制度の活用について	平成19年5月23日総行管第 156号	総務省	第五	る事項において、候補者 氏名等の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
147	通知・通達	地方公共団体における内部統制制度の導入・実 施ガイドライン	平成31年3月1日	総務省	II 2	内部統制に関する方針の 閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
148	通知・通達	「地方公共団体における職員給与等の公表につ いて」の全部改正について (通知)	平成17年8月29日総行給第 103号	総務省	=	給与情報等の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
149	通知・通達	国と地方団体との税務行政運営上の協力につい て	昭和29年9月20日自乙府発第 195号	総務省	第2-1	所得税関係書類の閲覧	往訪問覧	3-3	3-3	杏		
150	通知・通達	所得税の確定申告書を提出した者について個人 事業税および個人住民税の申告書を提出したも のとみなすこととされたことに伴う国と地方公 共団体との税務行政運営上の協力について		総務省	5	所得税の確定申告書の閲 覧	往訪問覧	3-3	3-3	否		
151	通知·通達	国税における電子申告・納税システム導入に伴 う国と地方団体との税務行政運営上の協力につ	平成15年9月16日総税企第 130号	総務省	1 (2)	法人税申告書の閲覧	往訪問覧	3-3	3-3	否		
152		国税における電子申告・納税システム導入に伴 う国と地方団体との税務行政運営上の協力につ いて	平成15年9月16日総税企第 130号	総務省	1 (3)	各種申請書等の閲覧	往訪閲覧	3-3	3-3	否		
153		電子情報処理組織による戸籍の記録事項証明書 等の交付請求及び戸籍の届出等の取扱いについ て	平成16年4月1日民一第928号	法務省	第三 五	届出等情報の閲覧	往訪閲覧	2-3①	2-3①	否		
154	通知・通達	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の 施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて	平成13年2月16日民二第445 号	法務省	第六	交付申請書の様式	往訪閲覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	2-3① 2-3② 2-3③	否		
155	通知・通達	不動產量記事務取扱手統準則	平成17年2月25日民二第456 号	法務省	第一四〇条	登記簿の附属書類の閲覧	往訪問覧	地図等の問 覧 2-3① 2-3② 2-3② 全記簿の付 属書類の問 覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効患等を踏まえた上で、デジタル化の 具体的方法を決定する必要があるため。
156	通知・通達	更生保護事業法施行規則の適用について	平成14年6月10日保更第357 号	法務省	第二 六	財産目録等の閲覧	往訪閲覧	1-① 2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第29条第3項)の規定による手続の運用の見直し が令和6年3月までに実施することとされている ため。
157	通知・通達	要生保護事業法施行規則の運用について	平成14年6月10日保更第357号	法務省	第二 六	財産目録等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第29条第3項)の規定による手続の運用の見直し が令和6年3月までに実施することとされている ため。
158		商業登記等事務取扱手統準則	平成17年3月2日民商第500号	法務省	第三九条	登記簿の附属書類の閲覧	往訪問覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効果等を踏まえた上で、デジタル化の 具体的方法を決定する必要があるため。
159	通知・通達	債権譲渡登記令及び登記手数料令の一部を改正 する政令等の施行に伴う債権譲渡登記事務の取 扱いについて	平成13年3月23日民商第771 号	法務省	第二	申請情報等の閲覧	往訪問覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効果等を踏まえた上で、デジタル化の 具体的方法を決定する必要があるため。
160		登記手数料令及び債権譲渡登記令の一部を改正 する政令等の施行に伴う債権譲渡登記事務の取	平成16年4月28日民商第 1341号	法務省	第六	申請情報等の閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3① 2-3②	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効果等を踏まえた上で、デジタル化の
		扱いについて	10417						2-3③			具体的方法を決定する必要があるため。

_		т.								i .		令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 至見直しで、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、既に見直しが 完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
161	通知・通達	動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令等 の施行に伴う動産・債権譲渡登記事務の取扱い について	平成26年5月23日民商第49号	法務省	第四	登記申請書等の閲覧	往訪問覧	1-①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効果等を踏まえた上で、デジタル化の 具体的方法を決定する必要があるため。
162	通知・通達	動産・債権譲渡登記事務取扱手続準則の制定に ついて	平成26年12月22日民商第 128号	法務省	第五一条	登記申請書等の閲覧	往訪問覧	1-①	2-3②	要	令和6年6月まで	運用の実態の検証、利用者・関係団体の意見聴取 及び費用対効果等を踏まえた上で、デジタル化の
163	通知・通達	供託事務取扱手続準則	昭和47年3月4日民事甲第 1050号	法務省	第八十五条	供託に関する書類の閲覧	往訪閲覧	1-①	2-3③	否		具体的方法を決定する必要があるため。
164	通知・通達	個人寄附に係る税額控除の対象となる更生保護 法人の証明手続について	平成23年7月28日法務省保更 第368号	法務省	4	書類の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第29条第3項)の規定による手統の運用の見直し が令和6年3月までに実施することとされている ため。
165	通知・通達	「更生保護法人の税類控除証明申請ガイドライン」の策定について	平成23年7月28日法務省保更 第369号	法務省	IV 4	寄附者名簿の閲覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(更生保護事業法 第29条第3項)の規定による手続の運用の見直し が令和6年3月までに実施することとされている ため。
166	通知・通達	地方更生保護委員会の決定に関する記録の閲覧 について	平成20年5月28日法務省保観 第409号	法務省	1	記録の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	2-3① 2-3②	要	令和5年中	
167	通知・通達	関税法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第100号	財務省	7-18 (6)	照会貨物の内容及び回答 の内容の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
168	通知・通達	関税法基本通達	昭和47年3月1日蔵関第100号	財務省	7—1902 (13)	回答書等の内容の閲覧 照会内容及び回答内容の	往訪問覧	3-4	3-4	否		
169	通知・通達	関税法基本通達 支払手段等の輸出入許可に係る処理要領につい	昭和47年3月1日蔵関第100号 平成20年5月22日財関第591	財務省	7-1904 (5)	問覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
170	通知・通達	文仏子校寺の朝田八町刊に除る及場会側にプい て	号	財務省	第三四(六)	外国為替相場の閲覧 公売財産の状況を示すた	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
171	通知・通達	国税徵収法基本通達	昭和41年8月22日微管/微微 第2-79号	財務省	公売公告の手続 一七	めの図面、地図、写真等 の情報の閲覧	往訪閲覧	1-②	3-4	要	令和5年中	
172	通知・通達	国有地の利用等に関する企画提案を審査した上 で行う一般競争入札の取扱いについて	平成20年6月26日財理第 2730号	財務省	第七	入札案内書の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
173	通知・通達	貸付中の財産の売却促進について	平成21年2月19日財理第584 号	財務省	第二 一	入札財産の詳細な所在地 等の情報に関する閲覧	往訪問覧	1-①	1-①	否		
174	通知・通達	事前照会に対する文書回答の事務処理手続等に ついて(事務運営指針)	平成14年6月28日課審第1-14 号	財務省	6	照会内容及び回答内容の 閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
175	通知・通達	消費稅法基本通達	平成7年12月25日課消第2-25 号	財務省	8-3-4	市中輸出物品販売場に係 る購入記録情報の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
176	通知・通達	学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に ついて	令和元年7月12日文科高第 228号	文部科学省	第三 一④	寄付行為の閲覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要	令和7年6月まで	関連する法令(私立学校法第33条の2)の見直し が、令和7年6月までに実施することとされてい るため。
177	通知・通達	学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に ついて	令和元年7月12日文科高第 228号	文部科学省	第三 一④	寄付行為財産目録等の閲 覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要	令和7年6月まで	関連する法令(私立学校法第47条の2)の見直しが、令和7年6月までに実施することとされているため。
178	通知・通達	働き方改革を推進するための関係法律の整備に 関する法律による改正後の労働安全衛生法及び じん腓法の施行等について	平成30年9月7日基発第907-2 号	厚生労働省	第一 二	事業者が講ずべき労働安 全衛生及びじん肺に係る 指針の関覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		572.00 ₀
179	通知・通達	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第2号	厚生労働省	第三	届出事項の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
180	通知・通達	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する 手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第3号	厚生労働省	第三	届出事項の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
181	通知・通達	訪問看護ステーションの基準に係る届出に関す る手続きの取扱いについて	令和2年3月5日保医発第0305 第4号	厚生労働省	第三 六	届出事項の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
182	通知・通達	確定拠出年金制度について	平成13年8月21日年発第213 号	厚生労働省	別紙第1 9	企業型年金規約の閲覧	往訪問覧	2-3①	2-3① 2-3② 2-3③	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(確定拠出年金法 第4条第4項)の見直しが令和6年3月までに実 施することとされているため。
183	通知・通達	共済事業向けの総合的な監督指針	平成18年3月31日経営第 7481号	農林水産省	-四-五-三 (-)	手続実施基本契約を締結 した相手方である指定 ADR機関の商号又は名 称、及び連絡先の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
184	通知・通達	共済事業向けの総合的な監督指針	平成18年3月31日経営第 7481号	農林水産省	III-=-∧-=	説明書類の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
185	通知・通達	共済事業向けの総合的な監督指針	平成18年3月31日経営第 7481号	農林水産省	III−二−八−三	説明書類の縦覧	往訪閲覧	2-4(1)	3-4	要	令和5年中	
186	通知・通達	農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組 合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び 共済事業のみに係るものを除く。)	平成23年2月28日経営第 6374号	農林水産省	Ⅱt-=	説明書類の線覧	往訪問覧	2-4(1) 2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
187	通知・通達	農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組 合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び 共済事業のみに係るものを除く。)		農林水産省	m-=-=	説明書類の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
188	通知・通達	建設工事等契約事務取扱要領標準例の制定について	平成12年11月15日経第1772 号	農林水産省	第一〇条	有資格者名簿の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
189	通知・通達	農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の 制定について	平成12年12月1日経第1859 号	農林水産省	第一〇条	有資格者名簿の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
190	通知・通達	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関す る法律等に基づく入札及び契約に関する情報等 の公表について	平成13年4月27日経第172号	農林水産省	= (-)	発注の見通しに関する事 項等の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
191	通知・通達	農業経営基盤強化促進法の基本要綱	平成24年5月31日経営第564 号	農林水産省	別紙四 第四	認定に当たっての判断の 基準となる全での指標の 閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
192	通知・通達	集落地域整備法の運用について	平成15年8月28日国都計/農 振第44号	農林水産省	第二	基本方針の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
193	通知・通達	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促 進に関する法律の運用について	平成17年12月1日農振第 1360号	農林水産省	第三	基本方針の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
194	通知・通達	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促 進に関する法律の運用について	平成17年12月1日農振第 1360号	農林水産省	第四	市町村計画の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
195	通知・通達	地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に 関する事務の取扱いについて	平成12年5月8日林野計第154 号	農林水産省	第五 七	計画書及び森林計画図の 縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
196	通知・通達	漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び 共済事業のみに係るものを除く。)	平成25年5月29日水漁第341 号	農林水産省	Ⅲ-=-= (3)	説明資料の線覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
197	通知・通達	農業共済団体に対する監督指針	平成24年3月27日経営第 3130号	農林水産省	IIΞ-Ξ	農業共済団体の業務及び 財産状況に関する事項の 閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
198	通知・通達	農業共済団体に対する監督指針	平成24年3月27日経営第 3130号	農林水産省	ⅡΞ- <u></u>	農業共済団体の業務及び 財産状況に関する事項の 閲覧 また計算体計画を第の機	往訪問覧	3-4	3-4	否		
199	通知・通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定 について	平成12年4月1日構改C第261 号	農林水産省	第一一 (四)	市町村整備計画案等の縦 覧	往訪問覧	2-4(1)	3-4	要	令和5年中	
200	通知・通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定 について	平成12年4月1日構改C第261 号	農林水産省	第一三 三 (五) ⑦イb	振興条例計画案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
201	通知・通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定 について	平成12年4月1日構改C第261 号	農林水産省	第一四 一 (三) ②	振興条例計画案の線覧 市町村整備計画案の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
202	通知・通達	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定 について	号	農林水産省	第一四 一 (三) ③	振興条例計画案の縦覧 市町村整備計画案の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
203	通知・通達	建物共済約款例	平成22年2月8日経営第5407 号	農林水産省	第四六条	建物共催約款の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
204	通知・通達	建物共済約款例	平成22年2月8日経営第5407 号	農林水産省	第四四条	建物共催約款の閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		

													令和5年1月1日現在
Mathematical Content	No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要				至見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル原則適合性が確保でき	※「令和5年中」としてい るものには、既に見直しが	
18 10 18 18 18 18 18 18	205	通知・通達	系統全融機関向けの総合的な監督指針				した相手方である指定 ADR機関の商号又は名	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
Mathematical Content	206	通知・通達	農業共済組合模範定款例の基準	経B第4054号農林事務次官	農林水産省	第33条	定款等の閲覧	往訪問覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
Mathematical Property of the	207	通知・通達	農業共済組合模範定款例の基準	昭和38年12月27日付け38農 経B第4054号農林事務次官	農林水産省	第34条	事業報告書等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
Part	208	通知·通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	平成16年1月9日付け15経	農林水産省	第38条		往訪問覧	2-31	3-3	要	令和5年中	
18 18 18 18 18 18 18 18	209	通知·通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	平成16年1月9日付け15経	農林水産省	第67条	家畜共済掛金率等一覧表	往訪問覧	2-3①	3-3	要	令和5年中	
19 18 18 18 18 18 18 18	210	通知・通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	平成16年1月9日付け15経	農林水産省	第101条	果樹共済掛金率等一覧表	往訪問覧	2-3①	3-3	要	令和5年中	
18	211	通知・通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	平成16年1月9日付け15経	農林水産省	第125条	畑作物共済掛金率等一覧	往訪問覧	2-3①	3-3	要	令和5年中	
March Marc				官依命通知 平成16年1月9日付け15経					2-3①				
March Marc	212	通知·通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	官依命通知	農林水産省	第148条	覧表の閲覧	往訪問覧	2-3③	3-3	要	令和5年中	
Mathematical Math	213	通知・通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	官依命通知	農林水産省	第167条		往訪閲覧	2-3③	3-3	要	令和5年中	
20 10 10 10 10 10 10 10	214	通知・通達	農業共済組合模範事業規程例の基準	営第5367号農林水産事務次 官依命通知	農林水産省	第228条		往訪問覧	2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年中	
20 10 10 10 10 10 10 10	215	通知·通達	都道府県連合会模範定款例		農林水産省	第27条	定款等の閲覧	往訪問覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
Math	216	通知・通達	都道府県連合会模範定款例		農林水産省	第28条	事業報告書等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
	217	通知・通達	都道府県連合会模範事業規程例	第 5367 号農林水産事務次官	農林水産省	第96条		往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
March Marc	218	通知・通達	都道府県連合会模範事業規程例	平成 16 年 1 月 9 日 15 経営 第 5367 号農林水産事務次官	農林水産省	第153条	農機具共済掛金率等一覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
### 18 ** 전 변변 변													
# 15 전 16 전	219	通知・通達	農作物共済引受要綱	営第380号農林水産省経営	農林水産省	第1 農作物共済掛金率等 一覧表の備置き		往訪問覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
# 20 전 20	220	通知・通達	家畜共済事務取扱要領		農林水産省	第1節 組合等の引受けに 関する事務処理 1 家畜共済掛金率等一覧 表		往訪閲覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
## 1 보고 10 전 10	221	通知・通達	果樹共済引受要網	営第1305号農林水産省経営	農林水産省	第1節組合等の引受事務 第1果樹共済掛金率等一 覧表の偏置さ		往訪閲覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전	222	通知・通達	短作物共済引受要網	営第1044号農林水産省経営	農林水産省	第1節 組合等の引受事務 第1 畑作物共済掛金率等		往訪閲覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
20 20 20 20 20 20 20 20	223	通知・通達	圖芸施設共済事務取扱要領	0経営第367号農林水産 省経営局長通知	農林水産省	第1節 組合等の引受け 1 園芸施設共済掛金率等 一覧表		往訪問覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
20	224	通知・通達	建物共済約款例	号	農林水産省	第44条	変更する約款の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
20 20 20 20 20 20 20 20				号		第46条							
August				1234号		章第37条							
超出・過程 日本				令和2年4月1日元林国経						2-3①		令和6年3月まで	令第66条第3条 (No.新規233) 及び樹木採取権登 録令施行規則第82条 (No.新規234)) の見直しが 令和5年度3月までに実施することとされている
22	229	通知・通達			農林水産省	第4項		往訪閲覧		3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、関連する法令(森林法第10条の 16第 1 項(別表 1 - No.212)及び森林法第10条の 17第 1 項(別表 1 - No.213))の見直しが、令和
23 活力・通常 港立で電力機列についての設計	230	通知・通達	協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについ て		经済産業省	- (□) (□) (E)	票請求書面の閲覧	往訪問覧		3-4	要	令和5年中	
222 過日・通産 商正在電力限別についての指針 令和元を5月30日 経済産業 第二部目2 変 住坊間覧 3.4 3.4 百 日本の書き 日本の		通知・通達	適正な電力取引についての指針	令和元年5月30日	経済産業省		Ñ		3-4	3-4	否		
超出・速速 標準等級地理要領の改正について 特別19-33-11日後年配 日本大選者 に関する法律課と無に保持 24-40	232	通知・通達	適正な電力取引についての指針		経済産業省		大利神和別父刊書面の閲 覧	往訪閲覧			否		
225 過知・過程 単級取扱業職について 号 周上交通者 附上本 特別を有限を向いる 位が開業 2.42 3.4 要 令和5年中 令和5年中 日本交通者所管の契約に応る競争参加資格書表 表現の表現を向いて 号 日本交通者 第二十条 契約に係る競争参加の有 資格者間覧名等の開業 位が開業 2.42 3.4 要 令和5年中 令和5年中 日本交通者所管の契約に応る競争参加資格書表 表現の表現について 号 日本交通者 日本の金者 日本交通者 日本交通者 日本交通者 日本交通者 日本の金者 日本の				号		に関する法律第二章に係る ○○県事務処理要領			2-4(2)	2-4②			
232 過知・過速	234	通知・通達	事務取扱要領について	号	国土交通省	第十条		往訪閲覧	2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
227 過知・過速 本務取扱業領について 号	235	通知・通達	事務取扱要領について	9	国土交通省	第二十条	資格者閲覧名簿の閲覧	往訪問覧	2-4②	3-4	要	令和5年中	
23 通知 ・通速 一般競争人机万元の実施について 中級の年の月21日写着から 国工文通常 二			事務取扱要領について	9			資格者閲覧名簿の閲覧		2-4②			令和5年中	
239 241 242 240 244 247 244 247 248						-= -	N						
240 241 242 243 244 245 24			の公表について	契発/技調発第34号		2							
241 通知 - 通速 工事における人社及び契約の過程並びに契約の 平成13年3月30日間官会 / 国 国土文通省 国土文通 国土工之通 国土工之通 国土工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			ついて 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に	平成13年3月30日国官会/国		2	発注の見通しに関する事					令和5年中	
242 通知・通速 工事における入札及び契約の通程並びに契約の 平成13年3月30日国官会/固 国土 天通者 五 1 競争参加資格等に関する 住地間覧 2-4① 3-4 要 令和5年中 内容等に応め情報の公表について 取締末125号 平成3日間 申取の問題 申取の問題 2-4② 3-4 要 令和5年中 243 243 工事における入札及契押の必要並びに契約の申申取扱が関係とは、契約の申申取扱行を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を			工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に	平成13年3月30日国官会/国		5	発注の見通しに関する事		2-41				
243 漁却、漁歩 工事における入札及び契約の過程並びに契約の 平成13年3月30日留官会/国 田ナス漁歩 エー 競争参加資格等に関する けた物物 2.4 2.4 不	242	通知・通達	工事における入札及び契約の過程並びに契約の	平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	五Ⅰ	競争参加資格等に関する	往訪閲覧	2-41	3-4	要	令和5年中	
	243	通知・通達	工事における入札及び契約の過程並びに契約の	平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	五Ⅰ	競争参加資格等に関する	往訪問覧		3-4	否		

No.												
140.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条项等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 来見意し言っつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともデジタル規則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年中」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
244	通知・通達	工事における入札及び契約の過程並びに契約の 内容等に係る情報の公表について	平成13年3月30日国官会/国 官地第1429号 平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	五川	競争参加資格等に関する 事項の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
245	通知・通達	工事における入札及び契約の過程並びに契約の 内容等に係る情報の公表について 工事における入札及び契約の過程並びに契約の	平成13年3月30日国官会/国 官地第1429号 平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	五川	競争参加資格等に関する 事項の閲覧	往訪閲覧	3-4 2-4①	3-4	否		
246	通知・通達	内容等に係る情報の公表について 工事における入札及び契約の過程並びに契約の	官地第1429号 平成13年3月30日国官会/国	国土交通省	六	調査基準価格等の閲覧	往訪問覧	2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
247	通知・通達	内容等に係る情報の公表について 建設コンサルタント業務等における入札及び契	官地第1429号	国土交通省	六	調査基準価格等の閲覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和5年中	
248	通知・通達	約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	5	競争参加資格等に関する 事項の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
249	通知・通達	建設コンサルタント業務等における入札及び契 約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	5 II	契約者名及び契約金額の 閲覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
250	通知・通達	建設コンサルタント業務等における入札及び契 約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	5 II	契約者名及び契約金額の 関覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
251	通知・通達	建設コンサルタント業務等における入札及び契 約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	5	契約者名及び契約金額の 関覧	往訪問覧	3-4	3-4	杏		
252	通知・通達	建設コンサルタント業務等における入札及び契 約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	6	競争参加資格等に関する 事項の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
253	通知・通達	建設コンサルタント業務等における入札及び契 約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 について	平成14年9月5日国官会 / 国 地契第1211号	国土交通省	6	競争参加資格等に関する 事項の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
254	通知·通達	官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方 式の実施について	平成6年6月21日営管発第349	国土交通省	13	回答書の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
255	通知·通達	都市公園法運用指針 (第4版)	平成30年3月国土交通省都市 民	国土交通省	8-1(10)	都市公園台帳の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
256	通知·通達	都市公園法運用指針 (第 4 版)	平成30年3月国土交通省都市	国土交通省	8-2(4)	協定書の閲覧	往訪閲覧	2-4(1) 2-4(2)	3-4	要	令和5年中	
		グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の費 用対効果分析手法マニュアルの策定及び都市公	令和4年3月31日国都公景第		第4			2-4(6)				
257	通知・通達	園等事業の新規事業採択時評価実施要領細目等 の一部改訂について		国土交通省	2 (2)	評価結果の閲覧 土地等の貸借を希望する	往訪問覧	1-②	3-4	要	令和5年中	
258	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公緑 第150号	国土交通省	12-2(5)③	土地等の具備を布里する 地権者や民間団体の情報 の閲覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
259	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公禄 第150号	国土交通省	(2)④	管理協定の線覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
260	通知・通達	都市緑地法運用指針について	平成16年12月17日国都公禄 第150号	国土交通省	11(2)③	緑地協定の縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
261	通知・通達	屋外広告物条例ガイドライン	昭和39年3月27日建設都総発 第7号	国土交通省	第二十三条の三	保管物件一覧簿の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
262	通知・通達	屋外広告物条例ガイドライン	昭和39年3月27日建設都総発 第7号	国土交通省	第三十三条の三	屋外広告業者監督処分簿 の閲覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
263	通知・通達	景観法運用指針	平成16年12月17日国都計第 111号	国土交通省	V3 (4)	管理協定の縦覧	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
264	通知・通達	景観法運用指針	平成16年12月17日国都計第 111号	国土交通省	V3 (5)	景観重要建造物又は景観 重要樹木に関する台帳の 閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
265	通知・通達	景観法運用指針	平成16年12月17日国都計第 111号	国土交通省	V5 (3)	景観農業振興地域整備計 画書又はその写しの縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
266	通知・通達	景觀法運用指針	平成16年12月17日国都計第 111号	国土交通省	V7 (3)	準景観地区の区域の案等 の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
267	通知・通達	景觀法運用指針	平成16年12月17日国都計第 111号	国土交通省	V9 (3)	景観協定に関する縦覧	往訪問覧	3-4	3-4	否		
268	通知・通達	民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)	平成17年10月24日国住街 / 国都制第171号	国土交通省	第1 六	保留地予定地に係る権利 の内容を記載した簿書の 閲覧	往訪問覧	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	3-3	要	令和5年中	
269	通知・通達	土地区画整理事業運用指針	平成13年12月26日国都市第 381号	国土交通省	V-1 3	選挙人名簿の縦覧	往訪閲覧	2-4① 2-4②	2-4① 2-4②	否		
270	通知·通達	道路法等の一部を改正する法律等の施行につい	平成元年12月20日道政発第	国土交通省	第2 (1)	協定書の閲覧	往訪閲覧	2-4①	3-4	要	令和6年6月まで	工程表において、関連する法令の見直しが令和6
271	通知・通達	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 施行規則の一部を改正する省令及びマンション 管理業者登録簿の閲覧場所に関する告示の施行 について	平成14年9月19日国総動第 1956号	国土交通省	3	マンション管理業者登録	往訪問覧	2-4② 2-4① 2-4②	2-4① 2-4②	否		年6月までに実施することとされているため。
272	通知・通達		平成5年6月25日住街発/住 指発第94号	国土交通省	第9	一団地の区域を表示した 図書の閲覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年3月まで	
273	通知・通達	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法 律等の施行について	平成13年5月15日国住街第40 号	国土交通省	第5	特例敷地等を表示した図書の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年3月まで	ているため。 関連する法令(建築基準法第57条の2第4項)の 見直しが、令和5年度3月までに実施することと
274	通知・通達	建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施 行について	平成14年12月27日国住街第 110号	国土交通省	第5	対象区域等を表示した図書の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和6年3月まで	されているため。 関連する法令(建築基準法第86条第 8 項)の見直 しが、令和5年度3月までに実施することとされ
275	通知・通達	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定 建築物の建築の促進に関する法律の施行に伴う 建築基準法の運用等について	平成6年9月28日住指発第381 号	国土交通省	1	当該特定建築物に係る建 築基準法第九三条の二に 規定する図書の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3(1) 2-3(2) 2-3(3)	否		ているため。
276	通知・通渉	都市計画運用指針	平成12年12月28日建設省都	国土交通省	IV-1-2 2	死たする図書の同見 基本方針の閲覧	往訪閲覧	2-41	3-4	要	令和5年中	
	通知・通達	都市計画運用指針	計発第92号 平成12年12月28日建設省都		V 2	都市施設等整備協定の縦	往訪閲覧	2-4②	3-4	要	令和5年中	
	通知・通達	国土地理院地理資料閲覧規則	計発第92号 平成13年3月12日 国地達第		第3	覧 地理資料の目録の閲覧	往訪閲覧	2-4②	3-4	否		
		国土地理院地理資料閲覧規則	23号 平成13年3月12日 国地達第		第9条二	地理資料原本の複写物の	往訪閲覧	3-4	3-4	否		
	週知·週達	国工地場就地場資料回覧規則 住宅瑕疵担保責任保険法人業務規程の認可基準	23号 平成20年3月28日国住生第		16. (7)(8)	閲覧 保険法人の概況及び組織	往訪問覧	2-4①	3-4	要	令和5年中	
		は七-収減担体員は体験広へ来効効性があり参与 特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程	378号 平成20年国土交通省告示第		15. (7)(8)	に係る情報の閲覧 登録簿及び第七条の報告 に係る書面又はこれらの	往訪問覧	2-4②	3-4	否	PROFE	
282	Wen varia		1013号 令和3年6月22日	MI TO THE	第49条第5項(単棟型)	写しの閲覧 マンション管理組合に係	(+ p.t. mp ===	2-3①	2.5		Amre:	
	通知・通達 通知・通達	マンション標準管理規約の改正について マンション標準管理規約の改正について	国住マ第33号 令和3年6月22日	国土交通省	第64条第1項(単棟型)	る議事録の閲覧 マンション管理組合に係	往訪問覧往訪問覧	2-3② 2-3①	3-3	要	令和5年中	
			国住マ第33号 令和3年6月22日			る会計帳簿等の閲覧 マンション管理組合に係		2-3(2)				
284	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	国住マ第33号	国土交通省	第64条第2項(単棟型)	る長期修繕計画書等の閲覧	往訪問覧	2-3②	3-3	要	令和5年中	
285	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第72条第2項(単棟型)	マンション管理組合規約 の閲覧	往訪閲覧	2-3(1)	3-3	要	令和5年中	
286	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第72条第4項(単棟型)	マンション管理組合に係 る議事録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
	通知·通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号 令和3年6月22日		第51条第5項(団地型)	マンション管理組合に係 る議事録の閲覧 マンション管理組合に係	往訪問覧	2-3① 2-3② 2-3①	3-3	要	令和5年中	
288	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	国住マ第33号	国土交通省	第66条第1項(団地型)	る会計帳簿等の閲覧 マンション管理組合に係	往訪問覧	2-3(2)	3-3	要	令和5年中	
289	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第66条第2項(団地型)	る長期修繕計画書等の閲 覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	

												令和5年1月1日現在
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 来見直し言うかつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さず ともがジタル原則適合性が確保でき ていることを確認済	見直し完了時期 ※「作和5年申」としているものには、既に見直しが 売了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
290	通知·通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第74条第6項(団地型)	マンション管理組合に係 る議事録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
291	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第82条第2項(団地型)	マンション管理組合規約 の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
292	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第82条第4項(団地型)	マンション管理組合規約 等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
293	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第53条第5項(複合用途型)	マンション管理組合に係 る議事録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
294	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第69条第1項(複合用途型)	マンション管理組合に係 る会計帳簿等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
295	通知·通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第69条第2項(複合用途型)	マンション管理組合に係 る長期修繕計画書等の閲 覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
296	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第77条第2項(複合用途型)	マンション管理組合規約 の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
297	通知・通達	マンション標準管理規約の改正について	令和3年6月22日 国住マ第33号	国土交通省	第77条第4項(複合用途型)	マンション管理組合規約 等の閲覧	往訪問覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和5年中	
298	通知・通達	瀬戸内海環境保全臨時措置法の施行について	昭和49年1月9日環水規第5号	環境省	四 (二)	事前評価の書面の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要		縦覧を実施する主体である関係府県において、手 統や機材等の整備が必要であるため。また、関係 府県との調整に時間を要するため。
299	通知・通達	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理 業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の即 扱いについて	平成30年3月30日環循規発第 18033029号	環境省	第二 四	申請書等の経覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4注	要	令和5年中	
300	通知・通達	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を 改正する法律等の施行による無害化処理認定制 度について	平成18年8月9日環廃産発 / 環廃対発第60809005号	環境省	第五 二	認定に係る処理施設の維 持管理に関する事項の閲 覧	往訪問覧	1-①	3-4	要	令和6年3月まで	工程表において、同様の対応を要する法令(廃棄 物の処理及び清掃に関する法律第8条の4)の見 直しが令和5年度3月までに実施することとされ ているため。
301	通知・通達	ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進 に関する特別措置法の一部を改正する法律等の 施行について	平成28年8月1日環廃産発第 1608013号	環境省	第五 三	届出書の副本及び添付書 類の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	
302	通知·通達	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理 業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の即 扱いについて	会和2年3日30日福循相登第	環境省		申請書等の縦覧	往訪問覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和5年中	

扱いについて 注 規制の見直しにより、規制そのものを撤廃するもの